

契約概要・注意喚起情報

ご契約のしおり・約款

一生のお守り

無配当 終身保険

5年ごと利差配当付 終身保険

無配当 低解約返戻金型終身保険

5年ごと利差配当付 低解約返戻金型終身保険

平成 28 年 5 月

1. 「ご契約に際しての 重要事項（契約概要・注意喚起情報）」を必ずお読みください。
2. 特に、注意喚起情報には、お客さまにとって次の不利益となる情報も記載されていますので、よくご確認ください。
 - ◆保険金・年金・給付金などをお支払いできない場合
 - ◆現在のご契約の解約等を前提とするお申し込みについて



SOMPO ホールディングス | 保険の先へ、挑む。

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命

はじめに

このたびは、「無配当終身保険」「5年ごと利差配当付終身保険」「無配当低解約返戻金型終身保険」「5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険」のお申し込みをご検討いただきましてありがとうございます。この冊子は、ご契約に関する大切なことからを記載したものです。ご一読のうえ、後ほどお送りする保険証券とともに保管いただき、ご利用ください。もし、おわかりになりにくい点などがございましたら、お伺いしている当社募集代理店、営業社員、または最寄りの支社までお問い合わせください。

内容は、次の5つの部分に分かれています。



①ご契約に際しての重要事項（契約概要） 5～9 ページ

ご契約のお申し込みに際して、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。



②ご契約に際しての重要事項（注意喚起情報） 11～20 ページ

ご契約のお申し込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。



③保険金・給付金などのご請求について 21～29 ページ

保険金などをもれなくご請求いただくための確認事項などを記載しています。

必ず、ご一読ください。



④ご契約のしおり 31～79 ページ

ご契約に際してのお願いとお知らせ、商品の特徴としくみ、諸手続きなど、ご契約内容を正確にご理解いただくための様々な事項を説明しています。

必ず、ご一読ください。



⑤約款 81～295 ページ

ご契約についてのとりきめを、詳しく説明しています。

①～④とあわせてお読みいただき、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いいたします。



ユニバーサルデザイン(UD)の考え方に基づき、より多くの方へ適切に情報を伝えられるよう配慮したユニバーサルデザインフォントを採用しています。

目次

ご契約に際しての重要事項（契約概要）	5
ご契約に際しての重要事項（注意喚起情報）	11
1 お申し込みの撤回（クリーリング・オフ制度）について	12
2 健康状態などの告知について	13
3 保障の開始時期（責任開始期）について	14
4 保険金などをお支払いできない場合	15
5 保険料のお払込み、ご契約の失効・復活について	16
6 解約と解約返戻金について	17
7 現在のご契約の解約等を前提とするお申し込みについて	17
8 保険金額などが削減される場合について	18
9 生命保険契約者保護機構について	18
10 生命保険協会の生命保険相談所について	18
11 保険金などのお支払事由が生じた場合について	19
12 金融機関を募集代理店として本商品にご加入されるお客さまへ	19
13 お問い合わせ・ご相談などについて	20
保険金・給付金などのご請求について	21
1 保険金などのご請求からお支払いまで	22
2 保険金・給付金などをもれなくご請求いただくために	25
3 保険金などをお支払いできる事例・できない事例	27
ご契約のしおり	31
目的別 INDEX	32
主な保険用語のご説明	35
お願いとお知らせ	39
1 お申し込みに際して	40
2 保険契約の締結について	40
3 「生命保険契約者保護機構」について	41
4 業務または事務の委託について	43
5 取引時確認に関するお客さまへのお願い	43
個人情報等の取扱について	45
6 契約内容登録制度・契約内容照会制度について	46
7 支払査定時照会制度について	47
8 個人情報の取扱いについて	48
特徴としくみについて	49

9 特徴としくみ	50
10 特約の保障内容	53
11 余命6か月と判断されるときのお取扱いについて（リビング・ニーズ特約）	55
12 所定の要介護状態となったときのお取扱いについて（介護前払特約）	57
13 免責事由などについて	59
14 定期保険特約に適用する健康体料率について	60
15 指定代理請求特約について	62
保険料について	63
16 保険料のお払込み、ご契約の失効・復活について	64
17 保険料のお払込みが困難になられたとき	69
ご契約後について	71
18 債権者等による解約と受取人によるご契約の存続について	72
19 被保険者によるご契約者への解約の請求について	72
20 契約者配当金のお支払いについて	73
21 契約者に対する貸付について	74
22 保障内容の見直しをご検討の方へ	74
23 年金移行のお取扱いについて	75
24 保険金受取人の変更について	77
25 生命保険と税金について	78

約　款	81
終身保険普通保険約款	82
5年ごと利差配当付終身保険普通保険約款	105
低解約返戻金型終身保険普通保険約款	129
5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険普通保険約款	151
定期保険特約	174
災害死亡特約	188
養老保険特約	204
特定疾病診断保険料免除特約	218
リビング・ニーズ特約	225
介護前払特約	236
健康体料率特約（特約用）	246
特別条件付保険特約	251
年金支払特約	256
年金移行特約	261
5年ごと利差配当付年金移行特約	268
指定代理請求特約	276
団体扱特約	282
特別団体扱特約	284
預金口座振替特約	286
預金口座振替特約（団体・特別団体・集団扱用）	290
保険料クレジットカード払特約	291
責任開始期に関する特約	293
情報端末による保険契約の申込等に関する特約	295

お問い合わせ・ご相談などについて巻末



ご契約に際しての重要事項 (契約概要)

この「ご契約に際しての重要事項 (契約概要)」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願ひいたします。

「ご契約に際しての重要事項 (契約概要)」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

無配当終身保険・ 5年ごと利差配当付終身保険

お客さまのご契約の保険金額、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法、保険料等につきましては、実際にご契約いただく際の申込書、パンフレット、設計書にて必ずご確認ください。

ご契約例

40歳男性 保険期間：終身 保険料払込期間：60歳払済 保険金額：1,000万円

無配当終身保険



5年ごと利差配当付終身保険



- 責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益を超えた場合に、ご契約後5年ごとに契約者配当金をお支払いします。
- 契約者配当金は、今後のお支払いをお約束するものではなく、また、運用実績等によって変動(増減)し、お支払いできないこともあります。

正式名称	無配当終身保険・5年ごと利差配当付終身保険	
特徴	万一の保障を终身にわたり確保できます。	
保険金のお支払事由	被保険者が死亡されたとき 被保険者が所定の高度障害状態に該当されたとき ※死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いしません。保険金の支払事由に該当し、保険金が支払われた場合には、契約は消滅します。	死亡保険金 高度障害保険金
保険料の払込免除事由	ケガにより所定の身体障害状態に該当されたとき	
解約返戻金	保険料を払い込んだ年月数および経過年月数により計算します。	
その他	保険金額により、高額割引制度が適用されます。	

※詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

●お仕事の内容・健康状態・保険ご加入状況などによっては、ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。

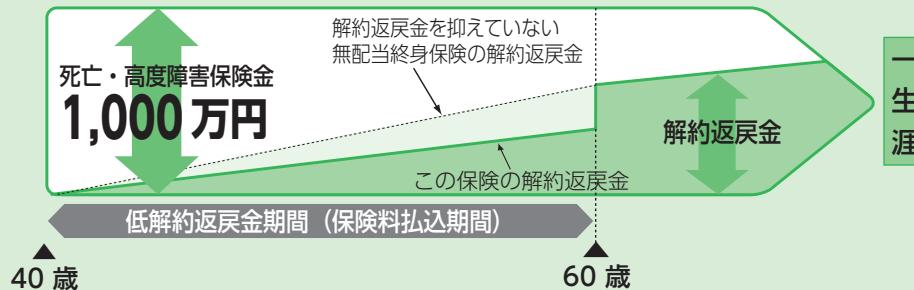
無配当低解約返戻金型終身保険・ 5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険

お客様のご契約の保険金額、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法、保険料等につきましては、実際にご契約いただく際の申込書、パンフレット、設計書にて必ずご確認ください。

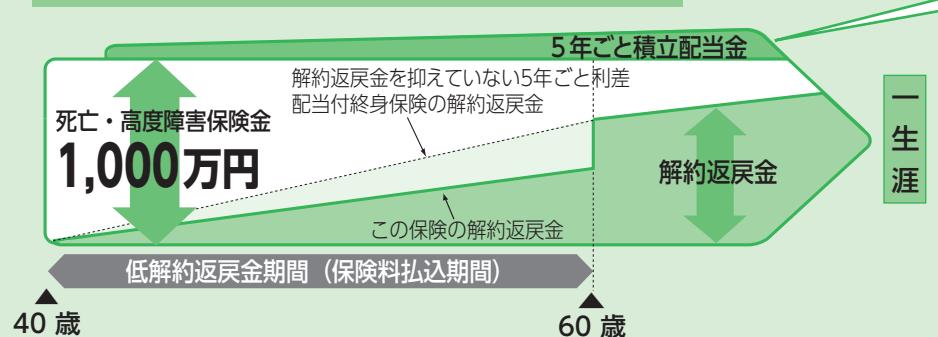
ご契約例

40歳男性 保険期間：終身 保険料払込期間：60歳払済 保険金額：1,000万円

無配当低解約返戻金型終身保険



5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険



- 責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益を超えた場合に、ご契約後5年ごとに契約者配当金をお支払いします。
- 契約者配当金は、今後のお支払いをお約束するものではなく、また、運用実績等によって変動(増減)し、お支払いできないこともあります。

正式名称	無配当低解約返戻金型終身保険・5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険	
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・万一の保障を终身にわたり確保できます。 ・保険料払込期間中の解約返戻金を低く抑え、保険料を割安に設定しています。 	
保険金のお支払事由	被保険者が死亡されたとき 被保険者が所定の高度障害状態に該当されたとき ※死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いしません。保険金の支払事由に該当し、保険金が支払われた場合には、契約は消滅します。	死亡保険金 高度障害保険金
保険料の払込免除事由	ケガにより所定の身体障害状態に該当されたとき	
解約返戻金	低解約返戻金期間（保険料払込期間）中の解約返戻金が無配当終身保険・5年ごと利差配当付終身保険の70%に抑えられています。低解約返戻金期間満了後の解約返戻金は、無配当終身保険・5年ごと利差配当付終身保険と同水準となります。ただし、保険料払込期間満了日までの保険料をすべてお支払いいただくことを要します。	
その他	保険金額により、高額割引制度が適用されます。	

※詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

●お仕事の内容・健康状態・保険ご加入状況などによっては、ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。

付加できる特約

特約名称	内 容
定期保険特約	死亡・所定の高度障害状態になったとき死亡・高度障害保険金をお支払いします。
健康体料率特約 (特約用) ＊定期保険特約に適用	喫煙状況および健康状態などが当社の定める基準に適合する場合に、定期保険特約の保険料が通常の保険料に比べて割安になります。
養老保険特約	満期のとき満期保険金を、死亡・所定の高度障害状態になったとき死亡・高度障害保険金をお支払いします。
災害死亡特約	ケガで180日以内に死亡・所定の高度障害状態になったとき、または所定の感染症で死亡・所定の高度障害状態になったとき災害死亡・高度障害保険金をお支払いします。
リビング・ニーズ特約	余命6か月以内と判断されるとき死亡保険金の全部または一部をご請求できます。 (他のご契約と通算して、一被保険者につき3,000万円が限度となります。) ○お支払額は、指定保険金額から6か月分の利息および保険料相当額を差し引いた金額です。(お支払額は、指定保険金額よりも少なくなります。)
介護前払特約	所定の要介護状態に該当したとき死亡保険金の全部または一部をご請求できます。 (他のご契約と通算して、一被保険者につき3,000万円が限度となります。) ○主契約の保険料払込期間経過後、かつ、被保険者の年齢が満65歳以上であることが必要です。 ○お支払額は、指定保険金額にもとづき、請求日における当社所定の率により計算した金額です。(お支払額は、指定保険金額よりも少なくなります。)
年金移行特約 5年ごと利差配当付年金移行特約	主契約の保険料払込期間経過後、当社所定の要件を満たした場合に、将来の保険金などのお支払いにかえて、保険契約の全部または一部を年金支払に移行することができます。 ○年金額は保険のご加入時点で定まるものではありません。年金額はご契約の責任準備金額などをもとにして、年金移行時における当社の定める率により計算します。 (この特約は、保険料払込期間経過後に所定の要件を満たした場合に、付加することができる特約です。)
年金支払特約	保険金などの支払を一時支払に代えて年金でお支払いします。 ○年金額は保険のご加入時点で定まるものではありません。将来お受取になる年金額は年金基金設定時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されるものです。
特定疾病診断保険料免除特約	特定疾病により所定の状態になったとき、以後の保険料のお払込みは不要です。 ○「乳がん」の保障は、「特約の責任開始日から起算して90日経過後」に開始されます。
指定代理請求特約	被保険者が受取人となっている保険金などの支払事由が生じた場合で、被保険者が保険金などを請求できない特別な事情があるときは指定代理請求人が請求できます。

※いずれの特約についても、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

各種特約と保険種類の組合せ一覧

	無配当 終身保険	5年ごと利差配当付 終身保険	無配当 低解約返戻金型 終身保険	5年ごと利差配当付 低解約返戻金型 終身保険
定期保険特約	●		●(※2)	
健康体料率特約 (特約用)	●		●(※2)	
* 定期保険特約に適用				
養老保険特約	●		●(※2)	
災害死亡特約	●	●	●(※2)	●(※2)
リビング・ニーズ特約	●	●	●	●
介護前払特約	●	●	●	●
年金移行特約(※1)				
5年ごと利差配当付 年金移行特約(※1)	●	●	●	●
年金支払特約	●		●	
特定疾病診断保険料 免除特約			●	●
指定代理請求特約	●	●	●	●

※1 保険料払込期間経過後に所定の要件を満たした場合に、付加することができる特約です。

※2 特定疾病診断保険料免除特約が付加されている場合にはお取扱いできません。

お問い合わせ・ご相談などについて

お問い合わせ・ご相談などについては巻末をご覧ください。



ご契約に際しての重要事項 (注意喚起情報)

この「ご契約に際しての重要事項（注意喚起情報）」は、ご契約のお申し込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

この「ご契約に際しての重要事項（注意喚起情報）」のほか、ご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1 お申し込みの撤回（クーリング・オフ制度）について

- お申し込みの撤回または保険契約の解除（以下「お申し込みの撤回等」といいます。）をすることができるクーリング・オフ制度があります。

- お申し込みの撤回等には、次の手続きが必要です。

- ①「申込日」※1からその日を含めて**15日以内**（郵便消印日付）に
②必要事項※2を記載した書面に自署したうえで、
③当社の支社または本社あてに郵便で発信いただく

- 次の場合にはお申し込みの撤回等をすることができません。

- ・当社が指定した医師の診査を受診された場合
 - ・債務履行の担保のための保険契約（質権設定契約）の場合
 - ・ご契約の内容変更（特約の中途付加等）の場合
 - ・ご契約者が事業のために事業契約としてお申し込みをされた場合

- 次の場合にはお申し込みの撤回等の効力は生じません。

- ・お申し込みの撤回等の書面の発信時に、保険金など（保険料のお払込みの免除を含みます。以下同じ）のお支払事由が生じている場合（書面の発信時に、お支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。）

※1 「責任開始期に関する特約」を付加していない場合は、次のとおりです。

- ・クレジットカード扱:
「申込日、または、カードの有効性等が確認でき
た日のいざれか遅い日」

・それ以外:

「申込日、または、第1回
保険料(相当額)の領収
日(着金日)のいずれか
遅い日」

※2 クーリング・オ フレターの書式例

2

健康状態などの告知について

告知について

- ①ご契約者や被保険者には、健康状態などについて告知していただく義務があります。ご契約にあたっては、所定の告知書などで当社がおたずねする傷病歴、健康状態、職業などについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。^{※1}
- ②生命保険募集人（社員・募集代理店を含み、以下「募集人」といいます。）に口頭でお話しされても、告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。^{※2}
- ③当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後、お申込内容について確認させていただく場合があります。

※1 多数の人が保険料を出し合って相互に保障し合う保険制度に、健康状態の良くない方等が無条件で加入されると、公平性が保たれません。

※2 ご契約内容によって、当社が指定した医師が口頭で告知を求める場合があります。

※3 告知受領権は当社および当社が指定した医師が有しています。

正しく告知されない場合のデメリット

- ①故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日・復活日から2年以内であれば、告知義務違反としてご契約を解除することができます。また、2年経過後も、保険金などのお支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することができます。^{※3}
- ②ご契約を解除したときには、たとえ保険金などのお支払事由が発生していても、多くの場合、これをお支払いすることはできません。
- ③上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合など、詐欺による取消しを理由として、保険金などをお支払いできないことがあります。この場合、責任開始日・復活日からの年数は問いません。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

※4 勧めがなければ、事実と違うことを告げるように勧めたときには解除しません。ただし、こうした妨げや勧めがなかったとしても正しく告知いただけなかったと認められる場合、解除することがあります。

傷病歴がある方でも引き受け可能なケースがあること

傷病歴がある場合でも、その内容やご加入される保険種類によって、特別な条件をつけてお引き受けすることができます。^{※4}

※5 引受範囲を拡大した商品もあります。
「無選択型終身保険」
「無選択加入特則付個人年金保険」

現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約について

一般的の契約と同様に告知義務があります。したがって、告知が必要な傷病歴等があるときは、新たなご契約のお引き受けができなかったり、その告知をされなかったために解除・取消しとなることもあります。

告知される際の注意点は告知書（告知サポート資料）などに記載しております。ご確認のうえ告知してください。

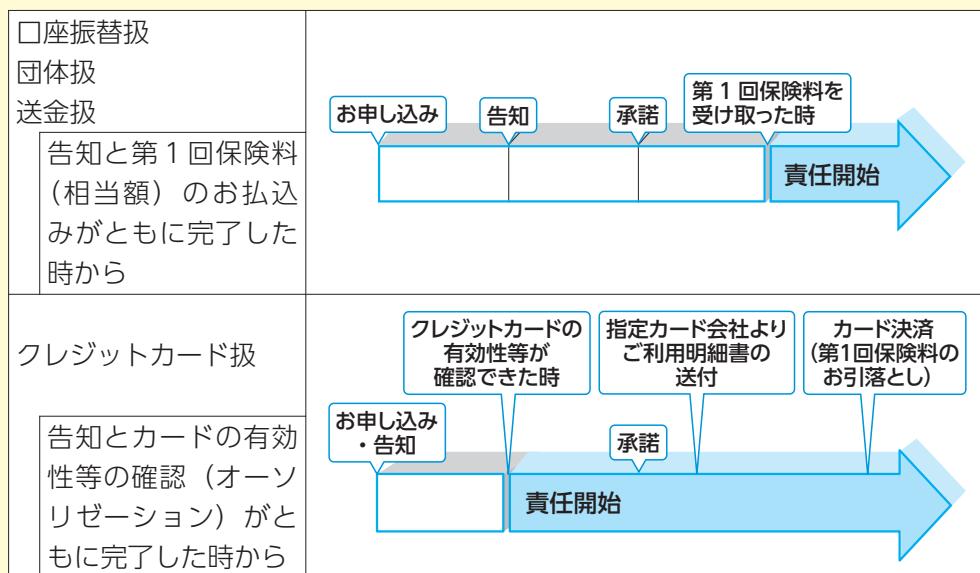
3 保障の開始時期（責任開始期）について

- お申し込みいただいたご契約のお引き受けを当社が承諾^{※1}した場合、下表のとおり、当社はご契約上の責任を負います。

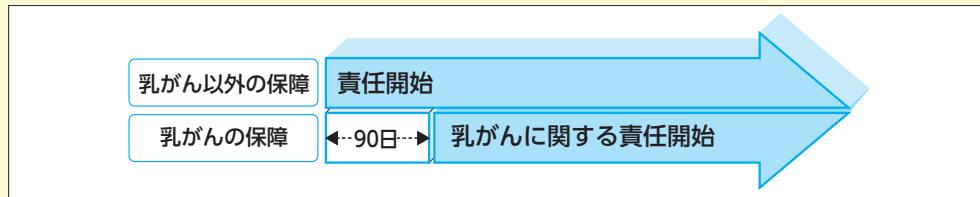
【「責任開始期に関する特約」を付加した場合】



【「責任開始期に関する特約」を付加していない場合】



- 特定疾病診断保険料免除特約における「乳がん」の保障は、「特約の責任開始日から起算して90日経過後」に開始されますので、特にご注意ください。



※1 募集人は、お客さまと当社の契約締結の媒介を行う者で、契約締結の代理権はありません。保険契約は、お客さまからのお申し込みを当社が承諾したときに有効に成立します。

※2 ご契約のお申し込みが完了した時とは、当社または当社の募集人が申込書を受領した時をいい、また、情報端末によるお申し込みの場合は、情報端末でご契約のお申し込みをされた時をいいます。

ご注意 当社が承諾するまでの間に再度オーソリゼーションが行われ、当初のオーソリゼーションが取り消された場合、保障の開始時期は変更されます。

4 保険金などをお支払いできない場合

○次のような場合には、保険金などをお支払いできることあります。

- ①責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合
- ②保険金などの免責事由※1に該当した場合
- ③告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合
- ④次のような重大事由によりご契約が解除された場合
 - ・保険金などを詐取する目的で事故を起こしたとき
 - ・ご契約者・被保険者・受取人が反社会的勢力に該当する、または、反社会的勢力へ資金を提供するなど、社会的に非難されるべき関係があると認められるとき
反社会的勢力とは、暴力団・暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）・暴力団構成員・暴力団関係企業その他をいいます。
 - ・その他ご契約の存続を困難とする重大な事由があったとき
- ⑤詐欺の行為によりご契約が取り消された場合や保険金などの不法取得目的があってご契約が無効になった場合
この場合、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。
- ⑥保険料のお払込みが行われずご契約が失効した場合
- ⑦「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料が猶予期間満了日※2までに払い込まれないことにより、ご契約が無効になった場合

※1 主な免責事由には以下のものがあります。

- ア.責任開始日から3年以内の被保険者の自殺
 - イ.契約者・被保険者・受取人の故意
- 詳しくはご契約のしおり「免責事由などについて」をご覧ください。

 参照 P. 59

※2 詳しくは「保険料のお払込み、ご契約の失効・復活について」をご覧ください。

 参照 P. 16

5 保険料のお払込み、ご契約の失効・復活について

- 保険料は所定の払込期月内にお払込みください。お払込みには一定の猶予期間がありますが、その猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は無効あるいは失効となります。

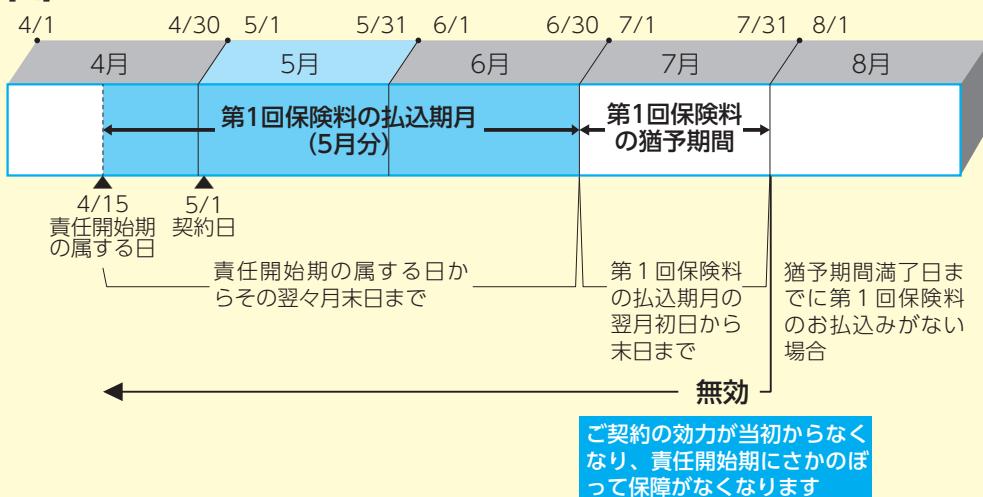
詳しくは、「保険料のお払込み、ご契約の失効・復活について」をご覧ください。

参照 P. 64

- ※1 「責任開始期に関する特約」を付加した場合に限ったお取扱いです。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料のお払込み※1

[例]



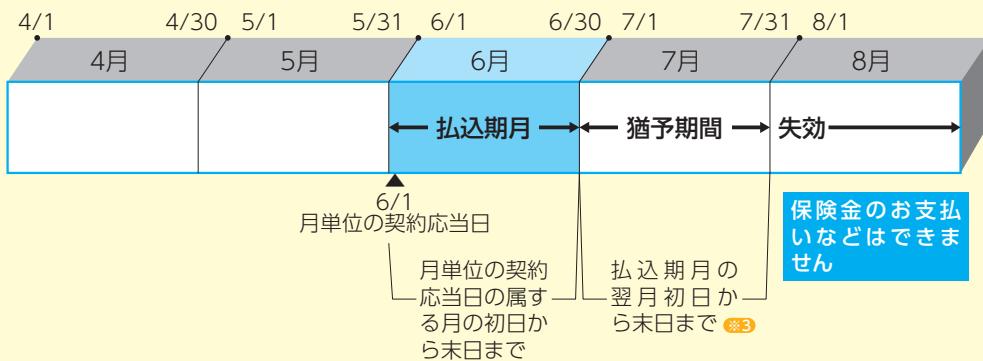
- 第1回保険料のお払込みがなくご契約が無効となった場合、新たなご契約のお申し込みに際し、「責任開始期に関する特約」を付加できないことがあります。

※2

- ※2 第1回保険料のお払込みがなくご契約を解約された場合も同様です。

第2回以後の保険料のお払込み

[例] 契約日が5月1日の場合（月払契約）



- 失効後3年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。

この場合、告知または診査と、お払込みを中止されてから復活するまでの未払込保険料（延滞保険料）のお払込みが必要となります。

ただし、健康状態などによっては、復活できない場合があります。

- 保険料の自動振替貸付が可能な場合、当社が自動的に保険料をお立替えし、ご契約を有効に継続させます。※4

お立替えした保険料には、当社所定の利息がつきます。（複利計算）

- ※3 年払または半年払の場合、猶予期間は「払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで」です。

- ※4 自動振替貸付をご希望されない旨あらかじめお申し出いただいた場合には、このお取扱いはしません。自動振替貸付について詳しくは、「保険料のお払込みが困難になられたとき」をご覧ください。

参照 P. 69

6 解約と解約返戻金について

○解約返戻金※1は、ご契約年齢・性別・払込期間・経過年月数などによって異なります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

○低解約返戻金型終身保険は低解約返戻金期間（保険料払込期間）中の解約返戻金が終身保険※2の70%（特定疾患診断保険料免除特約を付加した場合、特定疾患診断保険料免除特約を付加した終身保険※2の70%）に抑えられており、その分、保険料が割安になっています。※3

保険料払込期間満了後の解約返戻金は終身保険※2の解約返戻金と同水準になります。（ただし、保険料払込期間満了日までの保険料をすべてお支払いいただくことを要します。）

※1 解約返戻金は、解約されたときの他、減額時にも支払われることがあります。

※2 無配当低解約返戻金型終身保険の場合は無配当終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険の場合は5年ごと利差配当付終身保険です。

※3 保険料払込期間中の解約返戻金を低く抑えていることをご確認いただくため、申込書の確認欄などへの署名（法人の場合は記名・押印）をお願いします。

7 現在のご契約の解約等を前提とするお申し込みについて

○現在のご契約を解約または減額し、新たなご契約へのお申し込みをご検討されている方は、特に次の点にご注意ください。

①解約・減額の際に払戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料の合計額（減額の場合は、減額部分に対応する保険料）よりも少なくなります。※1
また、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。

②新たなご契約は、被保険者の健康状態などによっては、ご契約をお断りする場合があります。

③新たなご契約の保険料は、現在の被保険者の年齢で計算されます。
また、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率などが、現在のご契約と新たなご契約で異なることがあります。たとえば、予定利率が引き下げられることによって、主契約等の保険料が引き上げられる場合があります。

④新たなご契約は、告知義務違反による解除、責任開始日から3年以内の自殺、責任開始期前の発病など、保険金などをお支払いできない場合があります。

⑤新たなご契約の保障内容は、現在のご契約の保障内容と異なる場合があります。

「健康状態などの告知について」をあわせてご覧ください。

参照 P. 13

※1 「解約と解約返戻金について」をご覧ください。

参照 P. 17

※2 「保障の開始時期（責任開始期）について」をご覧ください。

参照 P. 14

○特定疾患診断保険料免除特約の場合、「乳がん」の保障は、「特約の責任開始日から起算して90日経過後」に開始されます。※2

8 保険金額などが削減される場合について

○保険会社の業務または財産の状況の変化、保険会社の経営破綻により、ご契約時にお約束した保険金額などが削減されることがあります。

9 生命保険契約者保護機構について

○当社は、生命保険契約者保護機構^{※1}に加入しており、経営破綻に陥った場合、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額などが削減されることがあります。

<生命保険契約者保護機構>

TEL 03-3286-2820

(月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～12:00、13:00～17:00)

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

※今後変更となる場合がありますのでご注意ください。

※1 ご契約のしおり「生命保険契約者保護機構について」をご覧ください。

参照 P. 41

10 生命保険協会の生命保険相談所について

○本商品に係る指定紛争解決（ADR）機関は生命保険協会^{※1}です。

生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

※1 詳細については生命保険協会ホームページをご覧ください。

11 保険金などのお支払事由が生じた場合について

○お客さまからのご請求に応じて、保険金などをお支払いしますので、お支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等は、すみやかに当社の営業社員・募集代理店、最寄りの支社または損保ジャパン日本興亜ひまわり生命カスタマーセンターにご連絡ください。

※1

カスタマーセンターの連絡先については、巻末をご覧ください。

※1 ご請求手続きについては「保険金・給付金などのご請求について」をご覧ください。

 参照 P. 21

○当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができるおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

○ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。

○指定代理請求特約※2を付加したご契約では、被保険者が受取人となっている保険金などのお支払事由が生じ、被保険者が保険金などをご請求できない特別な事情があるときは、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わりに請求することができます。※3

指定代理請求人に対し、指定代理請求ができる旨等をお伝えください。

※2 ご契約のしおり「指定代理請求特約について」をご覧ください。

 参照 P. 62

※3 ご請求手続きを円滑に行うことができますので、指定代理請求特約の付加をお願いいたします。

12 金融機関を募集代理店として本商品にご加入されるお客さまへ

○本商品は生命保険であり預金等ではありません。したがって、元本保証はありません。また、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象ではありません。

○本商品の契約お申し込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。

○本商品の取扱金融機関が法令等に違反してお客さまに損害を与えた場合、募集代理店としての販売責任を負うことになります。※1

○金融機関が本商品を募集する場合においては、法令によりお客さまの範囲ならびにご契約の条件に制限※2があります。つきましては、あらかじめ保険契約者・被保険者となる方の勤務先などをご申告いただき、ご申告いただいた情報について、金融機関の保険募集制限の対象などに該当するかどうかの確認作業に利用させていただくほか、保険募集業務に利用させていただくことがあります。

○金融機関が本商品を募集する場合においては、他の代理店が募集する場合と付加可能な特約・保険金額などが異なる場合があります。

※1 本商品の引受責任は、引受保険会社にあります。

※2 ご加入後、保障内容についての変更をご希望される場合にも、法令などの制限を受けることがあります。

13 お問い合わせ・ご相談などについて

○お問い合わせ・ご相談などについては、巻末をご覧ください。



保険金・給付金などの ご請求について

保険金・給付金などのご請求について

- 1 保険金などのご請求からお支払いまで
- 2 保険金・給付金などをもれなくご請求いただくために
- 3 保険金などをお支払いできる事例・できない事例

このページは、一般的な保険金などのお支払いについて説明しています。実際のご契約でのお取扱いは、それぞれのご契約内容・約款をご確認ください。

1 保険金などのご請求からお支払いまで

保険金などのご請求手続きの流れ

○お支払事由が生じた場合や、お支払いの可能性があると思われる場合、ご不明な点が生じた場合には、当社にご連絡ください。

1

お客さま

当社へのご連絡にあたり、以下をご確認ください。

- ・保険証券番号
- ・傷病名、手術名
- ・契約者名、被保険者名
- ・入院日、手術日、死亡日

※ご契約内容やご請求内容によっては、その他の事項を確認させていただく場合があります。

2

お客さま



当社にご連絡ください。

- ・当社カスタマーセンター（連絡先は「巻末」をご覧ください。）
- ・取扱営業店

3



お客さま

当社からお手続き方法をご案内します。

- ・お手続き方法の詳細
- ・お手続きに必要な書類

4

お客さま



必要書類をご用意、ご提出ください。

- ・必要事項をご記入・押印ください。
- ・診断書等をご用意ください。

5



お客さま

ご提出いただいた書類を確認し、保険金などをお支払いします。ただし、ご請求の内容によっては、保険金などをお支払いできない場合があります。

- ・ご請求内容を当社で確認します。
※当社または当社の委託会社の担当者が、お客さまとの面談や、医療機関などへの照会をさせていただく場合があります。また、治療の経過・内容、障害の状態、事故の状況などについて、医療機関などへ確認する場合があります。
- ・ご指定いただいた口座にお支払いします。

6

お客さま

お受取金額をご確認ください。

- ・お支払内容の明細をお送りしますので、お受取金額をご確認ください。

保険金などのご請求は、3年間をすぎると、ご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。



ご注意

ご請求に際して必要な書類等について

請求書類※1 請求項目	共通書類			個別書類						受取人の戸籍抄本・印鑑証明書
	請求書※2	保険証券	医師の死亡証明書※2※3	不慮の事故を証する書類※4	医師の診断書※2	知た介護認定の結果について記載され た要介護保険・要支援被保険者等結果通 書または介護保険被保険者証	被保険者の印鑑証明書	被保険者の住民票※5		
死亡保険金	○	○	○					○	○	
特約死亡保険金										
災害死亡保険金	○	○	○	○				○	○	
保険料払込免除	○	○		○	○					
高度障害保険金	○	○			○			○	○	
特約高度障害保険金										
災害高度障害保険金	○	○		○	○			○	○	
特定疾病診断保険料免除特約による保険料払込免除	○	○			○					
特約満期保険金	○	○						○	○	
リビング・ニーズ特約による保険金	○	○			○		○	○		
介護前払特約による保険金	○	○			○	○		○	○	
指定代理請求 代理請求	○	○		・普通保険約款および特約条項に定める保険金等の請求書類 ・被保険者の戸籍抄本 ・指定代理請求人または代理人の戸籍抄本・住民票・印鑑証明書 ・被保険者、指定代理請求人または代理人の健康保険被保険者証の写し						

※1 これら以外の書類の提出を求め、またはこれらの書類のうち不要と認めた書類を省略することがあります。

※2 当社所定の様式

※3 当社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検査書

※4 交通事故証明書など

※5 当社が必要と認めた場合は戸籍抄本

保険金などのお支払期限について

○保険金などは、以下の期限日までにお支払いします。

なお、以下に記載した日数は、請求書類が当社に到着した日^{*}の翌日からお支払いまでの日数となります。

①通常の場合	5 営業日
②次のいずれかに該当する場合 ○お支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ○免責事由に該当する可能性がある場合 ○告知義務違反に該当する可能性がある場合 ○重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	60 日
③上記②を確認するため、特別な照会や調査が必要な次の場合 ○医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合 ○災害救助法が適用された地域における調査が必要な場合 ○弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会が必要な場合 ○研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 ○契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 ○日本国外における調査が必要な場合	90 日 120 日 180 日

*請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。



保険金などを支払いするための上記②③の確認等に際し、契約者、被保険者、保険金などの受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金などを支払いしません。

2 保険金・給付金などをもれなくご請求いただくために

- ご契約の内容によって、他の保険金・給付金をご請求いただける可能性があります。
- 保険金・給付金などをもれなくご請求いただくために、以下の例をご確認ください。
- 該当する場合、またはご不明な点がございましたら、傷病名や症状などをご確認いただいたうえで、当社カスタマーセンター（巻末に記載のお問い合わせ先）または取扱営業店までお問い合わせください。

当社で複数のご契約にご加入ではありませんか？

複数の契約

- 複数の契約にご加入の場合、それぞれの契約から保険金・給付金をお支払いできる場合があります。ご加入いただいている契約が他にないかご確認ください。

ご家族名義の契約

- 契約者が異なるが、自分が被保険者になっている契約がある。
- 募集人・代理店が異なるが、複数の契約に加入している。
- 家族として加入している契約がある。
(●●保険夫婦型、●●保険妻子型、家族●●特約、など)

ご請求いただいている入院・手術・その他の保険金などはありませんか？

入院したが未請求

入院を保障する契約にご加入の場合、

- 入院給付金をご請求いただいているものはありませんか？

医療保険や入院特約など入院保障のある保険種類

日帰りで手術

手術を保障する契約にご加入の場合、

- 日帰り手術でもお支払いできる場合があります。
- 美容整形手術など、お支払いできない場合もあります。

手術給付金の保障のある保険種類

がん**脳卒中****急性心筋梗塞**

以下の保険・特約にご加入の場合、

- 保険金や給付金等をお支払いできる場合があります。

特定疾病保障定期保険
特定疾病保障終身保険

特定疾病保障定期保険特約

三大疾病入院一時金特約

特定疾病前払式終身保険

特定疾病診断給付金特約

- 特定疾病年金をお支払いできる場合があります。

特定疾病収入保障特約

- 保険料のお払込みが免除になる場合があります。

特定疾病診断保険料免除特約

保険料払込免除特約

**余命6ヶ月
と診断された**

以下の特約にご加入の場合、

- リビング・ニーズ特約保険金をお支払いできる場合があります。

リビング・ニーズ特約

※支払限度額は、死亡保険金額の範囲で、1被保険者につき他契約と通算して3,000万円です。

※請求回数の限度は、1契約につき1回限りとなります。

※お支払いに際しては、指定保険金額から6か月間の指定保険金額に対する利息および保険料を差し引きます。

- ターミナルケア保険金をお支払いできる場合があります。

がん死亡特約

※請求金額はがん死亡保険金と同額です。

※お支払いにより、がん死亡特約は消滅します。(がん死亡保険金のお支払いはありません。)

入院
治療中に病院で
亡くなつた

手術
した後に亡くなつた

お亡くなりになる前の入院・手術治療がある場合、

- 入院給付金や手術給付金をお支払いできる場合があります。

医療保険や入院特約など、入院や手術の保障がある商品にご加入いただいている場合は、ご請求が可能な場合がございます。保険証券で一度、保障内容をご確認ください。

3 保険金などをお支払いできる事例・できない事例

この項目は、保険金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例を参考としてあげたものです。

ご契約（特約）内容等によっては下記と取扱いが異なりますので、実際のご契約での取扱いに関しては約款を必ずご確認ください。

また、記載以外に認められる事実関係などによっても取扱いに違いが生じることがあります。

告知義務違反による解除 [死亡保険金]

ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書に正しく告知しなかったが、ご契約から1年後に「慢性C型肝炎」とは全く因果関係のない「胃がん」で死亡された場合。

告知義務違反のため
ご契約は解除となります
ますが、告知義務違反の対象となった事実とご請求原因との間に、全く因果関係がない場合には、死亡保険金をお支払いできます。

お支払いできます

ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書に正しく告知せず、ご契約から1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝がん」で死亡された場合。

告知義務違反のため、
ご契約は解除となり、
死亡保険金はお支払いできません。

お支払いできません



ご注意

ご契約いただく際は、その時の被保険者の健康状態について正確に告知いただく必要があります。故意または重大な過失によって事実を告知しなかった場合や、事実と異なる内容を告知された場合には、ご契約が解除となることや、保険金などをお支払いできないことがあります。

※ご契約の保険種類・ご加入時期によって取扱いが異なる場合があります。

所定の障害状態 [高度障害保険金]

両眼とも矯正（きょうせい）視力が0.02以下となり、回復の見込みがない場合。

約款に定める「高度障害状態」に該当するため、高度障害保険金をお支払いできます。

お支払い
できます

両眼とも視力が0.02以下となったが、手術などにより回復の見込みがある場合。

約款に定める「高度障害状態」に該当しないため、お支払いできません。

お支払い
できません



ご注意

高度障害保険金は、約款所定の高度障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお支払いします。したがって、所定の高度障害状態に該当しない場合にはお支払いできません。なお、高度障害保険金の支払対象となる約款所定の障害状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態等とは異なる場合があります。

詳しくはご契約のしおり・約款の別表「対象となる高度障害状態」をご覧ください。

※ご契約の保険種類・ご加入時期によって取扱いが異なる場合があります。

責任開始期前の発病 [高度障害保険金など]

ご加入後に発病した「脳梗塞」により約款に定められた高度障害状態に該当した場合。



責任開始期以後に発生した病気により、高度障害状態に該当したためお支払いできます。

お支払い
できます

ご加入前に発病した「脳梗塞」により約款に定められた高度障害状態に該当した場合。



責任開始期より前に発生した病気により、高度障害状態に該当したためお支払いできません。

お支払い
できません



高度障害保険金などは、原則として、ご契約の責任開始期以後に発病した病気（疾病）や不慮の事故による傷害などを原因とする場合にお支払い対象になるものと約款に定められています。

したがって、ご契約の責任開始期より前に発病していた病気や責任開始期より前に発生した事故を原因とする場合には、高度障害保険金などをお支払いできません。

※ご契約の保険種類・ご加入時期によって取扱いが異なる場合があります。

災害死亡保険金の免責 [災害死亡保険金]

【被保険者の不注意】

居眠り運転をして路上の電柱に衝突し、死亡された場合。

【軽度の酒酔い状態での事故】

酒に酔って横断歩道を通常に歩行していて、走行してきた車にはねられ死亡された場合。

約款に定める「免責事由」には該当しないため、災害死亡保険金をお支払いできます。



【被保険者の重大な過失】

危険であることを十分認識できる状況にありながら、高速道路を逆走して対向車と衝突し死亡された場合。

【泥酔状態を原因とする事故】

泥酔して道路上で寝込んでいるところを車にはねられて死亡された場合。

約款に定める「免責事由」に該当するため、災害死亡保険金はお支払いできません。



ご契約（特約）により、災害死亡保険金をお支払いできない場合（免責事由）を定めており、そのいずれかに該当する場合、災害死亡保険金はお支払いできません。

[一般的にお支払いできない例]

- 保険契約者、被保険者の故意または重大な過失による場合
- 被保険者の精神障害を原因とする場合
- 被保険者の泥酔の状態を原因とする場合

※ご契約の保険種類・ご加入時期によって取扱いが異なる場合があります。



ご契約のしおり

目的別 INDEX

◆ご契約にあたって

Q：告知について知りたい

⇒ ご契約に際し、現在の健康状態や職業、過去の病歴などをおたずねいたします。
→ 詳しくは13ページをご覧ください。

Q：いつから保障が始まるのか知りたい

⇒ 注意喚起情報「保障の開始時期（責任開始期）について」に説明を記載しています。
→ 詳しくは14ページをご覧ください。

Q：申し込みを撤回したい（クーリング・オフ制度）

⇒ 15日以内であれば、書面によりお申し込みの撤回またはご契約の解除ができます。
→ 詳しくは12ページをご覧ください。

Q：保険用語の意味がわからない

⇒ 保険料と保険金など、主な保険用語をご説明します。
→ 詳しくは36ページをご覧ください。

Q：この保険の特徴・保障内容を知りたい

⇒ 保障ごとのお支払いの条件（お支払事由）などをご説明します。
→ 詳しくは50ページをご覧ください。

◆保険金などのお支払いについて

Q：保険金などを請求したい
本人が請求できない場合はどうしたらよいのか

⇒ 所定の書類の準備・ご記入・ご提出が必要です。
あらかじめ指定された方による代理請求ができます。
→ 詳しくは22ページ・62ページをご覧ください。

Q：保険金などが受け取れないケースについて知りたい

⇒ 免責事由に該当した場合など、保険金などを受け取れないことがあります。
→ 詳しくは15ページ・59ページをご覧ください。

◆保険料のお払込みについて

Q：保険料の払込方法を変えたい

⇒ 回数（月払・年払など）・経路（口座振替扱・クレジットカード扱など）を変更することができます。
→ 詳しくは巻末・64ページをご覧ください。

Q：保険料の払込期限について知りたい
期限を過ぎるとどうなるのか

⇒ 注意喚起情報およびご契約のしおりの「保険料のお払込み、ご契約の失効・復活について」に説明を記載しています。
なお、保険料の払込期限を過ぎるとご契約は効力を失うことがあります。
→ 詳しくは16ページ・64ページをご覧ください。

Q：保険料の負担を減らしたい

⇒ 保障の額を減らすなど、保険料の負担を軽減できます。
→ 詳しくは69ページをご覧ください。

◆ご契約後のお手続きについて

Q：契約を解約したい

⇒ ご契約はいつでも解約できます。
→ 詳しくは巻末・17ページをご覧ください。

Q：保険に関する税金について知りたい

⇒ 受け取る保険金などにより、課税される場合と非課税となる場合があります。
→ 詳しくは78ページをご覧ください。

Q：配当金について知りたい

⇒ 5年ごと利差配当付のご契約は、責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益を超えた場合に、ご契約後5年ごとに契約者配当金をお支払いします。
契約者配当金は、今後のお支払いをお約束するものではなく、また、運用実績等によって変動(増減)し、お支払いできないこともあります。
→ 詳しくは73ページをご覧ください。

Q：住所や名前が変わった

⇒ 変更のお手続きが必要となります。まずは当社へのご連絡をお願いいたします。
→ 詳しくは巻末をご覧ください。



主な保険用語のご説明

主な保険用語のご説明

か	かいやくへんれいきん 解約返戻金	ご契約を解約された場合などに、ご契約者にお支払いするお金のことをいいます。
	かぶしきがいしゃ 株式会社	株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように、社員（構成員）として会社の運営に参加することはできません。
	けいやくおうとうび 契約応当日	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に応当する日のことです。月単位、半年単位の契約応当日といったときは、各々毎月、半年ごとの契約日に応当する日をさします。
	けいやくししゃ 契約者	当社と保険契約を結びご契約上のいろいろな権利（契約内容変更などの請求権）と義務（保険料支払義務）を持つ人のことをいいます。
	けいやくしゃはいとうきん 契約者配当金	5年ごと利差配当付の場合、責任準備金等の運用益が、当社の予定した運用益を超えた場合、ご契約者にお支払いするものをいいます。
	けいやくねんれい 契約年齢	被保険者の契約年齢は満年齢で計算します。 (例) 24歳7か月の被保険者の契約年齢は24歳となります。
	けいやくび 契約日	通常は責任開始の日をいい、保険期間などの計算の基準日となります。ただし、保険料の払込方法などにより契約日と責任開始期が異なる場合があります。
	こくちぎむ こくちぎむいはん 告知義務と告知義務違反	ご契約者と被保険者は、ご契約のお申し込みをされるときに現在の健康状態や職業、過去の病歴など当社がおたずねする重要なことがらについて当社に報告していただきます。これを「告知義務」といいます。告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、告知義務違反としてご契約が解除されることがあります。
	じっこう 失効	猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われることです。
さ	していだいりせいきゅうにん 指定代理請求人	保険金などの受取人が保険金などを請求できない特別の事情があるときに備えて、ご契約者が被保険者の同意を得て、受取人の代理人としてあらかじめ指定した人のことをいいます。
	しゅけいやく とくやく 主契約と特約	生命保険のベースとなる部分で、約款のうち普通保険約款に記載されているご契約内容を主契約といいます。 特約は普通保険約款とは別に記載されています。特約は主契約の保障内容をさらに充実させることなどを目的に、主契約に付加するものです。
	しんさ 診査	診査医扱のご契約に申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診、検診をさせていただきます。また、勤務先の定期健診診断の結果をご利用いただく方法もあります。
	せきにんかいしき び 責任開始期（日）	申し込まれたご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
	せきにんじゅんびきん 責任準備金	将来の保険金などをお支払いするために、保険料のなかから積み立てられるものをいいます。
	ぜんきばらい 全期払	保険料の払込方法のひとつで、保険期間満了まで保険料を払い込む方法のことです。

た	だいいっかいほけんりょう 第1回保険料 じゅうとうきん そうとうがく 充当金（相当額）	お申し込み時にお払込みいただくお金のことで、ご契約が成立した場合には第1回保険料に充当されます。
	だいいっかいほけんりょう 第1回保険料の はらいこみきげつ 払込期月	「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料をお払込みいただく月のことで、主契約の責任開始期の属する日からその翌々月末日までをいいます。
	だいいっかいほけんりょう 第1回保険料の ゆうよきかん 猶予期間	「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料のお払込みを猶予する期間のことで、第1回保険料の払込期月の翌月初日から末日までをいいます。
	ていかいやくへんれいきんきかん 低解約返戻金期間	低解約返戻金型終身保険の解約返戻金が、終身保険の解約返戻金よりも低く抑えられている期間のことをいいます。
は	はらいこみきげつ 払込期月	第2回以後の保険料をお払込みいただく月のことで、払込方法に応じて迎える契約応当日の属する月の初日から末日までをいいます。
	ひほけんしゃ 被保険者	生命保険の対象として保険がつけられている人のことをいいます。
	ふっかつつ 復活	いったん失効した契約をもとの状態にもどすことをいい、失効後3年以内であれば申し込むことができます。この場合、告知または診査と、お払込みを中止された時から復活するまでの未払込保険料（延滞保険料）のお払込みが必要となります。 ただし、健康状態などによっては、復活できない場合があります。
	ほけんきん 保険金	被保険者の死亡のときなどにお支払いするお金のことです。
	ほけんきんうけとりにん 保険金受取人	保険金を受け取る人のことをいいます。
	ほけんしょうけん 保険証券	ご契約の保険金額や保険期間などのご契約内容を具体的に記載したものです。保険金などのご請求など、ご契約に関わる各種お手続きの際に必要となります。
	ほけんりょう 保険料	ご契約者にお払込みいただくお金のことです。
	ほけんりょうはらいこみきかんまんりょうび 保険料払込期間満了日	保険料払込期間の終了する日をいいます。例えば、60歳払込満了契約の場合は、被保険者が60歳となった時以後はじめて到来する年単位の契約応当日の前日となります。
や	やっかん 約款	ご契約から消滅までのご契約内容を記載したものです。
	ゆうよきかん 猶予期間	第2回以後の保険料のお払込みを猶予する期間のことで、月払契約は払込期月の翌月初日から末日まで、年払・半年払契約は払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日までをいいます。



お願いとお知らせ

1 お申し込みに際して

○ご契約の申込書・告知書は、ご契約者および被保険者ご自身で正確に記入してください。情報端末によるお申し込みの場合は、お手続き画面にご契約者および被保険者ご自身で正確に入力してください。記入もしくは入力した内容を十分お確かめのうえ、署名（法人の場合は記名・押印）をお願いします。

○第1回保険料に相当する金額を当社の生命保険募集人※1にお払込みいただく際には、必ず当社所定の第1回保険料充当金・保険料領収証（当社の社名、当社の社印が印刷されたもの）をお受け取りください。

○お申し込みいただいた後でも、一定期間内であれば、これを撤回できるクーリング・オフ制度があります。※2

○現在のご契約の解約等を前提としてお申し込みになる場合には、そのデメリットについてあらかじめご確認ください。※3

○ご契約をお引き受けしますと、当社は、保険証券をご契約者にお送りしますので、お申し込みの際の内容と違っていないかどうかもう一度よくお確かめください。もし違っているときは、お手数ですが最寄りの支社または本社にご連絡願います。また、「保険証券」は、保険金請求等のご契約に関わる各種お手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。

○当社または当社の委託会社の確認担当者が、ご契約のお申し込み後または保険金など（保険料のお払込みの免除を含みます。以下同じ）のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。※4

※1 当社社員、募集代理店および募集代理店の取扱担当者をいいます。

※2 注意喚起情報「お申し込みの撤回（クーリング・オフ制度）について」をご覧ください。

 参照 P. 12

※3 注意喚起情報「現在のご契約の解約等を前提とするお申し込みについて」をご覧ください。

 参照 P. 17

※4 この場合、保険金などのお支払いの可否については、その後に決定させていただきます。

2 保険契約の締結について

○当社の生命保険募集人※1は、お客さまと当社の保険契約締結の「媒介」をさせていただきます。

○保険契約は、お客さまからのお申し込みを当社が承諾したときに有効に成立します。

○ご契約の成立後にご契約の内容の変更等をされる場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

※1 当社社員、募集代理店および募集代理店の取扱担当者をいいます。

保険契約締結の「媒介」と「代理」について

「媒介」 →当社※2はこちらに該当します	生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申し込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
「代理」 →当社は該当しません	生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申し込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

※2 当社の生命保険募集人の身分・権限等に関しまして、ご確認をご要望の場合には、最寄りの支社もしくは「裏表紙」に記載の本社代表電話番号までお問い合わせください。

 参照 裏表紙

3 「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

○保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定^{*1}に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約^{*2}を除き、責任準備金等^{*3}の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。）。

- * 1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能ですが（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定）。
- * 2 高予定利率契約とは、破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率^{*1}を超えていた契約を指します^{*2}。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率

$$= 90\% - \{(\text{過去5年間ににおける各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{ の総和} \div 2\}$$

- * 3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

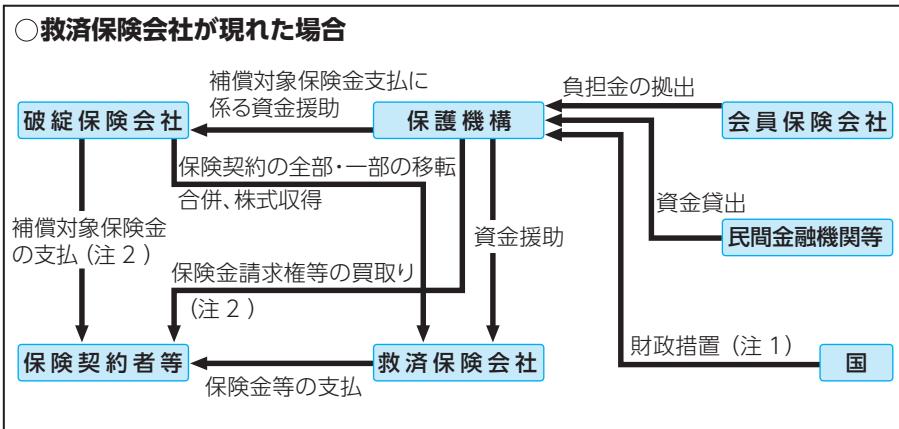
○なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集團を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

***1** 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

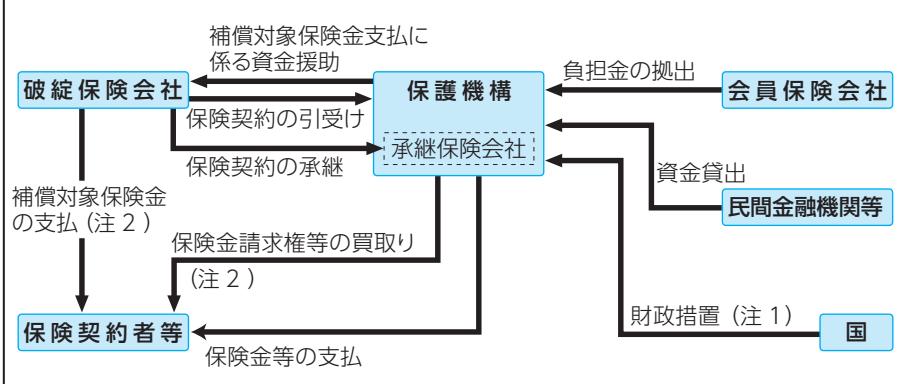
***2** 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

〈仕組みの概略図〉

○救済保険会社が現れた場合



○救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、平成29年（2017年）3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に実行されるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、前ページ＊2に記載の率となります。）

○補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

<生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先>

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～12:00、13:00～17:00

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

※今後変更となる場合がありますのでご注意ください。

4 業務または事務の委託について

○当社は、業務または事務の一部を損害保険ジャパン日本興亜株式会社に委託しております。

○申込書、告知書、変更依頼書、保険金・給付金等請求書、その他の書類および保険事故の状況等の事実関係を、業務の代理または事務の代行を遂行するうえで必要な範囲で、損害保険ジャパン日本興亜株式会社が知ることがあります。
(情報端末によるお申し込みの場合を含みます。)

5 取引時確認に関するお客様への お願い

○当社では、犯罪収益移転防止法※1に基づき、お客様が生命保険契約の締結等をする際、お客様の本人特定事項※2、取引を行う目的、職業または事業の内容、法人のお客さまの場合は実質的支配者※3の確認を行っております。これは、お客様の取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

○ご契約締結や各種お手続きの際にこれらの確認をとらせていただいたお客様につきましては、その後に本人特定事項や職業等に変更が生じた場合、当社までご連絡ください。

※1 犯罪による収益の移転防止に関する法律

※2 氏名、住所、生年月日等

※3 法人の議決権総数の4分の1超の議決権を有している者等



個人情報等の取扱について

6 契約内容登録制度・契約内容照会制度について

○お客様のご契約内容が登録されることがあります。

○当社は、一般社団法人生命保険協会（以下「生命保険協会」といいます。）、生命保険協会加盟の他の各生命保険会社※1および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引き受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」※2に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

○保険契約等のお申し込みがあった場合、当社は、生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引き受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申し込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引き受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引き受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間※3とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引き受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

登録事項※4

- ①保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所（市・区・郡までとします。）
- ②死亡保険金額・災害死亡保険金額・遺族年金の年金現価
- ③入院給付金の種類および日額
- ④契約日（復活日、増額日、特約の中途付加日）
- ⑤取扱会社名

○当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。ご契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。

また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取り扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。各手続きの詳細については、当社お客様相談室※5にお問い合わせください。

※1 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、生命保険協会ホームページ（<http://www.seijo.or.jp/>）の「会員会社」をご覧ください。

※2 全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。

※3 被保険者が満15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が満15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間。

※4 正確な情報の把握のため、契約および申し込みの状態に関して相互に照会することができます。また、登録事項において、保険契約者、被保険者、（災害）死亡保険金、遺族年金の年金現価、入院給付金、会社となるのは、共済契約においてはそれぞれ、共済契約者、被共済者、（災害）死亡共済金、入院共済金、団体と読み替えます。

※5 電話番号 0120-100-127
(土曜日、日曜日、祝日および12/31～1/3を除く)

○保険金等のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。

○当社は、一般社団法人生命保険協会（以下「生命保険協会」といいます）、生命保険協会加盟の各生命保険会社^{※1}、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

○保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

相互照会事項^{※2}

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとします）
- ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金額、各特約内容、保険料および払込方法

○当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。各手続きの詳細については、当社お客様相談室^{※3}にお問い合わせください。

※1 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名については、生命保険協会ホームページ（http://www.seiho.or.jp/）の「会員会社」をご覧ください。

※2 相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※3
電話番号 0120-100-127
(土曜日、日曜日、祝日および12/31～1/3を除く)

8 個人情報の取扱いについて

以下に基づき、適正な取扱いを行い正確性・機密性の確保に努めております。

1. 個人情報の取扱いに関する事項

当社は、本契約に関する個人情報を次の目的のために業務上必要な範囲で利用いたします。

- ①各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、本人確認
- ②再保険契約の締結、再保険金の請求
- ③関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供
- ④当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ⑤その他保険に関連・付随する業務等

2. 個人情報の第三者への開示

当社は、次の場合に本契約に関する個人情報を第三者に提供いたします。

- ①医療機関などの関係先（医師・面接士・契約確認会社等）に業務上必要な照会を行う場合
- ②再保険契約の締結や再保険金の受領等のために、再保険会社に必要な個人情報を提供する場合
(再保険会社が別の再保険会社へ情報を提供する場合も含みます)
- ③法令に基づく場合
- ④当社の業務遂行上必要な範囲で、募集代理店を含む委託先に提供する場合
- ⑤当社のグループ会社との間で共同利用を行う場合
- ⑥契約内容登録制度、契約内容照会制度※1および支払査定時照会制度※2に基づき、他の生命保険会社、共済、一般社団法人生命保険協会との間において共同利用を行う場合

3. 保険契約等に関する情報の共同利用

当社は前記に掲げる「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、当社の保険契約等に関する所定の情報を共同して利用しております。

4. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当社は、事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で保健医療などの機微（センシティブ）情報を取得・利用、または第三者に提供することができます。保健医療などの機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則等により、利用目的が限定されています。

5. 情報の開示等に対する対応

お客さまからご自身に関する情報の開示、訂正または利用停止等のご請求があつた場合、お客さま自身であることを確認させていただいた上で対応させていただきます。また、お客さまに関する情報が不正確である場合、お客さまが情報を変更された場合は正確なものに変更させていただきます。

6. お客さまからのお問い合わせ等の窓口

当社お客さま相談室※3までお問い合わせいただくか、当社ホームページ※4をご確認ください。

※1 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」については、「契約内容登録制度・契約内容照会制度について」をご覧ください。

 参照 P. 46

※2 「支払査定時照会制度」については、「支払査定時照会制度について」をご覧ください。

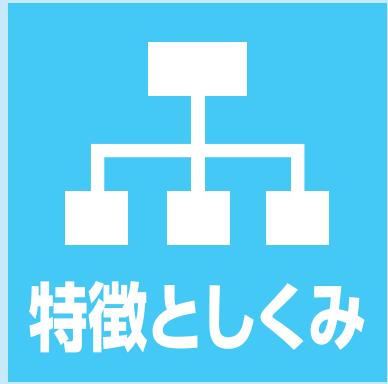
 参照 P. 47

※3

電話番号 0120-100-127
(土曜日、日曜日、祝日および 12/31～1/3 を除く)

※4 「巻末」をご覧ください。

 参照 卷末



特徴としくみについて

9

特徴としくみ

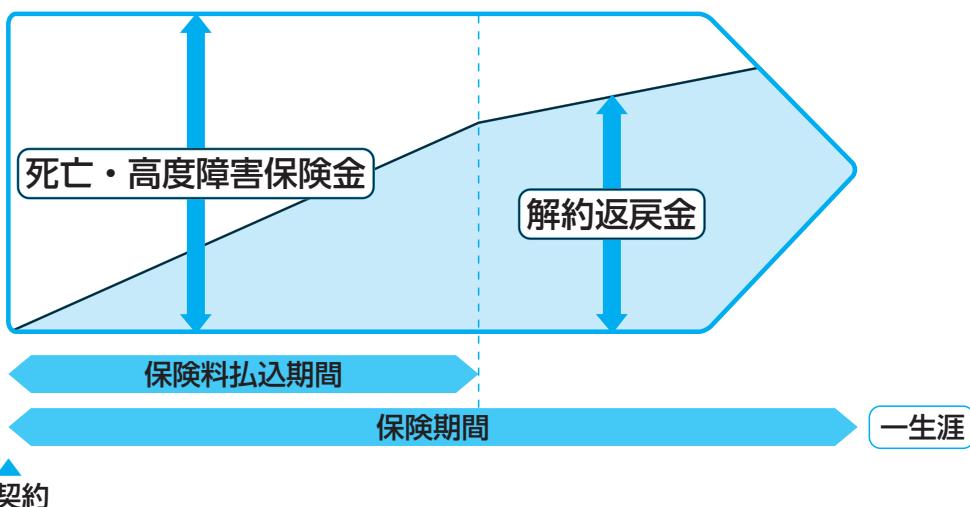
無配当終身保険・5年ごと利差配当付終身保険の特徴

1. 一生涯を通して保障が続きますので、いつまでも安心です。
2. ライフスタイルにあわせて、保険料払込期間を短期払、全期払から選択できます。
3. 無配当終身保険には契約者配当金がありませんが、その分保険料の負担が軽くなっています。
4. 5年ごと利差配当付終身保険は、責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益を超えた場合に、契約者配当金をお支払いします。※1

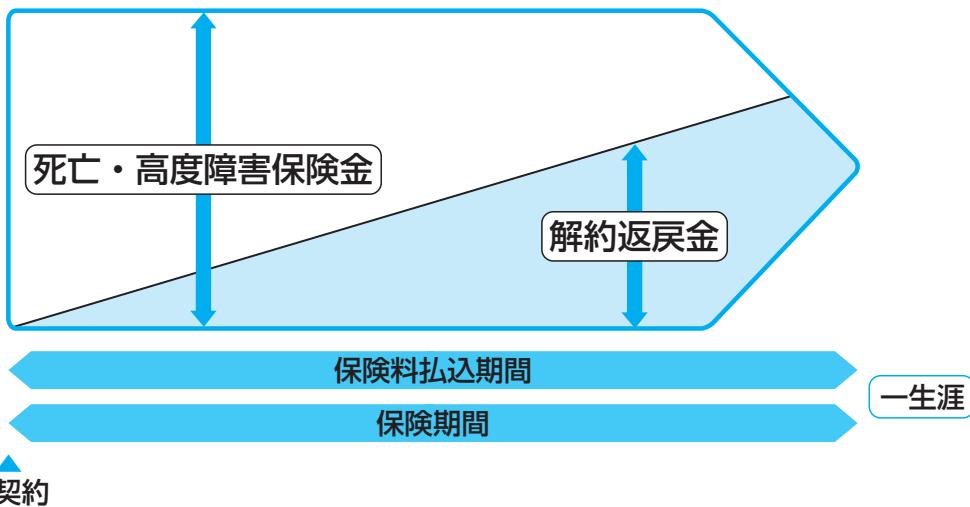
※1 契約者配当金は今後のお支払いをお約束するものではなく、運用実績等によって変動(増減)し、お支払いできないこともあります。

しくみ図～無配当終身保険の例～

短期払の例



全期払の例



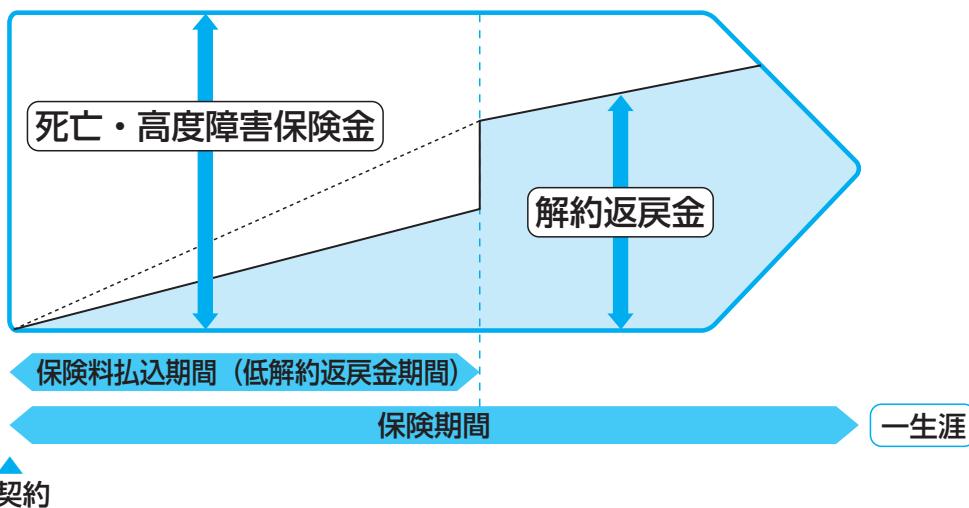
無配当低解約返戻金型終身保険・ 5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険の特徴

1. 一生涯を通して保障が続きますので、いつまでも安心です。
2. 保険料払込期間中の解約返戻金を無配当終身保険・5年ごと利差配当付終身保険の70%に抑え、保険料を割安に設定しました。
3. ライフスタイルにあわせて、保険料払込期間を短期払、全期払から選択できます。
4. 無配当低解約返戻金型終身保険には契約者配当金がありませんが、その分保険料の負担が軽くなっています。
5. 5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険は、責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益を超えた場合に、契約者配当金をお支払いします。※2

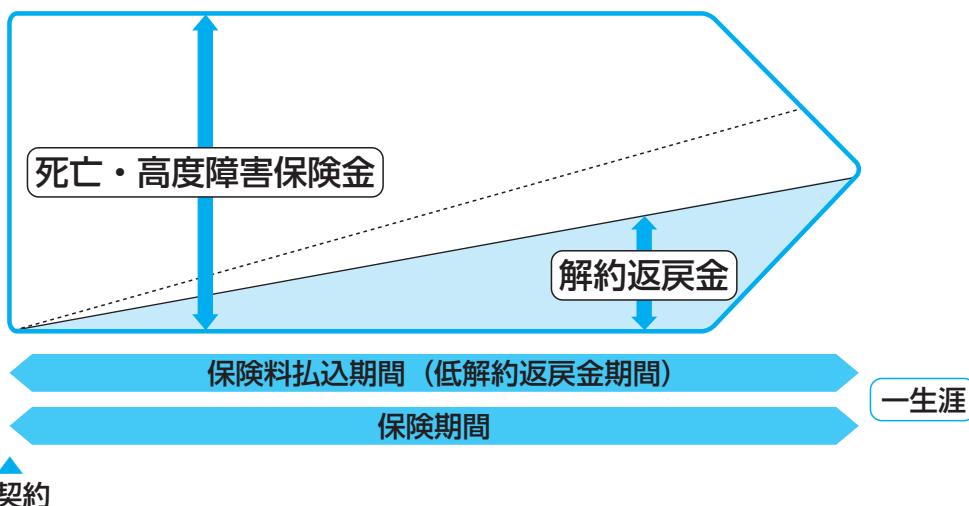
※2 契約者配当金は今後のお支払いをお約束するものではなく、運用実績等によって変動(増減)し、お支払いできないこともあります。

しきみ図～無配当低解約返戻金型終身保険の例～

短期払の例



全期払の例



—— この保険の解約返戻金

----- 解約返戻金を抑えている「無配当終身保険」の解約返戻金

保険金について

○次の場合、保険金をお支払いします。

お支払いする保険金 お支払事由	お支払額	受取人
死亡保険金 保険期間中の死亡	保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金 所定の高度障害状態※3に該当※4		被保険者

○ご契約者が法人かつ死亡保険金受取人のとき、高度障害保険金の受取人は被保険者ではなくご契約者とします。

※3 別表「対象となる高度障害状態」をご覧ください。

参照 P. 99

(内容は各主契約共通)

※4 責任開始期以後に発生した病気もしくは傷害による高度障害状態のとき、高度障害保険金を支払います。

保険料のお払込みの免除

○次の場合、次期以降の保険料のお払込みを免除します。

保険料払込免除事由	免除する保険料
ケガにより所定の身体障害状態※5に該当	次期以降の保険料 (主契約に付加されている特約の保険料も含みます。)

○責任開始期以後に発生した不慮の事故※6による身体障害状態※7のとき、保険料のお払込みを免除します。

※5 別表「対象となる身体障害の状態」をご覧ください。

参照 P. 101

(内容は各主契約共通)

※6 別表「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

参照 P. 100

(内容は各主契約共通)

※7 事故の日から180日以内に該当した場合に限ります。

10 特約の保障内容

定期保険特約・養老保険特約・災害死亡特約

○次の場合、保険金をお支払いします。

	お支払する保険金 お支払事由	お支払額	受取人
定期保険特約	特約死亡保険金 保険期間中の死亡	特約 保険金額	主契約の 死亡保険金受取人
	特約高度障害保険金 所定の高度障害状態※1に該当		被保険者
養老保険特約	特約死亡保険金 保険期間中の死亡	特約 保険金額	主契約の 死亡保険金受取人
	特約高度障害保険金 所定の高度障害状態※1に該当		被保険者
	特約満期保険金 保険期間満了時に生存されているとき		特約の 満期保険金受取人
災害死亡特約	災害死亡保険金 ケガまたは所定の感染症※2による死亡	災害 保険金額	主契約の 死亡保険金受取人
	災害高度障害保険金 ケガまたは所定の感染症※2により所定の高度障害状態※1に該当		被保険者

○特約高度障害保険金については責任開始期以後に発生した病気または傷害を原因として、また、災害死亡保険金・災害高度障害保険金については責任開始期以後に発生した不慮の事故※3※4または発病した所定の感染症※2を直接の原因として、それぞれ保険期間中にお支払事由に該当されたときお支払いします。

○特定疾病診断保険料免除特約が付加されている場合には、定期保険特約・養老保険特約・災害死亡特約を付加できません。

○5年ごと利差配当付終身保険・5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険には、定期保険特約・養老保険特約を付加できません。

※1 別表「対象となる高度障害状態」をご覧ください。

○ 参照 P. 186
(内容は各特約共通)

※2 別表「対象となる感染症」をご覧ください。

○ 参照 P. 203

※3 別表「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

○ 参照 P. 201
※4 事故の日から180日以内に該当した場合に限ります。

特定疾病診断保険料免除特約

○次に該当した場合、以後の保険料※5のお払込みを免除します。

特定疾病※6	保険料払込免除事由
悪性新生物	責任開始期前を含めて初めて悪性新生物と診断確定※7 ただし、上皮内がん※8、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん、 責任開始日から起算して90日以内に診断確定された乳がん は対象外です。
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞を発病し、初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと診断確定
脳卒中 【くも膜下出血・脳内出血・脳動脈の狭窄（脳血栓・脳塞栓）】	脳卒中を発病し、初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、言語障害・運動失調・麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと診断確定

○責任開始期以後に悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中により保険料払込免除事由に該当されたとき、以後の保険料のお払込みを免除します。

○この特約の中途付加およびこの特約のみの解約はできません。



この特約を付加した場合、付加しない場合と比べて保険料は高くなります。

※5 主契約および付加されているすべての特約の保険料が対象です。

※6 「特定疾病」については、別表「対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」をご覧ください。

参照 P. 222

※7 責任開始期前に悪性新生物と診断確定された場合には、責任開始期以後に新たに悪性新生物と診断確定されても保険料のお払込みを免除しません。

※8 上皮内がんには、非浸潤性・非侵襲性のがんを含みます。

特約の共通事項

○ご契約者が法人かつ主契約の死亡保険金受取人のとき、特約高度障害保険金・災害高度障害保険金の受取人は被保険者ではなくご契約者とします。

11

余命6か月と判断されるときのお取扱いについて（リビング・ニーズ特約）

リビング・ニーズ特約を付加されると、被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき、保険金額の全部または一部をご請求できます。

リビング・ニーズ特約による保険金のお支払い

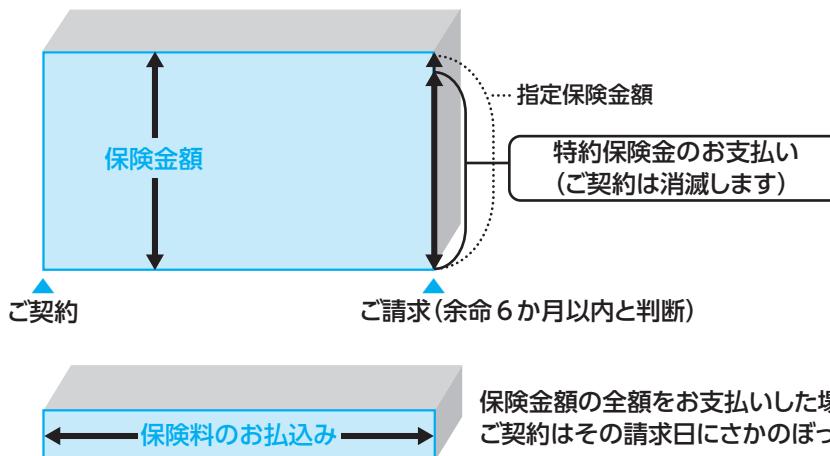
お支払いする保険金 お支払事由	お支払額	受取人
特約保険金 余命6か月以内と 判断されるとき	ご請求額(指定保険金額※1) - 6か月分の利息 - 6か月分の保険料相当額	被保険者

- リビング・ニーズ特約による請求額は他のご契約と通算して、一被保険者あたり3,000万円を限度とします。
- リビング・ニーズ特約による保険金の請求日が主契約および対象となる特約の保険期間の満了前1年以内（自動更新する場合を除く）である場合は、特約保険金はお支払いしません。



余命6か月以内の判断は、医師に記入いただいた診断書や請求書類にもとづいて当社が判断します。「余命6か月以内」とは、日本で一般に認められた医療による治療を行なっても余命が6か月以内であることを意味します。

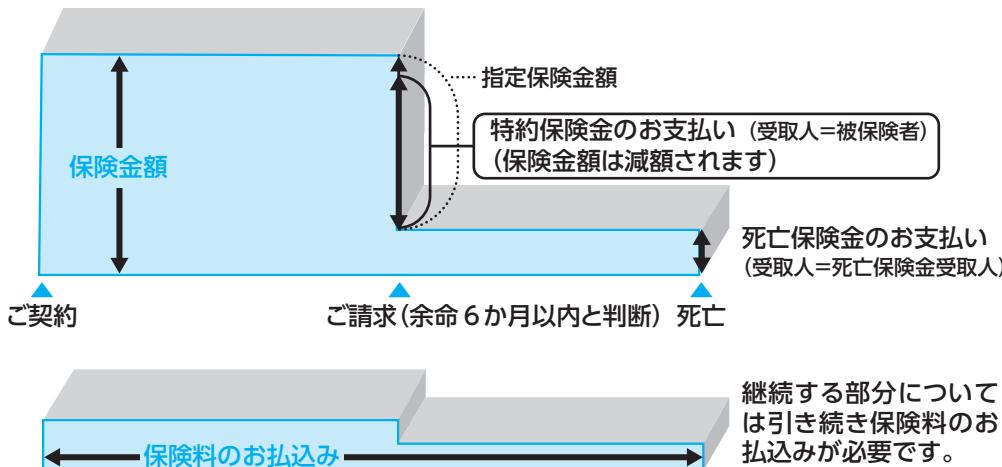
保険金額の全部をお支払いする場合のしくみ図



- 主契約に付加されている特約も同時に消滅します。消滅した特約の解約返戻金はお支払いしません。

※1 主契約の死亡保険金額のうち、会社の定める保険金額の範囲内で、被保険者が指定した金額。(死亡保障のある特約が付加されている場合はこれを含む。)
(注) 災害死亡特約の災害保険金額は上記の対象になりません。

保険金額の一部をお支払いする場合のしくみ図



- 保険金額はその請求日にさかのぼって減額されます。
- 減額部分については解約返戻金をお支払いしません。
- 継続する部分の死亡保険金の受取人は、主契約の死亡保険金受取人です。

リビング・ニーズ特約による保険金と主契約の保険金の支払請求の関係

- 主契約の保険金を支払ったか支払うこととした場合には、その後に特約保険金のご請求を受けてもお支払いできません。
- リビング・ニーズ特約による保険金が支払われる前に、主契約の保険金の支払請求を受けた場合は、特約保険金はお支払いできません。

お支払いについてのご注意

- 主契約に特別条件付保険特約が付加され、保険金削減支払法が適用されている場合、お支払額はつぎのとおりとなります。

$$(ご請求額(指定保険金額※2) - 6か月分の利息) \times \text{請求日における削減割合} - 6か月分の保険料相当額$$

- リビング・ニーズ特約による保険金をお支払いする際に、貸付金があるときはその元利金の合計を差し引きます。

※2 主契約の死亡保険金額のうち、会社の定める保険金額の範囲内で、被保険者が指定した金額。(死亡保障のある特約が付加されている場合はこれを含む。)

(注) 災害死亡特約の災害保険金額は上記の対象になりません。

リビング・ニーズ特約の消滅

- リビング・ニーズ特約による保険金をお支払いしたとき
- 主契約が消滅したとき
- 主契約が延長保険に変更されたとき
- 主契約に年金移行特約または5年ごと利差配当付年金移行特約を付加し、主契約の全部を年金支払に移行するとき

12 所定の要介護状態となつたときのお取扱いについて（介護前払特約）

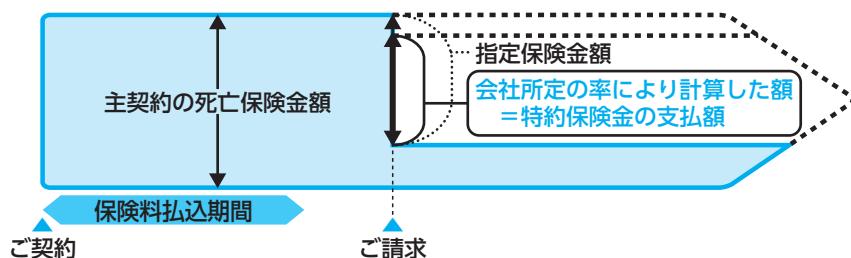
介護前払特約を付加されると、被保険者が所定の要介護状態となつた場合に、保険金額の全部または一部の前払いを請求することができます。

介護前払特約による保険金のお支払い

お支払いする保険金 お支払事由	お支払額	受取人
特約保険金 つぎのすべてに該当するとき ・主契約の保険料払込期間経過後 ・被保険者の年齢が満65歳以上 ・公的介護保険制度による要介護4または要介護5の状態に該当すると認定されている※1	指定保険金額※2に基づき、請求日における会社所定の率により計算した金額（お支払い額は指定保険金額よりも少なくなります。）	被保険者

- お支払額は、指定保険金額に対する解約返戻金額を下回ることはありません。
(ただし、貸付金などがある場合は、解約返戻金額を下回ることがあります。)
- 指定保険金額は、他のご契約と通算して一被保険者あたり3,000万円を限度とします。

保険金額をお支払いする場合のしくみ図



- 主契約の死亡保険金額の全部を指定され特約保険金が支払われた場合、その請求日にさかのぼってご契約は消滅します。※3
消滅した主契約・特約については解約返戻金をお支払いしません。
- 主契約の死亡保険金額の一部を指定された場合、特約保険金として支払われた指定保険金額はその請求日にさかのぼって消滅したものとします。消滅する部分については解約返戻金をお支払いしません。

介護前払特約による保険金と主契約の保険金の支払請求の関係

- 主契約の保険金を支払ったか支払うこととした場合には、その後に特約保険金のご請求を受けてもお支払いできません。
- 介護前払特約による保険金が支払われる前に、主契約の保険金の支払請求を受けた場合は、特約保険金はお支払いできません。

※1 別表の「対象となる要介護4または5の状態」をご覧ください。

参照 P. 245

※2 主契約の死亡保険金額のうち、会社の定める保険金額の範囲内で、被保険者が指定した金額。ただし、定期保険特約または養老保険特約が付加されている場合、主契約の死亡保険金額の全部を指定保険金額として指定することはできません。

※3 主契約に付加されている特約も同時に消滅します。

お支払いについてのご注意

- 介護前払特約による保険金をお支払いする際に、貸付金があるときはその元利金の合計を差し引きます。
- 当社は、この特約の給付にかかる公的介護保険制度の変更が将来行なわれたときには、主務官庁の認可を得て、将来に向かってお支払事由を変更することがあります。
- リビング・ニーズ特約の特約保険金のご請求と介護前払特約の特約保険金のご請求を重ねて受けたときには、介護前払特約の特約保険金はお支払いできません。



指定代理請求特約が付加されたご契約の場合、被保険者が受取人となっている保険金などの支払事由が生じた場合で、被保険者が保険金などを請求できない特別な事情があるときは、その代理人としてあらかじめご指定いただいた指定代理請求人が保険金などを請求することができます。くわしくは、「指定代理請求特約について」をご覧ください。 参照 P. 62

介護前払特約の消滅

- 主契約が消滅したとき
- 主契約が延長保険に変更されたとき
- リビング・ニーズ特約による特約保険金が支払われたとき
- 指定保険金額の合計額が会社所定の限度に達したとき
- 主契約に年金移行特約または5年ごと利差配当付年金移行特約を付加し、主契約の全部を年金支払に移行するとき

13 免責事由などについて

保険金などの免責事由

○免責事由に該当した場合、保険金などはお支払いできません。

保険金など	免責事由
死亡保険金 特約死亡保険金	①責任開始日（復活日）から3年以内の被保険者の自殺※1※2 ②ご契約者の故意※3 ③死亡保険金受取人の故意※4 ただし、その方が死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額を他の受取人にお支払いします。
高度障害保険金 特約高度障害保険金 リビング・ニーズ特約による保険金 介護前払特約による保険金	ご契約者または被保険者の故意
保険料払込免除 (所定の身体障害状態) 災害死亡保険金 災害高度障害保険金	①ご契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失※5

※1 責任準備金をご契約者に支払います。

※2 精神障害などにより意思能力や判断能力が無い状態で、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、お支払いできる場合もあります。

※3 解約返戻金をご契約者に支払います。

※4 責任準備金（支払われない死亡保険金に対応する額）をご契約者に支払います。

※5 災害死亡保険金に限ります。

※6 保険料の払込免除を含みます。

保険金の削減など

○戦争その他の変乱が原因で保険金のお支払事由が生じた場合、該当する被保険者の数によっては、保険金を削減してお支払いすることがあります。

○地震、噴火、津波、戦争その他の変乱が原因で災害保険金のお支払事由が生じた場合、該当する被保険者の数によっては、災害保険金を削減してお支払いするかお支払いしない場合があります。※6

14 定期保険特約に適用する健康体料率について

健康体料率特約の特徴

○被保険者の喫煙状況および健康状態などが当社の定める基準に適合する場合、健康体料率特約(特約用)を適用することで、定期保険特約の保険料が通常の保険料に比べ割安になります。

健康体料率特約の付加基準

○健康体料率特約は、被保険者の健康状態などが当社の定める基準を満たしたうえで、つぎのいずれかに適合している場合に付加することができます。※1

①過去1年間に喫煙歴がないこと。

②血圧およびBMI（ボディ・マス・インデックス）の値が当社の定める所定の範囲内であること。※2

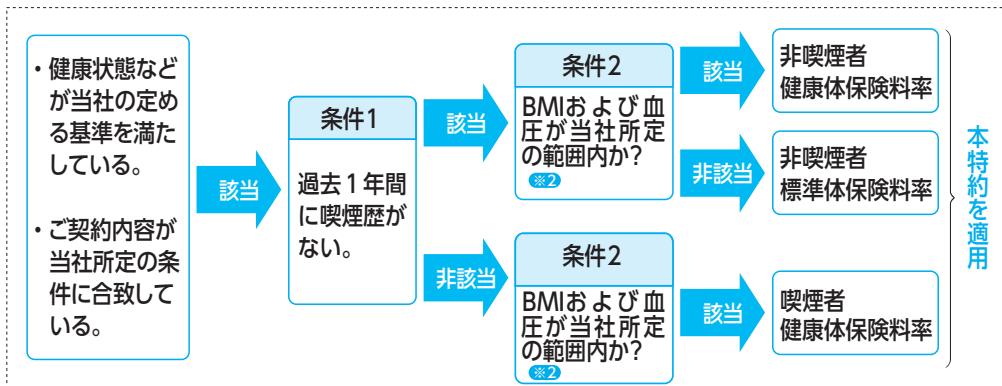
$$\text{BMI} = \text{体重 (キログラム)} \div \{\text{身長 (メートル)}\}^2$$



上記の基準に適合しない場合でも、告知や診査の内容によっては、通常の保険料でご加入いただけます。

適用料率の判定のしくみ

○健康体料率特約の付加基準に適合した場合には、被保険者の喫煙状況※3および健康状態などに応じて「非喫煙者健康体保険料率」、「喫煙者健康体保険料率」、「非喫煙者標準体保険料率」のいずれかの保険料率を適用します。



告知いただいたことがらが事実と違っていた場合、当社は健康体料率特約の解除、保険金額等の削減もしくは保険料の変更等を行うこ
とがあります。

ご注意 「健康体」とは健康体料率特約における被保険者を示す当社での呼称です。左記の基準に適合しない方が健康でないということではありません。

※1 保険期間、払込期間、契約年齢および保険金額などについても、当社が定める条件を満たすことが必要となります。

※2 医師の診査結果などが当社の定める範囲内である必要があります。

※3 被保険者本人が喫煙者でなくとも受動喫煙により「喫煙者」と判定されることもあります。

健康体料率特約の自動更新について

- 健康体料率特約は、告知・診査を省略して更新する「自動更新」は原則としてお取扱いをいたしません。^{※4}
ただし、所定の手続きのうえ、健康体料率特約の付加基準に適合した場合には、健康体料率特約を付加してご契約を継続することができます。

※4 対象となる定期保険特約の保険期間が5年の場合、1回のみ自動更新します。

健康体料率特約の復活

- ご契約が失効した場合、主契約および特約とともに健康体料率特約の復活を請求することができます。復活後の保険料率は、失効前の保険料率と同一としますが、復活時の喫煙状況および健康状態などによっては復活できない場合や同一の保険料率が適用できない場合があります。この場合、当社の定める方法によって計算した金額をお払込みいただくことがあります。

減額・解約される場合

- 健康体料率特約が付加されているご契約の保険金額等の合計額が、減額または解約により当社の定める金額を満たさなくなった場合、健康体料率特約は消滅します。この場合、以後の保険料を健康体料率特約を適用しない保険料率により計算した保険料にあらためるとともに、当社の定める方法によって計算した金額をお払込みいただくことがあります。

15 指定代理請求特約について

15 指定代理請求特約について

○被保険者が受取人となっている保険金などのお支払事由が生じた場合で、被保険者が保険金などをご請求できない特別な事情^{※1}があると会社が認めたときは、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わりに請求することができます。

○ご請求手続きを円滑に行うことができますので、この特約の付加をお願いいたします。

対象となる保険金など

- ①被保険者と受取人が同一人である保険金など
- ②被保険者と保険契約者が同一人である保険料のお払込みの免除

※1 特別な事情とは次のようなものをいいます。

- ・被保険者が保険金などの請求を行う意思表示が困難な状態である
- ・被保険者本人が病名の告知を受けていないなど

指定代理請求人の指定・変更

○指定代理請求人は次のうちから1名をあらかじめ指定してください。^{※2}

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②被保険者の3親等内の親族

※2 保険金などの受取人が法人である場合は、この特約による指定代理請求人を指定できません。

指定代理請求人が死亡されている場合など

○指定代理請求人が請求時において、「死亡もしくは指定代理請求人（上記①、②）の範囲外である場合」または「ご請求できない特別な事情がある場合」は、次の方が保険金などを請求することができます。

- ①請求時に被保険者と同居・同一生計の死亡保険金受取人
- ②(①に該当する者がいない場合または①に該当する者が代理請求をできない特別な事情がある場合)
請求時に被保険者と同居・同一生計の被保険者の戸籍上の配偶者
- ③(①、②に該当するものがいない場合または①、②に該当する者が代理請求をできない特別な事情がある場合)
請求時に被保険者と同居・同一生計の被保険者の3親等内の親族



故意に保険金などの支払事由を生じさせた者または故意に受取人を保険金などを請求できない状態に該当させた者は代理請求を行うことができません。



指定代理請求人・代理請求人に保険金などをお支払いした後に請求を受けても重複してお支払いしません。



代理請求をされることにより、被保険者がそのご請求の理由を知る可能性がありますので、ご請求に際してはご留意ください。



保険料について

16 保険料のお払込み、ご契約の失効・復活について

保険料の払込方法（経路）

口座振替扱、クレジットカード扱、団体扱^{※1}、送金扱^{※2}があります。

ご注意 「責任開始期に関する特約」を付加する場合、保険料の払込方法（経路）は「口座振替扱」となります。

※1 勤務先団体を経由してお払込みいただく方法です。

※2 当社から払込案内をお送りし、同封の郵便振替用紙にてお払込みいただく方法です。月払は取り扱っていません。

ご注意 万一払込期月中に払込案内が届かなかつたり、また振替日に預金口座から振替できなかつたりした場合には、お手数でも最寄りの支社または本社までご連絡ください。

※3 「責任開始期に関する特約」を付加した場合に限ったお取扱いです。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料のお払込み^{※3}

[例]

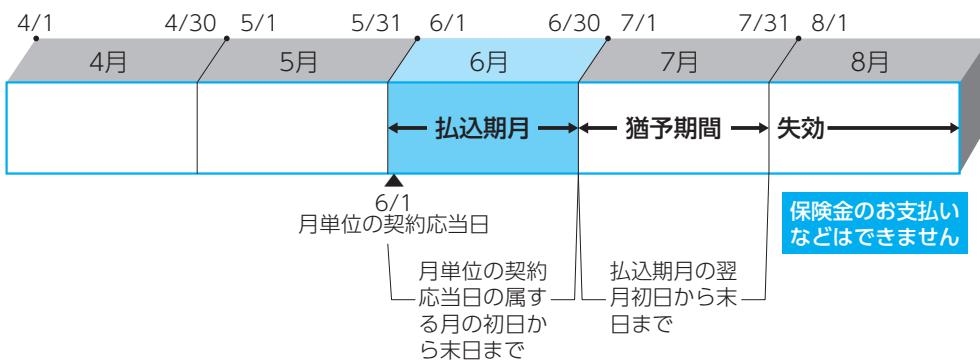


○第1回保険料のお払込みがなくご契約が無効となった場合、新たなご契約のお申し込みに際し、「責任開始期に関する特約」を付加できないことがあります。^{※4}

第2回以後の保険料のお払込み

○月払：毎月1回お払込みいただく方法です。

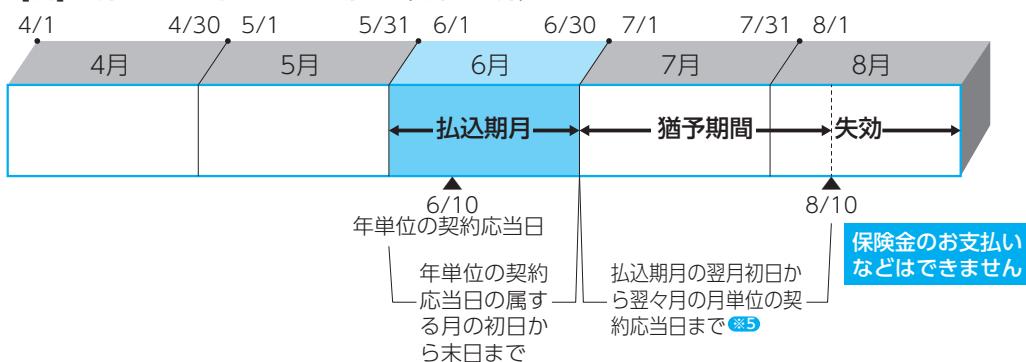
[例]契約日が5月1日の場合



※4 第1回保険料のお払込みがなくご契約を解約された場合も同様です。

○年払または半年払：年1回（半年払は年2回）の当社所定の期間内にお払込みいただく方法です。

[例] 契約日が6月10日の場合（年払契約）



ご契約が失効すると、お払込みいただけなかった期間の保険料を入金されても、保障は再開されません。次ページの復活の項をご覧ください。

保険料払込の最終回

○保険料は、保険料払込期間中お払込みいただくことが必要です。

例えば、50歳で60歳払込満了契約に加入された場合、保険料払込の最終回は、それぞれの払込方法（回数）に応じて次のとおりです。※6

満年齢				
50歳	51歳	…	59歳	60歳
▼ ご加入				
60歳払込満了契約				年度始の満年齢が 50歳 … 年度始の満年齢が 59歳
月払契約の払込回数				120回目
年払契約の払込回数				10回目

※6 半年払契約の最終回(20回目)は、年払契約の最終回(10回目)の半年後となります。

復活

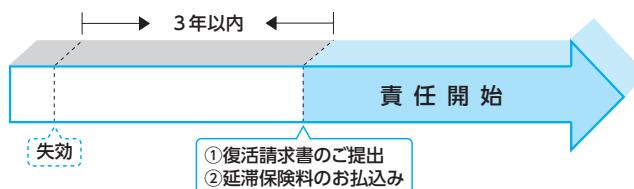
○失効から3年以内であれば、以下の手続きでご契約を復活できる場合があります。

○手続き内容

- ①復活請求書の提出、健康状態などについての告知（診査または告知書の提出）
- ②お払込みを中止されてから復活するまでの未払込保険料（延滞保険料）のお払込み

○復活を承諾した場合の責任開始時期

ご契約の復活を当社が承諾した場合にはその旨通知します。この場合、延滞保険料を受け取った時（告知前に受け取ったときは、告知の時）から保険契約上の責任を開始します。



健康状態などによっては、復活をお断りすることがあります。



以下の保障の開始は復活の際の責任開始の日から起算して90日経過後となります。

- ・特定疾病診断保険料免除特約における乳がんに対する保障

年払・半年払で保険料のお払込みが不要となった場合

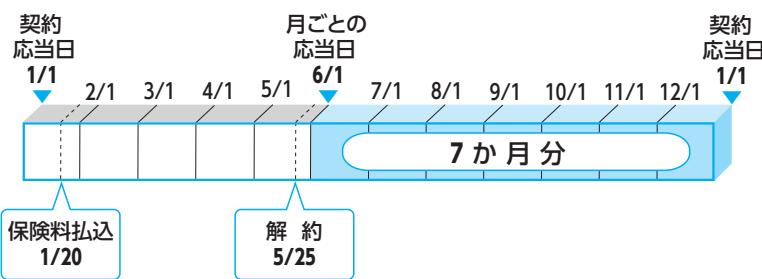
○年払・半年払の場合^{*7}、保険料をお払込みいただいた後に、ご契約が消滅^{*8}したり、保険料のお払込みが不要となった場合、つぎの額をお支払いします。

すでに払い込まれた保険料^{*9}のうち、保険料のお払込みが不要となった日の翌日以降に対応する保険料相当額（1か月未満の端数は切り捨て）

【年払契約を解約した場合の例】

1月20日に年払保険料を払い込んだ後、5月25日に解約

⇒保険料のお払込みが不要となった5月25日の翌日以降、最初に到来する月ごとの応当日は6月1日です。よって、6月1日から12月31日までの7か月分に対応する保険料相当額をお支払いします。

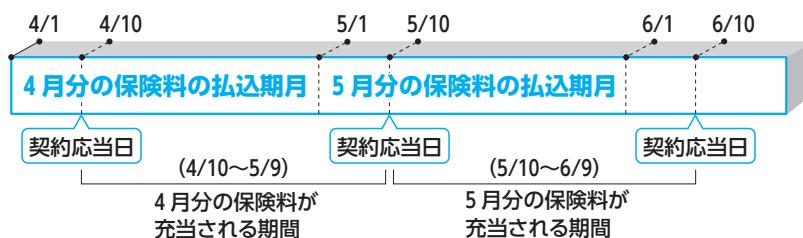


リビング・ニーズ特約の特約保険金に対する保険料の未経過分は、特約保険金の請求日の6か月後の応当日における経過月数をもとに計算します。

保険金などのお支払事由や保険料払込免除事由が発生した場合の保険料の充当について

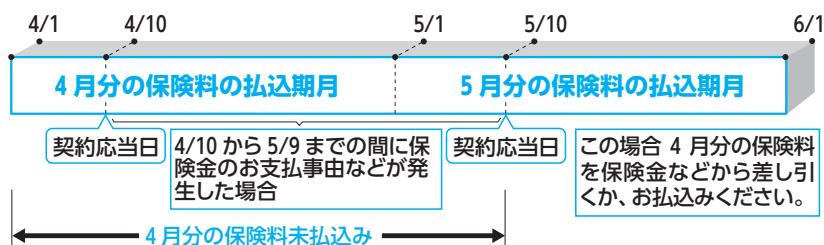
○保険料は毎払込期月の契約応当日からつぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当され、払込期月中の契約応当日に払い込まれるものとして計算されています。

(月払契約の場合の例)



○保険金などのお支払事由または保険料払込免除事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、保険金などのお支払いのときはその未払込みの保険料を保険金などから差し引き、保険料のお払込みの免除のときはその未払込みの保険料をお払込みください。

(月払契約の場合の例)



***7** 月払のご契約は、このお取扱いはありません。

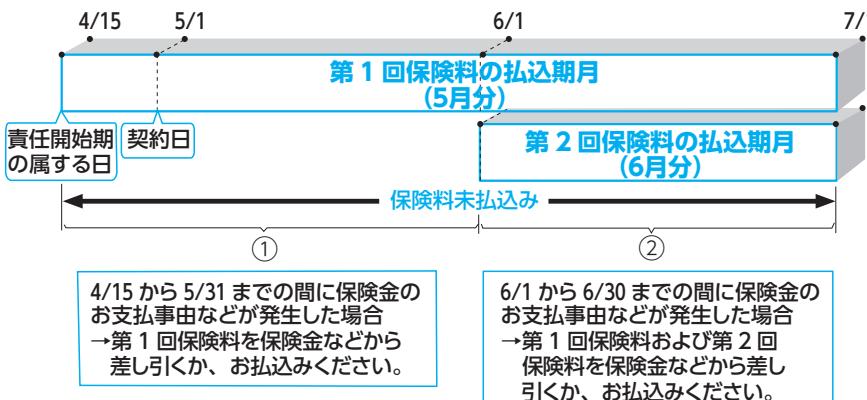
***8** ご契約または付加されている特約の解約や減額、保険金などの支払いによる消滅等を含みます。

***9** 保険料の一部のお払込みを要しなくなった場合は、そのお払込みを要しなくなった部分に限ります。

○「責任開始期に関する特約」を付加した月払契約で、第1回保険料をお払込みいただく前に、保険金などのお支払事由または保険料払込免除事由が発生した場合には、次のようなお取扱いとなります。

- ・下図の①の期間中に保険金などのお支払事由が発生した場合、第1回保険料を保険金などから差し引き、保険料払込免除事由が発生した場合、第1回保険料をお払込みください。
- ・下図の②の期間中に保険金などのお支払事由が発生した場合、第1回保険料および第2回保険料を保険金などから差し引き、保険料払込免除事由が発生した場合、第1回保険料および第2回保険料をお払込みください。

(例)



17 保険料のお払込みが困難になられたとき

保険料のお払込みが困難になられた場合でも、ご契約を有効に継続できる方法があります。

保険料の自動振替貸付^{※1}

取扱内容

- 保険料のお払込みの猶予期間が満了する日に保険料相当額を貸付け、未払分の保険料に充当します。
- 貸付できる金額は、解約返戻金の範囲内です。
- 当社所定の利率^{※2}で計算した利息（複利計算）をいただきます。
- 自動振替貸付をご希望にならない場合には、書面で最寄りの支社または本社へお申し出ください。



「自動的に貸付が行われ、貸付金がお客さまの手元に届くことがない」という特徴がありますので、当社から発送する自動振替貸付に関するお知らせはがきなどで、貸付内容などをご確認ください。



貸付金を返済されなくてもご契約は継続されますが、貸付利息は複利で増加し続けますので、早めのご返済をお勧めします。

※1 自動振替貸付をご希望されない旨あらかじめお申し出いただいた場合には、このお取扱いはしません。

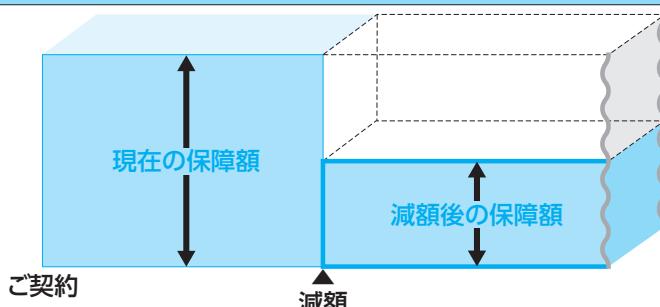
※2 利率は金利水準などによって変動します。利率については、当社ホームページをご覧ください。

貸付金超過による失効

- 貸付金の元利合計額が解約返戻金額を超えるときは、その旨をご契約者に通知いたしますので、当社所定の金額をお払込みください。通知した日の属する月の翌月末日までにお払込みがない場合には、この期日の翌日からご契約は効力を失います。

保険金額の減額

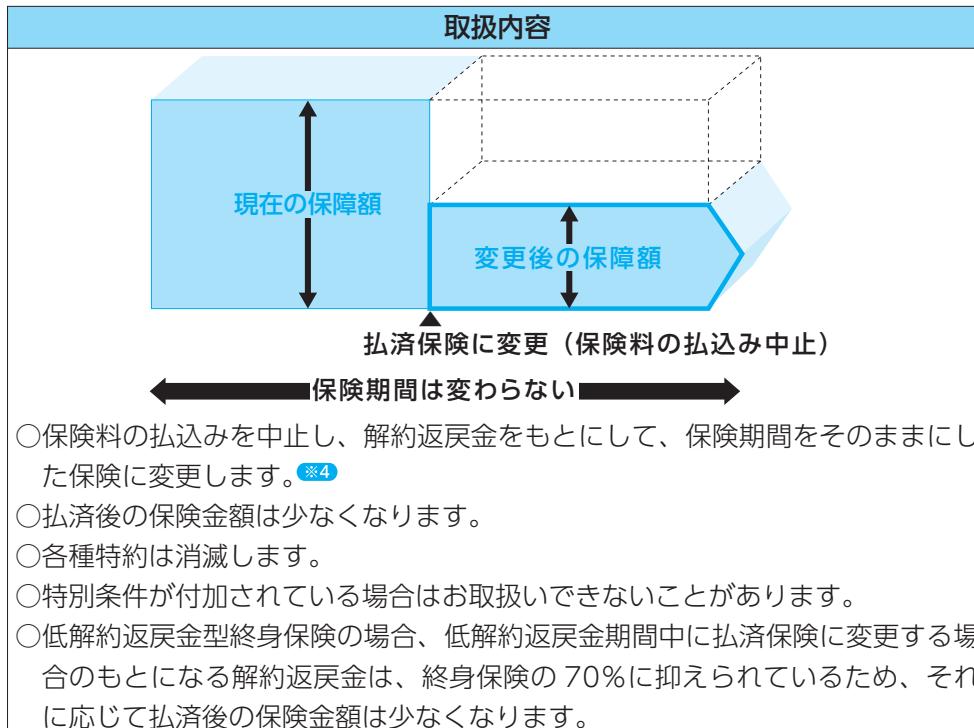
取扱内容



- 保険金額を減額して、以後の保険料を少なくします。^{※3}
- 減額部分は解約したものとして扱い、解約返戻金があればお支払いします。

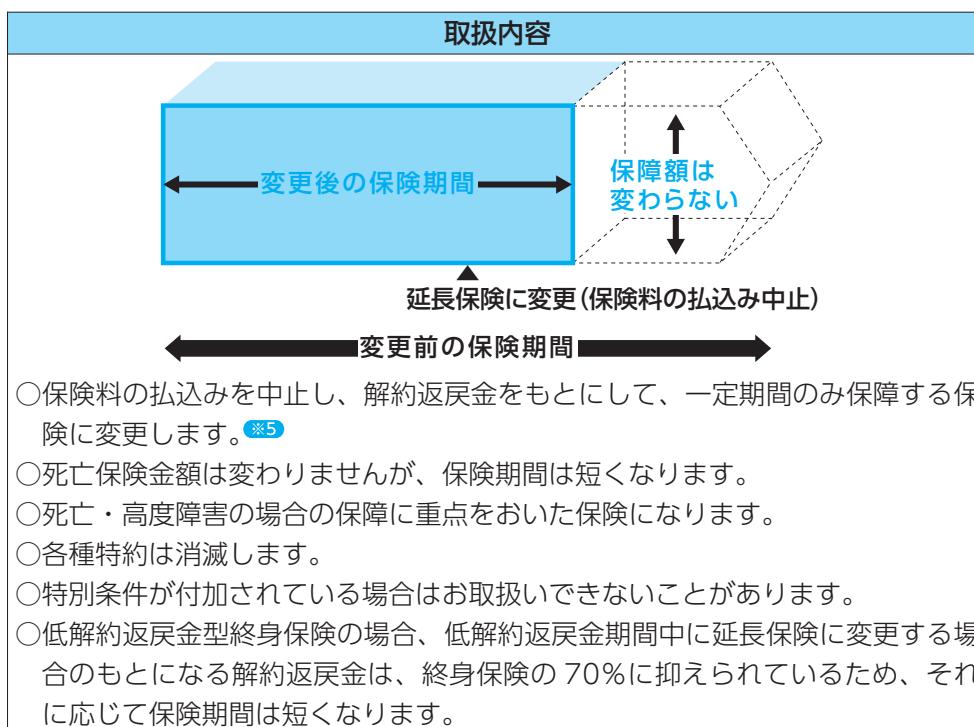
※3 当社の定める限度を下まわる減額はできません。

払済保険への変更



※4 払済保険金額が当社の定める限度を下回る場合はお取扱いできません。

延長保険への変更



※5 延長保険期間が1年未満となるものはお取扱いできません。



ご契約後について

18 債権者等による解約と受取人によるご契約の存続について

債権者等による解約

○ご契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます。）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

保険金などの受取人によるご契約の存続

○解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過する日までの間に、1. の受取人が2. の手続きを行うことで、ご契約を存続させることができます。

1. 次のすべてを満たす保険金などの受取人

- ①ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ②ご契約者でないこと

2. 必要な手続き

- ①ご契約者の同意を得る
- ②解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払う
- ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知する（当社への通知についても期間内に行うこと）

19 被保険者によるご契約者への解約の請求について

被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、次の事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。

この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ①ご契約者または受取人が当社に保険給付を行わせることを目的としてお支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- ②受取人が当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
- ③上記①②の他、被保険者のご契約者または受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申し込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

20

契約者配当金のお支払いについて

5年ごと利差配当付のご契約は、責任準備金などの運用益が当社の予定した運用益を上回った場合、5年ごとに契約者配当金をお支払いします。

契約者配当金のお支払い

○契約者配当金は責任準備金などの運用益が当社の予定した運用益を超えた場合に、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。

- ・当社は毎年当該事業年度にかかる責任準備金などの運用益が当社の予定した運用益を超えた場合、契約者配当準備金を積み立てます。
- ・責任準備金などの運用益が当社の予定した運用益を下回ったときは、契約者配当準備金を取り崩します。

○5年ごとの契約者配当金のお支払前でも、契約日から1年経過後に保険金などのお支払事由に該当したことによりご契約が消滅した場合や、契約日から2年経過後に解約・減額などをされた場合には、責任準備金などの運用成果に応じて契約者配当金をお支払いします。



契約者配当金は今後のお支払いをお約束するものではなく、運用実績などによって変動（増減）し、お支払いできないこともあります。

契約者配当金の支払方法

○当社所定の利率※1で積み立てておき、ご契約者から請求があったとき、または、保険金をお支払いするときなどにあわせてお支払いします。

特別配当

○上記のほかに長期間継続したご契約に対して特別配当をお支払いすることがあります。



解約・減額などをされる場合にお支払いする契約者配当金は、保険金などのお支払事由に該当したことによりご契約が消滅する場合よりも少なくなります。

※1 利率は金利水準などによって変動します。利率については、当社ホームページをご覧ください。

21

契約者に対する貸付について

契約者貸付

- 解約返戻金の一定の範囲内で必要資金をご用立てします。(貸付金は本社から口座振込の方法でお支払いします。)
- この場合、貸付金には当社所定の利率※1で計算した利息(複利計算)がつきます。

※1 利率は金利水準などによって変動します。利率については、当社ホームページをご覧ください。

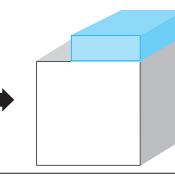
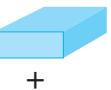
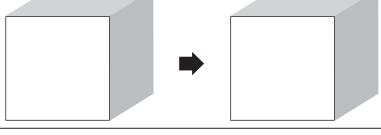
貸付金超過による失効

- 貸付金の元利合計額が解約返戻金額を超えるときは、その旨をご契約者に通知いたしますので、当社所定の金額をお払込みください。通知した日の属する月の翌月末日までにお払込みがない場合には、この期日の翌日からご契約は効力を失います。

22

保障内容の見直しをご検討の方へ

現在のご契約の保障内容を見直したいときには、つぎのような方法があります。※1

方法	特約の中途付加	追加契約
しくみ	○現在のご契約に特約を新たに付加する方法です。	○現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。 ○ご契約は2件になります。
図解	〈現在のご契約〉  → 	〈追加契約〉  ↓ 〈現在のご契約〉 
保険料	○中途付加時の年齢・保険料率により、中途付加する特約の保険料等を計算し、現在のご契約の保険料に加えてお払込みいただきます。	○追加加入時の年齢・保険料率により、新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお払込みいただきます。

※1 ご利用の際は、現在のご契約の内容により、所定の条件を満たすことが必要です。また、特約の中途付加は特約の種類によりできない場合があります。詳しくは、当社の支社または本社までご相談ください。



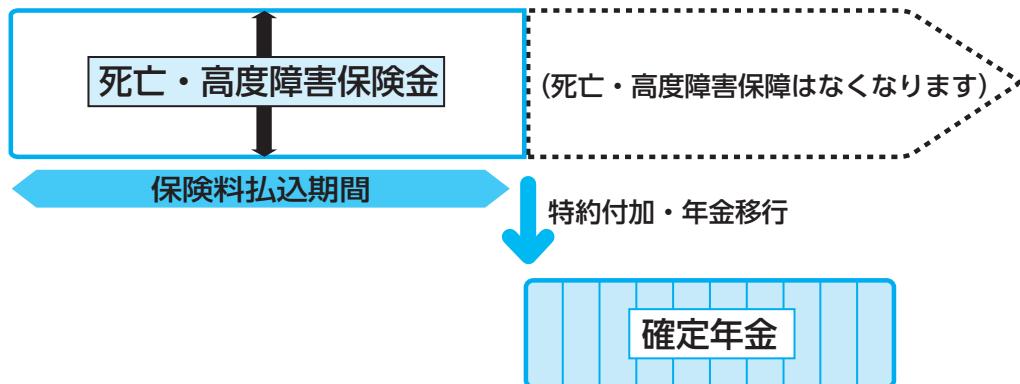
いずれの方法をご利用いただく場合も、あらためて被保険者の同意および診査(または告知)が必要です。健康状態によっては、ご利用できない場合があります。

23 年金移行のお取扱いについて

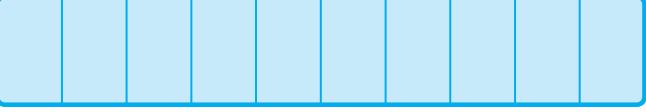
年金移行特約※1・5年ごと利差配当付年金移行特約※2について

○保険料払込期間経過後、当社所定の要件を満たした場合に、将来の保険金等のお支払いにかえて、保険契約の全部または一部を年金支払に移行することができます。

確定年金に全部を移行する場合のしくみ図



移行できる年金の種類

年金	内容
確定年金 ※3	被保険者が生存している間、年金支払期間にわたり年金をお支払いします。  年金支払期間
保証期間付終身年金 ※4	被保険者が生存している間、終身にわたり年金をお支払いします。  保証期間　保証期間経過後の年金（終身） この間に死亡された場合は、 その残存期間に対する年金現価 をお支払いします。以後の 年金のお支払いはありません。 この間に死亡された場合は、 以後の年金のお支払いはあ りません。

年金支払に移行できるとき

○主契約の保険料払込期間経過後に到来する年単位の契約応当日のうち、ご契約者が指定した日をこの特約の締結日（年金移行日）とします。



主契約が延長保険に変更されているとき、または年金額が会社の定める金額に満たないときなどは、この特約を締結することはできません。

※1 年金移行特約は無配当終身保険または無配当低解約返戻金型終身保険に付加することができます。

※2 5年ごと利差配当付年金移行特約は5年ごと利差配当付終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加することができます。

※3 年金支払期間中に被保険者が死亡した場合には、未払期間の年金現価を年金受取人に支払います。

※4 保証期間中に被保険者が死亡した場合には、その残存期間に対する年金現価を年金受取人に支払います。なお、保証期間付終身年金の場合、保証期間の残存期間に対する年金現価は年金原資を下回ることがあります。

年金の支払日

○第1回の年金支払日（年金支払開始日）はこの特約の締結日とします。第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の年単位の応当日とし、1年ごとにお支払いします。

年金額

○年金額はご契約の責任準備金額などをもとにして、年金移行時における会社の定める率により計算します。ただし、貸付金があるときはそれらの元利金を、また、未払込保険料があるときはその金額を差し引きます。

年金受取人

○この特約の締結の際に、ご契約者は、ご契約者または主契約の被保険者のいずれかを年金受取人に指定してください。
○主契約の一部を年金支払に移行する場合は、年金受取人はご契約者とします。

年金移行時に付加されている特約のお取扱い

特約	主契約の全部を 年金支払に移行した場合	主契約の一部を 年金支払に移行した場合
定期保険特約 養老保険特約 災害死亡特約	特約の保険期間は年金支払開始日の前日までとします。	<ul style="list-style-type: none"> 年金支払に移行しない部分の主契約の保険金額に対する特約の保険金額が当社の付加限度を超える場合、特約の保険金額を減額します。 年金支払に移行しない部分の主契約の保障が消滅したとき、特約は消滅します。



定期保険特約等が消滅する場合や、保険金額が減額される場合、定期保険特約等の責任準備金を含めて年金額を計算します。(ただし、ご契約者が解約返戻金を請求したときは、年金額の計算には含みません。)

年金支払開始日以後のご注意

- 年金支払開始日以後は、年金支払に移行した部分の契約者貸付のお取扱いはいたしません。
- 確定年金の場合、年金支払に移行した部分の解約および減額を請求することができます。^{※5}
- 保証期間付終身年金の場合、保証期間の残存期間に対する年金現価を一括して請求することができます。(一括払を行った場合でも、保証期間後の年金は、生存している間、終身にわたりお支払いします。)



年金移行特約および5年ごと利差配当付年金移行特約の取扱内容等については、当冊子作成時点の内容に基づいて記載しております。年金移行時点では取扱内容等が変更されている場合がありますのでご了承ください。

※5 減額後の年金額が会社の定める限度を下回る減額のお取扱いはいたしません。

24 保険金受取人の変更について

死亡保険金受取人の変更

○ご契約者は死亡保険金のお支払事由が発生するまでは、保険金受取人を変更することができます^{※1}。変更される場合には、当社へご通知ください。

※1 被保険者の同意が必要です。

遺言による死亡保険金受取人の変更

○ご契約者は死亡保険金のお支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます^{※2}。この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人から当社へご通知ください。

※2 被保険者の同意がなければ受取人変更の効力は生じません。

 ご注意
当社が通知を受ける前に変更前の保険金受取人に保険金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、当社はこれをお支払いしません。

死亡保険金受取人が死亡された場合

○新しい保険金受取人に変更する手続きが必要ですので、すみやかに当社へご連絡ください。

※3 保険金受取人となった人が2人以上いる場合は、その受取割合は均等とします。

○保険金受取人が亡くなられた時以後、保険金受取人の変更手続きがとられていないうちは、保険金受取人の死亡時の法定相続人が保険金受取人となります。^{※3}

25 生命保険と税金について

保険金などの税法上のお取扱い

死亡保険金の場合

保険金にかかる税金はご契約者・被保険者・死亡保険金受取人の関係によって異なります。

契約内容	契約例			税の種類
	ご契約者	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人の場合	夫	夫	妻	相続税
受取人がご契約者自身の場合	夫	妻	夫	所得税 (一時所得)
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税

※所得税の課税対象になるときは、住民税の課税対象にもなります。(以下同様です。)

養老保険特約の満期保険金の場合

契約内容	契約例			税の種類
	ご契約者	被保険者	受取人	
受取人がご契約者自身の場合	夫	夫	夫	所得税 (一時所得)
	夫	妻	夫	
受取人がご契約者以外の場合	夫	夫	妻	贈与税
	夫	妻	子	

生命保険金の非課税扱

対象となる生命保険金	条件	非課税扱の範囲
死亡保険金 (ご契約が2件以上の場合は合計します)	下記①②をともに満たす場合 ①ご契約者と被保険者が同一人 ②指定された死亡保険金受取人が、そのご契約者の相続人にあたる場合	500万円 × 法定相続人数

保険金の非課税扱

対象となる保険金	条件	非課税扱の範囲
高度障害保険金 リビング・ニーズ特約による保険金 介護前払特約による保険金	受取人が主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にする他の親族	全額

ご注意 税務の取扱い等については、平成27年11月現在の税制に基づき記載しております。今後の税制改正により変更となる場合がありますのでご注意ください。個別の税務取扱い等については、所轄の税務署または税理士等にご確認ください。

一般生命保険料控除

お払込みになった保険料は、税法上『一般生命保険料控除』^{※1}の対象になります。

^{※2}

対象となる保険料は1月から12月までにお払込みいただいた保険料の合計額から、その年に支払われた配当金（その年に積み立てられた配当金を含みます。）を差し引いた金額です。

保険料控除の適用を受けるには申告が必要です。当社より「生命保険料控除証明書」を発行しますので、年末調整あるいは確定申告のときまで大切に保管してください。

所得税の一般生命保険料控除

年間正味払込保険料	控除の対象となる金額	控除額の上限
20,000円以下	全額	
20,000円を超え 40,000円以下	年間正味払込保険料 $\times 1/2 + 10,000\text{円}$	120,000円 (「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」それぞれの控除額を合計した金額)
40,000円を超え 80,000円以下	年間正味払込保険料 $\times 1/4 + 20,000\text{円}$	
80,000円を超えるとき	一律 40,000円	

住民税の一般生命保険料控除

年間正味払込保険料	控除の対象となる金額	控除額の上限
12,000円以下	全額	
12,000円を超え 32,000円以下	年間正味払込保険料 $\times 1/2 + 6,000\text{円}$	70,000円 (「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」それぞれの控除額を合計した金額)
32,000円を超え 56,000円以下	年間正味払込保険料 $\times 1/4 + 14,000\text{円}$	
56,000円を超えるとき	一律 28,000円	

ご注意 この保険料控除の内容は、平成24年1月1日以後に締結、自動更新、特約中途付加したご契約に適用されます。平成23年12月31日以前に締結したご契約は、原則として税制改正前の制度が適用されます。税制改正前の制度については当社ホームページをご覧ください。

 参照 巻末

※1 災害死亡特約の保険料を除きます（保険料控除は適用されません）。

※2 この制度は、受取人がご契約者本人あるいは配偶者またはその他の親族の場合に適用されます。



約 款

終身保険普通保険約款目次

この保険の趣旨

1. 責任開始期

第1条 (責任開始期)

2. 保険金の支払

第2条 (保険金の支払)

第3条 (戦争その他の変乱の場合の特例)

第4条 (高度障害保険金の支払による保険契約の消滅)

第5条 (保険金の請求、支払時期および支払場所)

3. 保険料の払込の免除

第6条 (保険料の払込の免除)

第7条 (保険料の払込の免除の請求手続)

4. 保険料の払込

第8条 (保険料の払込)

第9条 (保険料の払込方法〈経路〉)

第10条 (保険料の前納または一括払)

5. 猶予期間および保険契約の失効

第11条 (猶予期間および保険契約の失効)

第12条 (猶予期間中に保険事故が発生した場合)

6. 保険料の自動振替貸付

第13条 (保険料の自動振替貸付)

第14条 (自動振替貸付の取消)

7. 保険契約の復活

第15条 (保険契約の復活)

8. 解約および解約返戻金

第16条 (解約)

第17条 (解約返戻金)

第18条 (保険金の受取人による保険契約の存続)

9. 契約内容の変更

第19条 (保険料払込方法〈回数〉の変更)

第20条 (保険料払込期間の変更)

第21条 (払済保険への変更)

第22条 (延長保険への変更)

第23条 (保険金額の減額)

第24条 (原保険契約への復旧)

10. 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効

第25条 (詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効)

11. 告知義務および保険契約の解除

第26条 (告知義務)

第27条 (告知義務違反による解除)

第28条 (保険契約を解除できない場合)

第29条 (重大事由による解除)

12. 保険契約者に対する貸付

第30条 (保険契約者に対する貸付)

13. 保険金の受取人

第31条 (保険金の分割割合)

第32条 (受取人の代表者)

第33条 (受取人の変更)

第34条 (遺言による受取人の変更)

14. 保険契約者

第35条 (保険契約者の代表者)

第36条 (保険契約者の変更)

15. 保険契約者の住所の変更

第37条 (保険契約者の住所の変更)

16. 被保険者の業務の変更等の場合

第38条 (被保険者の業務の変更等の場合)

17. 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

第39条 (契約年齢の計算)

第40条 (契約年齢または性別の誤りの処理)

18. 契約者配当

第41条 (契約者配当)

19. 時効

第42条 (時効)

20. 保険金の支払方法の選択

第43条 (保険金の支払方法の選択)

21. 契約内容の登録

第44条 (契約内容の登録)

22. 管轄裁判所

第45条 (管轄裁判所)

23. 連生終身保険 (自由設計型) への変換に関する特則

第46条 (連生終身保険 (自由設計型) への変換)

24. 連生終身保険からの変換に関する特則

第47条 (連生終身保険からの変換)

25. 団体を保険契約者および死亡保険金受取人とする場合の特則

第48条 (団体を保険契約者および死亡保険金受取人とする場合の特則)

終身保険普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、被保険者の万一の場合に、一定額の保険金支払を生涯にわたり保障し、ご家族の保障を確保するための保険です。

1. 責任開始期

第1条（責任開始期）

1 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

保険料と承諾の時期	責任開始期
(1) 保険契約の申込を承諾した後に、第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 第1回保険料相当額を受け取った後に、保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料相当額を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時

2 前項により、会社の責任が開始される日を契約日とします。

3 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。保険証券には保険契約を締結した日を記載せず、前項の契約日を記載します。

2. 保険金の支払

第2条（保険金の支払）

1 この保険契約において支払う保険金はつぎのとおりです。

保険金の種類	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより被保険者が死亡したとき (1) 責任開始期（復活が行なわれた場合には最後の復活の際の責任開始期、復旧が行なわれた場合の保険金額の増額分については最後の復旧の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態（別表1）に該当したとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1）に該当したときを含みます。	保険金額	被保険者	つぎのいずれかにより被保険者が高度障害状態（別表1）に該当したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意

- 2 死亡保険金を支払う前に高度障害保険金の支払請求を受け、高度障害保険金が支払われるときは、会社は、死亡保険金を支払いません。
- 3 死亡保険金を支払った場合には、その支払後に高度障害保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 4 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡保険金受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を高度障害保険金の受取人とします。ただし、保険契約者から申し出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、被保険者を高度障害保険金の受取人とします。
- 5 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は、死亡保険金の残額をその他の死亡保険金受取人に支払います。
- 6 被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって死亡保険金が支払われない場合には、会社は、責任準備金（前項に該当する場合には、支払われない保険金部分の責任準備金）を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、解約返戻金を保険契約者に支払います。
- 7 第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、責任開始期前に生じた傷害または疾病を直接の原因として、責任開始期以後に高度障害保険金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。
- (1) 保険契約の締結、復活または復旧の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で高度障害保険金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その傷害または疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常の指摘を受けたことがない場合には、会社

は高度障害保険金を支払います。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第3条（戦争その他の変乱の場合の特例）

被保険者が、戦争その他の変乱により死亡し、または高度障害状態（別表1）に該当した場合に、その原因により死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすと会社が認めたときは、会社は、死亡保険金または高度障害保険金を削減して支払います。ただし、この場合でも、責任準備金相当額を下まわることはありません。

第4条（高度障害保険金の支払による保険契約の消滅）

高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態（別表1）に該当した時から、保険契約は消滅したものとします。

第5条（保険金の請求、支払時期および支払場所）

- 1 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた保険金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- 2 支払事由が生じた保険金の受取人は、すみやかに請求書類（別表4）を提出して保険金を請求してください。
- 3 死亡保険金の受取人は、死亡保険金の支払事由が生じたときは会社の定める方法を用いて請求書類（別表4）を提出することにより、会社所定の金額を上限として、死亡保険金の一部または全部を請求することができます。
- 4 保険金は、請求書類（別表4）が会社に到達した日の翌日から5営業日以内に会社の本社で支払います。
- 5 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求書類（別表4）が会社に到達した日の翌日から60日を経過する日とします。
 - (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
第2条（保険金の支払）に定める支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 免責事由に該当する可能性がある場合
第2条に定める支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因
 - (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第29条（重大事由による解除）第1項第3号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時までにおける事実
- 6 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求書類（別表4）が会社に到達した日の翌日から当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会
90日
 - (2) 前項第2号から第4号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会

- 120日
 (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
- 120日
 (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
- 180日
 (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査
- 180日
 (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査
- 90日
 7 前2項に定める保険金を支払うべき期限を適用する場合には、会社は、その旨を保険金の受取人（2人以上いる場合には、その代表者）に通知します。
- 8 第5項および第6項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

3. 保険料の払込の免除

第6条（保険料の払込の免除）

1 つぎに定める保険料の払込を免除する場合（以下「保険料の払込の免除事由」といいます。）に該当したときは、会社は、将来に向かって次期以降の保険料の払込を免除します。ただし、保険料の払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のいずれかに該当するときは保険料の払込を免除しません。

保険料の払込の免除事由	保険料の払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合
被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表3）に該当したとき。 この場合、責任開始期前にすでにあった障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含みます。	つぎのいずれかにより被保険者が身体障害の状態（別表3）に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき (2) 被保険者の犯罪行為によるとき (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

- 2 被保険者が、つぎのいずれかにより身体障害の状態（別表3）に該当した場合で、その原因により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険料の払込を免除しないことがあります。
- (1) 地震、噴火または津波によるとき
 - (2) 戦争その他の変乱によるとき
- 3 第1項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、保険料の払込の免除事由の発生時以後、引き続き払込があったものとして取り扱います。

- 4 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由の発生時以後、契約内容の変更に関する規定は適用しません。
- 5 保険料の払込を免除したときは、保険証券に表示します。
- 6 保険料払込方法が一時払の場合は、本条の規定は適用しません。
- 7 本条の保険料の払込の免除については、第2条（保険金の支払）第7項の規定を準用します。

第7条（保険料の払込の免除の請求手続）

- 1 保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。
- 2 保険契約者は、すみやかに請求書類（別表4）を会社に提出して保険料の払込の免除を請求してください。
- 3 本条の保険料の払込の免除の請求については、第5条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

4. 保険料の払込

第8条（保険料の払込）

- 1 第2回以後の保険料は、払込期間中、毎回第9条（保険料の払込方法〈経路〉）第1項に定める払込方法にしたがい、つぎの各号に定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

保険料の払込方法〈回数〉	払込期月
(1) 月払	月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日まで
(2) 半年払	半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
(3) 年払	年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

- 2 前項の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に返還します。ただし、保険金を支払うときは、保険契約者から保険金の支払事由発生の時までに申し出がない限り、保険金とともにその保険金の受取人に返還します。
- 3 保険料払込方法〈回数〉が半年払または年払の場合、保険契約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときには、会社は、払い込まれた保険料の未経過分（1か月未満の端数は切り捨てます。）を保険契約者に返還します。ただし、保険金を支払うときは、保険契約者から保険金の支払事由発生の時までに申し出がない限り、保険金とともにその保険金の受取人に返還します。
- 4 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険金または給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を支払うべき保険金または給付金から差し引きます。ただし、給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
- 5 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、第1項の保険料を払い込んでください。
- 6 前2項の場合、未払込保険料の払込については、第12条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）第2項および第3項の規定を準用します。

第9条（保険料の払込方法〈経路〉）

- 1 保険契約者は、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。
 - (1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (2) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (3) 所属団体を通じて払い込む方法（所属団体と会社との間に団体取扱契約が締結されている

場合に限ります。)

- (4) 会社に持参して払い込む方法
- 2 保険契約者は、会社の取扱条件に該当する場合、前項各号の保険料払込方法を変更することができます。
- 3 第1項の規定により選択された保険料の払込方法が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料払込方法を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料払込方法の変更を行なうまでの間の保険料については、会社に払い込んでください。

第10条（保険料の前納または一括払）

保険契約者は、会社の承諾を得て、将来の保険料の全部または一部をまとめて払い込むことができます。ただし、物価指数特約が付加されている場合この取扱はしません。

- (1) 年払契約または半年払契約の場合
 - (ア) 将来の保険料を前納することができます。
 - (イ) 会社所定の利率で割引きます。
 - (ウ) 保険料前納金は、会社所定の利率による利息をつけて積み立てておき、年単位または半年単位の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
 - (エ) 保険料の払込を要しなくなった場合には、保険料前納金の残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険契約者から保険金の支払事由発生の時までに申し出がない限り、保険金とともにその保険金の受取人に払い戻します。
- (2) 月払契約の場合
 - (ア) 当月分以後の保険料を一括して払い込むことができます。
 - (イ) 会社所定の利率で割引きます。
 - (ウ) 保険料の払込を要しなくなった場合で、一括払の保険料に残額のあるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険契約者から保険金の支払事由発生の時までに申し出がない限り、保険金とともにその保険金の受取人に払い戻します。

5. 猶予期間および保険契約の失効

第11条（猶予期間および保険契約の失効）

- 1 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

保険料の払込方法（回数）	猶予期間
(1) 月払	払込期月の翌月初日から末日まで
(2) 半年払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
(3) 年払	

- 2 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

- 3 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、解約返戻金を請求することができます。

第12条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）

- 1 猶予期間中に保険金または給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を保険金または給付金から差し引きます。
- 2 給付金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、給付金を支払いません。
- 3 猶予期間中に保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了

する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。

6. 保険料の自動振替貸付

第13条（保険料の自動振替貸付）

1 保険料が払い込まれないままで、猶予期間を経過した場合でも、会社は、つぎの各号のいずれかにより、保険料を自動的に貸し付けて保険契約を有効に継続させます。ただし、保険契約者からあらかじめ反対の申し出があった場合には、この取扱はしません。

(1) 年払契約または半年払契約の場合

本条の貸付は、払い込むべき保険料とその利息の合計額が、主契約（つぎの(ア)から(カ)の特約が付加されている場合は、その特約を含みます。以下本条において同じ。）の解約返戻金額（その保険料の払込があったものとして計算し、本条の貸付または保険契約者に対する貸付があるときは、その元利金を差し引きます。以下本条において同じ。）をこえない間行なわれるものとします。この場合、払い込むべき保険料を猶予期間満了日に貸し付けたものとします。

(ア) 一時払の定期保険特約

(イ) 一時払の遅増定期保険特約

(ウ) 一時払の収入保障特約

(イ) 一時払の遅増遅減設計定期保険特約

(オ) 養老保険特約

(カ) 終身保険特約

(2) 月払契約の場合

本条の貸付は、払い込むべき月以後契約日から半年ごとの応当日（以下本条において「半年ごと応当日」といいます。）の前日までの保険料とその利息の合計額が、主契約の解約返戻金額をこえない間行なわれるものとします。この場合、払い込むべき月以後半年ごと応当日の前日までの保険料を猶予期間満了日に貸し付けたものとします。

2 本条の貸付金の利息は、年8%以下の会社所定の利率で計算し、つぎの猶予期間満了の日（月払契約においては半年ごと応当日の翌月末日）に元金に繰り入れます。

3 保険契約者は、いつでも、本条の貸付金の元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、養老保険特約の特約満期保険金が支払われるとき、保険契約（付加されている特約を含みます。）が消滅したとき、保険料払込期間を変更したとき、保険金額を減額（付加されている特約の減額を含みます。）したときまたは契約年齢の誤りの処理が行なわれたときは支払うべき金額から、払済保険または延長保険への変更をしたときは解約返戻金額から、本条の貸付金の元利金を差し引きます。

第14条（自動振替貸付の取消）

保険料の自動振替貸付が行なわれた場合でも、猶予期間満了日の翌日からその日を含めて3か月以内に、保険契約者から払済保険への変更、延長保険への変更、保険金額の減額または保険契約の解約の請求があったときは、会社は、保険料の自動振替貸付を行なわなかつたものとしてその請求による取扱をします。

7. 保険契約の復活

第15条（保険契約の復活）

1 保険契約者は、保険契約が効力を失った日から、その日を含めて3年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、保険契約者が解約返戻金を請求した保険契約を復活することはできません。

- 2 保険契約者が本条の復活を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 3 会社が本条の復活を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに、未払込保険料を、会社に払い込んでください。
- 4 会社が本条の復活を承諾した場合には、前項の未払込保険料を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から復活後の保険契約上の責任を負います。
- 5 前項により、復活後の会社の責任が開始される日を復活日とします。
- 6 会社が本条の復活を承諾し、契約内容に変更がなかった場合には、保険証券を新たに発行しません。

8. 解約および解約返戻金

第16条（解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が本条の請求をするときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。

第17条（解約返戻金）

- 1 解約返戻金は、保険料払込期間中の場合には、その保険料を払い込んだ年月数および経過年月数により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算します。
- 2 本条の解約返戻金の支払時期および支払場所については、第5条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

第18条（保険金の受取人による保険契約の存続）

- 1 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす保険金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。
- 5 本条の規定は、平成22年4月1日以降に第1項の解約の通知がされた場合に適用します。

9. 契約内容の変更

第19条（保険料払込方法〈回数〉の変更）

- 1 保険契約者は、年払、半年払または月払の保険料払込方法を変更することができます。
- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。

第20条（保険料払込期間の変更）

- 1 保険契約者は、会社の承諾を得て、保険料払込期間の変更をすることができます。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。

- 3 会社が本条の変更を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
- 4 本条の変更は、会社が承諾した時から効力を生じます。
- 5 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。
- 6 変更後の保険料払込期間が会社の定める範囲外となる場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。

第21条（払済保険への変更）

- 1 保険契約者は、将来の保険料の払込を中止して、払済保険に変更することができます。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 3 払済保険に変更後の保険金額は、解約返戻金額（保険料の自動振替貸付または保険契約者に対する貸付があるときは、その元利金を差し引きます。）により計算します。
- 4 本条の変更は、会社が承認した時から効力を生じます。
- 5 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。
- 6 払済保険金額が会社の定める限度を下まわる場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。

第22条（延長保険への変更）

- 1 保険契約者は、将来の保険料の払込を中止して、延長保険に変更することができます。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 3 延長保険の保険金額は、原保険契約の保険金額（保険料の自動振替貸付または保険契約者に対する貸付があるときは、その元利金を差し引きます。）と同一とし、保険期間は、解約返戻金額（保険料の自動振替貸付または保険契約者に対する貸付があるときは、その元利金を差し引きます。）により計算します。
- 4 本条の変更は、会社が承諾した時から効力を生じます。
- 5 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。
- 6 延長保険期間が1年未満となる場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。

第23条（保険金額の減額）

- 1 保険契約者は、保険金額の減額を請求することができます。ただし、会社は、減額後の保険金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 保険契約者が本条の減額を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 3 保険金額の減額分は、解約されたものとして取り扱います。
- 4 本条の減額は、会社が承認した時から効力を生じます。
- 5 本条の減額を行なったときは、保険証券に表示します。

第24条（原保険契約への復旧）

- 1 保険契約者は、払済保険もしくは延長保険に変更した日または保険金額を減額した日からその日を含めて3年以内は、会社の承諾を得て、原保険契約へ復旧することができます。
- 2 保険契約者が本条の復旧を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 3 会社が本条の復旧を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに会社所定の金額を、会社に払い込んでください。
- 4 本条の復旧をしたときは、保険証券に表示します。
- 5 会社が本条の復旧を承諾した場合には、第3項に定める会社所定の金額を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から復旧による増額部分について保険契約上の責任を負います。
- 6 前項により、復旧による増額部分について会社の責任が開始される日を復旧日とします。

10. 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効

第25条（詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効）

- 1 保険契約者、被保険者または保険金の受取人の詐欺により、保険契約を締結、復活または復旧したときは、会社は、保険契約（復旧の際の詐欺の場合には、増額分）を取り消すことができます。
- 2 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結、復活または復旧したときは、保険契約（復旧の場合には、増額分）を無効とします。
- 3 前2項の場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。ただし、保険料払込方法（回数）が半年払または年払の場合、会社は、払い込まれた保険料の未経過分（1か月末満の端数は切り捨てます。）を保険契約者に返還します。

11. 告知義務および保険契約の解除

第26条（告知義務）

保険契約の締結、復活または復旧の際、保険事故の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に対して口頭で告知することを要します。

第27条（告知義務違反による解除）

- 1 保険契約者または被保険者が、前条の告知の際、会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約（復旧の場合には、その際の保険金額の増額部分。以下同じ。）を解除することができます。
- 2 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合、会社は、前項に定める解除の原因となる事実の発生時以後に生じた支払事由による保険金の支払または保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除を行ないません。またすでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- 3 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- 4 保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所等が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
- 5 本条の規定により保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金を保険契約者に支払います。

第28条（保険契約を解除できない場合）

- 1 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条による保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 会社が保険契約の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第26条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき

- (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第26条の告知をしないこと、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が、責任開始期の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日から起算して2年以内に保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生（責任開始期前に原因が生じていたことにより、保険金の支払または保険料の払込の免除が行なわれない場合を含みます。）し、かつ解除の原因となる事実があるときを除きます。
- 2 前項第2号および第3号の場合、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第26条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときには、適用しません。

第29条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人がこの保険契約の保険金（高度障害保険金、保険料の払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (5) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (6) 会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前5号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 死亡保険金もしくは高度障害保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(ア)から(オ)までに該当した者が保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除をしません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取

り扱います。

- 3 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- 4 この保険契約を解除した場合は、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

12. 保険契約者に対する貸付

第30条（保険契約者に対する貸付）

- 1 保険契約者は、つぎの各号の合計額の範囲内で貸付を受けることができます。ただし、保険料の自動振替貸付または本条の貸付があるときは、その元利金を差し引いた範囲内とします。
 - (1) 主契約の解約返戻金の9割
 - (2) 養老保険特約が付加されている場合には、その解約返戻金の9割
- 2 貸付金額が会社の定める限度を下まわる場合には、本条の貸付は取り扱いません。
- 3 保険契約者が、本条の貸付を受けるときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 4 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率で計算し、年単位の契約応当日ごとに元金に繰り入れます。
- 5 保険料の自動振替貸付および本条の貸付金の元利金が解約返戻金額をこえたときは、保険契約者は、その元利金と解約返戻金額の差額を払い込むことを要します。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
- 6 会社が前項の通知を発した日の属する月の翌月末日までに、前項に定める差額が払い込まれない場合には、保険契約は、この期日の翌日から効力を失います。
- 7 保険契約者は、いつでも、本条の貸付金の元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、養老保険特約の特約満期保険金が支払われるとき、保険契約（付加されている特約を含みます。）が消滅したとき、保険料払込期間を変更したとき、保険金額を減額（付加されている特約の減額を含みます。）したときまたは契約年齢の誤りの処理が行なわれたときは支払うべき金額から、払済保険または延長保険への変更をしたときは解約返戻金から、本条の貸付金の元利金を差し引きます。

13. 保険金の受取人

第31条（保険金の分割割合）

死亡保険金受取人が2人以上の場合で、保険金の分割割合の指定がないときは、各受取分は、均等の割合とします。ただし、法定相続人が死亡保険金受取人と指定された場合で、その者が2人以上であるときは、会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第32条（受取人の代表者）

- 1 死亡保険金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。その代表者は他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明であるときは、会社が死亡保険金受取人の1人に対しても効力を生じます。

第33条（受取人の変更）

- 1 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 高度障害保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡保険金受取人の場合、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、つぎの各号に定める範囲内で高度障害保険金の受取人を変更することができます。
 - (1) 保険契約者
 - (2) 被保険者
- 3 前2項の通知が会社に到達した場合には、保険金の受取人の変更は、保険契約者がその通知をした時から効力を生じます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の保険金の受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 4 保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金受取人とします。
- 5 前項の規定により保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金受取人となった者のうち生存している他の受取人を保険金受取人とします。
- 6 前2項により保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 7 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 8 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

第34条（遺言による受取人の変更）

- 1 前条に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 4 前項の通知をするときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 5 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

14. 保険契約者

第35条（保険契約者の代表者）

- 1 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明であるときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- 3 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第36条（保険契約者の変更）

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 3 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

15. 保険契約者の住所の変更

第37条（保険契約者の住所の変更）

- 1 保険契約者が住所（通信先を含みます。）を変更したときは、遅滞なく会社に通知してください。
- 2 保険契約者から前項の通知がなく、保険契約者の住所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

16. 被保険者の業務の変更等の場合

第38条（被保険者の業務の変更等の場合）

被保険者が保険契約の継続中にどのような業務に従事し、またはどこに転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、また特別保険料を請求しないで保険契約上の責任を負います。

17. 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

第39条（契約年齢の計算）

- 1 被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
- 2 契約後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に契約日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第40条（契約年齢または性別の誤りの処理）

- 1 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める範囲外であったときは保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときは、会社の定める方法で計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りのあった場合には、会社の定める方法で計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。

18. 契約者配当

第41条（契約者配当）

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

19. 時効

第42条（時効）

保険金、解約返戻金その他この保険契約による諸支払金の支払または保険料の払込の免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは消滅します。

20. 保険金の支払方法の選択

第43条（保険金の支払方法の選択）

保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）は、会社の定める金額および期間内で、一時支払にかえてすえ置支払を選択することができます。

21. 契約内容の登録

第44条（契約内容の登録）

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 死亡保険金の金額
 - (3) 契約日（復活または復旧が行なわれた場合は、最後の復活または復旧の日とします。以下第2項において同じとします。）
 - (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

22. 管轄裁判所

第45条（管轄裁判所）

- 1 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

- 2 この保険契約における保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

23. 連生終身保険（自由設計型）への変換に関する特則

第46条（連生終身保険（自由設計型）への変換）

- 1 保険契約者は、保険料払込期間満了前で、かつ被保険者の年齢が満85歳以前であれば、この保険契約の被保険者に限り、被保険者選択なしで、この保険契約を連生終身保険（自由設計型）に変換することができます。ただし、特別条件付保険特約が適用されている場合、この取扱はしません。また、変換後の基本保険金額は、この保険契約の保険金額以下とします。
- 2 保険契約者が本条の変換を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。

24. 連生終身保険からの変換に関する特則

第47条（連生終身保険からの変換）

会社が連生終身保険普通保険約款第21条（終身保険への変換）第1項の規定によりこの保険契約への変換を承諾した場合、この保険契約への変換の取扱をします。この場合、変換後の保険契約の責任開始日は、同条第1項に該当した日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

25. 団体を保険契約者および死亡保険金受取人とする場合の特則

第48条（団体を保険契約者および死亡保険金受取人とする場合の特則）

官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金または高度障害保険金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

- (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
- (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
- (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

別表1 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

(備考)

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (身体の内部的原因によるものは該当しません。)

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
つぎのような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息 	つぎのような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 <ul style="list-style-type: none"> ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したままその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	つぎの症状の原因となった事故 <ul style="list-style-type: none"> a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表3 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (3) 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (4) 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (5) 10手指の用を全く永久に失ったもの
- (6) 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
- (7) 10足指を失ったもの
- (8) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

(備考)

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

4. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはできません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

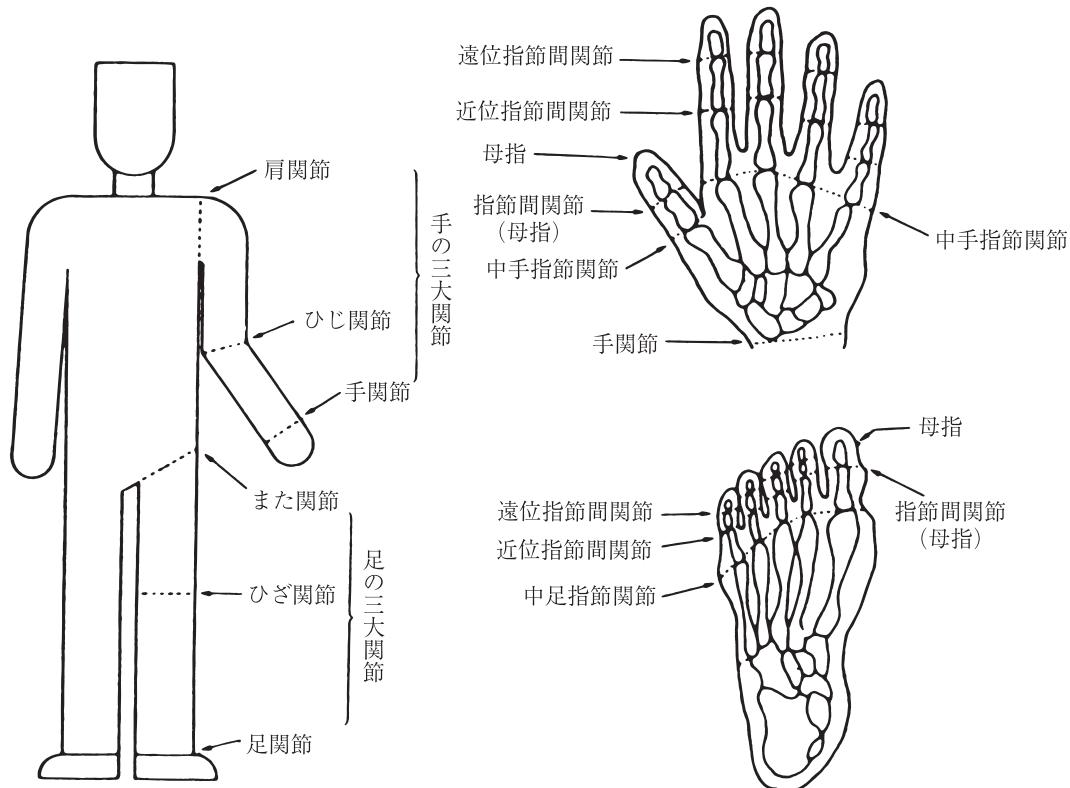
5. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

6. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

〈身体部位の名称図〉



別表4 請求書類

〔I〕保険金等の請求の場合

請求項目	請求書類
① 死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（但し、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検査書） (3) 被保険者の住民票（但し、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
② 高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（但し、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 高度障害保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
③ 保険料払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類（交通事故証明書など） (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

〔Ⅱ〕その他手続請求の場合

請求項目	請求書類
① 保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の被保険者についての告知書
② 契約内容の変更 (1) 保険金額の減額 (2) 保険料払込方法の変更 (3) 保険料払込期間の変更 (4) 払済保険への変更 (5) 延長保険への変更 (6) 原保険契約への復旧	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 会社所定の被保険者についての告知書（会社が提出を求めた場合）
③ 他の保険種類への変換	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 生命保険契約申込書
④ 解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
⑤ 保険金の受取人による保険契約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険金の受取人の印鑑証明書 (3) 保険証券
⑥ 契約者貸付	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
⑦ 受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
⑧ 遺言による受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の相続人の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 遺言書の写し
⑨ 保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

5年ごと利差配当付終身保険普通保険約款目次

この保険の趣旨

1. 責任開始期

第1条 (責任開始期)

2. 保険金の支払

第2条 (保険金の支払)

第3条 (戦争その他の変乱の場合の特例)

第4条 (高度障害保険金の支払による保険契約の消滅)

第5条 (保険金の請求、支払時期および支払場所)

3. 保険料の払込の免除

第6条 (保険料の払込の免除)

第7条 (保険料の払込の免除の請求手続)

4. 保険料の払込

第8条 (保険料の払込)

第9条 (保険料の払込方法〈経路〉)

第10条 (保険料の前納または一括払)

5. 猶予期間および保険契約の失効

第11条 (猶予期間および保険契約の失効)

第12条 (猶予期間中に保険事故が発生した場合)

6. 保険料の自動振替貸付

第13条 (保険料の自動振替貸付)

第14条 (自動振替貸付の取消)

7. 保険契約の復活

第15条 (保険契約の復活)

8. 解約および解約返戻金

第16条 (解約)

第17条 (解約返戻金)

第18条 (保険金の受取人による保険契約の存続)

9. 契約内容の変更

第19条 (保険料払込方法〈回数〉の変更)

第20条 (保険料払込期間の変更)

第21条 (払済保険への変更)

第22条 (延長保険への変更)

第23条 (保険金額の減額)

第24条 (原保険契約への復旧)

10. 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効

第25条 (詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効)

11. 告知義務および保険契約の解除

第26条 (告知義務)

第27条 (告知義務違反による解除)

第28条 (保険契約を解除できない場合)

第29条 (重大事由による解除)

12. 保険契約者に対する貸付

第30条 (保険契約者に対する貸付)

13. 保険金の受取人

第31条 (保険金の分割割合)

第32条 (受取人の代表者)

第33条 (受取人の変更)

第34条 (遺言による受取人の変更)

14. 保険契約者

第35条 (保険契約者の代表者)

第36条 (保険契約者の変更)

15. 保険契約者の住所の変更

第37条 (保険契約者の住所の変更)

16. 被保険者の業務の変更等の場合

第38条 (被保険者の業務の変更等の場合)

17. 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

第39条 (契約年齢の計算)

第40条 (契約年齢または性別の誤りの処理)

18. 契約者配当の割当および支払

第41条 (契約者配当金の割当)

第42条 (契約者配当金の支払)

19. 時効

第43条 (時効)

20. 保険金の支払方法の選択

第44条 (保険金の支払方法の選択)

21. 契約内容の登録

第45条 (契約内容の登録)

22. 管轄裁判所

第46条 (管轄裁判所)

23. 連生終身保険 (自由設計型) への変換に関する特則

第47条 (連生終身保険 (自由設計型) への変換)

24. 連生終身保険からの変換に関する特則

第48条 (連生終身保険からの変換)

25. 団体を保険契約者および死亡保険金受取人とする場合の特則

第49条 (団体を保険契約者および死亡保険金受取人とする場合の特則)

5年ごと利差配当付終身保険普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、被保険者の万一の場合に、一定額の保険金支払を生涯にわたり保障し、ご家族の保障を確保するための保険です。

1. 責任開始期

第1条（責任開始期）

1 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

保険料と承諾の時期	責任開始期
(1) 保険契約の申込を承諾した後に、第1回 保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 第1回保険料相当額を受け取った後に、 保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料相当額を受け取った時または被保険者 に関する告知の時のいずれか遅い時

2 前項により、会社の責任が開始される日を契約日とします。

3 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。保険証券には保険契約を
締結した日を記載せず、前項の契約日を記載します。

2. 保険金の支払

第2条（保険金の支払）

1 この保険契約において支払う保険金はつぎのとおりです。

保険金の種類	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより被保険者が死亡したとき (1) 責任開始期（復活が行なわれた場合には最後の復活の際の責任開始期、復旧が行なわれた場合の保険金額の増額分については最後の復旧の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態（別表1）に該当したとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となつた傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1）に該当したときを含みます。	保険金額	被保険者	つぎのいずれかにより被保険者が高度障害状態（別表1）に該当したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意

- 2 死亡保険金を支払う前に高度障害保険金の支払請求を受け、高度障害保険金が支払われるときは、会社は、死亡保険金を支払いません。
- 3 死亡保険金を支払った場合には、その支払後に高度障害保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 4 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡保険金受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を高度障害保険金の受取人とします。ただし、保険契約者から申し出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、被保険者を高度障害保険金の受取人とします。
- 5 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は、死亡保険金の残額をその他の死亡保険金受取人に支払います。
- 6 被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって死亡保険金が支払われない場合には、会社は、責任準備金（前項に該当する場合には、支払われない保険金部分の責任準備金）を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、解約返戻金を保険契約者に支払います。
- 7 第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、責任開始期前に生じた傷害または疾病を直接の原因として、責任開始期以後に高度障害保険金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約の締結、復活または復旧の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で高度障害保険金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかつた場合を除きます。
 - (2) その傷害または疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがな

く、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常の指摘を受けたことがない場合には、会社は高度障害保険金を支払います。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第3条（戦争その他の変乱の場合の特例）

被保険者が、戦争その他の変乱により死亡し、または高度障害状態（別表1）に該当した場合に、その原因により死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすと会社が認めたときは、会社は、死亡保険金または高度障害保険金を削減して支払います。ただし、この場合でも、責任準備金相当額を下まわることはできません。

第4条（高度障害保険金の支払による保険契約の消滅）

高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態（別表1）に該当した時から、保険契約は消滅したものとします。

第5条（保険金の請求、支払時期および支払場所）

- 1 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた保険金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- 2 支払事由が生じた保険金の受取人は、すみやかに請求書類（別表4）を提出して保険金を請求してください。
- 3 死亡保険金の受取人は、死亡保険金の支払事由が生じたときは会社の定める方法を用いて請求書類（別表4）を提出することにより、会社所定の金額を上限として、死亡保険金の一部または全部を請求することができます。
- 4 保険金は、請求書類（別表4）が会社に到達した日の翌日から5営業日以内に会社の本社で支払います。
- 5 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求書類（別表4）が会社に到達した日の翌日から60日を経過する日とします。
 - (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
第2条（保険金の支払）に定める支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 免責事由に該当する可能性がある場合
第2条に定める支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因
 - (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第29条（重大事由による解除）第1項第3号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時までにおける事実
- 6 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求書類（別表4）が会社に到達した日の翌日から当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会
90日
 - (2) 前項第2号から第4号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもと

- づく照会その他の法令にもとづく照会
120日
- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
120日
- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
180日
- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査
180日
- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査
90日
- 7 前2項に定める保険金を支払うべき期限を適用する場合には、会社は、その旨を保険金の受取人（2人以上いる場合には、その代表者）に通知します。
- 8 第5項および第6項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

3. 保険料の払込の免除

第6条（保険料の払込の免除）

- 1 つぎに定める保険料の払込を免除する場合（以下「保険料の払込の免除事由」といいます。）に該当したときは、会社は、将来に向かって次期以降の保険料の払込を免除します。ただし、保険料の払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のいずれかに該当するときは保険料の払込を免除しません。

保険料の払込の免除事由	保険料の払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合
被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表3）に該当したとき。 この場合、責任開始期前にすでにあった障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含みます。	つぎのいずれかにより被保険者が身体障害の状態（別表3）に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき (2) 被保険者の犯罪行為によるとき (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

- 2 被保険者が、つぎのいずれかにより身体障害の状態（別表3）に該当した場合で、その原因により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険料の払込を免除しないことがあります。
- (1) 地震、噴火または津波によるとき
(2) 戦争その他の変乱によるとき
- 3 第1項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、保険料の払込の免除事由

- の発生時以後、引き続き払込があったものとして取り扱います。
- 4 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由の発生時以後、契約内容の変更に関する規定は適用しません。
 - 5 保険料の払込を免除したときは、保険証券に表示します。
 - 6 保険料払込方法が一時払の場合には、本条の規定は適用しません。
 - 7 本条の保険料の払込の免除については、第2条（保険金の支払）第7項の規定を準用します。

第7条（保険料の払込の免除の請求手続）

- 1 保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。
- 2 保険契約者は、すみやかに請求書類（別表4）を会社に提出して保険料の払込の免除を請求してください。
- 3 本条の保険料の払込の免除の請求については、第5条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

4. 保険料の払込

第8条（保険料の払込）

- 1 第2回以後の保険料は、払込期間中、毎回第9条（保険料の払込方法〈経路〉）第1項に定める払込方法にしたがい、つぎの各号に定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

保険料の払込方法（回数）	払込期月
(1) 月払	月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日まで
(2) 半年払	半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
(3) 年払	年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

- 2 前項の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に返還します。ただし、保険金を支払うときは、保険契約者から保険金の支払事由発生の時までに申し出がない限り、保険金とともにその保険金の受取人に返還します。
- 3 保険料払込方法（回数）が半年払または年払の場合、保険契約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときには、会社は、払い込まれた保険料の未経過分（1か月未満の端数は切り捨てます。）を保険契約者に返還します。ただし、保険金を支払うときは、保険契約者から保険金の支払事由発生の時までに申し出がない限り、保険金とともにその保険金の受取人に返還します。
- 4 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険金または給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を支払うべき保険金または給付金から差し引きます。ただし、給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
- 5 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、第1項の保険料を払い込んでください。
- 6 前2項の場合、未払込保険料の払込については、第12条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）第2項および第3項の規定を準用します。

第9条（保険料の払込方法〈経路〉）

- 1 保険契約者は、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。
 - (1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (2) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法

- (3) 所属団体を通じて払い込む方法（所属団体と会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限ります。）
 - (4) 会社に持参して払い込む方法
- 2 保険契約者は、会社の取扱条件に該当する場合、前項各号の保険料払込方法を変更することができます。
- 3 第1項の規定により選択された保険料の払込方法が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料払込方法を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料払込方法の変更を行なうまでの間の保険料については、会社に払い込んでください。

第10条（保険料の前納または一括払）

保険契約者は、会社の承諾を得て、将来の保険料の全部または一部をまとめて払い込むことができます。

- (1) 年払契約または半年払契約の場合
 - (ア) 将来の保険料を前納することができます。
 - (イ) 会社所定の利率で割引きます。
 - (ウ) 保険料前納金は、会社所定の利率による利息をつけて積み立てておき、年単位または半年単位の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
 - (エ) 保険料の払込を要しなくなった場合には、保険料前納金の残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険契約者から保険金の支払事由発生の時までに申し出がない限り、保険金とともにその保険金の受取人に払い戻します。
- (2) 月払契約の場合
 - (ア) 当月分以後の保険料を一括して払い込むことができます。
 - (イ) 会社所定の利率で割引きます。
 - (ウ) 保険料の払込を要しなくなった場合で、一括払の保険料に残額のあるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険契約者から保険金の支払事由発生の時までに申し出がない限り、保険金とともにその保険金の受取人に払い戻します。

5. 猶予期間および保険契約の失効

第11条（猶予期間および保険契約の失効）

- 1 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

保険料の払込方法〈回数〉	猶予期間
(1) 月払	払込期月の翌月初日から末日まで
(2) 半年払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
(3) 年払	

- 2 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。
- 3 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、解約返戻金を請求することができます。

第12条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）

- 1 猶予期間中に保険金または給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を保険金または給付金から差し引きます。
- 2 給付金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、給付金を支払いません。

- 3 猶予期間中に保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。

6. 保険料の自動振替貸付

第13条（保険料の自動振替貸付）

- 1 保険料が払い込まれないままで、猶予期間を経過した場合でも、会社は、つぎの各号のいずれかにより、保険料を自動的に貸し付けて保険契約を有効に継続させます。ただし、保険契約者からあらかじめ反対の申し出があった場合には、この取扱はしません。

(1) 年払契約または半年払契約の場合

本条の貸付は、払い込むべき保険料とその利息の合計額が、主契約（つぎの(ア)から(オ)の特約が付加されている場合は、その特約を含みます。以下本条において同じ。）の解約返戻金額（その保険料の払込があったものとして計算し、本条の貸付または保険契約者に対する貸付があるときは、その元利金を差し引きます。以下本条において同じ。）をこえない間行なわれるものとします。この場合、払い込むべき保険料を猶予期間満了日に貸し付けたものとします。

(ア) 一時払の定期保険特約

(イ) 一時払の遞増定期保険特約

(ウ) 一時払の収入保障特約

(エ) 一時払の遞増遞減設計定期保険特約

(オ) 終身保険特約

(2) 月払契約の場合

本条の貸付は、払い込むべき月以後契約日から半年ごとの応当日（以下本条において「半年ごと応当日」といいます。）の前日までの保険料とその利息の合計額が、主契約の解約返戻金額をこえない間行なわれるものとします。この場合、払い込むべき月以後半年ごと応当日の前日までの保険料を猶予期間満了日に貸し付けたものとします。

- 2 本条の貸付金の利息は、年8%以下の会社所定の利率で計算し、つぎの猶予期間満了の日（月払契約においては半年ごと応当日の翌月末日）に元金に繰り入れます。

- 3 保険契約者は、いつでも、本条の貸付金の元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、保険契約（付加されている特約を含みます。）が消滅したとき、保険料払込期間を変更したとき、保険金額を減額（付加されている特約の減額を含みます。）したときまたは契約年齢の誤りの処理が行なわれたときは支払うべき金額から、払済保険または延長保険への変更をしたときは解約返戻金額から、本条の貸付金の元利金を差し引きます。

第14条（自動振替貸付の取消）

保険料の自動振替貸付が行なわれた場合でも、猶予期間満了日の翌日からその日を含めて3か月以内に、保険契約者から払済保険への変更、延長保険への変更、保険金額の減額または保険契約の解約の請求があったときは、会社は、保険料の自動振替貸付を行なわなかったものとしてその請求による取扱をします。

7. 保険契約の復活

第15条（保険契約の復活）

- 1 保険契約者は、保険契約が効力を失った日から、その日を含めて3年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、保険契約者が解約返戻金を請求した保険契約を復活することはできません。
- 2 保険契約者が本条の復活を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。

- 3 会社が本条の復活を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに、未払込保険料を、会社に払い込んでください。
- 4 会社が本条の復活を承諾した場合には、前項の未払込保険料を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から復活後の保険契約上の責任を負います。
- 5 前項により、復活後の会社の責任が開始される日を復活日とします。
- 6 会社が本条の復活を承諾し、契約内容に変更がなかった場合には、保険証券を新たに発行しません。

8. 解約および解約返戻金

第16条（解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が本条の請求をするときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。

第17条（解約返戻金）

- 1 解約返戻金は、保険料払込期間中の場合には、その保険料を払い込んだ年月数および経過年月数により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算します。
- 2 本条の解約返戻金の支払時期および支払場所については、第5条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

第18条（保険金の受取人による保険契約の存続）

- 1 保険契約者以外の者で保険契約の解約をできる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす保険金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。
- 5 本条の規定は、平成22年4月1日以降に第1項の解約の通知がされた場合に適用します。

9. 契約内容の変更

第19条（保険料払込方法〈回数〉の変更）

- 1 保険契約者は、年払、半年払または月払の保険料払込方法を変更することができます。
- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。

第20条（保険料払込期間の変更）

- 1 保険契約者は、会社の承諾を得て、保険料払込期間の変更をすることができます。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 3 会社が本条の変更を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の

保険料を改めます。

- 4 本条の変更は、会社が承諾した時から効力を生じます。
- 5 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。
- 6 変更後の保険料払込期間が会社の定める範囲外となる場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。

第21条（払済保険への変更）

- 1 保険契約者は、将来の保険料の払込を中止して、払済保険に変更することができます。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 3 払済保険に変更後の保険金額は、解約返戻金額（保険料の自動振替貸付または保険契約者に対する貸付があるときは、その元利金を差し引きます。）により計算します。
- 4 本条の変更は、会社が承認した時から効力を生じます。
- 5 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。
- 6 払済保険金額が会社の定める限度を下まわる場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。

第22条（延長保険への変更）

- 1 保険契約者は、将来の保険料の払込を中止して、延長保険に変更することができます。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 3 延長保険の保険金額は、原保険契約の保険金額（保険料の自動振替貸付または保険契約者に対する貸付があるときは、その元利金を差し引きます。）と同一とし、保険期間は、解約返戻金額（保険料の自動振替貸付または保険契約者に対する貸付があるときは、その元利金を差し引きます。）により計算します。
- 4 本条の変更は、会社が承諾した時から効力を生じます。
- 5 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。
- 6 延長保険期間が1年未満となる場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。

第23条（保険金額の減額）

- 1 保険契約者は、保険金額の減額を請求することができます。ただし、会社は、減額後の保険金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 保険契約者が本条の減額を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 3 保険金額の減額分は、解約されたものとして取り扱います。
- 4 本条の減額は、会社が承認した時から効力を生じます。
- 5 本条の減額を行なったときは、保険証券に表示します。

第24条（原保険契約への復旧）

- 1 保険契約者は、払済保険もしくは延長保険に変更した日または保険金額を減額した日からその日を含めて3年以内は、会社の承諾を得て、原保険契約へ復旧することができます。
- 2 保険契約者が本条の復旧を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 3 会社が本条の復旧を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに会社所定の金額を、会社に払い込んでください。
- 4 本条の復旧をしたときは、保険証券に表示します。
- 5 会社が本条の復旧を承諾した場合には、第3項に定める会社所定の金額を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から復旧による増額部分について保険契約上の責任を負います。
- 6 前項により、復旧による増額部分について会社の責任が開始される日を復旧日とします。

10. 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効

第25条（詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効）

- 1 保険契約者、被保険者または保険金の受取人の詐欺により、保険契約を締結、復活または復旧したときは、会社は、保険契約（復旧の際の詐欺の場合には、増額分）を取り消すことができます。
- 2 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結、復活または復旧したときは、保険契約（復旧の場合には、増額分）を無効とします。
- 3 前2項の場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。ただし、保険料払込方法（回数）が半年払または年払の場合、会社は、払い込まれた保険料の未経過分（1か月末満の端数は切り捨てます。）を保険契約者に返還します。

11. 告知義務および保険契約の解除

第26条（告知義務）

保険契約の締結、復活または復旧の際、保険事故の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に対して口頭で告知することを要します。

第27条（告知義務違反による解除）

- 1 保険契約者または被保険者が、前条の告知の際、会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約（復旧の場合には、その際の保険金額の増額部分。以下同じ。）を解除することができます。
- 2 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合、会社は、前項に定める解除の原因となる事実の発生時以後に生じた支払事由による保険金の支払または保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除を行ないません。またすでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- 3 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- 4 保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所等が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
- 5 本条の規定により保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金を保険契約者に支払います。

第28条（保険契約を解除できない場合）

- 1 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条による保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 会社が保険契約の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第26条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき

- (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第26条の告知をしないこと、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が、責任開始期の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日から起算して2年以内に保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生（責任開始期前に原因が生じていたことにより、保険金の支払または保険料の払込の免除が行なわれない場合を含みます。）し、かつ解除の原因となる事実があるときを除きます。
- 2 前項第2号および第3号の場合、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第26条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときには、適用しません。

第29条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人がこの保険契約の保険金（高度障害保険金、保険料の払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (ロ) 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (ハ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (5) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (6) 会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前5号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 死亡保険金もしくは高度障害保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(ア)から(オ)までに該当した者が保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除をしません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取

り扱います。

- 3 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- 4 この保険契約を解除した場合は、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

12. 保険契約者に対する貸付

第30条（保険契約者に対する貸付）

- 1 保険契約者は、主契約の解約返戻金の9割の範囲内で貸付を受けることができます。ただし、保険料の自動振替貸付または本条の貸付があるときは、その元利金を差し引いた範囲内とします。
- 2 貸付金額が会社の定める限度を下まわる場合には、本条の貸付は取り扱いません。
- 3 保険契約者が、本条の貸付を受けるときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 4 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率で計算し、年単位の契約応当日ごとに元金に繰り入れます。
- 5 保険料の自動振替貸付および本条の貸付金の元利金が解約返戻金額をこえたときは、保険契約者は、その元利金と解約返戻金額の差額を払い込むことを要します。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
- 6 会社が前項の通知を発した日の属する月の翌月末日までに、前項に定める差額が払い込まれない場合には、保険契約は、この期日の翌日から効力を失います。
- 7 保険契約者は、いつでも本条の貸付金の元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、保険契約（付加されている特約を含みます。）が消滅したとき、保険料払込期間を変更したとき、保険金額を減額（付加されている特約の減額を含みます。）したときまたは契約年齢の誤りの処理が行なわれたときは支払うべき金額から、払済保険または延長保険への変更をしたときは解約返戻金額から、本条の貸付金の元利金を差し引きます。

13. 保険金の受取人

第31条（保険金の分割割合）

死亡保険金受取人が2人以上の場合で、保険金の分割割合の指定がないときは、各受取分は、均等の割合とします。ただし、法定相続人が死亡保険金受取人と指定された場合で、その者が2人以上であるときは、会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第32条（受取人の代表者）

- 1 死亡保険金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。その代表者は他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明であるときは、会社が死亡保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。

第33条（受取人の変更）

- 1 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。

- 2 高度障害保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡保険金受取人の場合、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、つぎの各号に定める範囲内で高度障害保険金の受取人を変更することができます。
 - (1) 保険契約者
 - (2) 被保険者
- 3 前2項の通知が会社に到達した場合には、保険金の受取人の変更は、保険契約者がその通知をした時から効力を生じます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の保険金の受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 4 保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金受取人とします。
- 5 前項の規定により保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金受取人となった者のうち生存している他の受取人を保険金受取人とします。
- 6 前2項により保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 7 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 8 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

第34条（遺言による受取人の変更）

- 1 前条に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 4 前項の通知をするときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 5 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

14. 保険契約者

第35条（保険契約者の代表者）

- 1 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明であるときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- 3 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第36条（保険契約者の変更）

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 3 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

15. 保険契約者の住所の変更

第37条（保険契約者の住所の変更）

- 1 保険契約者が住所（通信先を含みます。）を変更したときは、遅滞なく会社に通知してください。

- 2 保険契約者から前項の通知がなく、保険契約者の住所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最後の住所にてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

16. 被保険者の業務の変更等の場合

第38条（被保険者の業務の変更等の場合）

被保険者が保険契約の継続中にどのような業務に従事し、またはどこに転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、また特別保険料を請求しないで保険契約上の責任を負います。

17. 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

第39条（契約年齢の計算）

- 1 被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
- 2 契約後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に契約日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第40条（契約年齢または性別の誤りの処理）

- 1 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める範囲外であったときは保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときは、会社の定める方法で計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りのあった場合には、会社の定める方法で計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。

18. 契約者配当の割当および支払

第41条（契約者配当金の割当）

- 1 会社は、契約者配当準備金のうちから、毎事業年度末に、つぎの保険契約に対して、会社の定める方法により計算した契約者配当金を割り当てます。この場合、第4号の規定に該当する保険契約については、第3号の規定に該当した場合に割り当てる金額を下まわる金額とし、第2号の規定に該当する保険契約についてはこれに準じた金額とします。
 - (1) つぎの事業年度中に契約日の5年ごとの応当日が到来する保険契約。ただし、契約日の5年ごとの応当日が到来する前に保険金額の減額が行なわれる保険契約の減額部分を除きます。
 - (2) つぎの事業年度中に契約日から2年または直前の5年ごとの応当日からその日を含めて1年をこえて継続した後、保険金額の減額が行なわれる保険契約。ただし、前号に該当する保険契約で契約日の5年ごとの応当日が到来した後に保険金額の減額が行なわれる保険契約を除きます。
 - (3) つぎの事業年度中に契約日または直前の5年ごとの応当日からその日を含めて1年をこえて継続した後、保険金もしくは責任準備金の支払または保険期間の満了により消滅する保険契約。ただし、第1号に該当する保険契約および前号に該当する保険契約の減額部分を除きます。
 - (4) つぎの事業年度中に契約日から2年または直前の5年ごとの応当日からその日を含めて1年をこえて継続した後、解約または解除により消滅する保険契約。ただし、第1号に該当する保険契約および第2号に該当する保険契約の減額部分を除きます。
- 2 前項のほか、契約日から起算して所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たす保険契約に対しても、契約者配当金を割り当てることがあります。

第42条（契約者配当金の支払）

- 1 会社は、前条第1項第1号の規定によって割り当てた契約者配当金に基づき会社の定める方法により計算した金額を、つぎの事業年度の年単位の契約応当日の前日までの保険料が払い込まれている場合に限り、つぎの方法で分配します。
 - (1) つぎの事業年度の年単位の契約応当日から会社所定の利率により計算した利息をつけて会社に積み立てておいて、保険契約が消滅したときまたは保険契約者から請求があったときに支払います。
 - (2) 前号の規定によって支払う契約者配当金は、保険金を支払うときは、保険契約者から保険金の支払事由発生の時までに申し出がない限り、保険金とともにその保険金の受取人に、他のときは保険契約者に支払います。
- 2 会社は、前条第1項第2号の規定によって割り当てた契約者配当金に基づき会社の定める方法により計算した金額を、会社所定の利率により計算した利息をつけて会社に積み立てておいて、保険契約が消滅したときまたは保険契約者から請求があったときに保険契約者に支払います。ただし、保険金を支払うときは、保険契約者から保険金の支払事由発生の時までに申し出がない限り、保険金とともにその保険金の受取人に支払います。
- 3 会社は、前条第1項第3号および第4号の規定によって割り当てた契約者配当金に基づき会社の定める方法により計算した金額を、保険契約者に支払います。ただし、保険金を支払うときは、保険契約者から保険金の支払事由発生の時までに申し出がない限り、保険金とともにその保険金の受取人に支払います。
- 4 前条第2項の規定によって割り当てた契約者配当金は、会社の定めるところにより支払います。
- 5 契約者配当金の支払時期および支払場所については、第5条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

19. 時効

第43条（時効）

保険金、解約返戻金、契約者配当金その他この保険契約による諸支払金の支払または保険料の払込の免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは消滅します。

20. 保険金の支払方法の選択

第44条（保険金の支払方法の選択）

保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）は、会社の定める金額および期間内で、一時支払にかえてすえ置支払を選択することができます。

21. 契約内容の登録

第45条（契約内容の登録）

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 死亡保険金の金額
 - (3) 契約日（復活または復旧が行なわれた場合は、最後の復活または復旧の日とします。以下第2項において同じとします。）
 - (4) 当会社名

- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金となるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

22. 管轄裁判所

第46条（管轄裁判所）

- 1 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
- 2 この保険契約における保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

23. 連生終身保険（自由設計型）への変換に関する特則

第47条（連生終身保険（自由設計型）への変換）

- 1 保険契約者は、保険料払込期間満了前で、かつ被保険者の年齢が満85歳以前であれば、この保険契約の被保険者に限り、被保険者選択なしで、この保険契約を連生終身保険（自由設計型）に変換することができます。ただし、特別条件付保険特約が適用されている場合、この取扱はしません。また、変換後の基本保険金額は、この保険契約の保険金額以下とします。
- 2 保険契約者が本条の変換を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。

24. 連生終身保険からの変換に関する特則

第48条（連生終身保険からの変換）

会社が連生終身保険普通保険約款第21条（終身保険への変換）第1項の規定によりこの保険契約への変換を承諾した場合、この保険契約への変換の取扱をします。この場合、変換後の保険契約の責任開始日は、同条第1項に該当した日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

25. 団体を保険契約者および死亡保険金受取人とする場合の特則

第49条（団体を保険契約者および死亡保険金受取人とする場合の特則）

官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金または高度障害保険金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

- (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
- (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
- (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

別表1 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

(備考)

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (身体の内部的原因によるものは該当しません。)

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
つぎのような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息 	つぎのような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 <ul style="list-style-type: none"> ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したままその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	つぎの症状の原因となった事故 <ul style="list-style-type: none"> a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表3 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (3) 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (4) 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (5) 10手指の用を全く永久に失ったもの
- (6) 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
- (7) 10足指を失ったもの
- (8) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

(備考)

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

4. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはできません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

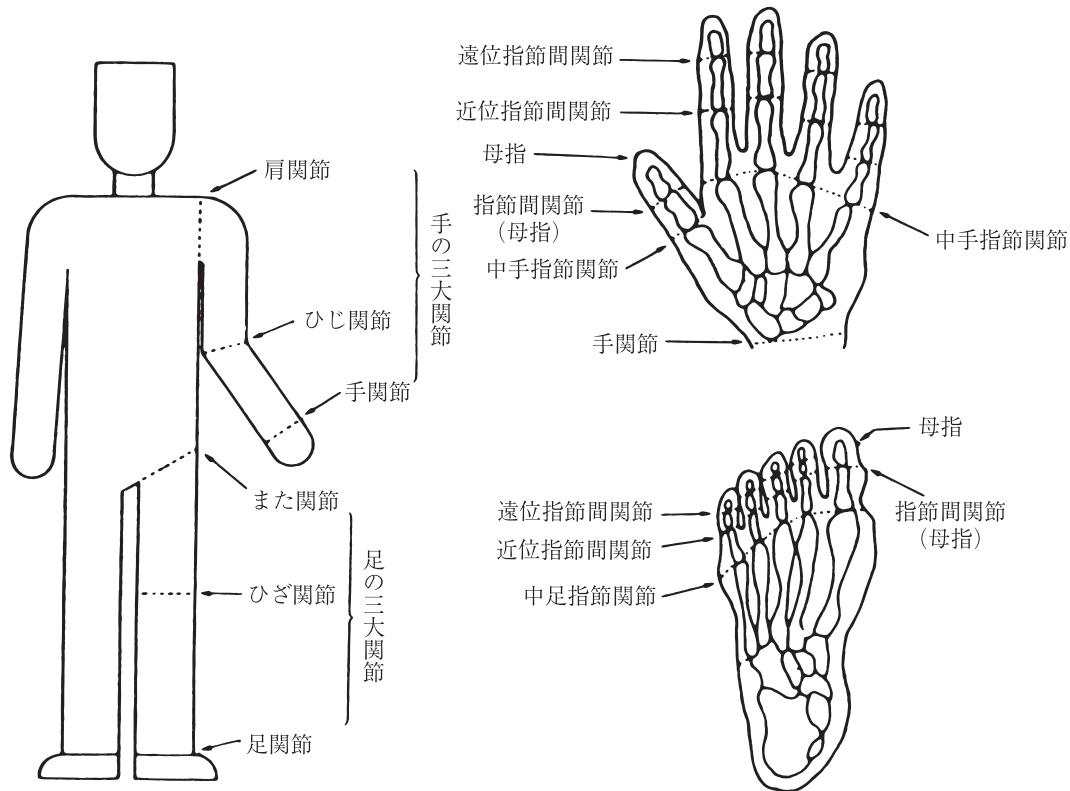
5. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

6. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

〈身体部位の名称図〉



別表4 請求書類

〔I〕保険金等の請求の場合

請求項目	請求書類
① 死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（但し、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 被保険者の住民票（但し、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
② 高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（但し、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 高度障害保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
③ 保険料払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類（交通事故証明書など） (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

〔Ⅱ〕その他手続請求の場合

請求項目	請求書類
① 保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の被保険者についての告知書
② 契約内容の変更 (1) 保険金額の減額 (2) 保険料払込方法の変更 (3) 保険料払込期間の変更 (4) 払済保険への変更 (5) 延長保険への変更 (6) 原保険契約への復旧	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 会社所定の被保険者についての告知書（会社が提出を求めた場合）
③ 他の保険種類への変換	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 生命保険契約申込書
④ 解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
⑤ 保険金の受取人による保険契約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険金の受取人の印鑑証明書 (3) 保険証券
⑥ 契約者貸付	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
⑦ 受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
⑧ 遺言による受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の相続人の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 遺言書の写し
⑨ 保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
⑩ 積み立てた契約者配当金	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

低解約返戻金型終身保険普通保険約款目次

この保険の趣旨

1. 責任開始期

第1条 (責任開始期)

2. 保険金の支払

第2条 (保険金の支払)

第3条 (戦争その他の変乱の場合の特例)

第4条 (高度障害保険金の支払による保険契約の消滅)

第5条 (保険金の請求、支払時期および支払場所)

3. 保険料の払込の免除

第6条 (保険料の払込の免除)

第7条 (保険料の払込の免除の請求手続)

4. 保険料の払込

第8条 (保険料の払込)

第9条 (保険料の払込方法〈経路〉)

第10条 (保険料の前納または一括払)

5. 猶予期間および保険契約の失効

第11条 (猶予期間および保険契約の失効)

第12条 (猶予期間中に保険事故が発生した場合)

6. 保険料の自動振替貸付

第13条 (保険料の自動振替貸付)

第14条 (自動振替貸付の取消)

7. 保険契約の復活

第15条 (保険契約の復活)

8. 解約および解約返戻金

第16条 (解約)

第17条 (低解約返戻金期間および低解約返戻金割合)

第18条 (解約返戻金)

第19条 (保険金の受取人による保険契約の存続)

9. 契約内容の変更

第20条 (保険料払込方法〈回数〉の変更)

第21条 (払済保険への変更)

第22条 (延長保険への変更)

第23条 (保険金額の減額)

10. 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効

第24条 (詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効)

11. 告知義務および保険契約の解除

第25条 (告知義務)

第26条 (告知義務違反による解除)

第27条 (保険契約を解除できない場合)

第28条 (重大事由による解除)

12. 保険契約者に対する貸付

第29条 (保険契約者に対する貸付)

13. 保険金の受取人

第30条 (保険金の分割割合)

第31条 (受取人の代表者)

第32条 (受取人の変更)

第33条 (遺言による受取人の変更)

14. 保険契約者

第34条 (保険契約者の代表者)

第35条 (保険契約者の変更)

15. 保険契約者の住所の変更

第36条 (保険契約者の住所の変更)

16. 被保険者の業務の変更等の場合

第37条 (被保険者の業務の変更等の場合)

17. 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

第38条 (契約年齢の計算)

第39条 (契約年齢または性別の誤りの処理)

18. 契約者配当

第40条 (契約者配当)

19. 時効

第41条 (時効)

20. 保険金の支払方法の選択

第42条 (保険金の支払方法の選択)

21. 契約内容の登録

第43条 (契約内容の登録)

22. 管轄裁判所

第44条 (管轄裁判所)

23. 団体を保険契約者および死亡保険金受取人とする場合の特則

第45条 (団体を保険契約者および死亡保険金受取人とする場合の特則)

24. 特定疾病診断保険料免除特約を付加した場合の特則

第46条 (特定疾病診断保険料免除特約を付加した場合の特則)

低解約返戻金型終身保険普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、保険契約締結時から一定期間、解約返戻金を抑制することにより、従来の終身保険に比べ安価な保険料で、被保険者の万一の場合の保障を一生涯にわたり準備できる保険です。

1. 責任開始期

第1条（責任開始期）

1 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

保険料と承諾の時期	責任開始期
(1) 保険契約の申込を承諾した後に、第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 第1回保険料相当額を受け取った後に、保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料相当額を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時

2 前項により、会社の責任が開始される日を契約日とします。

3 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。保険証券には保険契約を締結した日を記載せず、前項の契約日を記載します。

2. 保険金の支払

第2条（保険金の支払）

1 この保険契約において支払う保険金はつぎのとおりです。

保険金の種類	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	死亡保険金額	死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより被保険者が死亡したとき (1) 責任開始期（復活が行なわれた場合には最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態（別表1）に該当したとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1）に該当したときを含みます。	保険金額	被保険者	つぎのいずれかにより被保険者が高度障害状態（別表1）に該当したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意

2 死亡保険金を支払う前に高度障害保険金の支払請求を受け、高度障害保険金が支払われるときは、会社は、死亡保険金を支払いません。

- 3 死亡保険金を支払った場合には、その支払後に高度障害保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 4 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡保険金受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を高度障害保険金の受取人とします。ただし、保険契約者から申し出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、被保険者を高度障害保険金の受取人とします。
- 5 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は、死亡保険金の残額をその他の死亡保険金受取人に支払います。
- 6 被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって死亡保険金が支払われない場合には、会社は、責任準備金（前項に該当する場合には、支払われない保険金部分の責任準備金）を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、解約返戻金を保険契約者に支払います。
- 7 第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、責任開始期前に生じた傷害または疾病を直接の原因として、責任開始期以後に高度障害保険金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で高度障害保険金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その傷害または疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常の指摘を受けたことがない場合には、会社は高度障害保険金を支払います。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第3条（戦争その他の変乱の場合の特例）

被保険者が、戦争その他の変乱により死亡し、または高度障害状態（別表1）に該当した場合に、その原因により死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすと会社が認めたときは、会社は、死亡保険金または高度障害保険金を削減して支払います。ただし、この場合でも、責任準備金相当額を下まわることはありません。

第4条（高度障害保険金の支払による保険契約の消滅）

高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態（別表1）に該当した時から、保険契約は消滅したものとします。

第5条（保険金の請求、支払時期および支払場所）

- 1 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた保険金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- 2 支払事由が生じた保険金の受取人は、すみやかに請求書類（別表4）を提出して保険金を請求してください。
- 3 死亡保険金の受取人は、死亡保険金の支払事由が生じたときは会社の定める方法を用いて請求書類（別表4）を提出することにより、会社所定の金額を上限として、死亡保険金の一部または全部を請求することができます。
- 4 保険金は、請求書類（別表4）が会社に到達した日の翌日から5営業日以内に会社の本社で支払います。
- 5 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求書類（別表4）が会社に到達した日の翌日から60日を経過する日とします。

- (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
第2条（保険金の支払）に定める支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 免責事由に該当する可能性がある場合
第2条に定める支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因
 - (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第28条（重大事由による解除）第1項第3号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時までにおける事実
- 6 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求書類（別表4）が会社に到達した日の翌日から当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会
90日
 - (2) 前項第2号から第4号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
120日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
120日
 - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会
180日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査
180日
 - (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査
90日
- 7 前2項に定める保険金を支払うべき期限を適用する場合には、会社は、その旨を保険金の受取人（2人以上いる場合には、その代表者）に通知します。
- 8 第5項および第6項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

3. 保険料の払込の免除

第6条（保険料の払込の免除）

- 1 つぎに定める保険料の払込を免除する場合（以下「保険料の払込の免除事由」といいます。）に該当したときは、会社は、将来に向かって次期以降の保険料の払込を免除します。ただし、保険料の払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のいずれかに該当するときは保険料の払込を免除しません。

保険料の払込の免除事由	保険料の払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合
被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表3）に該当したとき。 この場合、責任開始期前にすでにあった障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含みます。	つぎのいずれかにより被保険者が身体障害の状態（別表3）に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき (2) 被保険者の犯罪行為によるとき (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

- 2 被保険者が、つぎのいずれかにより身体障害の状態（別表3）に該当した場合で、その原因により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険料の払込を免除しないことがあります。
- (1) 地震、噴火または津波によるとき
 - (2) 戦争その他の変乱によるとき
- 3 第1項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、保険料の払込の免除事由の発生時以後、引き続き払込があったものとして取り扱います。
- 4 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由の発生時以後、契約内容の変更に関する規定は適用しません。
- 5 保険料の払込を免除したときは、保険証券に表示します。
- 6 本条の保険料の払込の免除については、第2条（保険金の支払）第7項の規定を準用します。

第7条（保険料の払込の免除の請求手続）

- 1 保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。
- 2 保険契約者は、すみやかに請求書類（別表4）を会社に提出して保険料の払込の免除を請求してください。
- 3 本条の保険料の払込の免除の請求については、第5条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

4. 保険料の払込

第8条（保険料の払込）

- 1 第2回以後の保険料は、払込期間中、毎回第9条（保険料の払込方法〈経路〉）第1項に定める払込方法にしたがい、つぎの各号に定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

保険料の払込方法〈回数〉	払込期月
(1) 月払	月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日まで
(2) 半年払	半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
(3) 年払	年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

- 2 前項の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に返還します。ただし、保険金を支払うときは、保険契約者から保険金の支払事由発生の時

- までに申し出がない限り、保険金とともにその保険金の受取人に返還します。
- 3 保険料払込方法〈回数〉が半年払または年払の場合、保険契約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときには、会社は、払い込まれた保険料の未経過分（1か月未満の端数は切り捨てます。）を保険契約者に返還します。ただし、保険金を支払うときは、保険契約者から保険金の支払事由発生の時までに申し出がない限り、保険金とともにその保険金の受取人に返還します。
- 4 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険金または給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を支払うべき保険金または給付金から差し引きます。ただし、給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
- 5 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、第1項の保険料を払い込んでください。
- 6 前2項の場合、未払込保険料の払込については、第12条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）第2項および第3項の規定を準用します。

第9条（保険料の払込方法〈経路〉）

- 1 保険契約者は、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。
- (1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (2) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (3) 所属団体を通じて払い込む方法（所属団体と会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限ります。）
 - (4) 会社に持参して払い込む方法
- 2 保険契約者は、会社の取扱条件に該当する場合、前項各号の保険料払込方法を変更することができます。
- 3 第1項の規定により選択された保険料の払込方法が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料払込方法を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料払込方法の変更を行なうまでの間の保険料については、会社に払い込んでください。

第10条（保険料の前納または一括払）

保険契約者は、会社の承諾を得て、将来の保険料の全部または一部をまとめて払い込むことができます。

- (1) 年払契約または半年払契約の場合
 - (ア) 将来の保険料を前納することができます。
 - (イ) 会社所定の利率で割引きます。
 - (ウ) 保険料前納金は、会社所定の利率による利息をつけて積み立てておき、年単位または半年単位の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
 - (エ) 保険料の払込を要しなくなった場合には、保険料前納金の残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険契約者から保険金の支払事由発生の時までに申し出がない限り、保険金とともにその保険金の受取人に払い戻します。
- (2) 月払契約の場合
 - (ア) 当月分以後の保険料を一括して払い込むことができます。
 - (イ) 会社所定の利率で割引きます。
 - (ウ) 保険料の払込を要しなくなった場合で、一括払の保険料に残額のあるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険契約者から保険金の支払事由発生の時までに申し出がない限り、保険金とともにその保険金の受取人に払い戻します。

5. 猶予期間および保険契約の失効

第11条（猶予期間および保険契約の失効）

1 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

保険料の払込方法（回数）	猶予期間
(1) 月払	払込期月の翌月初日から末日まで
(2) 半年払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
(3) 年払	

2 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

3 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、解約返戻金を請求することができます。

第12条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）

- 1 猶予期間中に保険金または給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を保険金または給付金から差し引きます。
- 2 給付金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、給付金を支払いません。
- 3 猶予期間中に保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。

6. 保険料の自動振替貸付

第13条（保険料の自動振替貸付）

1 保険料が払い込まれないままで、猶予期間を経過した場合でも、会社は、つぎの各号のいずれかにより、保険料を自動的に貸し付けて保険契約を有効に継続させます。ただし、保険契約者からあらかじめ反対の申し出があった場合には、この取扱はしません。

(1) 年払契約または半年払契約の場合

本条の貸付は、払い込むべき保険料とその利息の合計額が、主契約（つぎの(ア)から(カ)の特約が付加されている場合は、その特約を含みます。以下本条において同じ。）の解約返戻金額（その保険料の払込があったものとして計算し、本条の貸付または保険契約者に対する貸付があるときは、その元利金を差し引きます。以下本条において同じ。）をこえない間行なわれるものとします。この場合、払い込むべき保険料を猶予期間満了日に貸し付けたものとします。

(ア) 一時払の定期保険特約

(イ) 一時払の遞増定期保険特約

(ウ) 一時払の収入保障特約

(I) 一時払の递増递減設計定期保険特約

(オ) 養老保険特約

(カ) 終身保険特約

(2) 月払契約の場合

本条の貸付は、払い込むべき月以後契約日から半年ごとの応当日（以下本条において「半年ごと応当日」といいます。）の前日までの保険料とその利息の合計額が、主契約の解約返戻金額をこえない間行なわれるものとします。この場合、払い込むべき月以後半年ごと応当日の前日までの保険料を猶予期間満了日に貸し付けたものとします。

2 本条の貸付金の利息は、年8%以下の会社所定の利率で計算し、つぎの猶予期間満了の日（月

払契約においては半年ごと応当日の翌月末日）に元金に繰り入れます。

- 3 保険契約者は、いつでも、本条の貸付金の元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、養老保険特約の特約満期保険金が支払われるとき、保険契約（付加されている特約を含みます。）が消滅したとき、保険金額を減額（付加されている特約の減額を含みます。）したときまたは契約年齢の誤りの処理が行なわれたときは支払うべき金額から、払済保険または延長保険への変更をしたときは解約返戻金額から、本条の貸付金の元利金を差し引きます。

第14条（自動振替貸付の取消）

保険料の自動振替貸付が行なわれた場合でも、猶予期間満了日の翌日からその日を含めて3か月以内に、保険契約者から払済保険への変更、延長保険への変更、保険金額の減額または保険契約の解約の請求があったときは、会社は、保険料の自動振替貸付を行なわなかつたものとしてその請求による取扱をします。

7. 保険契約の復活

第15条（保険契約の復活）

- 1 保険契約者は、保険契約が効力を失った日から、その日を含めて3年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、保険契約者が解約返戻金を請求した保険契約を復活することはできません。
- 2 保険契約者が本条の復活を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 3 会社が本条の復活を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに、未払込保険料を、会社に払い込んでください。
- 4 会社が本条の復活を承諾した場合には、前項の未払込保険料を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から復活後の保険契約上の責任を負います。
- 5 前項により、復活後の会社の責任が開始される日を復活日とします。
- 6 会社が本条の復活を承諾し、契約内容に変更がなかった場合には、保険証券を新たに発行しません。

8. 解約および解約返戻金

第16条（解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が本条の請求をするときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。

第17条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

- 1 この保険契約においては、一定の期間中、一定の割合で解約返戻金の水準を低く設定します。解約返戻金の水準を低く設定する期間および割合をそれぞれ低解約返戻金期間および低解約返戻金割合とします。
- 2 前項の低解約返戻金割合は70%とします。
- 3 保険契約者は、保険契約締結の際、第1項の低解約返戻金期間を、会社の定める範囲内で指定するものとします。
- 4 前項で指定した低解約返戻金期間は、以後変更できません。

第18条（解約返戻金）

- 1 解約返戻金は、保険料払込期間中の場合には、その保険料を払い込んだ年月数および経過年月数により、保険料払済の場合には、その経過した年月数により計算します。
- 2 前項の規定にかかわらず、低解約返戻金期間中に保険契約を解約する場合の解約返戻金は、前項の規定により計算した金額に、低解約返戻金割合を乗じて計算します。

- 3 低解約返戻金期間満了後でも、つぎのいずれかに該当したときは、低解約返戻金割合を用いて解約返戻金の計算を行なうものとします。
 - (1) 低解約返戻金期間が保険料払込期間と同一の場合、低解約返戻金期間満了日までの保険料がすべて払い込まれていないとき
 - (2) 低解約返戻金期間が保険料払込期間と異なる場合、低解約返戻金期間満了日の翌日の属する払込期月の保険料が払い込まれていないとき
- 4 第2条（保険金の支払）、第11条（猶予期間および保険契約の失効）、第13条（保険料の自動振替貸付）、第21条（払済保険への変更）、第22条（延長保険への変更）、第23条（保険金額の減額）、第26条（告知義務違反による解除）、第28条（重大事由による解除）および第29条（保険契約者に対する貸付）に規定する解約返戻金の計算についても、前3項を準用します。
- 5 払済保険または延長保険へ変更後の保険契約の解約返戻金の計算については、第2項および第3項の規定を適用しません。
- 6 本条の解約返戻金の支払時期および支払場所については、第5条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

第19条（保険金の受取人による保険契約の存続）

- 1 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす保険金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。
- 5 本条の規定は、平成22年4月1日以降に第1項の解約の通知がされた場合に適用します。

9. 契約内容の変更

第20条（保険料払込方法〈回数〉の変更）

- 1 保険契約者は、年払、半年払または月払の保険料払込方法を変更することができます。
- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。

第21条（払済保険への変更）

- 1 保険契約者は、将来の保険料の払込を中止して、払済保険に変更することができます。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 3 払済保険に変更後の保険金額は、解約返戻金額（保険料の自動振替貸付または保険契約者に対する貸付があるときは、その元利金を差し引きます。）により計算します。
- 4 本条の変更は、会社が承認した時から効力を生じます。
- 5 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。
- 6 払済保険金額が会社の定める限度を下まわる場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。

第22条（延長保険への変更）

- 1 保険契約者は、将来の保険料の払込を中止して、延長保険に変更することができます。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 3 延長保険の保険金額は、原保険契約の保険金額（保険料の自動振替貸付または保険契約者に対する貸付があるときは、その元利金を差し引きます。）と同一とし、保険期間は、解約返戻金額（保険料の自動振替貸付または保険契約者に対する貸付があるときは、その元利金を差し引きます。）により計算します。
- 4 本条の変更は、会社が承諾した時から効力を生じます。
- 5 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。
- 6 延長保険期間が1年未満となる場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。

第23条（保険金額の減額）

- 1 保険契約者は、保険金額の減額を請求することができます。ただし、会社は、減額後の保険金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 保険契約者が本条の減額を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 3 保険金額の減額分は、解約されたものとして取り扱います。
- 4 本条の減額は、会社が承認した時から効力を生じます。
- 5 本条の減額を行なったときは、保険証券に表示します。

10. 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効

第24条（詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効）

- 1 保険契約者、被保険者または保険金の受取人の詐欺により、保険契約を締結または復活したときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。
- 2 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結または復活したときは、保険契約を無効とします。
- 3 前2項の場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。ただし、保険料払込方法〈回数〉が半年払または年払の場合、会社は、払い込まれた保険料の未経過分（1か月未満の端数は切り捨てます。）を保険契約者に返還します。

11. 告知義務および保険契約の解除

第25条（告知義務）

保険契約の締結または復活の際、保険事故の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に対して口頭で告知することを要します。

第26条（告知義務違反による解除）

- 1 保険契約者または被保険者が、前条の告知の際、会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- 2 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合、会社は、前項に定める解除の原因となる事実の発生時以後に生じた支払事由による保険金の支払または保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除を行ないません。またすでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

- 3 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- 4 保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所等が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
- 5 本条の規定により保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金を保険契約者に支払います。

第27条（保険契約を解除できない場合）

- 1 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条による保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 会社が保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第25条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第25条の告知をしないこと、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が、責任開始期の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日から起算して2年以内に保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生（責任開始期前に原因が生じていたことにより、保険金の支払または保険料の払込の免除が行なわれない場合を含みます。）し、かつ解除の原因となる事実があるときを除きます。
- 2 前項第2号および第3号の場合、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第25条の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときには、適用しません。

第28条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人がこの保険契約の保険金（高度障害保険金、保険料の払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があつた場合
 - (3) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されるこ

- とにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- (5) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- (6) 会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前5号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 死亡保険金もしくは高度障害保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(ア)から(オ)までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除をしません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- 3 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- 4 この保険契約を解除した場合は、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

12. 保険契約者に対する貸付

第29条（保険契約者に対する貸付）

- 1 保険契約者は、つぎの各号の合計額の範囲内で貸付を受けることができます。ただし、保険料の自動振替貸付または本条の貸付があるときは、その元利金を差し引いた範囲内とします。
- (1) 主契約の解約返戻金の9割
- (2) 養老保険特約が付加されている場合には、その解約返戻金の9割
- 2 貸付金額が会社の定める限度を下まわる場合には、本条の貸付は取り扱いません。
- 3 保険契約者が、本条の貸付を受けるときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 4 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率で計算し、年単位の契約応当日ごとに元金に繰り入れます。
- 5 保険料の自動振替貸付および本条の貸付金の元利金が解約返戻金額をこえたときは、保険契約者は、その元利金と解約返戻金額の差額を払い込むことを要します。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
- 6 会社が前項の通知を発した日の属する月の翌月末日までに、前項に定める差額が払い込まれない場合には、保険契約は、この期日の翌日から効力を失います。
- 7 保険契約者は、いつでも、本条の貸付金の元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、養老保険特約の特約満期保険金が支払われるとき、保険契約（付加されている特約を含みます。）が消滅したとき、保険金額を減額（付加されている特約の減額を含みます。）したときまたは契約年齢の誤りの処理が行なわれたときは支払うべき金額から、払済保険または延長保険への変更をしたときは解約返戻金額から、本条の貸付金の元利金を差し引きます。

13. 保険金の受取人

第30条（保険金の分割割合）

死亡保険金受取人が2人以上の場合で、保険金の分割割合の指定がないときは、各受取分は、均等の割合とします。ただし、法定相続人が死亡保険金受取人と指定された場合で、その者が2人以上であるときは、会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第31条（受取人の代表者）

- 1 死亡保険金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。その代表者は他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明であるときは、会社が死亡保険金受取人の1人に対しても効力を生じます。

第32条（受取人の変更）

- 1 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 高度障害保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡保険金受取人の場合、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、つぎの各号に定める範囲内で高度障害保険金の受取人を変更することができます。
 - (1) 保険契約者
 - (2) 被保険者
- 3 前2項の通知が会社に到達した場合には、保険金の受取人の変更は、保険契約者がその通知をした時から効力を生じます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の保険金の受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 4 保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金受取人とします。
- 5 前項の規定により保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金受取人となった者のうち生存している他の受取人を保険金受取人とします。
- 6 前2項により保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 7 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 8 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

第33条（遺言による受取人の変更）

- 1 前条に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 4 前項の通知をするときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 5 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

14. 保険契約者

第34条（保険契約者の代表者）

- 1 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明であるときは、会社が保険契約者の1人に対しても行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- 3 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第35条（保険契約者の変更）

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 3 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

15. 保険契約者の住所の変更

第36条（保険契約者の住所の変更）

- 1 保険契約者が住所（通信先を含みます。）を変更したときは、遅滞なく会社に通知してください。
- 2 保険契約者から前項の通知がなく、保険契約者の住所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最後の住所にて発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

16. 被保険者の業務の変更等の場合

第37条（被保険者の業務の変更等の場合）

被保険者が保険契約の継続中にどのような業務に従事し、またはどこに転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、また特別保険料を請求しないで保険契約上の責任を負います。

17. 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

第38条（契約年齢の計算）

- 1 被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
- 2 契約後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に契約日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第39条（契約年齢または性別の誤りの処理）

- 1 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める範囲外であったときは保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときは、会社の定める方法で計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りのあった場合には、会社の定める方法で計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。

18. 契約者配当

第40条（契約者配当）

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

19. 時效

第41条（時效）

保険金、解約返戻金その他この保険契約による諸支払金の支払または保険料の払込の免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは消滅します。

20. 保険金の支払方法の選択

第42条（保険金の支払方法の選択）

保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）は、会社の定める金額および期間内で、一時支払にかえてすえ置支払を選択することができます。

21. 契約内容の登録

第43条（契約内容の登録）

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 死亡保険金の金額
 - (3) 契約日（復活が行なわれた場合は、最後の復活の日とします。以下第2項において同じとします。）
 - (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とす

することができるものとします。

- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

22. 管轄裁判所

第44条（管轄裁判所）

- 1 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
- 2 この保険契約における保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

23. 団体を保険契約者および死亡保険金受取人とする場合の特則

第45条（団体を保険契約者および死亡保険金受取人とする場合の特則）

官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金または高度障害保険金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上あるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

- (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
- (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
- (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

24. 特定疾病診断保険料免除特約を付加した場合の特則

第46条（特定疾病診断保険料免除特約を付加した場合の特則）

この保険契約に特定疾病診断保険料免除特約を付加した場合、特定疾病診断保険料免除特約の規定により保険料の払込が免除されたときには、つぎのとおりとします。

- (1) 第6条（保険料の払込の免除）の規定にかかわらず、保険料の払込の免除事由の発生時以後の保険料は、保険料の払込の免除事由の発生時に一時に払込があったものとして取り扱います。
- (2) 第18条（解約返戻金）第2項の規定にかかわらず、低解約返戻金期間中であっても、低解約返戻金割合を用いて解約返戻金の計算を行うものとします。

別表1 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

(備考)

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (身体の内部的原因によるものは該当しません。)

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
つぎのような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息 	つぎのような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 <ul style="list-style-type: none"> ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したままその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	つぎの症状の原因となった事故 <ul style="list-style-type: none"> a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表3 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (3) 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (4) 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (5) 10手指の用を全く永久に失ったもの
- (6) 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
- (7) 10足指を失ったもの
- (8) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

(備考)

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

4. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはできません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

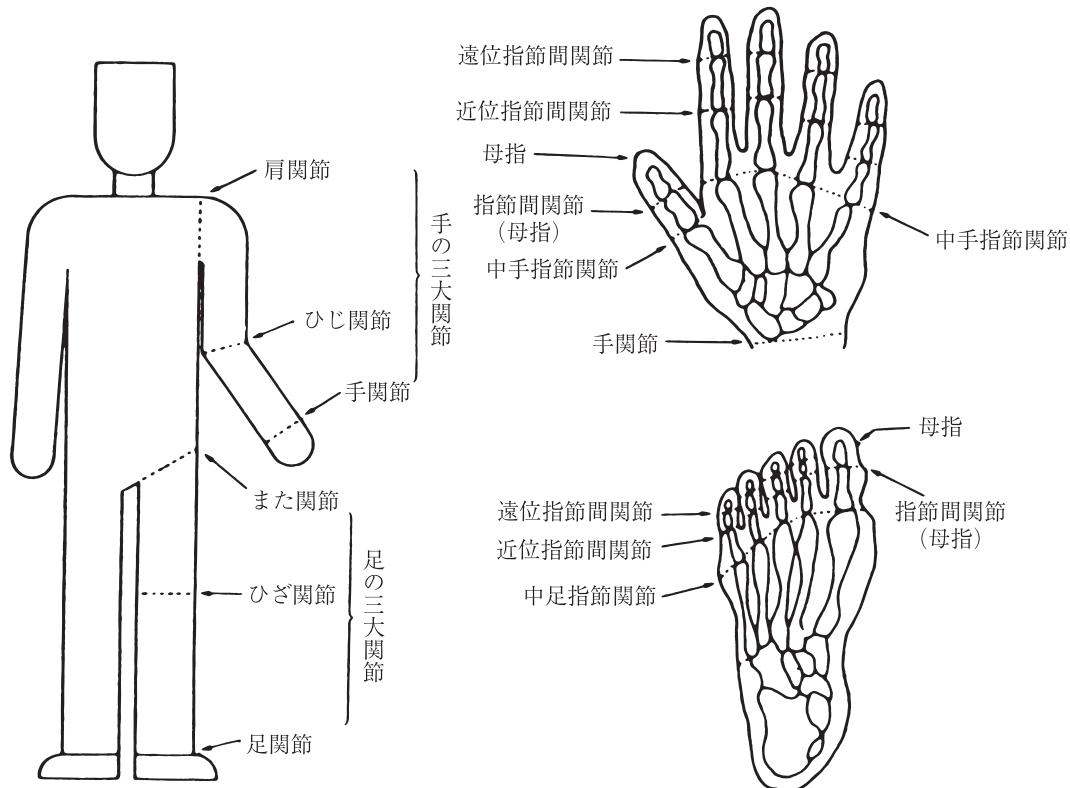
5. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

6. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

〈身体部位の名称図〉



別表4 請求書類

[I] 保険金等の請求の場合

請求項目	請求書類
① 死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（但し、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 被保険者の住民票（但し、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
② 高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（但し、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 高度障害保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
③ 保険料払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類（交通事故証明書など） (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

〔Ⅱ〕その他手続き請求の場合

請求項目	請求書類
① 保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の被保険者についての告知書
② 契約内容の変更 (1) 保険金額の減額 (2) 保険料払込方法の変更 (3) 払済保険への変更 (4) 延長保険への変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 会社所定の被保険者についての告知書（会社が提出を求めた場合）
③ 解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
④ 保険金の受取人による保険契約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険金の受取人の印鑑証明書 (3) 保険証券
⑤ 契約者貸付	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
⑥ 受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
⑦ 遺言による受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の相続人の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 遺言書の写し
⑧ 保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険普通保険約款目次

この保険の趣旨

1. 責任開始期

第1条 (責任開始期)

2. 保険金の支払

第2条 (保険金の支払)

第3条 (戦争その他の変乱の場合の特例)

第4条 (高度障害保険金の支払による保険契約の消滅)

第5条 (保険金の請求、支払時期および支払場所)

3. 保険料の払込の免除

第6条 (保険料の払込の免除)

第7条 (保険料の払込の免除の請求手続)

4. 保険料の払込

第8条 (保険料の払込)

第9条 (保険料の払込方法〈経路〉)

第10条 (保険料の前納または一括払)

5. 猶予期間および保険契約の失効

第11条 (猶予期間および保険契約の失効)

第12条 (猶予期間中に保険事故が発生した場合)

6. 保険料の自動振替貸付

第13条 (保険料の自動振替貸付)

第14条 (自動振替貸付の取消)

7. 保険契約の復活

第15条 (保険契約の復活)

8. 解約および解約返戻金

第16条 (解約)

第17条 (低解約返戻金期間および低解約返戻金割合)

第18条 (解約返戻金)

第19条 (保険金の受取人による保険契約の存続)

9. 契約内容の変更

第20条 (保険料払込方法〈回数〉の変更)

第21条 (払済保険への変更)

第22条 (延長保険への変更)

第23条 (保険金額の減額)

10. 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効

第24条 (詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効)

11. 告知義務および保険契約の解除

第25条 (告知義務)

第26条 (告知義務違反による解除)

第27条 (保険契約を解除できない場合)

第28条 (重大事由による解除)

12. 保険契約者に対する貸付

第29条 (保険契約者に対する貸付)

13. 保険金の受取人

第30条 (保険金の分割割合)

第31条 (受取人の代表者)

第32条 (受取人の変更)

第33条 (遺言による受取人の変更)

14. 保険契約者

第34条 (保険契約者の代表者)

第35条 (保険契約者の変更)

15. 保険契約者の住所の変更

第36条 (保険契約者の住所の変更)

16. 被保険者の業務の変更等の場合

第37条 (被保険者の業務の変更等の場合)

17. 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

第38条 (契約年齢の計算)

第39条 (契約年齢または性別の誤りの処理)

18. 契約者配当の割当および支払

第40条 (契約者配当金の割当)

第41条 (契約者配当金の支払)

19. 時効

第42条 (時効)

20. 保険金の支払方法の選択

第43条 (保険金の支払方法の選択)

21. 契約内容の登録

第44条 (契約内容の登録)

22. 管轄裁判所

第45条 (管轄裁判所)

23. 団体を保険契約者および死亡保険金受取人とする場合の特則

第46条 (団体を保険契約者および死亡保険金受取人とする場合の特則)

24. 特定疾病診断保険料免除特約を付加した場合の特則

第47条 (特定疾病診断保険料免除特約を付加した場合の特則)

5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、保険契約締結時から一定期間、解約返戻金を抑制することにより、従来の5年ごと利差配当付終身保険に比べ安価な保険料で、被保険者の万一の場合の保障を一生涯にわたり準備できる保険です。

1. 責任開始期

第1条（責任開始期）

1 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

保険料と承諾の時期	責任開始期
(1) 保険契約の申込を承諾した後に、第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 第1回保険料相当額を受け取った後に、保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料相当額を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時

2 前項により、会社の責任が開始される日を契約日とします。

3 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。保険証券には保険契約を締結した日を記載せず、前項の契約日を記載します。

2. 保険金の支払

第2条（保険金の支払）

1 この保険契約において支払う保険金はつぎのとおりです。

保険金の種類	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	死亡保険金額 保険金受取人	死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより被保険者が死亡したとき (1) 責任開始期（復活が行なわれた場合には最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態（別表1）に該当したとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1）に該当したときを含みます。	保険金額	被保険者	つぎのいずれかにより被保険者が高度障害状態（別表1）に該当したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意

2 死亡保険金を支払う前に高度障害保険金の支払請求を受け、高度障害保険金が支払われるとき

- は、会社は、死亡保険金を支払いません。
- 3 死亡保険金を支払った場合には、その支払後に高度障害保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 4 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡保険金受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を高度障害保険金の受取人とします。ただし、保険契約者から申し出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、被保険者を高度障害保険金の受取人とします。
- 5 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は、死亡保険金の残額をその他の死亡保険金受取人に支払います。
- 6 被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって死亡保険金が支払われない場合には、会社は、責任準備金（前項に該当する場合には、支払われない保険金部分の責任準備金）を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、解約返戻金を保険契約者に支払います。
- 7 第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、責任開始期前に生じた傷害または疾病を直接の原因として、責任開始期以後に高度障害保険金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。
- (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で高度障害保険金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかつた場合を除きます。
- (2) その傷害または疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常の指摘を受けたことがない場合には、会社は高度障害保険金を支払います。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第3条（戦争その他の変乱の場合の特例）

被保険者が、戦争その他の変乱により死亡し、または高度障害状態（別表1）に該当した場合に、その原因により死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすと会社が認めたときは、会社は、死亡保険金または高度障害保険金を削減して支払います。ただし、この場合でも、責任準備金相当額を下まわることはありません。

第4条（高度障害保険金の支払による保険契約の消滅）

高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態（別表1）に該当した時から、保険契約は消滅したものとします。

第5条（保険金の請求、支払時期および支払場所）

- 1 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた保険金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- 2 支払事由が生じた保険金の受取人は、すみやかに請求書類（別表4）を提出して保険金を請求してください。
- 3 死亡保険金の受取人は、死亡保険金の支払事由が生じたときは会社の定める方法を用いて請求書類（別表4）を提出することにより、会社所定の金額を上限として、死亡保険金の一部または全部を請求することができます。
- 4 保険金は、請求書類（別表4）が会社に到達した日の翌日から5営業日以内に会社の本社で支払います。
- 5 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求書類（別表4）が会社に到達した日

の翌日から60日を経過する日とします。

- (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合

第2条（保険金の支払）に定める支払事由に該当する事実の有無

- (2) 免責事由に該当する可能性がある場合

第2条に定める支払事由が発生した原因

- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因

- (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項、第28条（重大事由による解除）第1項第3号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時までにおける事実

- 6 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求書類（別表4）が会社に到達した日の翌日から当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会

90日

- (2) 前項第2号から第4号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会

120日

- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定

120日

- (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会

180日

- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査

180日

- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査

90日

- 7 前2項に定める保険金を支払うべき期限を適用する場合には、会社は、その旨を保険金の受取人（2人以上いる場合には、その代表者）に通知します。

- 8 第5項および第6項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

3. 保険料の払込の免除

第6条（保険料の払込の免除）

- 1 つぎに定める保険料の払込を免除する場合（以下「保険料の払込の免除事由」といいます。）に該当したときは、会社は、将来に向かって次期以降の保険料の払込を免除します。ただし、保険料の払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のいずれかに該当するときは

保険料の払込を免除しません。

保険料の払込の免除事由	保険料の払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合
被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表3）に該当したとき。 この場合、責任開始期前にすでにあった障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含みます。	つぎのいずれかにより被保険者が身体障害の状態（別表3）に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき (2) 被保険者の犯罪行為によるとき (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

- 2 被保険者が、つぎのいずれかにより身体障害の状態（別表3）に該当した場合で、その原因により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険料の払込を免除しないことがあります。
 - (1) 地震、噴火または津波によるとき
 - (2) 戦争その他の変乱によるとき
- 3 第1項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、保険料の払込の免除事由の発生時以後、引き続き払込があったものとして取り扱います。
- 4 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由の発生時以後、契約内容の変更に関する規定は適用しません。
- 5 保険料の払込を免除したときは、保険証券に表示します。
- 6 本条の保険料の払込の免除については、第2条（保険金の支払）第7項の規定を準用します。

第7条（保険料の払込の免除の請求手続）

- 1 保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。
- 2 保険契約者は、すみやかに請求書類（別表4）を会社に提出して保険料の払込の免除を請求してください。
- 3 本条の保険料の払込の免除の請求については、第5条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

4. 保険料の払込

第8条（保険料の払込）

- 1 第2回以後の保険料は、払込期間中、毎回第9条（保険料の払込方法＜経路＞）第1項に定める払込方法にしたがい、つぎの各号に定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

保険料の払込方法（回数）	払込期月
(1) 月払	月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日まで
(2) 半年払	半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
(3) 年払	年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

- 2 前項の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した

場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に返還します。ただし、保険金を支払うときは、保険契約者から保険金の支払事由発生の時までに申し出がない限り、保険金とともにその保険金の受取人に返還します。

- 3 保険料払込方法〈回数〉が半年払または年払の場合、保険契約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときには、会社は、払い込まれた保険料の未経過分（1か月未満の端数は切り捨てます。）を保険契約者に返還します。ただし、保険金を支払うときは、保険契約者から保険金の支払事由発生の時までに申し出がない限り、保険金とともにその保険金の受取人に返還します。
- 4 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険金または給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を支払うべき保険金または給付金から差し引きます。ただし、給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
- 5 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、第1項の保険料を払い込んでください。
- 6 前2項の場合、未払込保険料の払込については、第12条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）第2項および第3項の規定を準用します。

第9条（保険料の払込方法〈経路〉）

- 1 保険契約者は、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。
 - (1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (2) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (3) 所属団体を通じて払い込む方法（所属団体と会社との間に団体取扱契約が締結されている場合に限ります。）
 - (4) 会社に持参して払い込む方法
- 2 保険契約者は、会社の取扱条件に該当する場合、前項各号の保険料払込方法を変更することができます。
- 3 第1項の規定により選択された保険料の払込方法が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料払込方法を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料払込方法の変更を行なうまでの間の保険料については、会社に払い込んでください。

第10条（保険料の前納または一括払）

保険契約者は、会社の承諾を得て、将来の保険料の全部または一部をまとめて払い込むことができます。

- (1) 年払契約または半年払契約の場合
 - (ア) 将来の保険料を前納することができます。
 - (イ) 会社所定の利率で割引きます。
 - (ウ) 保険料前納金は、会社所定の利率による利息をつけて積み立てておき、年単位または半年単位の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
- (I) 保険料の払込を要しなくなった場合には、保険料前納金の残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険契約者から保険金の支払事由発生の時までに申し出がない限り、保険金とともにその保険金の受取人に払い戻します。
- (2) 月払契約の場合
 - (ア) 当月分以後の保険料を一括して払い込むことができます。
 - (イ) 会社所定の利率で割引きます。
 - (ウ) 保険料の払込を要しなくなった場合で、一括払の保険料に残額のあるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険契約者から保険金の支払事由発生の時までに申し出がない限り、保険金とともにその保険金の受取人に払い戻しま

す。

5. 猶予期間および保険契約の失効

第11条（猶予期間および保険契約の失効）

- 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

保険料の払込方法〈回数〉	猶予期間
(1) 月払	払込期月の翌月初日から末日まで
(2) 半年払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
(3) 年払	

- 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。
- 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、解約返戻金を請求することができます。

第12条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）

- 猶予期間中に保険金または給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払保険料を保険金または給付金から差し引きます。
- 給付金が前項の未払保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払保険料を払い込んでください。この未払保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、給付金を支払いません。
- 猶予期間中に保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払保険料を払い込んでください。この未払保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。

6. 保険料の自動振替貸付

第13条（保険料の自動振替貸付）

- 保険料が払い込まれないままで、猶予期間を経過した場合でも、会社は、つぎの各号のいずれかにより、保険料を自動的に貸し付けて保険契約を有効に継続させます。ただし、保険契約者からあらかじめ反対の申し出があった場合には、この取扱はしません。

(1) 年払契約または半年払契約の場合

本条の貸付は、払い込むべき保険料とその利息の合計額が、主契約（つぎの(ア)から(オ)の特約が付加されている場合は、その特約を含みます。以下本条において同じ。）の解約返戻金額（その保険料の払込があったものとして計算し、本条の貸付または保険契約者に対する貸付があるときは、その元利金を差し引きます。以下本条において同じ。）をこえない間行なわれるものとします。この場合、払い込むべき保険料を猶予期間満了日に貸し付けたものとします。

- (ア) 一時払の定期保険特約
- (イ) 一時払の遞増定期保険特約
- (ウ) 一時払の収入保障特約
- (エ) 一時払の遞増遞減設計定期保険特約
- (オ) 終身保険特約

(2) 月払契約の場合

本条の貸付は、払い込むべき月以後契約日から半年ごとの応当日（以下本条において「半年ごと応当日」といいます。）の前日までの保険料とその利息の合計額が、主契約の解約返戻金額をこえない間行なわれるものとします。この場合、払い込むべき月以後半年ごと応当日の前日までの保険料を猶予期間満了日に貸し付けたものとします。

- 2 本条の貸付金の利息は、年8%以下の会社所定の利率で計算し、つぎの猶予期間満了の日（月払契約においては半年ごと応当日の翌月末日）に元金に繰り入れます。
- 3 保険契約者は、いつでも、本条の貸付金の元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、保険契約（付加されている特約を含みます。）が消滅したとき、保険金額を減額（付加されている特約の減額を含みます。）したときまたは契約年齢の誤りの処理が行なわれたときは支払うべき金額から、払済保険または延長保険への変更をしたときは解約返戻金額から、本条の貸付金の元利金を差し引きます。

第14条（自動振替貸付の取消）

保険料の自動振替貸付が行なわれた場合でも、猶予期間満了日の翌日からその日を含めて3か月以内に、保険契約者から払済保険への変更、延長保険への変更、保険金額の減額または保険契約の解約の請求があったときは、会社は、保険料の自動振替貸付を行なわなかつたものとしてその請求による取扱をします。

7. 保険契約の復活

第15条（保険契約の復活）

- 1 保険契約者は、保険契約が効力を失った日から、その日を含めて3年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、保険契約者が解約返戻金を請求した保険契約を復活することはできません。
- 2 保険契約者が本条の復活を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 3 会社が本条の復活を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに、未払込保険料を、会社に払い込んでください。
- 4 会社が本条の復活を承諾した場合には、前項の未払込保険料を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から復活後の保険契約上の責任を負います。
- 5 前項により、復活後の会社の責任が開始される日を復活日とします。
- 6 会社が本条の復活を承諾し、契約内容に変更がなかつた場合には、保険証券を新たに発行しません。

8. 解約および解約返戻金

第16条（解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が本条の請求をするときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。

第17条（低解約返戻金期間および低解約返戻金割合）

- 1 この保険契約においては、一定の期間中、一定の割合で解約返戻金の水準を低く設定します。解約返戻金の水準を低く設定する期間および割合をそれぞれ低解約返戻金期間および低解約返戻金割合とします。
- 2 前項の低解約返戻金割合は70%とします。
- 3 保険契約者は、保険契約締結の際、第1項の低解約返戻金期間を、会社の定める範囲内で指定するものとします。
- 4 前項で指定した低解約返戻金期間は、以後変更できません。

第18条（解約返戻金）

- 1 解約返戻金は、保険料払込期間中の場合には、その保険料を払い込んだ年月数および経過年月数により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算します。
- 2 前項の規定にかかわらず、低解約返戻金期間中に保険契約を解約する場合の解約返戻金は、前

- 項の規定により計算した金額に、低解約返戻金割合を乗じて計算します。
- 3 低解約返戻金期間満了後でも、つぎのいずれかに該当したときは、低解約返戻金割合を用いて解約返戻金の計算を行なうものとします。
- (1) 低解約返戻金期間が保険料払込期間と同一の場合、低解約返戻金期間満了日までの保険料がすべて払い込まれていないとき
 - (2) 低解約返戻金期間が保険料払込期間と異なる場合、低解約返戻金期間満了日の翌日の属する払込期月の保険料が払い込まれていないとき
- 4 第2条（保険金の支払）、第11条（猶予期間および保険契約の失効）、第13条（保険料の自動振替貸付）、第21条（払済保険への変更）、第22条（延長保険への変更）、第23条（保険金額の減額）、第26条（告知義務違反による解除）、第28条（重大事由による解除）および第29条（保険契約者に対する貸付）に規定する解約返戻金の計算についても、前3項を準用します。
- 5 払済保険または延長保険へ変更後の保険契約の解約返戻金の計算については、第2項および第3項の規定を適用しません。
- 6 本条の解約返戻金の支払時期および支払場所については、第5条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

第19条（保険金の受取人による保険契約の存続）

- 1 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす保険金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。
- 5 本条の規定は、平成22年4月1日以降に第1項の解約の通知がされた場合に適用します。

9. 契約内容の変更

第20条（保険料払込方法（回数）の変更）

- 1 保険契約者は、年払、半年払または月払の保険料払込方法を変更することができます。
- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。

第21条（払済保険への変更）

- 1 保険契約者は、将来の保険料の払込を中止して、払済保険に変更することができます。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 3 払済保険に変更後の保険金額は、解約返戻金額（保険料の自動振替貸付または保険契約者に対する貸付があるときは、その元利金を差し引きます。）により計算します。
- 4 本条の変更は、会社が承認した時から効力を生じます。
- 5 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。
- 6 払済保険金額が会社の定める限度を下まわる場合には、会社は、本条の変更を取り扱いませ

ん。

第22条（延長保険への変更）

- 1 保険契約者は、将来の保険料の払込を中止して、延長保険に変更することができます。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 3 延長保険の保険金額は、原保険契約の保険金額（保険料の自動振替貸付または保険契約者に対する貸付があるときは、その元利金を差し引きます。）と同一とし、保険期間は、解約返戻金額（保険料の自動振替貸付または保険契約者に対する貸付があるときは、その元利金を差し引きます。）により計算します。
- 4 本条の変更は、会社が承諾した時から効力を生じます。
- 5 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。
- 6 延長保険期間が1年未満となる場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。

第23条（保険金額の減額）

- 1 保険契約者は、保険金額の減額を請求することができます。ただし、会社は、減額後の保険金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 保険契約者が本条の減額を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 3 保険金額の減額分は、解約されたものとして取り扱います。
- 4 本条の減額は、会社が承認した時から効力を生じます。
- 5 本条の減額を行なったときは、保険証券に表示します。

10. 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効

第24条（詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効）

- 1 保険契約者、被保険者または保険金の受取人の詐欺により、保険契約を締結または復活したときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。
- 2 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもつて保険契約を締結または復活したときは、保険契約を無効とします。
- 3 前2項の場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。ただし、保険料払込方法（回数）が半年払または年払の場合、会社は、払い込まれた保険料の未経過分（1か月未満の端数は切り捨てます。）を保険契約者に返還します。

11. 告知義務および保険契約の解除

第25条（告知義務）

保険契約の締結または復活の際、保険事故の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に対して口頭で告知することを要します。

第26条（告知義務違反による解除）

- 1 保険契約者または被保険者が、前条の告知の際、会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- 2 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合、会社は、前項に定める解除の原因となる事実の発生時以後に生じた支払事由による保険金の支払または保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除を行ないません。またすでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができ、すで

に保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

- 3 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となつた事実によらなかつことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- 4 保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所等が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
- 5 本条の規定により保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金を保険契約者に支払います。

第27条（保険契約を解除できない場合）

- 1 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条による保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 会社が保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかつたとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第25条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第25条の告知をしないこと、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が、責任開始期の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日から起算して2年以内に保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生（責任開始期前に原因が生じていたことにより、保険金の支払または保険料の払込の免除が行なわれない場合を含みます。）し、かつ解除の原因となる事実があるときを除きます。
- 2 前項第2号および第3号の場合、各号に規定する保険媒介者の行為がなかつとしても、保険契約者または被保険者が、第25条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められるときには、適用しません。

第28条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人がこの保険契約の保険金（高度障害保険金、保険料の払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

- (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- (5) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- (6) 会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前5号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 死亡保険金もしくは高度障害保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(ア)から(オ)までに該当した者が保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除をしません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- 3 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- 4 この保険契約を解除した場合は、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

12. 保険契約者に対する貸付

第29条（保険契約者に対する貸付）

- 1 保険契約者は、主契約の解約返戻金の9割の範囲内で貸付を受けることができます。ただし、保険料の自動振替貸付または本条の貸付があるときは、その元利金を差し引いた範囲内とします。
- 2 貸付金額が会社の定める限度を下まわる場合には、本条の貸付は取り扱いません。
- 3 保険契約者が、本条の貸付を受けるときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 4 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率で計算し、年単位の契約応当日ごとに元金に繰り入れます。
- 5 保険料の自動振替貸付および本条の貸付金の元利金が解約返戻金額をこえたときは、保険契約者は、その元利金と解約返戻金額の差額を払い込むことを要します。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
- 6 会社が前項の通知を発した日の属する月の翌月末日までに、前項に定める差額が払い込まれない場合には、保険契約は、この期日の翌日から効力を失います。
- 7 保険契約者は、いつでも、本条の貸付金の元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、保険契約（付加されている特約を含みます。）が消滅したとき、保険金額を減額（付加されている特約の減額を含みます。）したときまたは契約年齢の誤りの処理が行なわれたときは支払うべき金額から、払済保険または延長保険への変更をしたときは解約返戻金額から、本条の貸付金の元利金を差し引きます。

13. 保険金の受取人

第30条（保険金の分割割合）

死亡保険金受取人が2人以上の場合で、保険金の分割割合の指定がないときは、各受取分は、均等の割合とします。ただし、法定相続人が死亡保険金受取人と指定された場合で、その者が2人以上であるときは、会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第31条（受取人の代表者）

- 1 死亡保険金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。その代表者は他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明であるときは、会社が死亡保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。

第32条（受取人の変更）

- 1 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 高度障害保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡保険金受取人の場合、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、つぎの各号に定める範囲内で高度障害保険金の受取人を変更することができます。
 - (1) 保険契約者
 - (2) 被保険者
- 3 前2項の通知が会社に到達した場合には、保険金の受取人の変更は、保険契約者がその通知をした時から効力を生じます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の保険金の受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 4 保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金受取人とします。
- 5 前項の規定により保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金受取人となった者のうち生存している他の受取人を保険金受取人とします。
- 6 前2項により保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 7 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 8 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

第33条（遺言による受取人の変更）

- 1 前条に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 4 前項の通知をするときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 5 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

14. 保険契約者

第34条（保険契約者の代表者）

- 1 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明であるときは、会社が保険契約者の1人に対しても効力を生じます。
- 3 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第35条（保険契約者の変更）

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 3 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

15. 保険契約者の住所の変更

第36条（保険契約者の住所の変更）

- 1 保険契約者が住所（通信先を含みます。）を変更したときは、遅滞なく会社に通知してください。
- 2 保険契約者から前項の通知がなく、保険契約者の住所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

16. 被保険者の業務の変更等の場合

第37条（被保険者の業務の変更等の場合）

被保険者が保険契約の継続中にどのような業務に従事し、またはどこに転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、また特別保険料を請求しないで保険契約上の責任を負います。

17. 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

第38条（契約年齢の計算）

- 1 被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
- 2 契約後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に契約日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第39条（契約年齢または性別の誤りの処理）

- 1 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める範囲外であったときは保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときは、会社の定める方法で計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りのあった場合には、会社の定める方法で計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。

18. 契約者配当の割当および支払

第40条 (契約者配当金の割当)

- 1 会社は、契約者配当準備金のうちから、毎事業年度末に、つぎの保険契約に対して、会社の定める方法により計算した契約者配当金を割り当てます。この場合、第4号の規定に該当する保険契約については、第3号の規定に該当した場合に割り当てる金額を下まわる金額とし、第2号の規定に該当する保険契約についてはこれに準じた金額とします。
 - (1) つぎの事業年度中に契約日の5年ごとの応当日が到来する保険契約。ただし、契約日の5年ごとの応当日が到来する前に保険金額の減額が行なわれる保険契約の減額部分を除きます。
 - (2) つぎの事業年度中に契約日から2年または直前の5年ごとの応当日からその日を含めて1年をこえて継続した後、保険金額の減額が行なわれる保険契約。ただし、前号に該当する保険契約で契約日の5年ごとの応当日が到来した後に保険金額の減額が行なわれる保険契約を除きます。
 - (3) つぎの事業年度中に契約日または直前の5年ごとの応当日からその日を含めて1年をこえて継続した後、保険金もしくは責任準備金の支払または保険期間の満了により消滅する保険契約。ただし、第1号に該当する保険契約および前号に該当する保険契約の減額部分を除きます。
 - (4) つぎの事業年度中に契約日から2年または直前の5年ごとの応当日からその日を含めて1年をこえて継続した後、解約または解除により消滅する保険契約。ただし、第1号に該当する保険契約および第2号に該当する保険契約の減額部分を除きます。
- 2 前項のほか、契約日から起算して所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たす保険契約に対しても、契約者配当金を割り当てることがあります。

第41条 (契約者配当金の支払)

- 1 会社は、前条第1項第1号の規定によって割り当てた契約者配当金に基づき会社の定める方法により計算した金額を、つぎの事業年度の年単位の契約応当日の前日までの保険料が払い込まれている場合に限り、つぎの方法で分配します。
 - (1) つぎの事業年度の年単位の契約応当日から会社所定の利率により計算した利息をつけて会社に積み立てておいて、保険契約が消滅したときまたは保険契約者から請求があったときに支払います。
 - (2) 前号の規定によって支払う契約者配当金は、保険金を支払うときは、保険契約者から保険金の支払事由発生の時までに申し出がない限り、保険金とともにその保険金の受取人に、其他のときは保険契約者に支払います。
- 2 会社は、前条第1項第2号の規定によって割り当てた契約者配当金に基づき会社の定める方法により計算した金額を、会社所定の利率により計算した利息をつけて会社に積み立てておいて、保険契約が消滅したときまたは保険契約者から請求があったときに保険契約者に支払います。ただし、保険金を支払うときは、保険契約者から保険金の支払事由発生の時までに申し出がない限り、保険金とともにその保険金の受取人に支払います。
- 3 会社は、前条第1項第3号および第4号の規定によって割り当てた契約者配当金に基づき会社の定める方法により計算した金額を、保険契約者に支払います。ただし、保険金を支払うときは、保険契約者から保険金の支払事由発生の時までに申し出がない限り、保険金とともにその保険金の受取人に支払います。
- 4 前条第2項の規定によって割り当てた契約者配当金は、会社の定めるところにより支払います。
- 5 契約者配当金の支払時期および支払場所については、第5条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

19. 時効

第42条（時効）

保険金、解約返戻金、契約者配当金その他この保険契約による諸支払金の支払または保険料の払込の免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは消滅します。

20. 保険金の支払方法の選択

第43条（保険金の支払方法の選択）

保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）は、会社の定める金額および期間内で、一時支払にかえてすえ置支払を選択することができます。

21. 契約内容の登録

第44条（契約内容の登録）

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 死亡保険金の金額
 - (3) 契約日（復活が行なわれた場合は、最後の復活の日とします。以下第2項において同じとします。）
 - (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会ができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会す

ることができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

- 9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

22. 管轄裁判所

第45条（管轄裁判所）

- 1 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
- 2 この保険契約における保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

23. 団体を保険契約者および死亡保険金受取人とする場合の特則

第46条（団体を保険契約者および死亡保険金受取人とする場合の特則）

官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金または高度障害保険金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

- (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
- (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
- (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

24. 特定疾病診断保険料免除特約を付加した場合の特則

第47条（特定疾病診断保険料免除特約を付加した場合の特則）

この保険契約に特定疾病診断保険料免除特約を付加した場合、特定疾病診断保険料免除特約の規定により保険料の払込が免除されたときには、つぎのとおりとします。

- (1) 第6条（保険料の払込の免除）の規定にかかわらず、保険料の払込の免除事由の発生時以後の保険料は、保険料の払込の免除事由の発生時に一時に払込があったものとして取り扱います。
- (2) 第18条（解約返戻金）第2項の規定にかかわらず、低解約返戻金期間中であっても、低解約返戻金割合を用いて解約返戻金の計算を行うものとします。

別表1 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

(備考)

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (身体の内部的原因によるものは該当しません。)

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
つぎのような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息 	つぎのような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 <ul style="list-style-type: none"> ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したままその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	つぎの症状の原因となった事故 <ul style="list-style-type: none"> a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表3 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (3) 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (4) 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (5) 10手指の用を全く永久に失ったもの
- (6) 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
- (7) 10足指を失ったもの
- (8) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

(備考)

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

4. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはできません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

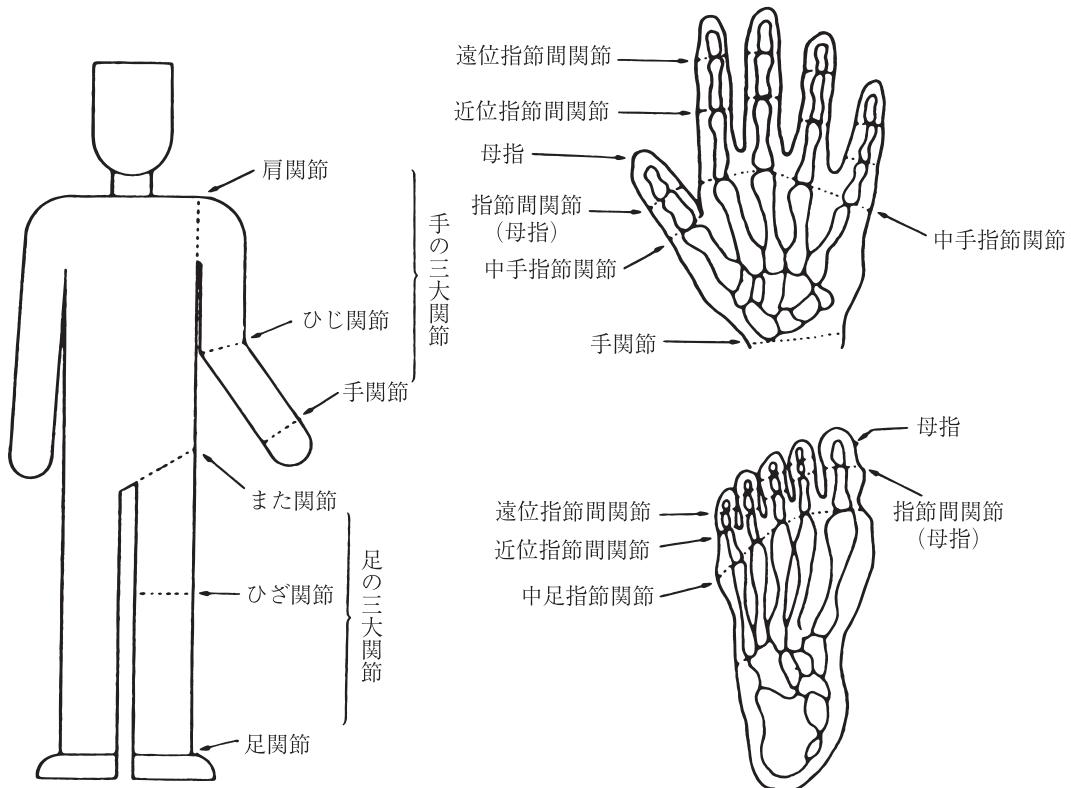
5. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

6. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

〈身体部位の名称図〉



別表4 請求書類

〔I〕保険金等の請求の場合

請求項目	請求書類
① 死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（但し、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 被保険者の住民票（但し、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
② 高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（但し、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 高度障害保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
③ 保険料払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類（交通事故証明書など） (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

〔Ⅱ〕その他手続請求の場合

請求項目	請求書類
① 保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の被保険者についての告知書
② 契約内容の変更 (1) 保険金額の減額 (2) 保険料払込方法の変更 (3) 払済保険への変更 (4) 延長保険への変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 会社所定の被保険者についての告知書（会社が提出を求めた場合）
③ 解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
④ 保険金の受取人による保険契約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険金の受取人の印鑑証明書 (3) 保険証券
⑤ 契約者貸付	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
⑥ 受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
⑦ 遺言による受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の相続人の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 遺言書の写し
⑧ 保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
⑨ 積み立てた契約者配当金	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

定期保険特約目次

この特約の趣旨

- 第1条 (特約の締結および責任開始期)
- 第2条 (特約保険金の支払)
- 第3条 (特約保険料の払込の免除)
- 第4条 (特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)
- 第5条 (特約保険料の自動振替貸付)
- 第6条 (特約の失効)
- 第7条 (特約の復活)
- 第8条 (特約の解約)
- 第9条 (解約返戻金)
- 第10条 (特約保険金額の減額)
- 第11条 (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)
- 第12条 (特約の復旧)
- 第13条 (特約の消滅)
- 第14条 (告知義務および告知義務違反)
- 第15条 (重大事由による解除)
- 第16条 (契約者配当)
- 第17条 (特約の自動更新)
- 第18条 (他の保険への変換)
- 第19条 (受取人の変更)
- 第20条 (契約内容の登録)
- 第21条 (主約款の規定の準用)
- 第22条 (変額保険(終身型)または変額保険(有期型)に付加する場合の特則)
- 第23条 (連生終身保険(自由設計型)に付加する場合の特則)
- 第24条 (生存給付金付連生収入保障保険に付加する場合の特則)
- 第25条 (5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合の特則)
- 第26条 (主契約について自動振替貸付または契約者貸付の規定を適用する場合の特則)
- 第27条 (医療保険(01)または新終身医療保険(01)に付加する場合の特則)
- 第28条 (新終身医療保険に付加する場合の特則)
- 第29条 (収入保障保険(02)または無解約返戻金型収入保障保険に付加する場合の特則)
- 第30条 (医療保険(08)または医療保険(2014)に付加する場合の特則)

定期保険特約

この特約の趣旨

この特約は、被保険者の万一の場合に保障を提供し、主契約の保障に加えて保障を大型化することを目的とするものです。

第1条（特約の締結および責任開始期）

- 1 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申し出によって、主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。
- 3 前2項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、被保険者の同意を得て保険契約者から申し出があった場合、会社が承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。この場合、この特約の責任開始期はつぎのとおりとし、この責任開始の日をこの特約の中途付加日とします。

保険料と承諾の時期	責任開始期
(1) 会社がこの特約の付加を承諾した後に、この特約の第1回保険料を受け取った場合	この特約の第1回保険料を受け取った時
(2) この特約の第1回保険料相当額を受け取った後に、会社がこの特約の付加を承諾した場合	この特約の第1回保険料相当額を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時

- 4 前項の場合、この特約の保険料は、中途付加日直前の主契約の年単位の契約応当日（中途付加日と年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日）における被保険者の満年齢により計算します。
- 5 前項の規定にかかわらず、この特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）については、会社の定めた方法で計算した金額を払い込むことを要します。
- 6 第3項の規定によってこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第2条（特約保険金の支払）

- 1 この特約において支払う保険金はつぎのとおりです。

保険金の種類	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
特約死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡し、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により主契約の死亡保険金または遺族年金が支払われるとき	特約の保険金額	主契約の死亡保険金または遺族年金の受取人	この特約の責任開始期（復活が行なわれた場合には最後の復活の際の責任開始期、復旧が行なわれた場合の特約保険金額の増額分については最後の復旧の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日から起算して3年以内の自殺により被保険者が死亡したとき

保険金の種類	支払事由	支払額	受取人	免責事由
特約高度障害保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表1）に該当し、主約款の規定により主契約の高度障害保険金または高度障害年金が支払われるとき	特約の保険金額	主契約の高度障害保険金または高度障害年金の受取人	—

- 2 主契約の死亡保険金受取人または遺族年金受取人が2人以上いる場合の特約死亡保険金の受取割合は、主契約の死亡保険金または遺族年金の受取割合と同じとします。
- 3 この特約が更新されない場合で、被保険者がこの特約の保険期間満了日において高度障害状態（別表1）に該当しているにもかかわらず、その回復の見込みがないことが明らかでないために特約高度障害保険金が支払われない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込みがないことが明らかになったときには、この特約の保険期間満了日に高度障害状態（別表1）に該当したものとみなして特約高度障害保険金を支払います。
- 4 第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、この特約の責任開始期前に生じた傷害または疾病を直接の原因として、この特約の責任開始期以後に特約高度障害保険金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。
- (1) この特約の締結、復活または復旧の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で特約高度障害保険金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかつた場合を除きます。
 - (2) その傷害または疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常の指摘を受けたことがない場合には、会社は特約高度障害保険金を支払います。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- 5 前4項のほか、主約款の死亡保険金および高度障害保険金、または遺族年金および高度障害年金の支払に関する規定を準用します。

第3条（特約保険料の払込の免除）

- 1 主約款の規定により、主契約の保険料の払込が免除された場合には、会社は、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
- 2 前項のほか、この特約の保険料の払込の免除については、主約款の保険料の払込の免除に関する規定を準用します。
- 3 本条の規定は、保険料払込方法が一時払の場合には適用しません。

第4条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

- 1 この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内とします。
- 2 この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- 3 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。
- 4 この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、つぎに定めるところによります。
 - (1) 主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、会社の承諾を

得て、主契約の保険料払込期間の満了する時までに一括して前納することを要します。

- (2) 前号に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間満了日の翌日に解約されたものとします。

第5条（特約保険料の自動振替貸付）

主契約において、保険料の自動振替貸付の規定が適用されるときは、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の保険料の自動振替貸付の規定を適用します。

第6条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第7条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。
- 2 会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾したときは、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活を取り扱います。

第8条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。この場合、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
- 2 前項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第9条（解約返戻金）

- 1 この特約の解約返戻金は、保険料払込期間中の場合には、この特約の保険料を払い込んだ年月数および経過年月数により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算します。
- 2 本条の解約返戻金の支払時期および支払場所については、主約款の保険金または年金の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

第10条（特約保険金額の減額）

- 1 保険契約者は、この特約の保険金額を減額することができます。ただし、会社は、減額後の保険金額が会社の定める限度を下まわる減額は取扱いません。
- 2 主契約の保険金額または年金額が減額され、この特約の保険金額と主契約の保険金額または年金額との割合が、会社所定の限度をこえるときは、その限度までこの特約の保険金額を減額します。
- 3 特約保険金額の減額分は、解約されたものとして取り扱います。
- 4 本条の減額をしたときは、保険証券に表示します。

第11条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

- 1 保険契約者は会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更することができます。保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表2）を会社に提出してください。会社が本条の変更を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。本条の変更は、会社が承諾した時から効力を生じます。ただし、変更後の保険期間または保険料払込期間が会社の定める範囲外となる場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。
- 2 主契約の保険期間が短縮され、この特約の保険期間が、主契約の保険期間をこえるときは、この特約の保険期間も同時に主契約の保険期間まで短縮されるものとします。この場合、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
- 3 本条の規定によって、保険期間または保険料払込期間の変更を行なった場合には、保険証券に

表示します。

第12条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があつたものとします。
- 2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧の規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。
- 3 この特約を減額した場合の復旧は取り扱いません。

第13条（特約の消滅）

- 1 つぎのいずれかに該当したとき、この特約は消滅します。
 - (1) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
この場合、この特約の解約返戻金があるときは、これを主契約の解約返戻金に加えて主約款の規定を適用します。
 - (2) 主契約が消滅したとき
この場合、主契約の保険金または年金が支払われるときを除いて、この特約の解約返戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。（主約款の規定により主契約の責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。）
ただし、第2条（特約保険金の支払）第1項の免責事由に該当し、特約死亡保険金を支払わない場合には、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。
- 2 前項第1号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。

第14条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第15条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人がこの特約の保険金（高度障害保険金、保険料の払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があつた場合
 - (3) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合

- (5) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- (6) 会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする前5号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 死亡保険金もしくは高度障害保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(ア)から(オ)までに該当した者が保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除をしません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- 3 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- 4 この特約を解除した場合は、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

第16条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第17条（特約の自動更新）

- 1 この特約の保険期間が満了し、つぎの各号のすべてに該当する場合、この特約は自動的に更新され継続されるものとします。
- (1) 保険契約者から保険期間満了の日の2週間前までに会社に、この特約を継続しない旨の通知がないとき
- (2) 保険期間満了の日の翌日に、保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているとき
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、更新はできません。
- (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が90歳を超えるとき
- (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日を超えるとき
- (3) この特約の保険期間が歳満了で定められているとき
- (4) 更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- 3 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号または第2号の規定に該当する場合には、この特約は、会社の定める短期の保険期間に変更して更新します。
- 4 更新されたこの特約の保険料は、更新時の被保険者の年齢によって計算します。
- 5 更新されたこの特約の第1回保険料は、更新の日（契約応当日）の属する月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料払込の猶予期間の規定を準用します。
- 6 猶予期間中に前項の保険料が払い込まれないときは、この特約は、更新の日にさかのぼって消滅します。
- 7 更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

- 8 更新後のこの特約の保険金額は、更新前のこの特約の保険金額と同額とします。ただし、更新時において、会社が定める範囲内で保険金額を変更することができます。この場合、保険契約者は更新日の3か月前までに請求してください。
- 9 第2項第4号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第2項第1号から第3号までの規定に該当しない場合は、保険契約者から別段の申し出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める同種類の他の特約を更新時に付加します。
- 10 本条の規定によりこの特約が更新されたときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続した保険期間とみなします。
- 11 この特約が更新されたときは、会社は、保険証券を発行します。

第18条（他の保険への変換）

- 1 保険契約者は、この特約の保険期間満了前で、かつ被保険者の年齢が満85歳以前であれば、被保険者選択を受けることなく、この特約を会社の定める他の個人保険契約に変換（主約款の規定によるその主契約の増額を含みます。）することができます。ただし、特別条件付保険特約が適用されている場合で、特別保険料払込期間中、保険金削減期間中または特別条件が年増法による場合は、この取扱をしません。また、変換後の保険金額は、この特約の保険金額以下とします。
- 2 保険契約者が本条の変換を請求するときは、請求書類（別表2）を会社に提出してください。

第19条（受取人の変更）

この特約の保険金の受取人を第2条（特約保険金の支払）第1項に定める受取人以外の者に変更することはできません。

第20条（契約内容の登録）

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 特約死亡保険金の金額
 - (3) 契約日（復活、復旧または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧または特約の中途付加の日とします。以下第2項において同じとします。）
 - (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。ただし、主契約の保険金額の増額が行なわれた場合には、主契約の保険金額の増額日から5年間（主契約の保険金額の増額日において被保険者が満15歳未満の場合は、主契約の保険金額の増額日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）を登録の期間とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会ができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行なわれ

た場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。)から5年(契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間)以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第1条(特約の締結および責任開始期)の規定により特約の中途付加が行なわれた場合は、主契約または災害死亡保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款および災害死亡保険金のある特約の規定にかかわらず、特約の中途付加の日から5年間(特約の中途付加の日において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の中途付加の日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間)を登録の期間とします。
- 10 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第21条(主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第22条(変額保険(終身型)または変額保険(有期型)に付加する場合の特則)

この特約を変額保険(終身型)または変額保険(有期型)に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) この特約については、特別勘定による運用はしません。
- (2) 第10条(特約保険金額の減額)の規定中「主契約の保険金額」とあるのは、「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
- (3) 第13条(特約の消滅)の規定中「払済保険または延長保険」とあるのは、「定額払済終身保険、定額払済保険、定額延長定期保険または自動延長定期保険」と読み替えます。

第23条(連生終身保険(自由設計型)に付加する場合の特則)

この特約を連生終身保険(自由設計型)に付加する場合には、主契約の第一被保険者、第二被保険者の別にこの特約を締結するものとし、本条の規定を適用します。

- (1) この特約の被保険者はつぎのとおりとします。
 - (ア) 主契約の第一被保険者について締結した場合………主契約の第一被保険者
 - (イ) 主契約の第二被保険者について締結した場合………主契約の第二被保険者
- (2) 第2条(特約保険金の支払)中、受取人をつぎのように読み替えます。
 - (ア) 特約死亡保険金の受取人………この特約の被保険者にかかる主契約の死亡保険金受取人
 - (イ) 特約高度障害保険金の受取人………この特約の被保険者にかかる主契約の高度障害保険金受取人
- (3) 第13条(特約の消滅)の規定のほかに、この特約の被保険者が死亡し、または高度障害状態(別表1)に該当し、高度障害保険金が支払われたときも、この特約は消滅するものとします。

第24条（生存給付金付連生収入保障保険に付加する場合の特則）

この特約を生存給付金付連生収入保障保険に付加する場合には、主契約の第一被保険者、第二被保険者の別にこの特約を締結するものとし、本条の規定を適用します。

- (1) この特約の被保険者はつぎのとおりとします。
 - (ア) 主契約の第一被保険者について締結した場合………主契約の第一被保険者
 - (イ) 主契約の第二被保険者について締結した場合………主契約の第二被保険者
- (2) 第2条（特約保険金の支払）中、受取人をつぎのように読み替えます。
 - (ア) 特約死亡保険金の受取人………この特約の被保険者にかかる主契約の遺族年金受取人
 - (イ) 特約高度障害保険金の受取人………この特約の被保険者にかかる主契約の高度障害年金受取人
- (3) 第13条（特約の消滅）の規定のほかに、この特約の被保険者が死亡し、または高度障害状態（別表1）に該当し、高度障害年金が支払われたときも、この特約は消滅するものとします。

第25条（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合の特則）

この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) この特約の保険期間は、第4条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）の規定にかかわらず、主契約の年金支払開始日の前日を限度とします。
- (2) 第2条（特約保険金の支払）第1項中「主契約の死亡保険金または遺族年金が支払われるとき」とあるのは「主契約の死亡給付金が支払われるとき」と、「主契約の死亡保険金または遺族年金の受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と、「主契約の高度障害保険金または高度障害年金が支払われるとき」とあるのは「主契約の保険料の払込が免除される事由となった高度障害状態に該当したとき」と、また、「主契約の高度障害保険金または高度障害年金の受取人」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者であるときは、保険契約者）」と読み替えます。
- (3) 第2条第2項中「主契約の死亡保険金受取人または遺族年金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と、また「主契約の死亡保険金または遺族年金」とあるのは「主契約の死亡給付金」と読み替えます。
- (4) 第2条第5項中「主約款の死亡保険金および高度障害保険金、または遺族年金および高度障害年金」とあるのは「主約款の死亡給付金」と読み替えます。
- (5) 第9条（解約返戻金）第2項中「主約款の保険金または年金」とあるのは「主約款の年金または死亡給付金」と読み替えます。
- (6) 第10条（特約保険金額の減額）第2項中「主契約の保険金額または年金額」とあるのは「主契約の基本年金額」と読み替えます。
- (7) 主契約の年金支払開始日を繰り下げたときでも、この特約の保険期間は変更しません。
- (8) 第13条（特約の消滅）第1項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済年金保険」と、また、「主契約の保険金または年金」とあるのは「主契約の死亡給付金」と読み替えます。
- (9) 第13条（特約の消滅）の規定のほかに、主契約の被保険者が高度障害状態（別表1）に該当し、特約高度障害保険金が支払われたときも、この特約は消滅するものとします。
- (10) 特約死亡保険金を支払う前に特約高度障害保険金の支払請求を受け、特約高度障害保険金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金を支払いません。
- (11) 特約死亡保険金を支払った場合には、その支払後に特約高度障害保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。

第26条（主契約について自動振替貸付または契約者貸付の規定を適用する場合の特則）

この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付または契約者貸付の規定が適用されるときは、主約款の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 自動振替貸付については、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。
- (2) 契約者貸付については、この特約の解約返戻金の7割の範囲内で貸付を受けることができます。ただし、この特約の残余保険期間が会社所定の年数に満たない場合は、本条の規定は適用しません。また、変額保険（有期型）および変額保険（終身型）を除きます。

第27条（医療保険(01)または新終身医療保険(01)に付加する場合の特則）

1 この特約を医療保険(01)または新終身医療保険(01)に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第2条（特約保険金の支払）第1項中「主契約の高度障害保険金または高度障害年金が支払われるとき」とあるのは「主契約の保険料の払込が免除されるとき」と、また、「主契約の高度障害保険金または高度障害年金の受取人」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者であるときは、保険契約者。ただし、保険契約者から申し出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、被保険者。）」と読み替えます。
 - (2) 第2条第5項中「主約款の死亡保険金および高度障害保険金、または遺族年金および高度障害年金」とあるのは「主約款の死亡保険金」と読み替えます。
 - (3) 第3条（特約保険料の払込の免除）第1項中「主契約の保険料の払込が免除された場合」とあるのは「主契約の保険料の払込が免除された場合（ただし、主契約の保険料の払込の免除事由が、主契約の被保険者が高度障害状態（別表1）に該当したときであった場合を除きます。）」と読み替えます。
 - (4) 第3条第2項中「主約款の保険料の払込の免除」とあるのは「主約款の保険料の払込の免除（ただし、主契約の被保険者が高度障害状態（別表1）に該当したことによる保険料の払込の免除を除きます。）」と読み替えます。
 - (5) 第13条（特約の消滅）の規定のほかに、主契約の被保険者が高度障害状態（別表1）に該当し、特約高度障害保険金が支払われたときも、この特約は消滅するものとします。
 - (6) 特約死亡保険金を支払う前に特約高度障害保険金の支払請求を受け、特約高度障害保険金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金を支払いません。
 - (7) 特約死亡保険金を支払った場合には、その支払後に特約高度障害保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 2 医療保険(01)に高度障害保険金支払特則が付加されている場合は、本特則は適用しません。
- 3 この特約を付加した保険契約に新無事故割引特約が付加された場合、この特約に対しては新無事故割引特約は適用されません。

第28条（新終身医療保険に付加する場合の特則）

この特約を新終身医療保険に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第2条（特約保険金の支払）第1項中、特約高度障害保険金の支払事由、支払額、受取人および免責事由をつぎのように読み替えます。

保険金の種類	支払事由	支払額	受取人	免責事由
特約高度障害保険金	<p>被保険者がこの特約の責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因としてこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表1）に該当したとき。</p> <p>この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1）に該当したときを含みます。</p>	特約の保険金額	被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者であるときは、保険契約者。ただし、保険契約者から申し出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、被保険者。）	<p>つぎのいずれかにより被保険者が高度障害状態（別表1）に該当したとき</p> <p>(1) 保険契約者の故意</p> <p>(2) 被保険者の故意</p>

- (2) 第2条第5項中「主約款の死亡保険金および高度障害保険金、または遺族年金および高度障害年金」とあるのは「主約款の死亡保険金」と読み替えます。
- (3) 第13条（特約の消滅）の規定のほかに、主契約の被保険者が高度障害状態（別表1）に該当し、特約高度障害保険金が支払われたときも、この特約は消滅するものとします。
- (4) 特約死亡保険金を支払う前に特約高度障害保険金の支払請求を受け、特約高度障害保険金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金を支払いません。
- (5) 特約死亡保険金を支払った場合には、その支払後に特約高度障害保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。

第29条（収入保障保険(02)または無解約返戻金型収入保障保険に付加する場合の特則）

この特約を収入保障保険(02)または無解約返戻金型収入保障保険に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第10条（特約保険金額の減額）第2項中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基準年金月額」と読み替えます。
- (2) 第13条（特約の消滅）の規定のほかに、被保険者が死亡し、または高度障害状態（別表1）に該当し、高度障害年金が支払われたときも、この特約は消滅するものとします。

第30条（医療保険(08)または医療保険(2014)に付加する場合の特則）

この特約を医療保険(08)または医療保険(2014)に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第2条（特約保険金の支払）第1項中「主契約の高度障害保険金または高度障害年金が支払われるとき」とあるのは「主契約の保険料の払込が免除されるとき」と、また、「主契約の高度障害保険金または高度障害年金の受取人」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者であるときは、保険契約者。ただし、保険契約者から申し出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、被保険者。）」と読み替えます。
- (2) 第2条第5項中「主約款の死亡保険金および高度障害保険金、または遺族年金および高度障害年金」とあるのは「主約款の死亡保険金」と読み替えます。
- (3) 第13条（特約の消滅）の規定のほかに、主契約の被保険者が高度障害状態（別表1）に該当し、特約高度障害保険金が支払われたときも、この特約は消滅するものとします。
- (4) 特約死亡保険金を支払う前に特約高度障害保険金の支払請求を受け、特約高度障害保険金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金を支払いません。

(5) 特約死亡保険金を支払った場合には、その支払後に特約高度障害保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。

別表1 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

(備考)

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

別表2 請求書類

請求項目	請求書類
① 特約死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（但し、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 被保険者の住民票（但し、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
② 特約高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者と高度障害保険金受取人の戸籍抄本 (4) 高度障害保険金受取人の印鑑証明書 (5) 保険証券
③ 契約内容の変更 (1) 特約保険金額の減額 (2) 特約の保険期間または保険料払込期間の変更 (3) 特約の中途付加 (4) 特約の解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 会社所定の被保険者についての告知書（会社が提出を求める場合）
④ 他の保険種類への変換	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 生命保険契約申込書

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

災害死亡特約目次

この特約の趣旨

- 第1条 (特約の締結および責任開始期)
- 第2条 (災害保険金の支払)
- 第3条 (災害保険金の削減支払)
- 第4条 (特約保険料の払込の免除)
- 第5条 (特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)
- 第6条 (特約保険料の自動振替貸付)
- 第7条 (特約の失効)
- 第8条 (特約の復活)
- 第9条 (特約の解約)
- 第10条 (解約返戻金)
- 第11条 (災害保険金額の増額)
- 第12条 (災害保険金額の減額)
- 第13条 (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)
- 第14条 (特約の復旧)
- 第15条 (特約の消滅)
- 第16条 (告知義務および告知義務違反)
- 第17条 (重大事由による解除)
- 第18条 (契約者配当)
- 第19条 (特約の自動更新)
- 第20条 (受取人の変更)
- 第21条 (契約内容の登録)
- 第22条 (管轄裁判所)
- 第23条 (主約款の規定の準用)
- 第24条 (連生終身保険に付加する場合の特則)
- 第25条 (変額保険(終身型)または変額保険(有期型)に付加する場合の特則)
- 第26条 (連生終身保険(自由設計型)に付加する場合の特則)
- 第27条 (生存給付金付連生収入保障保険に付加する場合の特則)
- 第28条 (5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合の特則)
- 第29条 (収入保障保険(02)または無解約返戻金型収入保障保険に付加する場合の特則)
- 第30条 (医療保険(01)に付加する場合の特則)
- 第31条 (医療保険(08)または医療保険(2014)に付加する場合の特則)

災害死亡特約

この特約の趣旨

この特約は、被保険者が不慮の事故または感染症により死亡し、または高度障害状態になった場合に給付を行なうことを目的とするものです。

第1条（特約の締結および責任開始期）

- 1 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申し出によって、主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。
- 3 前2項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、被保険者の同意を得て保険契約者から申し出があった場合、会社が承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。この場合、この特約の責任開始期はつぎのとおりとし、この責任開始の日をこの特約の中途付加日とします。

保険料と承諾の時期	責任開始期
(1) 会社がこの特約の付加を承諾した後に、この特約の第1回保険料を受け取った場合	この特約の第1回保険料を受け取った時
(2) この特約の第1回保険料相当額を受け取った後に、会社がこの特約の付加を承諾した場合	この特約の第1回保険料相当額を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時

- 4 前項の場合、この特約の保険料は、中途付加日直前の主契約の年単位の契約応当日（中途付加日と年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日）における被保険者の満年齢により計算します。
- 5 前項の規定にかかわらず、この特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）については、会社の定めた方法で計算した金額を払い込むことを要します。
- 6 第3項の規定によってこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第2条（災害保険金の支払）

- 1 この特約において支払う保険金はつぎのとおりです。

保険金の種類	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
災害死亡保険金	<p>つぎのいずれかを直接の原因として、被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき</p> <p>(1) 責任開始期（復活が行なわれた場合には最後の復活の際の責任開始期、復旧もしくは災害保険金額の増額が行なわれた場合の特約の増額分については、最後の復旧または増額の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発生した不慮の事故（別表2）（ただし、不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内の死亡に限ります。）</p> <p>(2) 責任開始期以後に発病した別表4に定める感染症（以下「感染症」といいます。）</p>	災害保険金額	主契約の死亡保険金または遺族年金の受取人	<p>つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>(2) 災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失</p> <p>(3) 被保険者の犯罪行為</p> <p>(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故（ただし、災害高度障害保険金の場合は(2)を除く。）</p>
災害高度障害保険金	<p>つぎのいずれかを直接の原因として、被保険者がこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表1）に該当したとき</p> <p>(1) 責任開始期以後に発生した不慮の事故（ただし、不慮の事故が発生した日から、その日を含めて180日以内に高度障害状態に該当した場合に限ります。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。）</p> <p>(2) 責任開始期以後に発病した感染症</p>	災害保険金額	主契約の高度障害保険金または高度障害年金の受取人	

- 2 主契約の死亡保険金受取人または遺族年金受取人が2人以上いる場合の災害死亡保険金の受取割合は、主契約の死亡保険金または遺族年金の受取割合と同じとします。
- 3 この特約が更新されない場合で、被保険者がこの特約の保険期間満了日において高度障害状態（別表1）に該当しているにもかかわらず、その回復の見込みがないことが明らかでないために災害高度障害保険金が支払われない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込みがないことが明らかになったとき（ただし、不慮の事故を直接の原因とする場合については、当該不慮の事故の日からその日を含めて180日以内であることを要します。）には、この特約の保険期間満了日に高度障害状態（別表1）に該当したものとみなして災害高度障害保険金を支払います。
- 4 第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、この特約の責任開始期前に生じた傷害または感染症を直接の原因として、この特約の責任開始期以後に災害死亡保険金または災害高度障害保険金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。
 - (1) この特約の締結、復活、復旧または災害保険金額の増額の際、会社が告知等により知っていたその傷害または感染症に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で災害死亡保険金または災害高度障害保険金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または感染症に関する事実を会社が正確に知ることができなかつ

た場合を除きます。

- (2) その傷害または感染症について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常の指摘を受けたことがない場合には、会社は災害死亡保険金または災害高度障害保険金を支払います。ただし、その傷害または感染症による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

5 前4項のほか、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の死亡保険金および高度障害保険金、または遺族年金および高度障害年金の支払に関する規定を準用します。

第3条（災害保険金の削減支払）

- 1 前条の規定にかかわらず、つぎのいずれかにより死亡し、または高度障害状態（別表1）に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、災害死亡保険金もしくは災害高度障害保険金を削減して支払うか、またはこれらの保険金を支払わないことがあります。
 - (1) 地震、噴火または津波によるとき
 - (2) 戦争その他の変乱によるとき
- 2 前項の規定により災害死亡保険金を支払わない場合には、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。

第4条（特約保険料の払込の免除）

- 1 主約款の規定により、主契約の保険料の払込が免除された場合には、会社は、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
- 2 前項のほか、この特約の保険料の払込の免除については、主約款の保険料の払込の免除に関する規定を準用します。
- 3 本条の規定は、保険料払込方法が一時払の場合には適用しません。

第5条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

- 1 この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内とします。
- 2 この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- 3 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。
- 4 この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合にはつぎに定めるところによります。
 - (1) 主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、会社の承諾を得て、主契約の保険料払込期間の満了する時までに一括して前納することを要します。
 - (2) 前号に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間満了日の翌日に解約されたものとします。

第6条（特約保険料の自動振替貸付）

主契約において、保険料の自動振替貸付の規定が適用されるときは、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の保険料の自動振替貸付の規定を適用します。

第7条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第8条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求が

あったものとします。

- 2 会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾したときは、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活を取り扱います。

第9条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。この場合、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
- 2 前項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第10条（解約返戻金）

- 1 この特約の保険料払込期間と保険期間とが同一の場合、この特約の解約返戻金はありません。
- 2 この特約の保険料払込期間と保険期間とが異なる場合、この特約の解約返戻金は、保険料払込期間中の場合には、この特約の保険料を払い込んだ年月数および経過年月数により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算します。
- 3 本条の解約返戻金の支払時期および支払場所については、主約款の保険金または年金の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

第11条（災害保険金額の増額）

- 1 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、災害保険金額を増額することができます。
- 2 保険契約者が本条の増額を請求するときは、請求書類（別表3）を会社に提出してください。
- 3 会社が本条の増額を承諾した場合には、会社は増額後の保険料を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から増額に対する特約上の責任を負います。
- 4 本条の増額が行なわれたときは、将来の保険料を改めます。
- 5 本条の増額を行なったときは、保険証券に表示します。
- 6 つぎの場合には、会社は、本条の増額を取り扱いません。
 - (1) 増額後の災害保険金額が会社所定の限度をこえる場合
 - (2) この特約の保険料の払込の免除事由が発生している場合
 - (3) 契約日または最後の復活日、復旧日もしくは増額日からその日を含めて2年未満の場合

第12条（災害保険金額の減額）

- 1 保険契約者は、この特約の災害保険金額を減額することができます。ただし、会社は、減額後の災害保険金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 主契約の保険金額、基準保険金額または年金額が減額された場合（主契約につきの各号の特約が付加されている場合には、それらの特約が消滅したときまたはそれらの特約の特約保険金額、特約基準保険金額もしくは特約年金月額が減額された場合を含みます。）に、この特約の災害保険金額が会社所定の限度をこえるときは、その限度まで減額します。
 - (1) 定期保険特約
 - (2) 遷増定期保険特約
 - (3) 養老保険特約
 - (4) 収入保障特約
 - (5) 遷増遷減設計定期保険特約
 - (6) 終身保険特約
- 3 災害保険金額の減額分は、解約されたものとして取り扱います。
- 4 本条の減額をしたときは、保険証券に表示します。

第13条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

- 1 保険契約者は会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更することができます。

できます。保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表3）を会社に提出してください。会社が本条の変更を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。本条の変更は、会社が承諾した時から効力を生じます。ただし、変更後の保険期間または保険料払込期間が会社の定める範囲外となる場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。

- 2 主契約の保険期間が短縮され、この特約の保険期間が、主契約の保険期間をこえるときは、この特約の保険期間も同時に主契約の保険期間まで短縮されるものとします。この場合、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
- 3 本条の規定によって、保険期間または保険料払込期間の変更を行なった場合には、保険証券に表示します。

第14条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があつたものとします。
- 2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧の規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。
- 3 この特約を減額した場合の復旧は取り扱いません。

第15条（特約の消滅）

- 1 つぎのいずれかに該当したとき、この特約は消滅します。
 - (1) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
この場合、この特約の解約返戻金があるときは、これを主契約の解約返戻金に加えて主約款の規定を適用します。
 - (2) 主契約が消滅したとき
この場合、主契約の保険金または年金が支払われるときを除いて、この特約の解約返戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。（主約款の規定により主契約の責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。）
- 2 前項第1号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。

第16条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活、復旧または災害保険金額の増額に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第17条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（災害死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人がこの特約の保険金（災害高度障害保険金、保険料の払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があつた場合
 - (3) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

- (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (イ) 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) 他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- (5) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- (6) 会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする前5号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 災害死亡保険金もしくは災害高度障害保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(ア)から(オ)までに該当した者が保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除をしません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- 3 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- 4 この特約を解除した場合は、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

第18条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第19条（特約の自動更新）

- 1 この特約の保険期間が満了し、つきの各号のすべてに該当する場合、この特約は自動的に更新され継続されるものとします。
- (1) 保険契約者から保険期間満了の日の2週間前までに会社に、この特約を継続しない旨の通知がないとき
- (2) 保険期間満了の日の翌日に、保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているとき
- 2 前項の規定にかかわらず、つきの各号のいずれかに該当する場合には、更新はできません。
- (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が80歳をこえるとき
- (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
- (3) この特約の保険期間が歳満了で定められているとき
- (4) 更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- 3 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号または第2号の規定に該当する場合には、この特約は、会社の定める短期の保険期間に変更して更新します。

- 4 更新されたこの特約の保険料は、更新時の被保険者の年齢によって計算します。
- 5 更新されたこの特約の第1回保険料は、更新の日（契約応当日）の属する月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料払込の猶予期間の規定を準用します。
- 6 猶予期間中に前項の保険料が払い込まれないときは、この特約は、更新の日にさかのぼって消滅します。
- 7 更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
- 8 更新後のこの特約の災害保険金額は、更新前のこの特約の災害保険金額と同額とします。ただし、更新時において、会社が定める範囲内で災害保険金額を変更することができます。この場合、保険契約者は更新日の3か月前までに請求してください。
- 9 第2項第4号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第2項第1号から第3号までの規定に該当しない場合は、保険契約者から別段の申し出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める同種類の他の特約を更新時に付加します。
- 10 本条の規定によりこの特約が更新されたときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続した保険期間とみなします。
- 11 この特約が更新されたときは、会社は、保険証券を発行します。

第20条（受取人の変更）

この特約の保険金の受取人を第2条（災害保険金の支払）第1項に定める受取人以外の者に変更することはできません。

第21条（契約内容の登録）

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 災害死亡保険金の金額
 - (3) 契約日（復活、復旧または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧または特約の中途付加の日とします。以下第2項において同じとします。）
 - (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。ただし、主契約の保険金額の増額が行なわれた場合には、主契約の保険金額の増額日から5年間（主契約の保険金額の増額日において被保険者が満15歳未満の場合は、主契約の保険金額の増額日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）を登録の期間とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会ができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項に

おいて同じ。) から5年(契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間)以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第22条 (管轄裁判所)

この特約における災害保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条 (主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第24条 (連生終身保険に付加する場合の特則)

- 1 この特約を連生終身保険に付加する場合には、主契約の第一被保険者、第二被保険者の別にこの特約を締結するものとし、本条の規定を適用します。
 - (1) この特約の被保険者はつぎのとおりとします。
 - (ア) 主契約の第一被保険者について締結した場合………主契約の第一被保険者
 - (イ) 主契約の第二被保険者について締結した場合………主契約の第二被保険者
 - (2) 第2条(災害保険金の支払)中、受取人をつぎのように読み替えます。
 - (ア) 災害死亡保険金の受取人………この特約の被保険者にかかる主契約の死亡保険金受取人
 - (イ) 災害高度障害保険金の受取人………この特約の被保険者にかかる主契約の高度障害保険金受取人
 - (3) 第15条(特約の消滅)の規定のほかに、この特約の被保険者が、つぎのいずれかの事由に該当したときも、この特約は消滅したものとします。
 - (ア) この特約の被保険者が死亡し、主契約の死亡保険金の支払事由が生じたとき
 - (イ) この特約の被保険者が高度障害状態(別表1)に該当し、主契約の高度障害保険金が支払われたとき
- 2 主契約の他方の被保険者が死亡し、または高度障害状態(別表1)に該当し高度障害保険金が支払われたとき、死亡日または高度障害保険金の支払事由に該当した時からその日を含めて90日を経過した日の翌日に、主契約の生存被保険者であるこの特約の被保険者が主約款に規定する高度障害状態に該当することなく生存していた場合、主契約の生存被保険者に対する解約返戻金があれば、これを保険契約者に払い戻します。

第25条 (変額保険(終身型)または変額保険(有期型)に付加する場合の特則)

この特約を変額保険(終身型)または変額保険(有期型)に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) この特約については、特別勘定による運用はしません。
- (2) 第12条(災害保険金額の減額)の規定中「主契約の保険金額」とあるのは、「主契約の基

本保険金額」と読み替えます。

- (3) 第15条（特約の消滅）の規定中「払済保険または延長保険」とあるのは、「定額払済終身保険、定額払済保険、定額延長定期保険または自動延長定期保険」と読み替えます。

第26条（連生終身保険（自由設計型）に付加する場合の特則）

この特約を連生終身保険（自由設計型）に付加する場合には、主契約の第一被保険者、第二被保険者の別にこの特約を締結するものとし、本条の規定を適用します。

- (1) この特約の被保険者はつぎのとおりとします。
 - (ア) 主契約の第一被保険者について締結した場合………主契約の第一被保険者
 - (イ) 主契約の第二被保険者について締結した場合………主契約の第二被保険者
- (2) 第2条（災害保険金の支払）中、受取人をつぎのように読み替えます。
 - (ア) 災害死亡保険金の受取人………この特約の被保険者にかかる主契約の死亡保険金受取人
 - (イ) 災害高度障害保険金の受取人………この特約の被保険者にかかる主契約の高度障害保険金受取人
- (3) 第15条（特約の消滅）の規定のほかに、この特約の被保険者が死亡し、または高度障害状態（別表1）に該当し、高度障害保険金が支払われたときも、この特約は消滅するものとします。

第27条（生存給付金付連生収入保障保険に付加する場合の特則）

この特約を生存給付金付連生収入保障保険に付加する場合には、主契約の第一被保険者、第二被保険者の別にこの特約を締結するものとし、本条の規定を適用します。

- (1) この特約の被保険者はつぎのとおりとします。
 - (ア) 主契約の第一被保険者について締結した場合………主契約の第一被保険者
 - (イ) 主契約の第二被保険者について締結した場合………主契約の第二被保険者
- (2) 第2条（災害保険金の支払）中、受取人をつぎのように読み替えます。
 - (ア) 災害死亡保険金の受取人………この特約の被保険者にかかる主契約の遺族年金受取人
 - (イ) 災害高度障害保険金の受取人………この特約の被保険者にかかる主契約の高度障害年金受取人
- (3) 第15条（特約の消滅）の規定のほかに、この特約の被保険者が死亡し、または高度障害状態（別表1）に該当し、高度障害年金が支払われたときも、この特約は消滅するものとします。

第28条（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合の特則）

この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) この特約の保険期間は、第5条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）の規定にかかわらず、主契約の年金支払開始日の前日を限度とします。
- (2) 第2条（災害保険金の支払）第1項中「主契約の死亡保険金または遺族年金の受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と、「主契約の高度障害保険金または高度障害年金の受取人」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者であるときは、保険契約者）」と読み替えます。
- (3) 第2条第2項中「主契約の死亡保険金受取人または遺族年金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と、また「主契約の死亡保険金または遺族年金」とあるのは「主契約の死亡給付金」と読み替えます。
- (4) 第2条第5項中「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の死亡保険金および高度障害保険金、または遺族年金および高度障害年金」とあるのは「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の死亡給付金」と読み替えます。

- (5) 第10条（解約返戻金）第3項中「主約款の保険金または年金」とあるのは「主約款の年金または死亡給付金」と読み替えます。
- (6) 第12条（災害保険金額の減額）第2項中「主契約の保険金額、基準保険金額または年金額」とあるのは「主契約の基本年金額」と読み替えます。
- (7) 主契約の年金支払開始日を繰り下げるときでも、この特約の保険期間は変更しません。
- (8) 第15条（特約の消滅）第1項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済年金保険」と、また、「主契約の保険金または年金」とあるのは「主契約の死亡給付金」と読み替えます。
- (9) 第15条（特約の消滅）の規定のほかに、主契約の被保険者が高度障害状態（別表1）に該当し、災害高度障害保険金が支払われたときも、この特約は消滅するものとします。
- (10) 災害死亡保険金を支払う前に災害高度障害保険金の支払請求を受け、災害高度障害保険金が支払われるときは、会社は、災害死亡保険金を支払いません。
- (11) 災害死亡保険金を支払った場合には、その支払後に災害高度障害保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。

第29条（収入保障保険(02)または無解約返戻金型収入保障保険に付加する場合の特則）

この特約を収入保障保険(02)または無解約返戻金型収入保障保険に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第12条（災害保険金額の減額）第2項中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基準年金月額」と読み替えます。
- (2) 第15条（特約の消滅）の規定のほかに、被保険者が死亡し、または高度障害状態（別表1）に該当し、高度障害年金が支払われたときも、この特約は消滅するものとします。

第30条（医療保険(01)に付加する場合の特則）

- 1 この特約を医療保険(01)に付加する場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第2条（災害保険金の支払）第1項中「主契約の高度障害保険金または高度障害年金の受取人」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者であるときは、保険契約者。ただし、保険契約者から申し出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、被保険者）」と読み替えます。
 - (2) 第2条第5項中「死亡保険金および高度障害保険金、または遺族年金および高度障害年金」とあるのは「死亡保険金」と読み替えます。
 - (3) 第4条（特約保険料の払込の免除）第1項中「主契約の保険料の払込が免除された場合」とあるのは「主契約の保険料の払込が免除された場合（ただし、主契約の保険料の払込の免除事由が、主契約の被保険者が高度障害状態（別表1）に該当したときであった場合を除きます。）」と読み替えます。
 - (4) 第4条第2項中「主約款の保険料の払込の免除」とあるのは「主約款の保険料の払込の免除（ただし、主契約の被保険者が高度障害状態（別表1）に該当したことによる保険料の払込の免除を除きます。）」と読み替えます。
 - (5) 第15条（特約の消滅）の規定のほかに、主契約の被保険者が高度障害状態（別表1）に該当し、災害高度障害保険金が支払われたときも、この特約は消滅するものとします。
 - (6) 災害死亡保険金を支払う前に災害高度障害保険金の支払請求を受け、災害高度障害保険金が支払われるときは、会社は、災害死亡保険金を支払いません。
 - (7) 災害死亡保険金を支払った場合には、その支払後に災害高度障害保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 2 医療保険(01)に高度障害保険金支払特則が付加されている場合は、本特則は適用しません。

第31条 (医療保険(08)または医療保険(2014)に付加する場合の特則)

この特約を医療保険(08)または医療保険(2014)に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第2条(災害保険金の支払) 第1項中「主契約の高度障害保険金または高度障害年金の受取人」とあるのは「被保険者(保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人(死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。)が保険契約者であるときは、保険契約者。ただし、保険契約者から申し出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、被保険者)」と読み替えます。
- (2) 第2条第5項中「死亡保険金および高度障害保険金、または遺族年金および高度障害年金」とあるのは「死亡保険金」と読み替えます。
- (3) 第15条(特約の消滅)の規定のほかに、主契約の被保険者が高度障害状態(別表1)に該当し、災害高度障害保険金が支払われたときも、この特約は消滅するものとします。
- (4) 災害死亡保険金を支払う前に災害高度障害保険金の支払請求を受け、災害高度障害保険金が支払われるときは、会社は、災害死亡保険金を支払いません。
- (5) 災害死亡保険金を支払った場合には、その支払後に災害高度障害保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。

別表1 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

(備考)**1. 眼の障害（視力障害）**

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (身体の内部的原因によるものは該当しません。)

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
つぎのような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息 	つぎのような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 <ul style="list-style-type: none"> ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したままその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	つぎの症状の原因となった事故 <ul style="list-style-type: none"> a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表3 請求書類

請求項目	請求書類
① 災害死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類（交通事故証明書など） (3) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（但し、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書） (4) 被保険者の住民票（但し、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 死亡保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券
② 災害高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類（交通事故証明書など） (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（但し、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 高度障害保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券
③ 契約内容の変更 （1）災害保険金額の増減額 （2）特約の中途付加 （3）特約の解約 （4）特約の保険期間または保険料払込期間の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 会社所定の被保険者についての告知書（会社が提出を求めた場合）

（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

別表4 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎〈ポリオ〉	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ〈Crimean - Congo〉出血熱	A98.0
マールブルグ〈Marburg〉ウィルス病	A98.3
エボラ〈Ebola〉ウィルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS] (ただし、病原体がコロナウィルス属SARSコロナウィルスであるものに限ります。)	U04

養老保険特約目次

この特約の趣旨

- 第1条 (特約の締結および責任開始期)
- 第2条 (特約保険金の支払)
- 第3条 (特約保険料の払込の免除)
- 第4条 (特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)
- 第5条 (特約保険料の自動振替貸付)
- 第6条 (特約の失効)
- 第7条 (特約の復活)
- 第8条 (特約の解約)
- 第9条 (解約返戻金)
- 第10条 (特約保険金額の減額)
- 第11条 (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)
- 第12条 (特約の復旧)
- 第13条 (特約の消滅)
- 第14条 (告知義務および告知義務違反)
- 第15条 (重大事由による解除)
- 第16条 (契約者配当)
- 第17条 (特約の自動更新)
- 第18条 (受取人の変更)
- 第19条 (契約内容の登録)
- 第20条 (主約款の規定の準用)
- 第21条 (変額保険(終身型)または変額保険(有定期)に付加する場合の特則)
- 第22条 (連生終身保険(自由設計型)に付加する場合の特則)
- 第23条 (生存給付金付連生収入保障保険に付加する場合の特則)
- 第24条 (がん保険またはがん保険(01)に付加する場合の特則)
- 第25条 (医療保険(01)または新終身医療保険(01)に付加する場合の特則)
- 第26条 (がん保険(01)に付加する場合の特則)
- 第27条 (新終身医療保険に付加する場合の特則)
- 第28条 (収入保障保険(02)または無解約返戻金型収入保障保険に付加する場合の特則)
- 第29条 (医療保険(08)または医療保険(2014)に付加する場合の特則)

養老保険特約

この特約の趣旨

この特約は、被保険者の万一の場合のご家族の保障と財産の形成を同時に図ることを目的とするものです。

第1条（特約の締結および責任開始期）

- 1 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申し出によって、主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。
- 3 前2項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、被保険者の同意を得て保険契約者から申し出があった場合、会社が承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。この場合、この特約の責任開始期はつぎのとおりとし、この責任開始の日をこの特約の中途付加日とします。

保険料と承諾の時期	責任開始期
(1) 会社がこの特約の付加を承諾した後に、この特約の第1回保険料を受け取った場合	この特約の第1回保険料を受け取った時
(2) この特約の第1回保険料相当額を受け取った後に、会社がこの特約の付加を承諾した場合	この特約の第1回保険料相当額を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時

- 4 前項の場合、この特約の保険料は、中途付加日直前の主契約の年単位の契約応当日（中途付加日と年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日）における被保険者の満年齢により計算します。
- 5 前項の規定にかかわらず、この特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）については、会社の定めた方法で計算した金額を払い込むことを要します。
- 6 第3項の規定によってこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第2条（特約保険金の支払）

- 1 この特約において支払う保険金はつぎのとおりです。

保険金の種類	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
特約死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡し、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により主契約の死亡保険金または遺族年金が支払われるとき	特約の保険金額	主契約の死亡保険金または遺族年金の受取人	この特約の責任開始期（復活が行なわれた場合には最後の復活の際の責任開始期、復旧が行なわれた場合の特約保険金額の増額分については最後の復旧の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日から起算して3年以内の自殺により被保険者が死亡したとき

保険金の種類	支払事由	支払額	受取人	免責事由
特約高度障害保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表1）に該当し、主約款の規定により主契約の高度障害保険金または高度障害年金が支払われるとき	特約の保険金額	主契約の高度障害保険金または高度障害年金の受取人	—
特約満期保険金	被保険者がこの特約の保険期間の満了時まで生存していたとき	特約の保険金額	特約満期保険金受取人	—

- 2 主契約が養老保険契約の場合には、第1項の規定にかかわらず、主契約の満期保険金受取人をこの特約の特約満期保険金受取人とします。
- 3 主契約の死亡保険金受取人、遺族年金受取人または満期保険金受取人が2人以上いる場合の特約保険金の受取割合は、主契約の死亡保険金、遺族年金または満期保険金の受取割合と同じとします。
- 4 この特約が更新されない場合で、被保険者がこの特約の保険期間満了日において高度障害状態（別表1）に該当しているにもかかわらず、その回復の見込みがないことが明らかでないために特約高度障害保険金が支払われない場合でも、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込みがないことが明らかになったときには、この特約の保険期間満了日に高度障害状態（別表1）に該当したものとみなして特約高度障害保険金を支払います。ただし、すでに特約満期保険金が支払われている場合は、会社は、特約高度障害保険金を支払いません。
- 5 第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、この特約の責任開始期前に生じた傷害または疾病を直接の原因として、この特約の責任開始期以後に特約高度障害保険金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。
- (1) この特約の締結、復活または復旧の際、会社が告知等により知っていたその傷害または疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で特約高度障害保険金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかつた場合を除きます。
- (2) その傷害または疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常の指摘を受けたことがない場合には、会社は特約高度障害保険金を支払います。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- 6 前5項のほか、主約款の死亡保険金および高度障害保険金、または遺族年金および高度障害年金の支払に関する規定を準用します。

第3条（特約保険料の払込の免除）

- 1 主約款の規定により、主契約の保険料の払込が免除された場合には、会社は、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- 2 前項のほか、この特約の保険料の払込の免除については、主約款の保険料の払込の免除に関する規定を準用します。
- 3 本条の規定は、保険料払込方法が一時払の場合には適用しません。

第4条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

- 1 この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内とします。
- 2 この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- 3 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。
- 4 この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、つぎに定めるところによります。
 - (1) 主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、会社の承諾を得て、主契約の保険料払込期間の満了する時までに一括して前納することを要します。
 - (2) 前号に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間満了日の翌日に解約されたものとします。

第5条（特約保険料の自動振替貸付）

主契約において、保険料の自動振替貸付の規定が適用されるときは、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の保険料の自動振替貸付の規定を適用します。

第6条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第7条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾したときは、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活を取り扱います。

第8条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。この場合、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
- 2 前項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第9条（解約返戻金）

- 1 この特約の解約返戻金は、保険料払込期間中の場合には、この特約の保険料を払い込んだ年月数および経過年月数により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算します。
- 2 本条の解約返戻金の支払時期および支払場所については、主約款の保険金または年金の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

第10条（特約保険金額の減額）

- 1 保険契約者は、この特約の保険金額を減額することができます。ただし、会社は、減額後の保険金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 主契約の保険金額または年金額が減額され、この特約の保険金額と主契約の保険金額または年金額との割合が、会社所定の限度をこえるときは、その限度までこの特約の保険金額を減額します。
- 3 特約保険金額の減額分は、解約されたものとして取り扱います。

4 本条の減額をしたときは、保険証券に表示します。

第11条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

- 1 保険契約者は会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更することができます。保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表2）を会社に提出してください。会社が本条の変更を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。本条の変更は、会社が承諾した時から効力を生じます。ただし、変更後の保険期間または保険料払込期間が会社の定める範囲外となる場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。
- 2 主契約の保険期間が短縮され、この特約の保険期間が、主契約の保険期間をこえるときは、この特約の保険期間も同時に主契約の保険期間まで短縮されるものとします。この場合、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
- 3 本条の規定によって、保険期間または保険料払込期間の変更を行なった場合には、保険証券に表示します。

第12条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- 2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧の規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。
- 3 この特約を減額した場合の復旧は取り扱いません。

第13条（特約の消滅）

- 1 つぎのいずれかに該当したとき、この特約は消滅します。
 - (1) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
この場合、この特約の解約返戻金があるときは、これを主契約の解約返戻金に加えて主約款の規定を適用します。
 - (2) 主契約が消滅したとき
この場合、主契約の保険金または年金が支払われるときを除いて、この特約の解約返戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。（主約款の規定により主契約の責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。）
ただし、第2条（特約保険金の支払）第1項の免責事由に該当し、特約死亡保険金を支払わない場合には、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。
- 2 前項第1号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。

第14条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第15条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人がこの特約の保険金（高度障害保険金、保険料の払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があつた場合

- (3) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
- (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) 他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- (5) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- (6) 会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする前5号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 死亡保険金、高度障害保険金もしくは満期保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(ア)から(オ)までに該当した者が保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除をしません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- 3 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- 4 この特約を解除した場合は、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

第16条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第17条（特約の自動更新）

- 1 この特約の保険期間が満了し、つぎの各号のすべてに該当する場合、この特約は自動的に更新され継続されるものとします。
- (1) 保険契約者から保険期間満了の日の2週間前までに会社に、この特約を継続しない旨の通知がないとき
 - (2) 保険期間満了の日の翌日に、保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているとき
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、更新はできません。
- (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が90歳を超えるとき

- (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
 - (3) 更新後のこの特約の保険期間が3年に満たないとき
 - (4) この特約の保険期間が歳満了で定められているとき
 - (5) 更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
 - (6) この特約の保険料の払込が免除されているとき
- 3 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号または第2号の規定に該当する場合には、この特約は、会社の定める短期の保険期間に変更して更新します。
- 4 更新されたこの特約の保険料は、更新時の被保険者の年齢によって計算します。
- 5 更新されたこの特約の第1回保険料は、更新の日（契約応当日）の属する月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料払込の猶予期間の規定を準用します。
- 6 猶予期間中に前項の保険料が払い込まれないときは、この特約は更新の日にさかのぼって消滅します。
- 7 更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
- 8 更新後のこの特約の保険金額は、更新前のこの特約の保険金額と同額とします。
- 9 第2項第5号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第2項第1号から第4号までおよび第6号の規定に該当しない場合は、保険契約者から別段の申し出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める同種類の他の特約を更新時に付加します。
- 10 本条の規定によりこの特約が更新されたときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続した保険期間とみなします。
- 11 この特約が更新されたときは、会社は、保険証券を発行します。

第18条（受取人の変更）

- 1 特約死亡保険金および特約高度障害保険金の受取人を第2条（特約保険金の支払）第1項に定める受取人以外の者に変更することはできません。
- 2 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、特約満期保険金受取人を変更することができます。ただし、主契約が養老保険契約の場合には、主契約の満期保険金受取人以外の者に変更することはできません。
- 3 前項の通知が会社に到達した場合には、特約満期保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知をした時から効力を生じます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の特約満期保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の特約満期保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 4 特約満期保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を特約満期保険金受取人とします。
- 5 前項の規定により特約満期保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により特約満期保険金受取人となった者のうち生存している他の受取人を特約満期保険金受取人とします。
- 6 前2項により特約満期保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 7 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表2）を会社に提出してください。
- 8 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

第19条（契約内容の登録）

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）

- (2) 特約死亡保険金の金額
- (3) 契約日（復活、復旧または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧または特約の中途付加の日とします。以下第2項において同じとします。）
- (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。ただし、主契約の保険金額の増額が行なわれた場合には、主契約の保険金額の増額日から5年間（主契約の保険金額の増額日において被保険者が満15歳未満の場合は、主契約の保険金額の増額日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）を登録の期間とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第1条（特約の締結および責任開始期）の規定により特約の中途付加が行なわれた場合は、主契約または災害死亡保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款および災害死亡保険金のある特約の規定にかかわらず、特約の中途付加の日から5年間（特約の中途付加の日において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の中途付加の日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）を登録の期間とします。
- 10 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第20条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第21条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合の特則）

この特約を変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) この特約については、特別勘定による運用はしません。
- (2) 第10条（特約保険金額の減額）の規定中「主契約の保険金額」とあるのは、「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
- (3) 第13条（特約の消滅）の規定中「払済保険または延長保険」とあるのは、「定額払済終身保険、定額払済保険、定額延長定期保険または自動延長定期保険」と読み替えます。

第22条（連生終身保険（自由設計型）に付加する場合の特則）

この特約を連生終身保険（自由設計型）に付加する場合には、主契約の第一被保険者、第二被保険者の別にこの特約を締結するものとし、本条の規定を適用します。

- (1) この特約の被保険者は以下のとおりとします。
 - (ア) 主契約の第一被保険者について締結した場合………主契約の第一被保険者
 - (イ) 主契約の第二被保険者について締結した場合………主契約の第二被保険者
- (2) 第2条（特約保険金の支払）中、受取人をつぎのとおり読み替えます。
 - (ア) 特約死亡保険金の受取人………この特約の被保険者にかかる主契約の死亡保険金受取人
 - (イ) 特約高度障害保険金の受取人………この特約の被保険者にかかる主契約の高度障害保険金受取人
- (3) 第13条（特約の消滅）の規定のほかに、この特約の被保険者が死亡し、または高度障害状態（別表1）に該当し、高度障害保険金が支払われたときも、この特約は消滅するものとします。

第23条（生存給付金付連生収入保障保険に付加する場合の特則）

この特約を生存給付金付連生収入保障保険に付加する場合には、主契約の第一被保険者、第二被保険者の別にこの特約を締結するものとし、本条の規定を適用します。

- (1) この特約の被保険者は以下のとおりとします。
 - (ア) 主契約の第一被保険者について締結した場合………主契約の第一被保険者
 - (イ) 主契約の第二被保険者について締結した場合………主契約の第二被保険者
- (2) 第2条（特約保険金の支払）中、受取人をつぎのとおり読み替えます。
 - (ア) 特約死亡保険金の受取人………この特約の被保険者にかかる主契約の遺族年金受取人
 - (イ) 特約高度障害保険金の受取人………この特約の被保険者にかかる主契約の高度障害年金受取人
 - (ウ) 特約満期保険金の受取人………この特約の被保険者にかかる主契約の生存給付金受取人
- (3) 第13条（特約の消滅）の規定のほかに、この特約の被保険者が死亡し、または高度障害状態（別表1）に該当し、高度障害年金が支払われたときも、この特約は消滅するものとします。
- (4) 第18条（受取人の変更）の規定にかかわらず、特約死亡保険金、特約高度障害保険金および特約満期保険金の受取人を第2号に定める受取人以外の者に変更することはできません。

第24条（がん保険またはがん保険(01)に付加する場合の特則）

がん保険またはがん保険(01)締結の際にこの特約を付加する場合には、第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定にかかわらず、がん保険普通保険約款に規定する死亡給付金の責任開始期を、また、がん保険(01)普通保険約款に規定する保険期間の始期をこの特約の責任開始期とします。

第25条（医療保険(01)または新終身医療保険(01)に付加する場合の特則）

- 1 この特約を医療保険(01)または新終身医療保険(01)に付加する場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第2条（特約保険金の支払）第1項中「主契約の高度障害保険金または高度障害年金が支払われるとき」とあるのは「主契約の保険料の払込が免除されるとき」と、また、「主契約の

高度障害保険金または高度障害年金の受取人」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者であるときは、保険契約者。ただし、保険契約者から申し出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、被保険者。）」と読み替えます。

- (2) 第2条第6項中「主約款の死亡保険金および高度障害保険金、または遺族年金および高度障害年金」とあるのは「主約款の死亡保険金」と読み替えます。
 - (3) 第3条（特約保険料の払込の免除）第1項中「主契約の保険料の払込が免除された場合」とあるのは「主契約の保険料の払込が免除された場合（ただし、主契約の保険料の払込の免除事由が、主契約の被保険者が高度障害状態（別表1）に該当したときであった場合を除きます。）」と読み替えます。
 - (4) 第3条第2項中「主約款の保険料の払込の免除」とあるのは「主約款の保険料の払込の免除（ただし、主契約の被保険者が高度障害状態（別表1）に該当したことによる保険料の払込の免除を除きます。）」と読み替えます。
 - (5) 第13条（特約の消滅）の規定のほかに、主契約の被保険者が高度障害状態（別表1）に該当し、特約高度障害保険金が支払われたときも、この特約は消滅するものとします。
 - (6) 特約死亡保険金を支払う前に特約高度障害保険金の支払請求を受け、特約高度障害保険金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金を支払いません。
 - (7) 特約死亡保険金を支払った場合には、その支払後に特約高度障害保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 2 医療保険(01)に高度障害保険金支払特則が付加されている場合は、本特則は適用しません。
 - 3 この特約を付加した保険契約に新無事故割引特約が付加された場合、この特約に対しては新無事故割引特約は適用されません。

第26条（がん保険(01)に付加する場合の特則）

- 1 この特約をがん保険(01)に付加する場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第2条（特約保険金の支払）第1項中「主契約の高度障害保険金または高度障害年金が支払われるとき」とあるのは「主契約の保険料の払込が免除されるとき」と、また、「主契約の高度障害保険金または高度障害年金の受取人」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（がん死亡保険金または死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者であるときは、保険契約者。ただし、保険契約者から申し出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、被保険者。）」と読み替えます。
 - (2) 第2条第6項中「主約款の死亡保険金および高度障害保険金、または遺族年金および高度障害年金」とあるのは「主約款のがん死亡保険金または死亡給付金」と読み替えます。
 - (3) 第3条（特約保険料の払込の免除）第1項中「主契約の保険料の払込が免除された場合」とあるのは「主契約の保険料の払込が免除された場合（ただし、主契約の保険料の払込の免除事由が、主契約の被保険者が高度障害状態（別表1）に該当したときであった場合を除きます。）」と読み替えます。
 - (4) 第3条第2項中「主約款の保険料の払込の免除」とあるのは「主約款の保険料の払込の免除（ただし、主契約の被保険者が高度障害状態（別表1）に該当したことによる保険料の払込の免除を除きます。）」と読み替えます。
 - (5) 第13条（特約の消滅）の規定のほかに、主契約の被保険者が高度障害状態（別表1）に該当し、特約高度障害保険金が支払われたときも、この特約は消滅するものとします。
 - (6) 特約死亡保険金を支払う前に特約高度障害保険金の支払請求を受け、特約高度障害保険金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金を支払いません。
 - (7) 特約死亡保険金を支払った場合には、その支払後に特約高度障害保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 2 がん保険(01)にがん高度障害保険金支払・保険料払込免除不担保特則が付加されている場合は、本特約はがん保険(01)に付加できません。

第27条（新終身医療保険に付加する場合の特則）

この特約を新終身医療保険に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第2条（特約保険金の支払）第1項中、特約高度障害保険金の支払事由、支払額、受取人および免責事由をつぎのとおり読み替えます。

保険金の種類	支払事由	支払額	受取人	免責事由
特約高度障害保険金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因としてこの特約の保険期間中に高度障害状態（別表1）に該当したとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1）に該当したときを含みます。	特約の保険金額	被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者であるときは、保険契約者。ただし、保険契約者から申し出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、被保険者。）	つぎのいずれかにより被保険者が高度障害状態（別表1）に該当したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意

- (2) 第2条第6項中「主約款の死亡保険金および高度障害年金」とあるのは「主約款の死亡保険金」と読み替えます。
 (3) 第13条（特約の消滅）の規定のほかに、主契約の被保険者が高度障害状態（別表1）に該当し、特約高度障害保険金が支払われたときも、この特約は消滅するものとします。
 (4) 特約死亡保険金を支払う前に特約高度障害保険金の支払請求を受け、特約高度障害保険金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金を支払いません。
 (5) 特約死亡保険金を支払った場合には、その支払後に特約高度障害保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。

第28条（収入保障保険(02)または無解約返戻金型収入保障保険に付加する場合の特則）

この特約を収入保障保険(02)または無解約返戻金型収入保障保険に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第10条（特約保険金額の減額）第2項中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基準年金月額」と読み替えます。
 (2) 第13条（特約の消滅）の規定のほかに、被保険者が死亡し、または高度障害状態（別表1）に該当し、高度障害年金が支払われたときも、この特約は消滅するものとします。

第29条（医療保険(08)または医療保険(2014)に付加する場合の特則）

この特約を医療保険(08)または医療保険(2014)に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第2条（特約保険金の支払）第1項中「主契約の高度障害保険金または高度障害年金が支払われるとき」とあるのは「主契約の保険料の払込が免除されるとき」と、また、「主契約の高度障害保険金または高度障害年金の受取人」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者であるときは、保険契約者。ただし、保険契約者から申し出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、被保険者。）」と読み替えます。
 (2) 第2条第6項中「主約款の死亡保険金および高度障害保険金、または遺族年金および高度

障害年金」とあるのは「主約款の死亡保険金」と読み替えます。

- (3) 第13条（特約の消滅）の規定のほかに、主契約の被保険者が高度障害状態（別表1）に該当し、特約高度障害保険金が支払われたときも、この特約は消滅するものとします。
- (4) 特約死亡保険金を支払う前に特約高度障害保険金の支払請求を受け、特約高度障害保険金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金を支払いません。
- (5) 特約死亡保険金を支払った場合には、その支払後に特約高度障害保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。

別表1 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

(備考)

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

別表2 請求書類

請求項目	請求書類
① 特約死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（但し、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検査書） (3) 被保険者の住民票（但し、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
② 特約高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（但し、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 高度障害保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
③ 特約満期保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（但し、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (3) 満期保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 保険証券
④ 契約内容の変更 (1) 特約保険金額の減額 (2) 特約の保険期間または保険料払込期間の変更 (3) 特約の中途付加 (4) 特約の解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 会社所定の被保険者についての告知書（会社が提出を求めた場合）
⑤ 受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

特定疾病診断保険料免除特約目次

この特約の趣旨

- 第1条 (特約の締結および責任開始期)
- 第2条 (保険料の払込の免除)
- 第3条 (保険料の払込の免除の請求手続)
- 第4条 (特約の保険期間)
- 第5条 (保険料率)
- 第6条 (特約の失効)
- 第7条 (特約の復活)
- 第8条 (告知義務および告知義務違反による解除)
- 第9条 (重大事由による解除)
- 第10条 (特約の解約)
- 第11条 (特約の消滅)
- 第12条 (契約者配当)
- 第13条 (管轄裁判所)
- 第14条 (主約款の規定の準用)
- 第15条 (無解約返戻金型収入保障保険に付加する場合の特則)

特定疾病診断保険料免除特約

この特約の趣旨

この特約は、被保険者が特定の疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中）に罹患し、所定の状態になった場合に、将来に向かって次期以降の保険料の払込を免除するものです。

第1条（特約の締結および責任開始期）

- 1 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申し出によって、主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。

第2条（保険料の払込の免除）

- 1 主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が、つぎのいずれかの事由に該当したときは、会社は、将来に向かって次期以降の主契約および主契約に付加された特約（以下「主特約」といいます。）の保険料（以下「保険料」といいます。）の払込を免除します。

(1) 被保険者がこの特約の保険期間中に、責任開始期前を含めて初めて悪性新生物（別表1）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。）。ただし、責任開始期の属する日から起算して90日以内に別表1に定める女性乳房の悪性新生物または男性乳房の悪性新生物（以下「乳房の悪性新生物」といいます。）に罹患したと医師によって診断確定されたときは、保険料の払込を免除しません。

(2) 被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として保険期間中に、つぎのいずれかの状態に該当したとき

(ア) 急性心筋梗塞（別表1）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき

(イ) 脳卒中（別表1）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

- 2 前項第1号ただし書により保険料の払込が免除されないときは、被保険者は別表1の悪性新生物に罹患しなかったものとして取り扱います。この場合、その後被保険者が、保険料の払込が免除されないこととなった乳房の悪性新生物以外の悪性新生物について、前項第1号に定める保険料の払込の免除事由に該当したときは、次期以降の保険料の払込を免除します。

- 3 保険料の払込が免除された後の契約内容の変更に関する主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定は、この特約により主契約および主特約の保険料の払込が免除された場合に準用します。

- 4 第1項第2号に定める保険料の払込の免除事由にかかわらず、被保険者が、この特約の責任開始期前に生じた急性心筋梗塞（別表1）または脳卒中（別表1）を直接の原因として、この特約の責任開始期以後に第1項第2号に定める保険料の払込の免除事由に該当した場合はつぎのとおりとします。

(1) この特約の締結または復活の際、会社が告知等により知っていたその急性心筋梗塞または脳卒中に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で将来に向かって次期以降の保険料の払込を免除します。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その急性心筋梗塞または脳卒中に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

(2) その急性心筋梗塞または脳卒中について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常の指摘を受けたこと

がない場合には、会社は将来に向かって次期以降の保険料の払込を免除します。ただし、その急性心筋梗塞または脳卒中による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第3条（保険料の払込の免除の請求手続）

- 1 保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。
- 2 保険契約者は、すみやかに請求書類（別表3）を会社に提出して保険料の払込の免除を請求してください。
- 3 本条の保険料の払込の免除の請求については、主約款の保険金または年金の請求、支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

第4条（特約の保険期間）

この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

第5条（保険料率）

- 1 この特約が付加された場合、主契約および主特約には、この特約を付加した場合の保険料率を適用します。
- 2 前項の規定にかかわらず、保険料払込方法が一時払の主特約の場合、この特約を付加した場合の保険料率は適用しません。

第6条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第7条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求があった場合には、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- 2 前項のほか、この特約の復活については、主約款の復活に関する規定を準用します。

第8条（告知義務および告知義務違反による解除）

この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反による解除については、主約款の告知義務および告知義務違反による解除に関する規定を準用します。

第9条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款および主特約の重大事由による解除の規定を準用します。

第10条（特約の解約）

この特約のみの解約は取り扱いません。

第11条（特約の消滅）

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が保険金または年金の支払事由の発生により消滅したとき
- (2) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
- (3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき

第12条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第13条（管轄裁判所）

この特約における保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第14条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第15条（無解約返戻金型収入保障保険に付加する場合の特則）

この特約を無解約返戻金型収入保障保険に付加する場合には、第11条（特約の消滅）の規定のほかに、被保険者が死亡し、または高度障害状態（別表2）に該当し、高度障害年金が支払われたときも、この特約は消滅するものとします。

別表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に基づく「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年度版」に記載された分類項目中、表2の基本分類表番号に規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
1. 悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内癌、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く。）
2. 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
3. 脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる。）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類表番号

疾病名	分類項目	基本分類表番号
1. 悪性新生物	口腔および咽頭の悪性新生物	140～149
	消化器および腹膜の悪性新生物	150～159
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160～165
	骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物（170～175）のうち、 ・骨および関節軟骨の悪性新生物	170
	・結合組織およびその他軟部組織の悪性新生物	171
	・皮膚の悪性黒色腫	172
	・女性乳房の悪性新生物	174
	・男性乳房の悪性新生物	175
	泌尿生殖器の悪性新生物	179～189
	その他および部位不明の悪性新生物	190～199
2. 急性心筋梗塞	リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200～208
	虚血性心疾患（410～414）のうち、 ・急性心筋梗塞	410
3. 脳卒中	脳血管疾患（430～438）のうち、 ・くも膜下出血	430
	・脳内出血	431
	・脳動脈の狭塞	434

別表2 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

(備考)

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

別表3 請求書類

請求項目	請求書類
① 保険料払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

リビング・ニーズ特約目次

この特約の趣旨

- | | |
|--|--|
| 第1条 (特約の締結および責任開始期) | 利差配当付年金移行特約が付加された場合の特則) |
| 第2条 (特約保険金の支払) | 第33条 (医療保険(08)または医療保険(2014)に付加する場合の特則) |
| 第3条 (特約保険金の請求) | 第34条 (保険金の指定代理請求に関する特則) |
| 第4条 (特約保険金の支払の場所と時期) | |
| 第5条 (特約保険料の払込) | |
| 第6条 (特約の失効) | |
| 第7条 (特約の復活) | |
| 第8条 (特約の解約) | |
| 第9条 (特約の解約返戻金) | |
| 第10条 (特約の復旧) | |
| 第11条 (特約の消滅) | |
| 第12条 (特約の告知義務および告知義務違反による解除) | |
| 第13条 (受取人の変更) | |
| 第14条 (特約の重大事由による解除) | |
| 第15条 (契約者配当) | |
| 第16条 (管轄裁判所) | |
| 第17条 (主約款の規定準用) | |
| 第18条 (定期保険特約、遼増定期保険特約、養老保険特約、収入保障特約、遼増遼減設計定期保険特約または終身保険特約が付加された保険契約の場合の特則) | |
| 第19条 (主契約に付加されている災害入院特約(87)等の取扱い) | |
| 第20条 (特別条件付保険特約が付加された保険契約の場合の特則) | |
| 第21条 (定期保険に付加する場合の特則) | |
| 第22条 (連生終身保険(自由設計型)に付加する場合の特則) | |
| 第23条 (医療保険、医療保険(01)、女性疾病保険、新終身医療保険または新終身医療保険(01)に付加する場合の特則) | |
| 第24条 (主契約に家族医療特約、医療(01)用家族医療特約、新家族終身医療特約または医療(08)用配偶者医療特約が付加されている場合の特則) | |
| 第25条 (5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加する場合の特則) | |
| 第26条 (5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合の特則) | |
| 第27条 (変額保険に付加する場合の特則) | |
| 第28条 (遼増遼減設計定期保険、5年ごと利差配当付遼増遼減設計定期保険、遼増定期保険または初期災害保障低解約返戻金型遼増定期保険に付加する場合の特則) | |
| 第29条 (収入保障保険(02)または無解約返戻金型収入保障保険に付加する場合の特則) | |
| 第30条 (無選択型終身保険に付加する場合の特則) | |
| 第31条 (予定利率変動型一時払終身保険または予定利率変動型一時払終身保険(無選択型)に付加する場合の特則) | |
| 第32条 (主契約に年金移行特約または5年ごと | |

リビング・ニーズ特約

この特約の趣旨

この特約は、死亡保険金の全部または一部について、被保険者の余命が6か月以内と判断されるときに、保険金を支払うことを目的とするものです。

第1条（特約の締結および責任開始期）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意を得て主契約の保険契約者（以下「保険契約者」といいます。）の申し出によって、主契約に付加して締結します。
- 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、被保険者の同意を得て保険契約者から申し出があった場合、会社が承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。
- この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合で、会社がこの特約の付加を承諾した場合は、承諾の日とします。
- 第2項の規定によってこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

特約

リビング・ニーズ特約

第2条（特約保険金の支払）

- この特約において支払う保険金はつきのとおりです。

保険金の種類	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
特約保険金	被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき	主契約の死亡保険金額のうち、会社の定める保険金額の範囲内で、特約保険金の受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）から、特約保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料を差し引いた金額	被保険者	つきのいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意

- 特約保険金の請求日（第3条第1項に定める請求書類が会社に到達した日をいいます。以下同じ。）が主契約の保険期間の満了前1年以内である場合、会社は特約保険金を支払いません。
- 特約保険金の支払にあたっては、第1項および第2項の規定によるほか、つぎに定めるところによります。
 - 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、保険契約は、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとします。ただし、特約条項の解約返戻金の支払の規定にかかわらず、解約返戻金を支払いません。
 - 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、保険契約は、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の解約返戻金の支払の規定にかかわらず、解約返戻金を支払いません。
 - 会社は、主約款に定める保険金を支払ったかまたは支払うこととした場合には、特約保険金の支払事由が発生していたことによりその後に特約保険金の請求を受けても、これを支払いません。
 - 特約保険金を支払う前に、主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

- (5) 主約款に規定する貸付金があるときは、支払うべき金額から、その元利合計額を差し引きます。
- (6) 保険料の払込方法〈回数〉が半年払または年払の場合、特約保険金に対する保険料の未経過分は、特約保険金の請求日の6か月後の応当日における経過月数をもとに計算します。

第3条（特約保険金の請求）

- 1 被保険者は、特約保険金を請求（第2条（特約保険金の支払）第1項の保険金額の指定を含みます。）する場合には、請求書類（別表1）を提出してください。
- 2 本条の特約保険金の請求については、主約款の保険金または年金の支払いに関する規定を準用します。

第4条（特約保険金の支払の場所と時期）

特約保険金の支払時期および支払場所については、主約款の保険金または年金の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

第5条（特約保険料の払込）

この特約は保険料の払込みを要しません。

第6条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第7条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾したときは、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活を取り扱います。

第8条（特約の解約）

保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

第9条（特約の解約返戻金）

この特約には解約返戻金はありません。

第10条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があつたものとします。
- 2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧の規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。

第11条（特約の消滅）

つぎのいずれかに該当したとき、この特約は消滅します。

- (1) 第2条に規定する特約保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき
- (3) 主契約が延長保険に変更されたとき

第12条（特約の告知義務および告知義務違反による解除）

この特約に関する告知義務および告知義務違反による解除については、主約款の告知義務および告知義務違反による解除の規定を準用します。

第13条（受取人の変更）

特約保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

第14条（特約の重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第15条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第16条（管轄裁判所）

この特約における保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第17条（主約款の規定準用）

この特約条項に別段の定めのない事項については、主約款の規定を準用します。

第18条（定期保険特約、遅増定期保険特約、養老保険特約、収入保障特約、遅増遅減設計定期保険特約または終身保険特約が付加された保険契約の場合の特則）

定期保険特約、遅増定期保険特約、養老保険特約、収入保障特約、遅増遅減設計定期保険特約または終身保険特約（以下本条において「定期保険特約等」といいます。）が付加された保険契約の場合には、つぎに定めるところによります。ただし、付加された定期保険特約等について特約の保険期間の満了（特約条項の規定により特約が自動更新される場合を除きます。）前1年間は、本特則を適用しません。

- (1) 第2条（特約保険金の支払）第1項に定める死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に定期保険特約等の死亡保険金額（遅増定期保険特約および遅増遅減設計定期保険特約の場合はこの特約の請求日における特約保険金額、収入保障特約の場合は特約保険金の請求日の6か月後の応当日における年金現価とします。以下同じ。）を合算した額とします。
- (2) 第2条第1項に定める指定保険金額は、特約保険金の請求日における主契約および定期保険特約等の死亡保険金額の割合に応じて、主契約および定期保険特約等から指定されたものとします。
- (3) 特約保険金の支払いにあたっては、第2条第1項および第3項の規定を準用します。
- (4) 前号の場合、遅増定期保険特約および遅増遅減設計定期保険特約の死亡保険金額の一部が指定され、この特約の特約保険金が支払われた場合、第2条第3項第2号の規定は指定された死亡保険金額部分の割合に応じて、遅増定期保険特約および遅増遅減設計定期保険特約の特約基準保険金額が減額されたものとします。
- (5) 収入保障特約が付加された保険契約の場合には、特約保険金が支払われた場合の収入保障特約の特約基準年金月額は、特約保険金請求日の6か月後の応当日における収入保障特約の年金現価と指定保険金額のうち収入保障特約について指定された金額の割合と同比率で減額されたものとして、第2条第3項第2号の規定を準用します。

なお、特約保険金を支払った後に特約年金の支払事由が生じた場合で、減額後の特約基準年金月額が会社の定める金額に満たないときは、会社は、減額後の年金現価を一時に支払い、特約年金は支払いません。

第19条（主契約に付加されている災害入院特約(87)等の取扱い）

- 1 主契約に付加されているつぎの各号の特約が、各特約の被保険者の入院中に第2条第3項第1号の規定により消滅した場合、特約消滅後のその継続入院は各特約の有効中の入院とみなします。

- (1) 災害入院特約
- (2) 家族災害入院特約
- (3) 疾病入院特約
- (4) 家族疾病入院特約
- (5) 新災害入院特約
- (6) 新家族災害入院特約
- (7) 新疾病入院特約
- (8) 新家族疾病入院特約
- (9) 成人病入院特約
- (10) 家族成人病入院特約
- (11) 災害入院特約(87)
- (12) 家族災害入院特約(87)
- (13) 疾病入院特約(87)
- (14) 家族疾病入院特約(87)
- (15) 成人病入院特約(87)
- (16) 家族成人病入院特約(87)
- (17) 女性特定がん入院特約
- (18) 入院総合保障特約
- (19) 家族入院総合保障特約
- (20) 生活習慣病入院保障特約
- (21) 家族生活習慣病入院保障特約
- (22) 総合医療特約

2 主契約に付加されているつぎの各号の特約は、第2条第3項第2号の規定により保険契約が減額された場合で、主契約の保険金額（主契約に定期保険特約、遅増定期保険特約、養老保険特約、収入保障特約、遅増遅減設計定期保険特約または終身保険特約が付加されている場合には、それらの特約の保険金額、基準保険金額または年金現価を含みます。）に対する保険金額および給付金日額の割合が会社の定める限度をこえるときでも、各特約条項の減額の規定にかかわらず、各特約の保険金額および給付金日額は減額されないものとします。

- (1) 災害入院特約
- (2) 家族災害入院特約
- (3) 疾病入院特約
- (4) 家族疾病入院特約
- (5) 新災害入院特約
- (6) 新家族災害入院特約
- (7) 新疾病入院特約
- (8) 新家族疾病入院特約
- (9) 成人病入院特約
- (10) 家族成人病入院特約
- (11) 災害死亡特約
- (12) 災害入院特約(87)
- (13) 家族災害入院特約(87)
- (14) 疾病入院特約(87)
- (15) 家族疾病入院特約(87)
- (16) 成人病入院特約(87)
- (17) 家族成人病入院特約(87)
- (18) 傷害特約
- (19) 入院総合保障特約
- (20) 家族入院総合保障特約

- (21) 生活習慣病入院保障特約
- (22) 家族生活習慣病入院保障特約
- (23) 総合医療特約

第20条（特別条件付保険特約が付加された保険契約の場合の特則）

特別条件付保険特約条項の保険金の削減支払い条件が適用されている保険契約の場合で、削減期間中に特約保険金の請求があったときには、会社は、第2条（特約保険金の支払）第1項の規定にかかわらず指定保険金額から、特約保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息を差し引いた金額に特約保険金の請求日における特別条件付保険特約条項に定める所定の割合を乗じた金額から6か月間の保険料を差し引いた金額を支払います。

第21条（定期保険に付加する場合の特則）

この特約を定期保険に付加する場合には、第2条（特約保険金の支払）第2項中「保険期間の満了前1年以内」とあるのは「保険期間の満了（保険契約の自動更新の規定により更新される場合を除きます。）前1年以内」と読み替えます。

第22条（連生終身保険（自由設計型）に付加する場合の特則）

この特約を連生終身保険（自由設計型）に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) この特約は主契約の第二死亡保険金についてのみ適用し、第2条（特約保険金の支払）第1項に定める「死亡保険金額」は「第二死亡保険金額」と読み替えます。
- (2) この特約の保険金が支払われることとなった被保険者について付加された特約については、第18条（定期保険特約、遞増定期保険特約、養老保険特約、収入保障特約、遞増遞減設計定期保険特約または終身保険特約が付加された保険契約の場合の特則）および第19条（主契約に付加されている災害入院特約(87)等の取扱い）の規定を適用します。

第23条（医療保険、医療保険(01)、女性疾病保険、新終身医療保険または新終身医療保険(01)に付加する場合の特則）

- 1 この特約を医療保険、医療保険(01)、女性疾病保険、新終身医療保険または新終身医療保険(01)に付加する場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第2条（特約保険金の支払）第2項中「保険期間の満了前1年以内」とあるのは、「保険期間の満了（保険契約の自動更新の規定により更新される場合を除きます。）前1年以内」と読み替えます。
 - (2) 第2条第3項第1号の規定により主契約が消滅した場合、契約消滅後の継続入院は契約有効中の入院とみなします。
 - (3) 指定保険金額は、第2条第1項の規定にかかわらず死亡保険金額の全額とします。
- 2 第18条（定期保険特約、递増定期保険特約、養老保険特約、収入保障特約、递増递減設計定期保険特約または終身保険特約が付加された保険契約の場合の特則）および前項の規定にかかわらず、定期保険特約、養老保険特約、収入保障特約または終身保険特約（以下本条において「定期保険特約等」といいます。）が付加された保険契約の場合には、つぎに定めるところによります。ただし、付加された定期保険特約等について特約の保険期間の満了（特約条項の規定により特約が自動更新される場合を除きます。）前1年間は、本特則を適用しません。
 - (1) 第2条（特約保険金の支払）第1項の規定にかかわらず、第2条第1項の特約保険金の保険金額は定期保険特約等の死亡保険金額（収入保障特約の場合は特約保険金の請求日の6か月後の応当日における年金現価とします。以下同じ。）のうち、指定保険金額とします。この場合、指定保険金額は、特約保険金の請求日における定期保険特約等の死亡保険金額の割合に応じて、定期保険特約等から指定されたものとします。
 - (2) 定期保険特約等の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、定期保険特約等は、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとしま

す。

- (3) 第2条（特約保険金の支払）第3項第3号および第4号中「主約款に定める保険金」とあるのは「定期保険特約条項、養老保険特約条項、収入保障特約条項または終身保険特約条項に定める特約保険金または特約年金」と読み替え、特約保険金の支払いにあたっては、第2条第1項および第3項中第2号から第5号までの規定を準用します。
 - (4) 収入保障特約が付加された保険契約の場合には、特約保険金が支払われた場合の収入保障特約の特約基準年金月額は、特約保険金請求日の6か月後の応当日における収入保障特約の年金現価と指定保険金額のうち収入保障特約について指定された金額の割合と同比率で減額されたものとして、第2条第3項第2号の規定を準用します。
- なお、特約保険金を支払った後に特約年金の支払事由が生じた場合で、減額後の特約基準年金月額が会社の定める金額に満たないときは、会社は、減額後の年金現価を一時に支払い、特約年金は支払いません。

第24条（主契約に家族医療特約、医療(01)用家族医療特約、新家族終身医療特約または医療(08)用配偶者医療特約が付加されている場合の特則）

家族医療特約、医療(01)用家族医療特約、新家族終身医療特約または医療(08)用配偶者医療特約の特約の保険料払込免除の規定は、この特約の保険金が支払われたことにより主契約が消滅した場合についても適用します。

第25条（5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加する場合の特則）

- 1 この特約を特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加する場合には、主約款に定める特定疾病保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けたときには、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。
- 2 この特約を特定疾病保障定期保険に付加する場合には、第2条（特約保険金の支払）第2項中、「保険期間の満了前1年以内」とあるのは「保険期間の満了（保険契約の自動更新により更新される場合を除きます。）前1年以内」と読み替えます。

第26条（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合の特則）

この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合、定期保険特約、遞増定期保険特約、収入保障特約または遞増遞減設計定期保険特約の付加を要します。
- (2) 第2条（特約保険金の支払）第3項第3号および第4号中「主約款に定める保険金」とあるのは「定期保険特約条項、遞増定期保険特約条項、収入保障特約条項または遞増遞減設計定期保険特約条項に定める特約保険金または特約年金」と読み替えます。
- (3) 第11条（特約の消滅）に定めるほか、主契約に付加している定期保険特約、遞増定期保険特約、収入保障特約および遞増遞減設計定期保険特約がすべて消滅したときも、この特約は消滅します。
- (4) 第18条（定期保険特約、遞増定期保険特約、養老保険特約、収入保障特約、遞増遞減設計定期保険特約または終身保険特約が付加された保険契約の場合の特則）第1号中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の死亡保険金額（主契約の死亡給付金額は含みません。以下本条において同じ。）」と読み替えます。

第27条（変額保険に付加する場合の特則）

この特約を変額保険に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第2条（特約保険金の支払）中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と読み替え、この特約に基づく特約保険金の支払が行われる場合には同じ割合でこの特約の請求日における変動保険金も支払われます。ただし、変動保険金額が負の場合には、これ

を0とします。

- (2) 本特約条項中、「延長保険」とあるのは、「定額延長定期保険または自動延長定期保険」と読み替えます。

第28条（遞増遞減設計定期保険、5年ごと利差配当付遞増遞減設計定期保険、遞増定期保険または初期災害保障低解約返戻金型遞増定期保険に付加する場合の特則）

この特約を遞増遞減設計定期保険、5年ごと利差配当付遞増遞減設計定期保険、遞増定期保険または初期災害保障低解約返戻金型遞増定期保険に付加する場合にはつぎのとおりとします。

- (1) 第2条（特約保険金の支払）中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「特約保険金の請求日における主契約の死亡保険金額」と読み替えます。ただし、初期災害保障低解約返戻金型遞増定期保険に付加する場合には、主契約の契約日からその日を含めて3年以内の特約保険金の請求はできません。
- (2) 特約保険金の請求日における遞増遞減設計定期保険、5年ごと利差配当付遞増遞減設計定期保険、遞増定期保険または初期災害保障低解約返戻金型遞増定期保険の死亡保険金額の一部が指定され、特約保険金が支払われた場合、第2条第3項第2号の規定は指定された死亡保険金額部分の割合に応じて、基準保険金額が減額されたものとします。

第29条（収入保障保険(02)または無解約返戻金型収入保障保険に付加する場合の特則）

この特約を収入保障保険(02)または無解約返戻金型収入保障保険に付加する場合にはつぎのとおりとします。

- (1) 第2条（特約保険金の支払）中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「特約保険金の請求日から6か月間の主契約の最低年金現価」と読み替えます。
- (2) 第19条（主契約に付加されている災害入院特約(87)等の取扱い）中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の保険期間中の最高年金現価」と読み替えます。
- (3) 特約保険金の請求日から6か月間の主契約の最低年金現価の一部が指定され、特約保険金が支払われた場合、第2条第3項第2号の規定は指定された年金現価部分の割合に応じて収入保障保険(02)または無解約返戻金型収入保障保険の基準年金月額が減額されたものとします。
- (4) 特約保険金を支払った後に年金の支払事由が生じた場合で、減額後の基準年金月額が会社の定める金額に満たないときは、会社は、減額後の年金現価を一時に支払い、年金は支払いません。
- (5) 主契約が終身に移行されたときは、この特則は適用しません。

第30条（無選択型終身保険に付加する場合の特則）

この特約を無選択型終身保険に付加する場合には、主契約の契約日からその日を含めて2年以内の特約保険金の請求はできません。

第31条（予定利率変動型一時払終身保険または予定利率変動型一時払終身保険（無選択型）に付加する場合の特則）

- 1 この特約を予定利率変動型一時払終身保険または予定利率変動型一時払終身保険（無選択型）に付加する場合にはつぎのとおりとします。
- (1) 第2条（特約保険金の支払）中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「特約保険金の請求日における主契約の保険金額」と読み替えます。
- (2) 第2条第1項に定める指定保険金額は、会社の定めるところにより、特約保険金の請求日における主契約の基本保険金額および増加保険金額の割合に応じて、主契約の基本保険金および増加保険金から指定されたものとします。
- (3) 特約保険金の請求日において主契約の解約返戻金額が保険金額をこえる場合、この特約に基づく特約保険金額の支払が行われるときは、主契約の保険金額に対する指定保険金額の割合に応じて、この特約の請求日における主契約の解約返戻金額と保険金額の差額を加算して支払

います。

- 2 この特約を予定利率変動型一時払終身保険（無選択型）に付加する場合には、主契約の契約日からその日を含めて2年以内の特約保険金の請求はできません。

第32条（主契約に年金移行特約または5年ごと利差配当付年金移行特約が付加された場合の特則）

この特約が付加されている主契約に年金移行特約または5年ごと利差配当付年金移行特約（以下本条において「年金移行特約等」といいます。）が付加された場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 主契約の全部を年金支払に移行する場合、この特約は年金移行特約等の年金支払開始日の前日末に消滅するものとします。
- (2) 主契約の一部を年金支払に移行する場合、主契約のうち年金支払に移行しない部分について、この特約を適用します。

第33条（医療保険(08)または医療保険(2014)に付加する場合の特則）

- 1 この特約を医療保険(08)または医療保険(2014)に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第2条第2項中「保険期間の満了前1年以内」とあるのは、「保険期間の満了（保険契約の自動更新の規定により更新される場合を除きます。）前1年以内」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約保険金の支払）第3項第1号の規定により主契約が消滅した場合、契約消滅後の継続入院は契約有効中の入院とみなします。
- (3) 指定保険金額は、第2条第1項の規定にかかわらず死亡保険金額の全額とします。

- 2 第18条（定期保険特約、遞増定期保険特約、養老保険特約、収入保障特約、遞増遞減設計定期保険特約または終身保険特約が付加された保険契約の場合の特則）および前項の規定にかかわらず、定期保険特約、養老保険特約または終身保険特約（以下本条において「定期保険特約等」といいます。）が付加された保険契約の場合には、つぎに定めるところによります。ただし、付加された定期保険特約等について特約の保険期間の満了（特約条項の規定により特約が自動更新される場合を除きます。）前1年間は、本特則を適用しません。

- (1) 第2条（特約保険金の支払）第1項の規定にかかわらず、第2条第1項の特約保険金の保険金額は、定期保険特約等の死亡保険金額のうち、指定保険金額とします。この場合、指定保険金額は、特約保険金の請求日における定期保険特約等の死亡保険金額の割合に応じて、定期保険特約等から指定されたものとします。
- (2) 定期保険特約等の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、定期保険特約等は、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。
- (3) 第2条（特約保険金の支払）第3項第3号および第4号中「主約款に定める保険金」とあるのは「定期保険特約条項、養老保険特約条項または終身保険特約条項に定める特約保険金または特約年金」と読み替え、特約保険金の支払いにあたっては、第2条第1項および第3項中第2号から第5号までの規定を準用します。

第34条（保険金の指定代理請求に関する特則）

- 1 平成20年11月1日以前に締結されたこの特約を更新する場合、この特則を適用します。ただし、主契約に指定代理請求特約が付加されている場合を除きます。
- 2 この特則を適用したこの特約については、被保険者が特約保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定したつぎの者（以下「指定代理請求人」といいます。）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、特約保険金を請求することができます。この請求があった場合には、会社はその請求者を被保険者の代理人として、特約保険金を支払うことができます。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人が法人で

ある場合を除きます。

- (1) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- 3 前項の規定により、会社が指定代理請求人に特約保険金を支払った場合には、その後重複して特約保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 4 指定代理請求人の故意によって被保険者が第2条（特約保険金の支払）第1項の規定に該当したときには、特約保険金を支払いません。
- 5 本条による特約保険金の請求、支払時期および場所については、主約款の保険金または年金の請求、支払時期および支払場所に関する規定を準用します。
- 6 保険契約者（その承継者を含みます。）は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定しまたは変更することができます。
- 7 前項の場合には、保険契約者は、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- 8 この特則が付加されたこの特約を特定疾病保障定期保険に付加する場合には、この特約の指定代理請求人は、主契約の指定代理請求人と同一とします。
- 9 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

別表1 請求書類

請求項目	請求書類
① 特約保険金 (被保険者が請求する場合)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票 (4) 被保険者の印鑑証明書 (5) 保険証券
② 特約保険金 (指定代理請求人が請求する場合)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (5) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 保険証券
③ 指定代理請求人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

(注) 会社が必要と認めたときは、被保険者の住民票に代えて被保険者の戸籍抄本の提出を求めることがあります。また、会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することができます。

介護前払特約目次

この特約の趣旨

- 第1条 (特約の締結および責任開始期)
- 第2条 (特約保険金の支払)
- 第3条 (特約保険金を支払わない場合)
- 第4条 (戦争その他の変乱の場合の特例)
- 第5条 (特約保険金の請求)
- 第6条 (特約保険金の支払の場所と時期)
- 第7条 (特約保険料の払込)
- 第8条 (特約の失効)
- 第9条 (特約の復活)
- 第10条 (特約の解約)
- 第11条 (特約の解約返戻金)
- 第12条 (特約の復旧)
- 第13条 (特約の消滅)
- 第14条 (特約の告知義務および告知義務違反による解除)
- 第15条 (特約の重大事由による解除)
- 第16条 (契約者配当)
- 第17条 (受取人の変更)
- 第18条 (法令等の改正に伴う契約内容の変更)
- 第19条 (管轄裁判所)
- 第20条 (主約款の規定準用)
- 第21条 (主契約の保険料払込方法が一時払である場合の特則)
- 第22条 (主契約に年金移行特約または5年ごと利差配当付年金移行特約が付加された場合の特則)
- 第23条 (終身保険特約が付加された保険契約の場合の特則)
- 第24条 (定期保険特約等が付加された保険契約の場合の特則)
- 第25条 (主契約に付加されている災害入院特約(87)等の取扱い)
- 第26条 (特別条件付保険特約が付加された保険契約の場合の特則)
- 第27条 (リビング・ニーズ特約とあわせて主契約に付加する場合の特則)

介護前払特約

この特約の趣旨

この特約は、被保険者が所定の要介護状態となった場合に、将来の保険金の支払いにかえて、その全部または一部を前払いすることを目的とするものです。

第1条（特約の締結および責任開始期）

- 1 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意を得て主契約の保険契約者（以下「保険契約者」といいます。）の申し出によって、主契約に付加して締結します。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、被保険者の同意を得て保険契約者から申し出があった場合、会社が承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。
- 3 この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合で、会社がこの特約の付加を承諾した場合は、承諾の日とします。
- 4 第2項の規定によってこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第2条（特約保険金の支払）

- 1 この特約の責任開始期以後、つぎの各号のいずれにも該当する場合に、会社は特約保険金を主契約の高度障害保険金の受取人に支払います。
 - (1) 特約保険金の請求日（第5条に定める請求書類が会社に到着した日をいいます。以下同じ。）が主契約の保険料払込期間経過後であること
 - (2) 特約保険金の請求日における被保険者の年齢が満65歳以上であること
 - (3) 特約保険金の請求日において、被保険者が公的介護保険制度による要介護認定または要介護更新認定を受け、別表3に定める要介護4または5の状態に該当すると認定されていること
- 2 第1項の特約保険金の支払額は、主契約の死亡保険金額のうち、会社所定の範囲内から特約保険金の受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）に基づき、請求日における会社所定の率により計算した金額とします。
- 3 特約保険金の支払にあたっては、第1項および第2項の規定によるほか、つぎに定めるところによります。
 - (1) 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、保険契約は、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとします。ただし、特約条項の解約返戻金の支払の規定にかかわらず、解約返戻金を支払いません。
 - (2) 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、保険契約は、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の解約返戻金の支払の規定にかかわらず、解約返戻金を支払いません。
 - (3) 会社は、主約款に定める保険金を支払ったかまたは支払うこととした場合には、特約保険金の支払事由が発生していたことによりその後に特約保険金の請求を受けても、これを支払いません。
 - (4) 特約保険金を支払う前に、主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。
 - (5) 主約款に規定する貸付金があるときは、支払うべき金額から、その元利合計額を差し引きます。
 - (6) 未払込保険料があるときは、支払うべき金額から、未払込保険料の合計額を差し引きます。
- 4 前3項のほか、主約款の死亡保険金および高度障害保険金の支払に関する規定を準用します。

第3条（特約保険金を支払わない場合）

保険契約者または被保険者の故意によって被保険者が第2条（特約保険金の支払）第1項の規定に該当したときには、特約保険金を支払いません。

第4条（戦争その他の変乱の場合の特例）

被保険者が、戦争その他の変乱により第2条（特約保険金の支払）第1項の規定に該当した場合、または死亡し、もしくは高度障害状態（別表2）に該当した場合に、その原因により同項の規定に該当し、または死亡し、もしくは高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に影響を及ぼすと会社が認めたときは、会社は、特約保険金を削減して支払います。

第5条（特約保険金の請求）

- 1 被保険者は、特約保険金を請求（第2条（特約保険金の支払）第2項の保険金額の指定を含みます。）する場合には、請求書類（別表1）を提出してください。
- 2 本条の特約保険金の請求については、主約款の保険金の支払いに関する規定を準用します。

第6条（特約保険金の支払の場所と時期）

特約保険金の支払時期および支払場所については、主約款の保険金の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

第7条（特約保険料の払込）

この特約は保険料の払込みを要しません。

第8条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第9条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾したときは、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活を取り扱います。

第10条（特約の解約）

保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

第11条（特約の解約返戻金）

この特約には解約返戻金はありません。

第12条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があつたものとします。
- 2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧の規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。

第13条（特約の消滅）

つぎのいずれかに該当したとき、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が消滅したとき
- (2) 主契約が延長保険に変更されたとき

- (3) リビング・ニーズ特約条項に規定する特約保険金が支払われたとき
- (4) 第2条（特約保険金の支払）第2項に定める指定保険金額の合計額が会社所定の限度に達したとき
- (5) 払済終身保険に変更された主契約が復旧したとき

第14条（特約の告知義務および告知義務違反による解除）

この特約に関する告知義務および告知義務違反による解除については、主約款の告知義務および告知義務違反による解除の規定を準用します。

第15条（特約の重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第16条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第17条（受取人の変更）

特約保険金の受取人を主契約の高度障害保険金の受取人以外の者に変更することはできません。

第18条（法令等の改正に伴う契約内容の変更）

- 1 会社は、この特約の給付にかかる公的介護保険制度の変更が将来行なわれたときには、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の支払事由を変更することができます。
- 2 前項の場合、支払事由を変更する日の2か月前までに書面にて保険契約者に郵送により通知します。

第19条（管轄裁判所）

この特約における保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第20条（主約款の規定準用）

この特約条項に別段の定めのない事項については、主約款の規定を準用します。

第21条（主契約の保険料払込方法が一時払である場合の特則）

主契約の保険料払込方法が一時払の契約にこの特約が付加された場合には、第2条（特約保険金の支払）第1項第1号中、「主契約の保険料払込期間経過後であること」とあるのを「契約日以後であること」と読み替えます。

第22条（主契約に年金移行特約または5年ごと利差配当付年金移行特約が付加された場合の特則）

この特約が付加されている主契約に年金移行特約または5年ごと利差配当付年金移行特約（以下本条において「年金移行特約等」といいます。）が付加された場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 主契約の全部を年金支払に移行する場合、この特約は年金移行特約等の年金支払開始日の前日未に消滅するものとします。
- (2) 主契約の一部を年金支払に移行する場合、主契約のうち年金支払に移行しない部分について、この特約を適用します。

第23条（終身保険特約が付加された保険契約の場合の特則）

- 1 終身保険特約が付加された保険契約の場合には、つぎに定めるところによります。
 - (1) 第2条（特約保険金の支払）第2項の死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に終身保険特約の特約死亡保険金額を合算した額とします。
 - (2) 第2条第2項に定める指定保険金額は、特約保険金の請求日における主契約および終身保険特約の死亡保険金額の割合に応じて、主契約および終身保険特約から指定されたものとします。
 - (3) 特約保険金の支払いにあたっては、第2条第3項の規定を準用します。
- 2 前項の規定にかかわらず、この特約を医療保険、医療保険(01)、新終身医療保険、新終身医療保険(01)、医療保険(08)または医療保険(2014)に付加する場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第2条第1項および第17条（受取人の変更）中「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者であるときは、保険契約者。ただし、保険契約者から申し出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、被保険者。）」と読み替えます。
 - (2) 第2条第2項の指定保険金額は、終身保険特約の特約死亡保険金額から指定されたものとします。
 - (3) 終身保険特約の特約死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、この特約の特約保険金が支払われた場合には、終身保険特約は、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。
 - (4) 終身保険特約の特約死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、この特約の特約保険金が支払われた場合には、終身保険特約は、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、終身保険特約条項の解約返戻金の支払の規定にかかわらず、解約返戻金を支払いません。
 - (5) 特約保険金の支払いにあたっては、第2条第3項中第3号から第6号までの規定を準用します。この場合、第2条第3項第3号および第4号中「主約款に定める保険金」とあるのは「終身保険特約条項に定める特約保険金」と読み替えます。

第24条（定期保険特約等が付加された保険契約の場合の特則）

つぎの各号の特約が付加された保険契約の場合には、第2条（特約保険金の支払）第3項第1号の規定にかかわらず、主契約の死亡保険金額の全部を指定保険金額として指定することはできません。

- (1) 定期保険特約
- (2) 適増定期保険特約
- (3) 養老保険特約
- (4) 収入保障特約
- (5) 適増適減設計定期保険特約

第25条（主契約に付加されている災害入院特約(87)等の取扱い）

- 1 主契約に付加されているつぎの各号の特約が、各特約の被保険者の入院中に第2条（特約保険金の支払）第3項第1号の規定により消滅した場合、特約消滅後のその継続入院は各特約の有効中の入院とみなします。
 - (1) 災害入院特約(87)
 - (2) 家族災害入院特約(87)
 - (3) 疾病入院特約(87)
 - (4) 家族疾病入院特約(87)
 - (5) 成人病入院特約(87)
 - (6) 家族成人病入院特約(87)

- (7) 女性特定がん入院特約
 - (8) 入院総合保障特約
 - (9) 家族入院総合保障特約
 - (10) 生活習慣病入院保障特約
 - (11) 家族生活習慣病入院保障特約
 - (12) 総合医療特約
- 2 主契約に付加されているつぎの各号の特約は、第2条第3項第2号の規定により保険契約が減額された場合で、主契約の保険金額（主契約に定期保険特約、遞増定期保険特約、養老保険特約、収入保障特約、遞増遞減設計定期保険特約または終身保険特約が付加されている場合には、それらの特約の保険金額、基準保険金額または年金現価を含みます。）に対する保険金額および給付金日額の割合が会社の定める限度をこえるときでも、各特約条項の減額の規定にかかわらず、各特約の保険金額および給付金日額は減額されないものとします。
- (1) 災害入院特約
 - (2) 家族災害入院特約
 - (3) 疾病入院特約
 - (4) 家族疾病入院特約
 - (5) 新災害入院特約
 - (6) 新家族災害入院特約
 - (7) 新疾病入院特約
 - (8) 新家族疾病入院特約
 - (9) 成人病入院特約
 - (10) 家族成人病入院特約
 - (11) 災害死亡特約
 - (12) 災害入院特約(87)
 - (13) 家族災害入院特約(87)
 - (14) 疾病入院特約(87)
 - (15) 家族疾病入院特約(87)
 - (16) 成人病入院特約(87)
 - (17) 家族成人病入院特約(87)
 - (18) 傷害特約
 - (19) 入院総合保障特約
 - (20) 家族入院総合保障特約
 - (21) 生活習慣病入院保障特約
 - (22) 家族生活習慣病入院保障特約
 - (23) 総合医療特約

第26条（特別条件付保険特約が付加された保険契約の場合の特則）

この特約が付加されている主契約に特別条件付保険特約が付加され、保険金削減支払法による条件が適用されている場合、保険金削減期間中に特約保険金の請求があったときは、特約保険金を支払いません。この場合、特約保険金の請求がなかったものとして取扱います。

第27条（リビング・ニーズ特約とあわせて主契約に付加する場合の特則）

この特約をリビング・ニーズ特約とあわせて主契約に付加する場合、リビング・ニーズ特約の特約保険金の請求とこの特約の特約保険金の請求を重ねて受けたときには、この特約の特約保険金の請求はなかったものとして取扱い、この特約の特約保険金は支払いません。

備考

1. 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。

2. 要介護認定

「要介護認定」とは、介護保険法第19条（平成9年12月17日法律第123号）に定義される要介護者に該当することおよびその該当する要介護状態区分についての市町村の認定をいいます。

3. 要介護更新認定

「要介護更新認定」とは、介護保険法第28条第2項（平成9年12月17日法律第123号）に定義される要介護認定の更新をいいます。

別表1 請求書類

請求項目	請求書類
① 特約保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 要介護認定の結果について記載された介護保険要介護・要支援等結果通知書または介護保険被保険者証 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票 (5) 特約保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記書類のうち不必要と認めた書類の省略をすることがあります。

別表2 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

(備考)

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

別表3 対象となる要介護4または5の状態

対象となる要介護4または5の状態とは、「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）」第1条第1項に規定するつぎの状態をいいます。

要介護4	要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態
要介護5	要介護認定等基準時間が110分以上である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態

健康体料率特約（特約用）目次

この特約の趣旨

- 第1条（特約の締結）
- 第2条（特約の保険期間）
- 第3条（対象特約の保険料率）
- 第4条（特約の失効）
- 第5条（特約の復活）
- 第6条（特約の解約）
- 第7条（特約を付加した場合の対象特約の解約返戻金）
- 第8条（特約の復旧）
- 第9条（特約の消滅）
- 第10条（喫煙状況および健康状態等に関する告知義務）
- 第11条（喫煙状況および健康状態等に関する告知義務違反による特約の解除）
- 第12条（喫煙状況に関する告知の誤りの処理）
- 第13条（特約の自動更新）
- 第14条（契約年齢の誤りの処理）
- 第15条（被保険者の喫煙状況および健康状態等が会社の定める基準に適合しなかった場合の取扱）
- 第16条（主約款等の規定の準用）
- 第17条（収入保障特約を対象特約とする場合の特則）

健康体料率特約（特約用）

この特約の趣旨

この特約は、被保険者の喫煙状況および健康状態等が会社の定める基準に適合する場合に、この特約を適用する特約の保険料率として健康体保険料率を適用し、より合理的な保障を提供することを目的とするものです。

第1条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加される定期保険特約または収入保障特約（以下「対象特約」といいます。）の締結または更新の際、保険契約者の申し出があり、かつ、被保険者の喫煙状況および健康状態等が会社の定める基準に適合するときに、会社の承諾を得て、主契約に付加して締結します。

第2条（特約の保険期間）

この特約の保険期間は、対象特約の保険期間と同一とします。

第3条（対象特約の保険料率）

主契約にこの特約と同時に付加した対象特約の保険料率は、被保険者の喫煙状況および健康状態等により、つぎの各号のいずれかの保険料率を適用します。

- (1) 非喫煙者健康体保険料率
- (2) 喫煙者健康体保険料率
- (3) 非喫煙者標準体保険料率

第4条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第5条（特約の復活）

- 1 対象特約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社が前項の規定によって請求されたこの特約の復活を承諾した場合、復活後の対象特約の保険料率は、失効前の対象特約の保険料率と同一とします。ただし、対象特約の保険料率が非喫煙者健康体保険料率の場合、この特約の復活の際の被保険者の喫煙状況および健康状態等により、復活後の対象特約の保険料率をつぎの各号のいずれかの保険料率に変更することができます。
 - (1) 喫煙者健康体保険料率
 - (2) 非喫煙者標準体保険料率
- 3 つぎのいずれかの場合には、会社の定める方法により計算した金額を授受します。
 - (1) 第1項の規定による請求時における被保険者の喫煙状況および健康状態等が会社の定める基準に適合しないため、会社がこの特約の復活を承諾しない場合で、対象特約が対象特約の特約条項の規定によって復活するとき
 - (2) 前項ただし書の規定により対象特約の保険料率を変更した場合

第6条（特約の解約）

この特約のみの解約は取り扱いません。

第7条（特約を付加した場合の対象特約の解約返戻金）

この特約を付加した場合、対象特約の解約返戻金は、第3条（対象特約の保険料率）に定める保険料率に応じて計算します。

第8条（特約の復旧）

- 1 対象特約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があつたものとします。
- 2 会社が前項の規定によって請求されたこの特約の復旧を承諾した場合、復旧後の対象特約の保険料率は、この特約が消滅する前の対象特約の保険料率と同一とします。ただし、対象特約の保険料率が非喫煙者健康体保険料率の場合、この特約の復旧の際の被保険者の喫煙状況および健康状態等により、復旧後の対象特約の保険料率をつぎの各号のいずれかの保険料率に変更することがあります。
 - (1) 喫煙者健康体保険料率
 - (2) 非喫煙者標準体保険料率
- 3 つぎのいずれかの場合には、会社の定める方法により計算した金額を授受します。
 - (1) 第1項の規定による請求時における被保険者の喫煙状況および健康状態等が会社の定める基準に適合しないため、会社がこの特約の復旧を承諾しない場合で、対象特約が対象特約の特約条項の規定によって復旧するとき
 - (2) 前項ただし書の規定により対象特約の保険料率を変更した場合

第9条（特約の消滅）

- 1 つぎのいずれかに該当したとき、この特約は消滅します。
 - (1) 対象特約がすべて消滅したとき
 - (2) 主契約の保険金額（基本保険金額、基準保険金額、基準年金額、基本年金額または基準年金月額を含みます。以下「主契約の保険金額等」といいます。）の減額または主契約に付加されている会社の定める特約の特約保険金額（特約基準保険金額または特約基準年金月額を含みます。以下「特約保険金額等」といいます。）の減額が行なわれ、減額後のつぎの(ア)と(イ)を合計した額が会社所定の金額未満となるとき
 - (ア) 主契約の保険金額等に基づき会社の定める方法で計算した金額
 - (イ) 特約保険金額等に基づき会社の定める方法で計算した金額
 - (3) 主契約に付加されている特約が消滅し、前号(ア)と(イ)を合計した額が会社所定の金額未満となるとき
- 2 前項第2号および第3号によりこの特約が消滅する場合には、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の対象特約の保険料を改めます。

第10条（喫煙状況および健康状態等に関する告知義務）

この特約の締結、復活または復旧の際、会社が被保険者の健康状態および過去1年間の喫煙状況等に関し書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に対して口頭で告知することを要します。

第11条（喫煙状況および健康状態等に関する告知義務違反による特約の解除）

- 1 保険契約者または被保険者が、前条の告知の際、会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかつたか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- 2 会社は、対象特約の特約保険金の支払事由または対象特約の保険料の払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、対象特約の特約保険金の支払事由または対象特約の保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となつた事実によらなかつたことを保険契約者、被保険者または対象特約の特約保険金の受取人が証明したときは、この特約の解除を行ないません。
- 4 この特約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所等が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険

- 者または対象特約の特約保険金の受取人に通知します。
- 5 本条の規定によりこの特約を解除したときは、会社の定める方法により、対象特約の特約保険金額を削減します。
 - 6 本条によるこの特約を解除することができない場合については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第12条（喫煙状況に関する告知の誤りの処理）

対象特約の保険料率が非喫煙者健康体保険料率または非喫煙者標準体保険料率の場合で、この特約の締結、復活または復旧に際して会社が告知を求めた第10条（喫煙状況および健康状態等に関する告知義務）の喫煙状況について、告知の誤りがあったときには、つぎのとおりとします。

- (1) 対象特約の特約保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じる前に、告知の誤りが判明した場合には、会社の定める方法により計算した金額を授受し、対象特約の保険料率をつぎの(ア)または(イ)に定める保険料率に変更します。
 - (ア) 非喫煙者健康体保険料率の場合は、喫煙者健康体保険料率
 - (イ) 非喫煙者標準体保険料率の場合は、この特約を付加しなかった場合の保険料率
- (2) 対象特約の特約保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後に、告知の誤りが判明した場合には、会社の定める方法により、対象特約の特約保険金額を削減します。

第13条（特約の自動更新）

- 1 この特約の更新は取り扱いません。
- 2 前項の規定にかかわらず、対象特約が更新される場合で、更新後の対象特約の保険期間満了の日が、この特約を締結した日からその日を含めて10年以内であるときに限り、この特約も対象特約と一緒に更新されるものとします。この場合、この特約の更新日は、この特約の保険期間満了の日の翌日とします。
- 3 前項の規定によりこの特約が更新される場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の対象特約の保険期間と同一とします。
 - (2) 更新後の対象特約の保険料率の区分は、更新前の対象特約の保険料率の区分と同一とします。
 - (3) 更新後のこの特約には、更新時の特約条項が適用されます。

第14条（契約年齢の誤りの処理）

保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、実際の年齢では健康状態等が会社の定める基準に適合しないときにはこの特約は無効とし、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の対象特約の保険料を改めます。

第15条（被保険者の喫煙状況および健康状態等が会社の定める基準に適合しなかった場合の取扱）

- 1 第3条（対象特約の保険料率）に定める保険料率により計算した対象特約の第1回保険料相当額（以下本条において「第1回保険料相当額」といいます。）を会社が受け取った後に、被保険者の喫煙状況および健康状態等が会社の定める基準に適合しないため、会社がこの特約を適用しない対象特約の申込を承諾した場合には、会社は、第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、告知の時）から、保険契約上の責任を負います。
- 2 前項の場合、保険契約者は、会社の定める方法で計算した金額を、会社の指定した日までに会社に払い込むことを要します。
- 3 前項に定める金額が会社の指定した日までに払い込まれない場合には、会社の定める方法により、対象特約の特約保険金額を削減します。

第16条（主約款等の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款および対象特約の特約条項の規定を準用します。

第17条（収入保障特約を対象特約とする場合の特則）

収入保障特約を対象特約とする場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第9条（特約の消滅）の規定のほかに、特約年金が支払われたときも、この特約は消滅するものとします。
- (2) 第11条（喫煙状況および健康状態等に関する告知義務違反による特約の解除）および第12条（喫煙状況に関する告知の誤りの処理）中、「特約保険金」とあるのは「特約年金」と、また、「特約保険金額」とあるのは「特約基準年金月額」と読み替えます。
- (3) 第15条（被保険者の喫煙状況および健康状態等が会社の定める基準に適合しなかった場合の取扱）第3項中、「特約保険金額」とあるのは「特約基準年金月額」と読み替えます。
- (4) 収入保障特約の特約条項の規定にかかわらず、年金支払満了日の繰下げは取り扱いません。

特別条件付保険特約目次

- 第1条 (特約の適用)
- 第2条 (特別条件)
- 第3条 (保険契約内容の変更の制限)
- 第4条 (その他)
- 第5条 (変額保険 (終身型) または変額保険 (有期型) に付加する場合の特則)
- 第6条 (連生終身保険に付加する場合の特則)
- 第7条 (連生終身保険 (自由設計型) に付加する場合の特則)
- 第8条 (生存給付金付連生収入保障保険に付加する場合の特則)
- 第9条 (こども保険に付加する場合の特則)

特別条件付保険特約

第1条（特約の適用）

保険契約締結の際、被保険者の健康状態、遺伝、既往症、職業等が会社の定める基準に適合しないと認められるときは、普通保険約款のほかにこの特約を適用します。

第2条（特別条件）

この特約を付加した保険契約（以下「この保険契約」といいます。）については、その危険の程度に応じて、つぎの各号のいずれかまたはそれらの併用した条件を付加します。

(1) 保険金削減支払法

被保険者が、会社の定める削減期間内に、死亡または普通保険約款に定める高度障害状態となった場合、普通保険約款の規定にかかわらず、保険金または年金の支払事由が生じた保険年度に応じて、保険金額、年金年額または年金月額につきの表の割合を乗じて得た金額を支払います。ただし、その原因が災害または別表1に定める感染症（以下「感染症」といいます。）によるときは、保険金または年金の削減はしません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	50%	100%	100%	100%	100%
2年	30%	60%	100%	100%	100%
3年	25%	50%	75%	100%	100%
4年	20%	40%	60%	80%	100%
5年	15%	30%	45%	60%	80%

(2) 特別保険料領収法

普通保険料に会社の定める特別保険料を加算した金額をこの保険契約の払込保険料とし、その払込保険料に対する解約返戻金は、この保険契約の解約返戻金の規定を適用して計算します。

(3) 年増法

被保険者の実際の契約年齢に会社所定の範囲の年数を加算した年齢をこの保険契約の契約年齢とし、その年齢に基づいて普通保険料を計算します。

(4) 特定高度障害不担保法

普通保険約款の規定により高度障害保険金（名称の如何を問わず、高度障害状態に該当したことにより支払われる年金または給付金等を含みます。以下本号において同じ。）を支払うべき場合でも、被保険者が眼球および眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含みます。）に生じた疾病（ただし、感染症を除きます。）を原因として、普通保険約款に定める高度障害状態のうち「(1)両眼の視力を全く永久に失ったとき」に該当する場合には、会社は、支払うべき高度障害保険金を支払いません。

第3条（保険契約内容の変更の制限）

1 この保険契約については、普通保険約款に定める保険契約の内容変更のうちつぎの取扱はしません。

- (1) 保険期間または保険料払込期間の変更
- (2) 特別保険料払込期間中または保険金削減期間中の払済保険または払済終身保険への変更
- (3) 特別保険料払込期間中または保険金削減期間中の延長保険への変更
- (4) 原保険契約への復旧
- (5) 保険金額の増額

2 つぎの各号のいずれかに該当する場合を除き、この保険契約は更新できません。

(1) 保険金削減支払法

この場合、更新後の保険契約には更新前の保険金削減支払方法は適用しません。

(2) 特定高度障害不担保法

第4条 (その他)

- 1 この特約を定期保険特約、物価指数特約、遅増定期保険特約、養老保険特約、収入保障特約、遅増遜減設計定期保険特約または終身保険特約付の保険契約に付加したときは、定期保険特約、物価指数特約、遅増定期保険特約、養老保険特約、収入保障特約、遅増遜減設計定期保険特約および終身保険特約についても特別条件を適用します。
- 2 前項において、収入保障特約付の保険契約に付加した場合で、特約遺族年金、特約高度障害年金またはこれらの現価を支払うときは、第2条（特別条件）第1号の規定を準用します。
- 3 この特約を年齢群団別定期保険特約付の保険契約に付加した場合で、主約款の規定により自動更新される場合には、第2条第1号中「普通保険約款」を「特約条項」に、「保険年度」を「保険年度（主契約の契約日から起算した保険年度。ただし、特約条項の規定により、主契約の更新日に付加された場合はその更新日から起算した保険年度とします。）」にそれぞれ読み替え、同号の規定を準用します。

第5条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合の特則）

この特約を変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) この特約を付加した場合で、特別保険料払込期間中または保険金削減期間中は、会社は、自動延長定期保険への変更を取り扱いません。
- (2) 第2条（特別条件）第1号中「保険金額、年金年額または年金月額につきの表の割合を乗じて得た金額」とあるのは「保険金額から変動保険金額を差し引いた金額につきの表の割合を乗じて得た金額と変動保険金額の合計額。ただし、変動保険金額が負の場合には、基本保険金額につきの表の割合を乗じて得た金額」と読み替えます。
- (3) 特別保険料領収法を適用する場合、第2条第2号の規定にかかわらず、特別保険料に対する解約返戻金はありません。
- (4) 第3条（保険契約内容の変更の制限）中「払済保険または払済終身保険」、「延長保険」とあるのは、それぞれ「定額払済終身保険または定額払済保険」、「定額延長定期保険」と読み替えます。
- (5) 特別保険料は、主契約の普通保険約款に定める特別勘定による運用はしません。

第6条（連生終身保険に付加する場合の特則）

- 1 この特約を連生終身保険に付加する場合には、主契約の第一被保険者、第二被保険者の別にこの特約を締結するものとし、本条の規定を適用します。
- 2 この特約の被保険者はつぎのとおりとします。
 - (1) 主契約の第一被保険者について締結した場合………主契約の第一被保険者
 - (2) 主契約の第二被保険者について締結した場合………主契約の第二被保険者

第7条（連生終身保険（自由設計型）に付加する場合の特則）

- 1 この特約を連生終身保険（自由設計型）に付加する場合には、主契約の第一被保険者、第二被保険者の別にこの特約を締結するものとし、本条の規定を適用します。
- 2 この特約の被保険者はつぎのとおりとします。
 - (1) 主契約の第一被保険者について締結した場合………主契約の第一被保険者
 - (2) 主契約の第二被保険者について締結した場合………主契約の第二被保険者

第8条（生存給付金付連生収入保障保険に付加する場合の特則）

- 1 この特約を生存給付金付連生収入保障保険に付加する場合には、主契約の第一被保険者、第二被保険者の別にこの特約を締結するものとし、本条の規定を適用します。

2 この特約の被保険者はつぎのとおりとします。

- (1) 主契約の第一被保険者について締結した場合………主契約の第一被保険者
- (2) 主契約の第二被保険者について締結した場合………主契約の第二被保険者

第9条（こども保険に付加する場合の特則）

この特約をこども保険に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第1条（特約の適用）中「保険契約締結の際」を「保険契約締結または保険契約者の変更の際」に、「被保険者」を「保険契約者」にそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特別条件）第1号（保険金削減支払法）中「被保険者」を「保険契約者」に、「保険金または年金」を「見舞金または年金」に「保険金額、年金年額または年金月額」を「見舞金額または年金額」にそれぞれ読み替えます。

別表1 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎〈ポリオ〉	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ〈Crimean - Congo〉出血熱	A98.0
マールブルグ〈Marburg〉ウィルス病	A98.3
エボラ〈Ebola〉ウィルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS] (ただし、病原体がコロナウィルス属SARSコロナウィルスであるものに限ります。)	U04

年金支払特約目次

この特約の趣旨

- 第1条 (特約の締結)
- 第2条 (年金基金)
- 第3条 (年金受取人)
- 第4条 (年金支払証書)
- 第5条 (年金支払日)
- 第6条 (年金の種類)
- 第7条 (年金の支払)
- 第8条 (年金の請求、支払時期および支払場所)
- 第9条 (相続人の代表者)
- 第10条 (年金受取人の変更)
- 第11条 (年金種類等の変更)
- 第12条 (解約)
- 第13条 (年金の一括払)
- 第14条 (契約者配当)
- 第15条 (契約年齢の計算)
- 第16条 (契約年齢または性別の誤りの処理)
- 第17条 (時効)
- 第18条 (特約の消滅)
- 第19条 (特約の更新)
- 第20条 (年金額の計算)
- 第21条 (管轄裁判所)
- 第22条 (主約款等の規定の準用)
- 第23条 (変額保険(終身型) または変額保険(有定期) に付加する場合の特則)

年金支払特約

この特約の趣旨

この特約は、保険契約の保険金等を年金の方法により支払い、その受取人の将来の生活の安定をはかることを目的とするものです。

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際および主契約の責任開始期以後は保険契約者の申し出により、保険金または保険期間満了時の生存給付金（以下「保険金等」といいます。）の支払事由発生後はその受取人（以下「保険金受取人」といいます。）の申し出により締結します。
- 保険金等の支払後は、この特約の締結はしません。
- 保険契約者の申し出によりこの特約を締結したときは、保険証券に表示します。
- 同一の保険金等について受取人が2人以上あるときは、それぞれの受取人について別個にこの特約を締結するものとします。

第2条（年金基金）

保険金等の支払事由が発生した時（保険金受取人がこの特約を締結したときは締結時）は、保険金等（保険金等とともに支払われる金銭を含みます。）の全部または一部を年金基金に充当します。

第3条（年金受取人）

この特約の年金受取人は、年金基金に充当された保険金等の受取人とします。ただし、保証期間付終身年金において保険金等の受取人が法人の場合には、その法人の指定した者を年金受取人とします。

第4条（年金支払証書）

第2条（年金基金）の規定により年金基金が設定されたときは、会社は、年金支払証書を年金受取人に発行します。

第5条（年金支払日）

- 第1回の年金支払日（以下「年金支払開始日」といいます。）は、会社の定める範囲内で任意に指定することができます。
- 第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の年単位の応当日とします。

第6条（年金の種類）

年金の種類は、つぎのとおりとします。

(1) 保証期間付終身年金

年金受取人が生存している間、一定額の年金を支払います。ただし、保証期間中に年金受取人が死亡した場合には、その残存期間に対する年金現価を年金受取人の法定相続人に支払います。

(2) 確定年金

年金基金を一定額の年金に分割して支払います。ただし、年金支払期間中に年金受取人が死亡した場合には、未払期間の年金現価を年金受取人の法定相続人に支払います。

第7条（年金の支払）

年金は、毎年1回第5条（年金支払日）の年金支払日に支払います。

第8条（年金の請求、支払時期および支払場所）

- 1 年金受取人は、すみやかに請求書類（別表1）を提出して年金を請求してください。
- 2 年金の請求、支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の保険金の請求、支払時期および支払場所の規定を準用します。

第9条（相続人の代表者）

- 1 第6条（年金の種類）および第18条（特約の消滅）第1項第2号の場合において年金受取人の法定相続人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。その代表者は、他の法定相続人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、会社が法定相続人の1人に対しても効力を生じます。

第10条（年金受取人の変更）

- 1 年金受取人は、保険契約者からあらかじめ反対の申し出がない限り、第2条（年金基金）の規定により年金基金が設定された後年金支払開始日前であれば、会社の定める取扱条件の範囲内で、この特約上的一切の権利義務を第三者に承継させることができます。この場合、保証期間付終身年金においては、年金支払開始日、保証期間または年金額を変更します。
- 2 本条の変更を行なったときは、年金支払証書に表示します。

第11条（年金種類等の変更）

- 1 保険契約者は、主契約の保険金等の支払事由発生前に限り、年金種類その他年金支払の内容を変更することができます。
- 2 年金受取人は、第2条（年金基金）の規定により年金基金が設定された後年金支払開始日前に限り、会社の定める取扱条件の範囲内で、年金種類その他年金支払の内容を変更することができます。ただし、保険契約者からあらかじめ反対の申し出があった場合には、この取扱はしません。
- 3 本条の変更を行なったときは、保険証券または年金支払証書に表示します。

第12条（解約）

- 1 保険契約者は、主契約の保険金等の支払事由発生前に限り、将来に向かってこの特約を解約することができます。この場合には保険証券に表示します。
- 2 年金受取人は、保険契約者からあらかじめ反対の申し出がない限り、第2条（年金基金）の規定により年金基金が設定された後、将来に向かってこの特約を解約することができます。ただし、保証期間付終身年金においては、年金支払開始日以後は解約できません。
- 3 年金受取人が年金支払開始日前にこの特約を解約したときは、解約時における年金基金の価額を支払います。
- 4 確定期金において、年金支払開始日以後に年金受取人がこの特約を解約したときは、未払期間の年金現価を支払います。

第13条（年金の一括払）

- 1 保証期間付終身年金においては、年金受取人は、保険契約者からあらかじめ反対の申し出がない限り、年金支払開始日以後保証期間中に限り、保証期間の残存期間に対する年金現価を一括して請求することができます。
- 2 前項の規定により一括払を行なった場合でも、保証期間後の終身年金はそのまま存続します。
- 3 第1項の規定により一括払を行なった場合には、年金支払証書に表示します。

第14条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第15条（契約年齢の計算）

年金受取人の契約年齢の計算は、満年で計算し、1年末満の端数は切り捨てます。

第16条（契約年齢または性別の誤りの処理）

保証期間付終身年金の年金受取人の年齢または性別に誤りのあった場合には、会社の定める方法で計算した金額を授受し、年金額を改めます。

第17条（時効）

年金その他この特約による諸支払金の支払を請求する権利は、その請求権者が、その権利行使できるようになった時から3年間請求がないときは消滅します。

第18条（特約の消滅）

つきのいずれかに該当したとき、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が保険金等の支払以外の事由により消滅したとき
- (2) 第2条（年金基金）の規定により年金基金が設定された後年金支払開始日までの間に年金受取人が死亡したとき

この場合、死亡時における年金基金の価額を年金受取人の法定相続人に支払います。

第19条（特約の更新）

- 1 主契約がその普通保険約款の規定により更新されたときは、この特約も更新されるものとします。
- 2 この特約の更新および更新後の特約の取扱については、主約款の更新に関する規定を準用します。

第20条（年金額の計算）

この特約の年金額は、年金基金設定時の会社の定める率によって計算します。

第21条（管轄裁判所）

この特約の年金または年金基金の価額の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第22条（主約款等の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款および主契約に付加されている特約の規定を準用します。この場合、主約款および主契約に付加されている特約の重大事由による解除の規定を準用してこの特約（年金受取人のみが主約款に定める反社会的勢力にかかる規定のみに該当した場合で、その年金受取人が年金の一部の受取人であるときは、この特約のうち、その受取人に対応する部分をいいます。）を解除し、その解除された部分に関し年金を支払わないときは、会社は、第12条（解約）に定める年金基金の価額もしくは未払期間の年金現価または第13条（年金の一括払）に定める保証期間の残存期間に対する年金現価を年金受取人に支払います。

第23条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合の特則）

この特約を変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合には、この特約に定める年金基金に充当された保険金等については、特別勘定による運用はしません。

別表1 請求書類

請求項目	請求書類
① 年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金支払証書
② 年金現価	(1) 会社所定の請求書 (2) その受取人および年金受取人の戸籍抄本 (3) その受取人の印鑑証明書 (4) 年金支払証書
③ 契約内容の変更 (1) 年金種類等の変更 (2) 年金受取人の変更 (3) 特約の中途付加 (4) 特約の解約	(1) 会社所定の契約内容変更請求書 (2) 保険契約者または年金受取人の印鑑証明書 (3) 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記書類のうち不必要と認めた書類の省略をすることがあります。

年金移行特約目次

この特約の趣旨

- 第1条 (特約の締結)
- 第2条 (年金受取人)
- 第3条 (年金支払日)
- 第4条 (年金の種類)
- 第5条 (年金額の計算)
- 第6条 (年金の支払)
- 第7条 (年金の請求、支払時期および支払場所)
- 第8条 (年金受取人の代表者)
- 第9条 (年金受取人の変更)
- 第10条 (年金支払移行部分および特約の解約)
- 第11条 (年金支払移行部分の年金額の減額)
- 第12条 (年金支払移行部分および特約の消滅)
- 第13条 (年金の一括払)
- 第14条 (契約者配当)
- 第15条 (管轄裁判所)
- 第16条 (主約款等の規定の準用)
- 第17条 (変額保険(終身型)に付加する場合の特則)
- 第18条 (予定利率変動型一時払終身保険または予定利率変動型一時払終身保険(無選択型)に付加する場合の特則)
- 第19条 (主契約に付加されている定期保険特約等の取扱)
- 第20条 (主契約に付加されている災害死亡特約等の取扱)
- 第21条 (主契約に付加されている災害入院特約(87)等の取扱)
- 第22条 (主契約に付加されている終身保険特約の取扱)

年金移行特約

この特約の趣旨

この特約は、すでに締結されている保険契約の全部または一部について、将来の死亡保険金等の支払いにかえて、生存保障である年金の方法により支払うことを目的とするものです。この特約を付加した保険契約の全部を年金移行した場合、主契約に付加されている特約の保険期間は、年金支払開始日の前日末に消滅します。ただし、災害入院特約(87)等の保険期間は、年金の種類が確定年金で、かつ特約の保険期間満了日が年金支払期間満了日をこえるときには、年金支払期間満了日まで短縮されます。

第1条（特約の締結）

- 1 この特約は、保険契約者から、すでに締結されている主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部または一部を年金支払に移行する旨の申し出があり、主契約の被保険者の同意を得たうえで会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。
- 2 主契約の一部を年金支払に移行する場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約者は、年金支払に移行しない部分の保険金額を指定することを要します。
 - (2) 年金支払に移行しない部分については、この特約に別段の定めがない限り、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定を適用します。この場合、「保険契約」を「保険契約のうち年金支払に移行しない部分」と読み替えます。
- 3 この特約の締結日は、主契約の保険料払込期間経過後に到来する年単位の契約応当日（主契約の保険料払込方法が一時払の場合または払済保険に変更されている場合は、契約日以後所定の期間経過後のいずれかの年単位の契約応当日）のうちから、保険契約者が指定した日とします。
- 4 第1項の規定にかかわらず、つぎの場合には、保険契約者は、この特約を締結することはできません。
 - (1) 主契約が延長保険に変更されているとき
 - (2) 年金額が会社の定める金額に満たないとき
- 5 この特約が付加された後は、つぎのとおりとします。
 - (1) 主契約のうち年金支払に移行した部分（以下「年金支払移行部分」といいます。）については、つぎの取扱を行いません。
 - (ア) 死亡保険金の支払
 - (イ) 高度障害保険金の支払
 - (ウ) 保険契約者に対する貸付
 - (2) 年金支払に移行しない部分については、主約款の規定にかかわらず、払済保険から原保険契約への復旧の取扱を行いません。
- 6 保険契約者は、この特約の締結日の2週間前までにこの特約を締結する旨の申し出を行なうこととを要します。
- 7 保険契約者の申し出によりこの特約を締結したときは、保険証券に表示します。
- 8 この特約を締結したときは、会社は、年金支払証書を年金受取人に発行します。

第2条（年金受取人）

- 1 保険契約者は、この特約の締結の際、年金受取人を指定してください。この場合、年金受取人は、保険契約者または主契約の被保険者のいずれかとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の一部を年金支払に移行するときは、年金受取人は、保険契約者とします。
- 3 保険契約者と年金受取人が異なる場合には、年金受取人は、この特約の締結日以後は、保険契約者から年金支払移行部分について保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
- 4 年金受取人が死亡したときは、新たな年金受取人が指定されるまでの間は、その死亡した年金受取人の死亡時の法定相続人を年金受取人とします。

第3条（年金支払日）

- 1 第1回の年金支払日（以下「年金支払開始日」といいます。）は、この特約の締結日とします。
- 2 第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の年単位の応当日とします。

第4条（年金の種類）

年金の種類は、つぎのとおりとします。

(1) 保証期間付終身年金

被保険者が生存している間、一定額の年金を年金受取人に支払います。ただし、保証期間中に被保険者が死亡した場合には、その残存期間に対する年金現価を年金受取人に支払います。

(2) 確定年金

年金支払期間中に被保険者が生存している間、一定額の年金を年金受取人に支払います。ただし、年金支払期間中に被保険者が死亡した場合には、未払期間の年金現価を年金受取人に支払います。

第5条（年金額の計算）

年金額は、保険契約者が指定した保険金額に基づき、つぎの金額の合計額の全部または一部を基準にして、この特約の締結日における会社の定める率により計算します。ただし、保険料の自動振替貸付または保険契約者に対する貸付があるときは、それらの元利金を、また、未払込保険料があるときはその金額を差し引きます。

- (1) 主契約の責任準備金（この特約の締結時に消滅する、主契約に付加されている特約の責任準備金を含みます。）
- (2) この特約の締結により、主契約に付加されている特約の保険期間が短縮された場合の責任準備金の清算金
- (3) この特約の締結時に減額となる、主契約に付加されている特約の責任準備金の清算金
- (4) 保険料前納金の清算金

第6条（年金の支払）

年金は、毎年1回第3条（年金支払日）の年金支払日に支払います。

第7条（年金の請求、支払時期および支払場所）

- 1 年金受取人は、すみやかに請求書類（別表1）を提出して年金を請求してください。
- 2 年金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の保険金の請求、支払時期および支払場所の規定を準用します。

第8条（年金受取人の代表者）

- 1 年金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。その代表者は、他の年金受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、会社が年金受取人の1人に対しても効力を生じます。

第9条（年金受取人の変更）

- 1 主契約の全部を年金支払に移行した場合で、年金受取人が保険契約者（その承継人を含みます。以下本条において同じ。）のときには、保険契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、年金受取人を主契約の被保険者に変更することができます。
- 2 前項の通知が会社に到達した場合には、年金受取人の変更は、保険契約者がその通知をした時から効力を生じます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の年金受取人に年金を支払ったときは、その支払後に変更後の年金受取人からすでに支払った年金の請求を受けても、会社

はこれを支払いません。

- 3 第1項の規定により年金受取人が変更された場合には、変更後の年金受取人は保険契約上的一切の権利義務を承継するものとします。
- 4 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- 5 本条の変更を行なったときは、保険証券または年金支払証書に表示します。

第10条（年金支払移行部分および特約の解約）

- 1 確定年金において、年金受取人は、将来に向かって年金支払移行部分およびこの特約を解約することができます。
- 2 年金受取人が年金支払移行部分およびこの特約を解約したときは、主約款の規定にかかわらず、未払期間の年金現価を支払います。
- 3 年金受取人が本条の解約を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。

第11条（年金支払移行部分の年金額の減額）

- 1 確定年金において、年金受取人は、年金支払移行部分の年金額の減額を請求することができます。ただし、会社は、減額後の年金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 年金受取人が本条の減額を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 年金支払移行部分の年金額の減額分は解約されたものとして取り扱います。年金額の減額分について原保険契約への復旧は取り扱いません。
- 4 本条の減額は、会社が承認した時から効力を生じます。
- 5 本条の減額を行なったときは、年金支払証書に表示します。

第12条（年金支払移行部分および特約の消滅）

確定年金において、年金支払期間が満了したときは、年金支払移行部分およびこの特約は消滅します。

第13条（年金の一括払）

- 1 保証期間付終身年金において、年金受取人は、年金支払開始日以後保証期間中に限り、保証期間の残存期間に対する年金現価を一括して請求することができます。
- 2 前項の規定により一括払を行なった場合でも、保証期間後の終身年金はそのまま存続します。
- 3 第1項の規定により一括払を行なった場合には、年金支払証書に表示します。

第14条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第15条（管轄裁判所）

この特約の年金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第16条（主約款等の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款および主契約に付加されている特約の規定を準用します。この場合、主約款および主契約に付加されている特約の重大事由による解除の規定を準用して年金支払移行部分およびこの特約（年金受取人のみが主約款に定める反社会的勢力にかかる規定のみに該当した場合で、その年金受取人が年金の一部の受取人であるときは、年金支払移行部分およびこの特約のうち、その受取人に対応する部分をいいます。）を解除し、その解除された部分に関し年金を支払わないときは、会社は、第10条（年金支払移行部分および特約の解約）に定める未払期間の年金現価または第13条（年金の一括払）に定める保証期間の残存期間に対する年金現価を年金受取人に支払います。

第17条（変額保険（終身型）に付加する場合の特則）

この特約を変額保険（終身型）に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) この特約に定める年金支払移行部分については、特別勘定による運用はしません。
- (2) 第1条（特約の締結）第2項第1号中「保険金額」とあるのは「基本保険金額」と読み替えます。
- (3) 第1条第3項および第5項第2号中「払済保険」とあるのは「定額払済終身保険」と読み替えます。
- (4) 第1条第4項中「延長保険」とあるのは「自動延長定期保険または定額延長定期保険」と読み替えます。
- (5) 第5条（年金額の計算）第1号中「主契約の責任準備金」とあるのは「主契約の積立金」と読み替えます。

第18条（予定利率変動型一時払終身保険または予定利率変動型一時払終身保険（無選択型）に付加する場合の特則）

この特約を予定利率変動型一時払終身保険または予定利率変動型一時払終身保険（無選択型）に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) この特約に定める年金支払移行部分については、主契約の予定利率の更改による年金額の増加はありません。
- (2) 第1条（特約の締結）第2項第1号中「保険金額」とあるのは「基本保険金額」と読み替えます。増加保険金額がある場合、年金支払に移行しない部分の基本保険金額に応じて増加保険金額を変更します。
- (3) 第5条（年金額の計算）第1号中「主契約の責任準備金」とあるのは「この特約の締結日における主契約の解約返戻金」と読み替えます。

第19条（主契約に付加されている定期保険特約等の取扱）

- 1 主契約に定期保険特約、遞増定期保険特約、養老保険特約、収入保障特約または遞増遞減設計定期保険特約（以下「定期保険特約等」といいます。）のいずれかが付加されている場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 主契約の全部を年金支払に移行したときは、定期保険特約等の保険期間は年金支払開始日の前日までとします。この場合、定期保険特約等は年金支払開始日の前日末に消滅したものとします。
 - (2) 主契約の一部を年金支払に移行したときは、付加されている定期保険特約等は存続します。ただし、年金支払に移行しない部分が消滅したときには、定期保険特約等は消滅します。
- 2 前項第1号の場合、定期保険特約等の責任準備金を主契約の責任準備金とともに年金額の計算基礎となる金額に含めます。ただし、保険契約者が定期保険特約等の解約返戻金を請求したときは、この限りではありません。

第20条（主契約に付加されている災害死亡特約等の取扱）

- 1 主契約に災害死亡特約および傷害特約（以下「災害死亡特約等」といいます。）のいずれかが付加されている場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 主契約の全部を年金支払に移行したときは、災害死亡特約等の保険期間は年金支払開始日の前日までとします。この場合、災害死亡特約等は年金支払開始日の前日末に消滅したものとします。
 - (2) 主契約の一部を年金支払に移行したときは、付加されている災害死亡特約等は存続します。ただし、主契約の保険金額等（主契約に定期保険特約、递増定期保険特約、養老保険特約、収入保障特約、递増递減設計定期保険特約または終身保険特約が付加されている場合には、それらの特約の特約保険金額、特約基準保険金額または年金現価を含みます。）に対する災害死亡特約等の災害保険金額の割合が、会社所定の限度をこえるときは、その限度まで災害死亡特約

等の災害保険金額を減額します。

- (3) 主契約の一部を年金支払に移行した場合で、年金支払に移行しない部分が消滅したときは、災害死亡特約等は消滅します。
- 2 前項第1号および第2号の場合、災害死亡特約等の責任準備金を主契約の責任準備金とともに年金額の計算基礎となる金額に含めます。ただし、保険契約者が災害死亡特約等の解約返戻金を請求したときは、この限りではありません。

第21条（主契約に付加されている災害入院特約(87)等の取扱）

- 1 主契約に災害入院特約(87)、家族災害入院特約(87)、疾病入院特約(87)、家族疾病入院特約(87)、成人病入院特約(87)、家族成人病入院特約(87)、女性特定がん入院特約、女性特定がん手術特約、災害通院特約、入院総合保障特約、家族入院総合保障特約、生活習慣病入院保障特約、家族生活習慣病入院保障特約、手術見舞金特約、家族手術見舞金特約または総合医療特約（以下「災害入院特約(87)等」といいます。）のいずれかが付加されている場合には、つぎのとおりとします。
- (1) 主契約の全部を年金支払に移行した場合、年金の種類が確定年金で、かつ、災害入院特約(87)等の保険期間満了日が年金支払期間満了日をこえるときには、災害入院特約(87)等の保険期間は、年金支払期間満了日まで短縮されるものとします。この場合、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
- (2) 主契約の全部を年金支払に移行した場合、保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が年金受取人であるときには、災害入院特約(87)等の規定を準用します。
- (3) 主契約の一部を年金支払に移行したときは、付加されている災害入院特約(87)等は存続します。ただし、年金支払に移行しない部分が消滅したときには、災害入院特約(87)等は消滅します。
- 2 前項第1号の場合、災害入院特約(87)等の責任準備金を主契約の責任準備金とともに年金額の計算基礎となる金額に含めます。ただし、保険契約者が災害入院特約(87)等の解約返戻金を請求したときは、この限りではありません。
- 3 前2項の規定はつぎの旧取扱特約についても適用されるものとします。
- (1) 災害入院特約
(2) 家族災害入院特約
(3) 疾病入院特約
(4) 家族疾病入院特約
(5) 新災害入院特約
(6) 新家族災害入院特約
(7) 新疾病入院特約
(8) 新家族疾病入院特約
(9) 成人病入院特約
(10) 家族成人病入院特約

第22条（主契約に付加されている終身保険特約の取扱）

- 1 主契約に終身保険特約が付加されている場合には、つぎのとおりとします。
- (1) 主契約の全部を年金支払に移行したときは、終身保険特約の保険期間は年金支払開始日の前日までとします。この場合、終身保険特約は年金支払開始日の前日末に消滅したものとします。
- (2) 主契約の一部を年金支払に移行したときは、付加されている終身保険特約は存続します。ただし、年金支払に移行しない部分が消滅したときには、終身保険特約は消滅します。
- 2 前項第1号の場合、終身保険特約の責任準備金を主契約の責任準備金とともに年金額の計算基礎となる金額に含めます。ただし、保険契約者が終身保険特約の解約返戻金を請求したときは、この限りではありません。

別表1 請求書類

請求項目	請求書類
① 第1回の年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（但し、年金受取人と同一の場合は不要。 また会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 保険証券
② 第2回以後の年金（年金の未支払分に対する年金現価の一括払を含みます。）	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（但し、年金受取人と同一の場合は不要。 また会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 年金支払証書
③ 契約内容の変更 (1) 年金種類等の変更 (2) 年金受取人の変更 (3) 特約の解約 (4) 年金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者または年金受取人の印鑑証明書 (3) 保険証券または年金支払証書

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

5年ごと利差配当付年金移行特約目次

この特約の趣旨

- 第1条 (特約の締結)
- 第2条 (年金受取人)
- 第3条 (年金支払日)
- 第4条 (年金の種類)
- 第5条 (年金額の計算)
- 第6条 (年金の支払)
- 第7条 (年金の請求、支払時期および支払場所)
- 第8条 (年金受取人の代表者)
- 第9条 (年金受取人の変更)
- 第10条 (年金支払移行部分および特約の解約)
- 第11条 (年金支払移行部分の年金額の減額)
- 第12条 (年金支払移行部分および特約の消滅)
- 第13条 (年金の一括払)
- 第14条 (年金支払移行部分の契約者配当金の割当)
- 第15条 (年金支払移行部分の契約者配当金の支払)
- 第16条 (管轄裁判所)
- 第17条 (主約款等の規定の準用)
- 第18条 (主契約に付加されている定期保険特約等の取扱)
- 第19条 (主契約に付加されている災害死亡特約等の取扱)
- 第20条 (主契約に付加されている災害入院特約(87)等の取扱)
- 第21条 (主契約に付加されている終身保険特約の取扱)

5年ごと利差配当付年金移行特約

この特約の趣旨

この特約は、すでに締結されている保険契約の全部または一部について、将来の死亡保険金等の支払いにかえて、生存保障である年金の方法により支払うことを目的とするものです。この特約を付加した保険契約の全部を年金移行した場合、主契約に付加されている特約の保険期間は、年金支払開始日の前日末に消滅します。ただし、災害入院特約(87)等の保険期間は、年金の種類が確定年金で、かつ特約の保険期間満了日が年金支払期間満了日をこえるときには、年金支払期間満了日まで短縮されます。

第1条（特約の締結）

- 1 この特約は、保険契約者から、すでに締結されている主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部または一部を年金支払に移行する旨の申し出があり、主契約の被保険者の同意を得たうえで会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。
- 2 主契約の一部を年金支払に移行する場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約者は、年金支払に移行しない部分の保険金額を指定することを要します。
 - (2) 年金支払に移行しない部分については、この特約に別段の定めがない限り、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定を適用します。この場合、「保険契約」を「保険契約のうち年金支払に移行しない部分」と読み替えます。
- 3 この特約の締結日は、主契約の保険料払込期間経過後に到来する年単位の契約応当日（主契約の保険料払込方法が一時払の場合または払済保険に変更されている場合は、契約日以後所定の期間経過後のいずれかの年単位の契約応当日）のうちから、保険契約者が指定した日とします。
- 4 第1項の規定にかかわらず、つぎの場合には、保険契約者は、この特約を締結することはできません。
 - (1) 主契約が延長保険に変更されているとき
 - (2) 年金額が会社の定める金額に満たないとき
- 5 この特約が付加された後は、つぎのとおりとします。
 - (1) 主契約のうち年金支払に移行した部分（以下「年金支払移行部分」といいます。）については、つぎの取扱を行いません。
 - (ア) 死亡保険金の支払
 - (イ) 高度障害保険金の支払
 - (ウ) 保険契約者に対する貸付
 - (2) 年金支払に移行しない部分については、主約款の規定にかかわらず、払済保険から原保険契約への復旧の取扱を行いません。
- 6 保険契約者は、この特約の締結日の2週間前までにこの特約を締結する旨の申し出を行なうことと要します。
- 7 保険契約者の申し出によりこの特約を締結したときは、保険証券に表示します。
- 8 この特約を締結したときは、会社は、年金支払証書を年金受取人に発行します。

第2条（年金受取人）

- 1 保険契約者は、この特約の締結の際、年金受取人を指定してください。この場合、年金受取人は、保険契約者または主契約の被保険者のいずれかとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の一部を年金支払に移行するときは、年金受取人は、保険契約者とします。
- 3 保険契約者と年金受取人が異なる場合には、年金受取人は、この特約の締結日以後は、保険契約者から年金支払移行部分について保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
- 4 年金受取人が死亡したときは、新たな年金受取人が指定されるまでの間は、その死亡した年金受取人の死亡時の法定相続人を年金受取人とします。

第3条（年金支払日）

- 1 第1回の年金支払日（以下「年金支払開始日」といいます。）は、この特約の締結日とします。
- 2 第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の年単位の応当日とします。

第4条（年金の種類）

年金の種類は、つぎのとおりとします。

(1) 保証期間付終身年金

被保険者が生存している間、一定額の年金を年金受取人に支払います。ただし、保証期間中に被保険者が死亡した場合には、その残存期間に対する年金現価を年金受取人に支払います。

(2) 確定年金

年金支払期間中に被保険者が生存している間、一定額の年金を年金受取人に支払います。ただし、年金支払期間中に被保険者が死亡した場合には、未払期間の年金現価を年金受取人に支払います。

第5条（年金額の計算）

年金額は、保険契約者が指定した保険金額に基づき、つぎの金額の合計額の全部または一部を基準にして、この特約の締結日における会社の定める率により計算します。ただし、保険料の自動振替貸付または保険契約者に対する貸付があるときは、それらの元利金を、また、未払込保険料があるときはその金額を差し引きます。

- (1) 主契約の責任準備金（この特約の締結時に消滅する、主契約に付加されている特約の責任準備金を含みます。）
- (2) この特約の締結により、主契約に付加されている特約の保険期間が短縮された場合の責任準備金の清算金
- (3) この特約の締結時に減額となる、主契約に付加されている特約の責任準備金の清算金
- (4) 保険料前納金の清算金
- (5) 年金支払開始日までに積み立てられた契約者配当金（年金支払開始日に支払われる契約者配当金を含みます。）

第6条（年金の支払）

年金は、毎年1回第3条（年金支払日）の年金支払日に支払います。

第7条（年金の請求、支払時期および支払場所）

- 1 年金受取人は、すみやかに請求書類（別表1）を提出して年金を請求してください。
- 2 年金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の保険金の請求、支払時期および支払場所の規定を準用します。

第8条（年金受取人の代表者）

- 1 年金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。その代表者は、他の年金受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、会社が年金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。

第9条（年金受取人の変更）

- 1 主契約の全部を年金支払に移行した場合で、年金受取人が保険契約者（その承継人を含みます。以下本条において同じ。）のときには、保険契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、年金受取人を主契約の被保険者に変更することができます。
- 2 前項の通知が会社に到達した場合には、年金受取人の変更は、保険契約者がその通知をした時

から効力を生じます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の年金受取人に年金を支払ったときは、その支払後に変更後の年金受取人からすでに支払った年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

- 3 第1項の規定により年金受取人が変更された場合には、変更後の年金受取人は保険契約上的一切の権利義務を承継するものとします。
- 4 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- 5 本条の変更を行なったときは、保険証券または年金支払証書に表示します。

第10条（年金支払移行部分および特約の解約）

- 1 確定年金において、年金受取人は、将来に向かって年金支払移行部分およびこの特約を解約することができます。
- 2 年金受取人が年金支払移行部分およびこの特約を解約したときは、主約款の規定にかかわらず、未払期間の年金現価を支払います。
- 3 年金受取人が本条の解約を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。

第11条（年金支払移行部分の年金額の減額）

- 1 確定年金において、年金受取人は、年金支払移行部分の年金額の減額を請求することができます。ただし、会社は、減額後の年金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 年金受取人が本条の減額を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 年金支払移行部分の年金額の減額分は解約されたものとして取り扱います。年金額の減額分について原保険契約への復旧は取り扱いません。
- 4 本条の減額は、会社が承認した時から効力を生じます。
- 5 本条の減額を行なったときは、年金支払証書に表示します。

第12条（年金支払移行部分および特約の消滅）

確定年金において、年金支払期間が満了したときは、年金支払移行部分およびこの特約は消滅します。

第13条（年金の一括払）

- 1 保証期間付終身年金において、年金受取人は、年金支払開始日以後保証期間中に限り、保証期間の残存期間に対する年金現価を一括して請求することができます。
- 2 前項の規定により一括払を行なった場合でも、保証期間後の終身年金はそのまま存続します。
- 3 第1項の規定により一括払を行なった場合には、年金支払証書に表示します。

第14条（年金支払移行部分の契約者配当金の割当）

- 1 会社は、契約者配当準備金のうちから毎事業年度末に、つぎの年金支払移行部分に対して、会社の定める方法により計算した契約者配当金を割り当てます。この場合、第4号の規定に該当する年金支払移行部分については、第3号の規定に該当した場合に割り当てる金額を下まわる金額とし、第2号の規定に該当する年金支払移行部分については、第4号の規定に該当した場合に割り当てる金額に、減額前の年金額に対する減額分の割合を乗じて得た金額とします。
 - (1) つぎの事業年度中に主契約の契約日の5年ごとの応当日が到来する年金支払移行部分。ただし、年金の種類が確定年金で主契約の契約日の5年ごとの応当日が到来する前に年金額の減額が行なわれる年金支払移行部分の減額部分を除きます。
 - (2) 年金の種類が確定年金でつぎの事業年度中に主契約の契約日から2年または直前の5年ごとの応当日からその日を含めて1年をこえて継続した後、年金額の減額が行なわれる年金支払移行部分。ただし、前号に該当する年金支払移行部分で主契約の契約日の5年ごとの応当日が到来した後に年金額の減額が行なわれる年金支払移行部分を除きます。
 - (3) 年金の種類が確定年金でつぎの事業年度中に年金支払期間が満了する年金支払移行部分。

またはつぎの事業年度中に被保険者の死亡により消滅する年金支払移行部分。ただし、第1号に該当する年金支払移行部分および前号に該当する年金支払移行部分の減額部分を除きます。

- (4) 年金の種類が確定年金でつぎの事業年度中に主契約の契約日から2年または直前の5年ごとの応当日からその日を含めて1年をこえて継続した後、第10条（年金支払移行部分および特約の解約）第1項の規定により消滅する年金支払移行部分。ただし、第1号に該当する年金支払移行部分および第2号に該当する年金支払移行部分の減額部分を除きます。
- 2 前項のほか、主契約の契約日から起算して所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たす年金支払移行部分に対しても、契約者配当金を割り当てることがあります。

第15条（年金支払移行部分の契約者配当金の支払）

- 1 会社は、前条第1項第1号の規定によって割り当てた契約者配当金に基づき会社の定める方法により計算した金額を、つぎの事業年度の契約応当日に年金支払移行部分が有効に継続している場合に限り、つぎの方法で分配します。
- (1) 年金受取人の選択によりつぎのいずれかにより支払います。
- (ア) つぎの事業年度の年単位の契約応当日に会社の定める方法により、年金額を定額とする年金保険（以下「増加年金」といいます。）の一時払保険料に充当し、その増加年金の年金は年金支払移行部分の年金とともに、年金受取人に支払います。
- (イ) つぎの事業年度の契約応当日から会社所定の利率により計算した利息をつけて会社に積み立てておいて、年金支払移行部分が消滅したとき、または年金受取人から請求があったときに年金受取人に支払います。
- (2) 増加年金の種類は、つぎのとおりとします。
- (ア) 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金の場合、確定年金とし、その年金支払期間の満了日は、年金支払移行部分の年金支払期間の満了日と同一とします。
- (イ) 年金支払移行部分の年金の種類が保証期間付終身年金の場合、年金支払移行部分の保証期間中は保証期間付終身年金とし、その保証期間の満了日は、年金支払移行部分の保証期間の満了日と同一とします。年金支払移行部分の保証期間経過後は終身年金とします。
- (3) 第1号の規定にかかわらず、第13条（年金の一括払）第1項の規定により、年金が一括支払されているときは、つぎの事業年度の契約応当日以後、会社所定の利率により計算した利息をつけて会社に積み立てておき、保証期間経過後、最初に支払う年金とともに年金受取人に支払います。ただし、年金の一括払が行なわれた後、残存保証期間中に、被保険者が死亡したとき、または年金受取人から請求があったときは、その時までに積み立てられた契約者配当金を年金受取人に支払います。
- 2 会社は、前条第1項第2号の規定によって割り当てた契約者配当金に基づき会社の定める方法により計算した金額を、会社所定の利率により計算した利息をつけて会社に積み立てます。この場合、積み立てた契約者配当金の支払については、前項第1号(ア)および(イ)の規定を準用します。
- 3 会社は、前条第1項第3号および第4号の規定によって割り当てた契約者配当金に基づき会社の定める方法により計算した金額を、つぎのとおり支払います。
- (1) 被保険者の死亡にともない支払うときで、同時に主契約の死亡保険金を支払うときは、主契約の死亡保険金受取人に支払います。
- (2) 前号に該当しないときには、年金受取人に支払います。ただし、年金受取人がこの特約の被保険者で、この特約の被保険者の死亡により年金支払移行部分が消滅するときは、この特約の被保険者の死亡時の法定相続人に支払います。
- 4 会社は、前3項のほか、第1項に該当した年金支払移行部分がその直後の事業年度末までに消滅したときに、会社の定めた所定の方法により計算した契約者配当金を年金受取人に支払います。
- 5 前条第2項の規定によって割り当てた契約者配当金は、前4項に準じて、会社の定める方法により支払います。

- 6 第1項および第2項の増加年金については、第10条（年金支払移行部分および特約の解約）、第11条（年金支払移行部分の年金額の減額）、第13条（年金の一括払）および前条第1項第1号から第4号までの規定を準用します。

第16条（管轄裁判所）

この特約の年金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第17条（主約款等の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款および主契約に付加されている特約の規定を準用します。この場合、主約款および主契約に付加されている特約の重大事由による解除の規定を準用して年金支払移行部分およびこの特約（年金受取人のみが主約款に定める反社会的勢力にかかる規定のみに該当した場合で、その年金受取人が年金の一部の受取人であるときは、年金支払移行部分およびこの特約のうち、その受取人に対応する部分をいいます。）を解除し、その解除された部分に関し年金を支払わないときは、会社は、第10条（年金支払移行部分および特約の解約）に定める未払期間の年金現価または第13条（年金の一括払）に定める保証期間の残存期間に対する年金現価を年金受取人に支払います。

第18条（主契約に付加されている定期保険特約等の取扱）

- 1 主契約に定期保険特約、遞増定期保険特約、養老保険特約、収入保障特約または遞増遞減設計定期保険特約（以下「定期保険特約等」といいます。）のいずれかが付加されている場合には、つぎのとおりとします。
- (1) 主契約の全部を年金支払に移行したときは、定期保険特約等の保険期間は年金支払開始日の前日までとします。この場合、定期保険特約等は年金支払開始日の前日末に消滅したものとします。
- (2) 主契約の一部を年金支払に移行したときは、付加されている定期保険特約等は存続します。ただし、年金支払に移行しない部分が消滅したときには、定期保険特約等は消滅します。
- 2 前項第1号の場合、定期保険特約等の責任準備金を主契約の責任準備金とともに年金額の計算基礎となる金額に含めます。ただし、保険契約者が定期保険特約等の解約返戻金を請求したときは、この限りではありません。
- 3 第1項第1号の場合、5年ごと利差配当特約が適用された定期保険特約等の契約者配当金を主契約の契約者配当金とともに年金額の計算基礎となる金額に含めます。ただし、保険契約者が定期保険特約等の解約返戻金を請求したときは、この限りではありません。

第19条（主契約に付加されている災害死亡特約等の取扱）

- 1 主契約に災害死亡特約および傷害特約（以下「災害死亡特約等」といいます。）のいずれかが付加されている場合には、つぎのとおりとします。
- (1) 主契約の全部を年金支払に移行したときは、災害死亡特約等の保険期間は年金支払開始日の前日までとします。この場合、災害死亡特約等は年金支払開始日の前日末に消滅したものとします。
- (2) 主契約の一部を年金支払に移行したときは、付加されている災害死亡特約等は存続します。ただし、主契約の保険金額等（主契約に定期保険特約、递増定期保険特約、養老保険特約、収入保障特約、递増递減設計定期保険特約または終身保険特約が付加されている場合には、それらの特約の特約保険金額、特約基準保険金額または年金現価を含みます。）に対する災害死亡特約等の災害保険金額の割合が、会社所定の限度をこえるときは、その限度まで災害死亡特約等の災害保険金額を減額します。
- (3) 主契約の一部を年金支払に移行した場合で、年金支払に移行しない部分が消滅したときは、災害死亡特約等は消滅します。
- 2 前項第1号および第2号の場合、災害死亡特約等の責任準備金を主契約の責任準備金とともに

年金額の計算基礎となる金額に含めます。ただし、保険契約者が災害死亡特約等の解約返戻金を請求したときは、この限りではありません。

第20条（主契約に付加されている災害入院特約(87)等の取扱）

- 1 主契約に災害入院特約(87)、家族災害入院特約(87)、疾病入院特約(87)、家族疾病入院特約(87)、成人病入院特約(87)、家族成人病入院特約(87)、女性特定がん入院特約、女性特定がん手術特約、災害通院特約、入院総合保障特約、家族入院総合保障特約、生活習慣病入院保障特約、家族生活習慣病入院保障特約、手術見舞金特約、家族手術見舞金特約または総合医療特約（以下「災害入院特約(87)等」といいます。）のいずれかが付加されている場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 主契約の全部を年金支払に移行した場合、年金の種類が確定年金で、かつ、災害入院特約(87)等の保険期間満了日が年金支払期間満了日をこえるときには、災害入院特約(87)等の保険期間は、年金支払期間満了日まで短縮されるものとします。この場合、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
 - (2) 主契約の全部を年金支払に移行した場合、保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が年金受取人であるときには、災害入院特約(87)等の規定を準用します。
 - (3) 主契約の一部を年金支払に移行したときは、付加されている災害入院特約(87)等は存続します。ただし、年金支払に移行しない部分が消滅したときには、災害入院特約(87)等は消滅します。
- 2 前項第1号の場合、災害入院特約(87)等の責任準備金を主契約の責任準備金とともに年金額の計算基礎となる金額に含めます。ただし、保険契約者が災害入院特約(87)等の解約返戻金を請求したときは、この限りではありません。
- 3 前2項の規定はつぎの旧取扱特約についても適用されるものとします。
 - (1) 災害入院特約
 - (2) 家族災害入院特約
 - (3) 疾病入院特約
 - (4) 家族疾病入院特約
 - (5) 新災害入院特約
 - (6) 新家族災害入院特約
 - (7) 新疾病入院特約
 - (8) 新家族疾病入院特約
 - (9) 成人病入院特約
 - (10) 家族成人病入院特約

第21条（主契約に付加されている終身保険特約の取扱）

- 1 主契約に終身保険特約が付加されている場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 主契約の全部を年金支払に移行したときは、終身保険特約の保険期間は年金支払開始日の前日までとします。この場合、終身保険特約は年金支払開始日の前日未に消滅したものとします。
 - (2) 主契約の一部を年金支払に移行したときは、付加されている終身保険特約は存続します。ただし、年金支払に移行しない部分が消滅したときには、終身保険特約は消滅します。
- 2 前項第1号の場合、終身保険特約の責任準備金を主契約の責任準備金とともに年金額の計算基礎となる金額に含めます。ただし、保険契約者が終身保険特約の解約返戻金を請求したときは、この限りではありません。
- 3 第1項第1号の場合、5年ごと利差配当特約が適用された終身保険特約の契約者配当金を主契約の契約者配当金とともに年金額の計算基礎となる金額に含めます。ただし、保険契約者が終身保険特約の解約返戻金を請求したときは、この限りではありません。

別表1 請求書類

請求項目	請求書類
① 第1回の年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（但し、年金受取人と同一の場合は不要。また会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 保険証券
② 第2回以後の年金（年金の未支払分に対する年金現価の一括払を含みます。）	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（但し、年金受取人と同一の場合は不要。また会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 年金支払証書
③ 契約内容の変更 (1) 年金種類等の変更 (2) 年金受取人の変更 (3) 特約の解約 (4) 年金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者または年金受取人の印鑑証明書 (3) 保険証券または年金支払証書
④ 積み立てた契約者配当金	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金支払証書

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

指定代理請求特約目次

この特約の趣旨

- 第1条 (特約の締結)
- 第2条 (特約の対象となる保険金等)
- 第3条 (保険金等の代理請求)
- 第4条 (告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知)
- 第5条 (特約保険料の払込)
- 第6条 (特約の失効)
- 第7条 (特約の復活)
- 第8条 (特約の解約)
- 第9条 (特約の解約返戻金)
- 第10条 (特約の消滅)
- 第11条 (契約者配当)
- 第12条 (指定代理請求人の変更)
- 第13条 (主約款等の代理請求に関する規定の不適用)
- 第14条 (主約款等の規定の準用)
- 第15条 (連生終身保険、連生終身保険(自由設計型)または生存給付金付連生収入保障保険に付加する場合の特則)
- 第16条 (こども保険または5年ごと利差配当付こども保険に付加する場合の特則)
- 第17条 (5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合の特則)
- 第18条 (家族災害入院特約等が付加された主契約に付加する場合の特則)
- 第19条 (年金支払特約による年金をこの特約の対象となる保険金等とする場合の特則)
- 第20条 (年金移行特約または5年ごと利差配当付年金移行特約による年金をこの特約の対象となる保険金等とする場合の特則)

指定代理請求特約

この特約の趣旨

この特約は、被保険者と受取人が同一人である保険金等の支払事由が生じた場合で、保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があるときに、保険金等の受取人に代わって所定の代理人が請求することができる目的とするものです。

第1条（特約の締結）

- 1 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意を得て主契約の保険契約者（以下「保険契約者」といいます。）の申し出によって、主契約に付加して締結します。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、被保険者の同意を得て保険契約者から申し出があった場合、会社が承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。
- 3 前項の規定によってこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第2条（特約の対象となる保険金等）

この特約の対象となる保険金、年金、給付金またはその他保険金に準じる保険給付（保険料の払込の免除を含みます。以下「保険金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約および主契約に付加されている特約（以下「各特約」といいます。）の保険金等のうち、つぎのとおりとします。ただし、すえ置かれた保険金等を除きます。

- (1) 被保険者と受取人が同一人である保険金等
- (2) 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込の免除

第3条（保険金等の代理請求）

- 1 保険契約者は被保険者の同意を得てつぎの各号の範囲内であらかじめ1人の者（以下「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。ただし、保険金等の受取人（保険料の払込の免除の場合は保険契約者。以下同じ。）が法人である場合を除きます。
 - (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者の3親等内の親族
- 2 保険金等の受取人が保険金等を請求できないつぎの各号に定める特別な事情（以下「特別な事情」といいます。）があるときは、指定代理請求人は請求書類（別表1）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、保険金等を請求することができます。この請求があった場合には、会社はその請求者を保険金等の受取人の代理人として、保険金等を支払うことができます。
 - (1) 保険金等の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - (2) 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
 - (3) その他前2号に準じる状態であると会社が認めた場合
- 3 指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において第1項の範囲内であることを要します。
- 4 保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があり、指定代理請求人が死亡している場合もしくは請求時に第1項に定める範囲外である場合または保険金等を請求できない特別な事情がある場合には、つぎの者が、請求書類（別表1）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。ただし、保険金等の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている主契約または各特約の死亡保険金もしくは遺族年金の受取人（以下「死亡保険金受取人等」といいます。）
 - (2) 前号に該当する者がいない場合または前号に該当する者が保険金等を請求できない特別な事情がある場合には、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にし

ている被保険者の戸籍上の配偶者

- (3) 前2号に該当する者がいない場合または前2号に該当する者が保険金等を請求できない特別な事情がある場合には、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- 5 前項の場合、前項第1号に該当する死亡保険金受取人等が2人以上のときは、代表者1名を定めて請求してください。その代表者は他の死亡保険金受取人等を代理するものとします。
- 6 前5項の規定により、会社が指定代理請求人または保険金等の受取人の代理人に保険金等を支払った場合には、その後重複して保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 7 故意に保険金等の支払事由（保険料の払込の免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第2項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人および保険金等の受取人の代理人としての取扱を受けることができません。
- 8 本条の保険金等の代理請求については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の保険金等の請求に関する規定を準用します。

第4条（告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知）

この特約が付加されている場合には、主契約または各特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主約款または各特約の特約条項における告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由により保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、会社は、指定代理請求人または保険金等の受取人の代理人に通知します。

第5条（特約保険料の払込）

この特約は保険料の払込みを要しません。

第6条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第7条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾したときは、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活を取り扱います。

第8条（特約の解約）

保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

第9条（特約の解約返戻金）

この特約には解約返戻金はありません。

第10条（特約の消滅）

主契約が消滅したとき、この特約は消滅します。

第11条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第12条（指定代理請求人の変更）

- 1 保険契約者（その承継者を含みます。）は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、指定代理請求人を変更することができます。

- 2 前項の通知が会社に到達した場合には、指定代理請求人の変更は、保険契約者がその通知をした時から効力を生じます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の指定代理請求人に保険金等を支払ったときは、その支払後に変更後の指定代理請求人から保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 3 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- 4 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

第13条（主約款等の代理請求に関する規定の不適用）

この特約が付加されている場合、主約款または各特約の特約条項中、指定代理請求人または保険金等の受取人の代理人による保険金等の請求に関する規定は適用しません。

第14条（主約款等の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款および各特約の特約条項の規定を準用します。

第15条（連生終身保険、連生終身保険（自由設計型）または生存給付金付連生収入保障保険に付加する場合の特則）

この特約を連生終身保険、連生終身保険（自由設計型）または生存給付金付連生収入保障保険に付加する場合には、被保険者ごとにこの特約の規定を適用します。

第16条（こども保険または5年ごと利差配当付こども保険に付加する場合の特則）

この特約をこども保険または5年ごと利差配当付こども保険に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第2条（特約の対象となる保険金等）第1項第1号中「被保険者と受取人が同一人である保険金等」とあるのは「保険契約者と受取人が同一人である保険金等」と読み替えます。
- (2) 第2条第1項第2号中「被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込の免除」とあるのは「保険料の払込の免除」と読み替えます。
- (3) 第3条（保険金等の代理請求）第1項および第4項中「被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

第17条（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合の特則）

この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第3条（保険金等の代理請求）第4項第1号中「死亡保険金もしくは遺族年金の受取人（以下「死亡保険金受取人等」といいます。）」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (2) 第3条第5項中「死亡保険金受取人等」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。

第18条（家族災害入院特約等が付加された主契約に付加する場合の特則）

この特約を家族災害入院特約、家族疾病入院特約、新家族災害入院特約、新家族疾病入院特約、家族成人病入院特約、家族災害入院特約(87)、家族疾病入院特約(87)、家族成人病入院特約(87)、家族医療特約、家族手術特約、家族通院特約、新家族終身医療特約、医療(01)用家族医療特約、医療(01)用家族災害入院特約、医療(01)用家族災害手術特約、医療(01)用家族通院特約、新終身医療(01)用家族医療特約、新終身医療(01)用家族通院特約、家族がん特約(01)、医療用家族手術見舞金特約または医療(08)用配偶者医療特約のいずれかが付加された主契約に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第2条（特約の対象となる保険金等）第1項第1号中「被保険者と受取人が同一人である保険金等」とあるのは「主契約の被保険者と受取人が同一人である保険金等」と読み替えます。

- (2) 第3条（保険金等の代理請求）第1項および第4項中「被保険者」とあるのは「主契約の被保険者」と読み替えます。

第19条（年金支払特約による年金をこの特約の対象となる保険金等とする場合の特則）

- 1 年金支払特約の年金受取人は、第1条（特約の締結）の規定にかかわらず、年金支払特約による年金の年金基金の設定日以後、会社の承諾を得てこの特約を付加し、年金支払特約による年金をこの特約の対象となる保険金等とすることができます。
- 2 前項の規定により、この特約を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第2条（特約の対象となる保険金等）をつぎのとおり読み替えます。
「第2条（特約の対象となる保険金等）
この特約の対象となる保険金、年金、給付金またはその他保険金に準じる保険給付（以下「保険金等」といいます。）は、年金支払特約による年金とします。」
 - (2) 第3条（保険金等の代理請求）中「被保険者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。
 - (3) 第3条第1項中「保険契約者は被保険者の同意を得てつぎの各号の範囲内で」とあるのは「年金受取人はつぎの各号の範囲内で」と読み替えます。
 - (4) 第8条（特約の解約）中「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。
 - (5) 第10条（特約の消滅）中「主契約」とあるのは「年金支払特約」と読み替えます。
 - (6) 第12条（指定代理請求人の変更）中「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。

第20条（年金移行特約または5年ごと利差配当付年金移行特約による年金をこの特約の対象となる保険金等とする場合の特則）

- 年金移行特約または5年ごと利差配当付年金移行特約による年金をこの特約の対象となる保険金等とする場合には、第10条（特約の消滅）中「主契約」とあるのは「年金支払移行部分」と読み替えます。

別表1 請求書類

請求項目	請求書類
① 保険金等の指定代理請求または代理請求	(1) 普通保険約款および特約条項に定める保険金等の請求書類 (2) 被保険者および指定代理請求人または代理人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人または代理人の住民票および印鑑証明書 (4) 被保険者、指定代理請求人または代理人の健康保険被保険者証の写し (5) 保険証券
② 指定代理請求人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記書類のうち不必要と認めた書類の省略することがあります。

団体扱特約

第1条（特約の適用範囲）

- 1 この特約は、会社と団体取扱契約を締結した官公署、会社、工場等（以下「団体」といいます。）に所属し、団体から給与（役員報酬を含む。）の支払を受ける者を保険契約者とする保険契約で、保険契約者、被保険者のいずれかの数が10人以上であり、その団体を通じてこの特約の適用を申し出たものに適用します。
- 2 つぎの場合にも、前項に準じ、それぞれの保険契約にこの特約を適用します。
 - (1) 団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者とする保険契約の場合
 - (2) 前項の保険契約者と前号の被保険者の数を合算（同一人の場合には1人として計算します。以下同じ。）して10人以上いる場合

第2条（契約日の特則）

この特約が適用される保険契約の契約日は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社の責任開始の日（がん保険(01)またはがん保険(2010)に付加した場合は保険期間の始期。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。ただし、契約日を基準とした場合、契約年齢が1歳上がる契約の契約日は、会社の責任開始日とします。

第3条（契約日前の事故）

会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生したときは、前条の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

第4条（保険料率）

- 1 この保険契約の保険料率は、第1条（特約の適用範囲）第1項の保険契約者の人数および第1条第2項第1号の被保険者の人数を合算した人数により、つぎのとおりとします。
 - (1) 人数が20人以上の場合 団体保険料率A
 - (2) 人数が20人未満の場合 団体保険料率B
- 2 前項の団体保険料率Aの適用を受けた場合でも、前項に規定する人数がいずれも20人未満となり、6か月を経過してもなお補充できないときは、会社は、適用する保険料率を団体保険料率Bに変更します。

第5条（保険料の払込）

- 1 第2回以後の保険料は、団体を経由して払い込んでください。この場合には、会社は、団体から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- 2 この特約が付加されている保険契約では、前納または一括払の取扱はしません。
- 3 前項にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべき特約の保険料があるときは、その保険料の前納の取扱をします。

第6条（保険料領収証）

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第7条（特約の消滅）

つぎの場合には、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約者が死亡し、または団体を脱退したとき
- (2) 団体取扱契約が解約されたとき
- (3) 第1条（特約の適用範囲）に規定する人数がいずれも10人未満となり、6か月（月払保険契約のときは3か月）を経過してなお補充できないとき

第8条（特約が消滅した保険契約の取扱）

この特約が消滅した保険契約は、個別扱の年払、半年払または月払の保険契約となります。

第9条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第10条（がん保険に付加した場合の特則）

この特約をがん保険に付加した場合には、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定を適用せずに次ぎの取扱をします。

- (1) この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の契約日の属する月の翌月1日とし、保険期間および契約年齢はその日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款の契約日を基準に計算するものとします。
- (2) 主約款の契約日から前号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づいて死亡給付金の支払事由が発生したときは、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

第11条（医療保障保険（個人型）に付加した場合の特則）

第4条（保険料率）第1項の規定にかかわらず、この特約を付加した医療保障保険（個人型）契約の保険料率は普通保険料率とします。

第12条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合の特則）

この特約を変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合には、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定は適用しません。

第13条（団体との取りきめによる取扱）

第2条（契約日の特則）、第3条（契約日前の事故）、第5条（保険料の払込）またはその他の事項について、会社と団体とが特に別の取りきめを行なった場合には、その取りきめによるものとします。

第14条（年齢群団別がん保険に付加した場合の特則）

この特約を年齢群団別がん保険に付加した場合には、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定を適用せずに次ぎの取扱をします。この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、保険期間および契約年齢は、その日を基準に計算します。

第15条（退職者に関する特則）

保険契約者または被保険者が、団体を退職したとき、会社の定める条件を満たしている場合は、第1条（特約の適用範囲）の規定にかかわらず、退職後も、この特約を適用することができます。

特別団体扱特約

第1条（特約の適用範囲）

- 1 この特約は、会社と特別団体取扱契約を締結した組合、連合会、同業団体等その団体において保険料の一括集金ができる団体（以下「団体」といいます。）の所属員または構成員を保険契約者とする保険契約で、保険契約者、被保険者のいずれかの数が10人以上であり、その団体を通じてこの特約の適用を申し出たものに適用します。
- 2 つぎの場合にも、前項に準じ、それぞれの保険契約にこの特約を適用します。
 - (1) 団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員または構成員を被保険者とする保険契約の場合
 - (2) 前項の保険契約者と前号の被保険者の数を合算（同一人の場合には、1人として計算します。以下同じ。）して10人以上いる場合

第2条（契約日の特則）

この特約が適用される保険契約の契約日は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社の責任開始の日（がん保険(01)またはがん保険(2010)に付加した場合は保険期間の始期。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。ただし、契約日を基準とした場合、契約年齢が1歳上がる契約の契約日は、会社の責任開始日とします。

第3条（契約日前の事故）

会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生したときは、前条の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

第4条（保険料率）

この特約を適用する半年払保険契約および月払保険契約の保険料率は、団体保険料率Bとします。

第5条（保険料の払込）

- 1 第2回以後の保険料は、団体を経由して払い込んでください。この場合には、会社は、団体から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- 2 この特約が付加されている保険契約では、前納または一括払の取扱はしません。
- 3 前項にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべき特約の保険料があるときは、その保険料の前納の取扱をします。

第6条（保険料領収証）

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第7条（特約の消滅）

つぎの場合には、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約者が死亡し、または団体を脱退したとき
- (2) 特別団体取扱契約が解約されたとき
- (3) 第1条（特約の適用範囲）に規定する人数がいずれも10人未満となり、6か月（月払保険契約のときは3か月）を経過してなお補充できないとき

第8条（特約が消滅した保険契約の取扱）

この特約が消滅した保険契約は、個別扱の年払、半年払または月払の保険契約となります。

第9条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第10条（がん保険に付加した場合の特則）

この特約をがん保険に付加した場合には、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定を適用せずにつぎの取扱をします。

- (1) この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の契約日の属する月の翌月1日とし、保険期間および契約年齢はその日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款の契約日を基準に計算するものとします。
- (2) 主約款の契約日から前号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づいて死亡給付金の支払事由が発生したときは、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

第11条（医療保障保険（個人型）に付加した場合の特則）

第4条（保険料率）の規定にかかわらず、この特約を付加した医療保障保険（個人型）契約の保険料率は普通保険料率とします。

第12条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合の特則）

この特約を変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合には、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定は適用しません。

第13条（団体との取りきめによる取扱）

第2条（契約日の特則）、第3条（契約日前の事故）、第5条（保険料の払込）またはその他の事項について、会社と団体とが特に別の取りきめを行なった場合には、その取りきめによるものとします。

第14条（年齢群団別がん保険に付加した場合の特則）

この特約を年齢群団別がん保険に付加した場合には、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定を適用せずにつぎの取扱をします。この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、保険期間および契約年齢は、その日を基準に計算します。

預金口座振替特約

第1条（特約の適用範囲）

- 1 この特約は、つぎの条件を満たす保険契約で保険契約締結の際、保険契約者からこの特約の適用を申し出たものに適用します。
 - (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関を含みます。）に設置してあること
 - (2) 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、当該委託機関の口座）へ保険料の口座振替を委託すること
- 2 前項の規定にかかわらず、保険契約の契約日以後、保険契約者からこの特約の適用の申し出があった場合には、保険契約が前項の条件を満たすときは、この特約を適用します。

第2条（責任開始日および契約日の特則）

- 1 この特約が適用され、第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。）から口座振替を行なう場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日（がん保険(01)またはがん保険(2010)に付加した場合は保険期間の始期。以下同じ。）とし、この日を契約日とします。ただし、月払契約の場合は、責任開始の日の翌月1日を契約日とします。
- 2 第2回以後の保険料から口座振替を行なう場合には、月払契約においては、この特約の適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。
- 3 前2項の場合、契約年齢および保険期間は契約日を基準として計算します。ただし、契約日を基準とした場合、契約年齢が1歳上がる契約の契約日は、会社の責任開始の日とします。

第3条（契約日前の事故）

会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生したときは、前条の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

第4条（保険料率）

- 1 この特約を適用する月払保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。
- 2 前項にかかわらず、主約款の規定によって、保険料の一括払を行なう場合は普通保険料率を基準として、会社所定の割り引きを行ないます。

第5条（保険料の払込）

- 1 保険料は、会社の定めた日（ただし、第2回以後の保険料は、主約款の規定にかかわらず、払込期月中の会社の定めた日。以下「保険料振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって払い込まれるものとします。ただし、保険料振替日が取扱金融機関等の休日に該当する場合は、翌営業日とします。
- 2 前項の場合、保険料振替日に保険料の払込があったものとします。
- 3 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は会社に対して、その振替順序を指定できないものとします。
- 4 この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

第6条（保険料の口座振替が不能な場合の取扱）

- 1 保険料振替日に第1回保険料の口座振替が不能となった場合には、保険契約者は、第1回保険料を会社に払い込んでください。この場合、第2条（責任開始日および契約日の特則）第1項、第13条（がん保険に付加した場合の特則）第1号、第15条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合の特則）第1号および第16条（年齢群団別がん保険に付加した場合の特則）第1号の規定は適用しません。
- 2 保険料振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能な場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 年払契約または半年払契約の場合
払込期月の翌月の保険料振替日に再度保険料の口座振替を行ないます。
 - (2) 月払契約の場合
翌月の保険料振替日に翌月分の保険料と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行ないます。
- 3 前項各号の規定による保険料の口座振替が不能な場合は、翌月以降の口座振替はしません。この場合、保険契約者は主約款に定める猶予期間内に未払込保険料を会社に払い込んでください。

第7条（指定口座または取扱金融機関等の変更）

- 1 保険契約者は、保険料の口座振替のための指定口座を同一取扱金融機関等の他の口座または他の取扱金融機関等の口座に変更することができます。この場合には、会社を通じて新たに保険料の口座振替を取扱金融機関等に委託することを要します。
- 2 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該取扱金融機関等に申し出て、他の払込方法を選択してください。
- 3 保険契約者から保険料の口座振替を委託された取扱金融機関等が、口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、保険契約者にその旨通知します。
- 4 前項の場合には、保険契約者は、会社を通じて、新たに他の取扱金融機関等に保険料の口座振替を委託してください。
- 5 指定口座または取扱金融機関等の変更に際し、その変更の手続が行なわれないまま保険料の口座振替が不能となった場合には、第6条（保険料の口座振替が不能な場合の取扱）の規定に準じて取り扱います。

第8条（特約の解約）

保険契約者は、いつでもこの特約を将来に向かって解約することができます。

第9条（特約の解除）

保険契約が第1条（特約の適用範囲）第1項の各号に定める条件を欠いたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。

第10条（特約が解約または解除された場合の取扱）

- 1 月払保険契約において、この特約が解約または解除された場合には、保険契約者は、年払または半年払の払込方法に変更する手続をしてください。
- 2 前項の場合、つぎの払込期月までの保険料に未払込分があれば、その未払込分を一時に払い込んでください。

第11条（保険料振替日の変更）

会社は、会社または取扱金融機関等の止むを得ない事情により保険料振替日を変更することができます。この場合、会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第12条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第13条（がん保険に付加した場合の特則）

この特約をがん保険に付加した場合には、第2条（責任開始日および契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定を適用せずにつぎの取扱をします。

- (1) この特約が適用され、第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。）から口座振替を行なう場合には、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日をこの保険契約の契約日とします。ただし、月払契約の場合は、第1回保険料の振替日の属する月の翌月1日を契約日とします。
- (2) 月払契約においてこの特約が適用され、第2回保険料から口座振替を行なう場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款の契約日の属する月の翌月1日をこの保険契約の契約日とします。
- (3) 保険期間および契約年齢は前2号に定める契約日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款の契約日（第1回保険料から口座振替を行なう場合は、振替日）を基準に計算します。また、その日を基準として計算した場合、契約年齢が1歳上がる保険契約の契約日は主約款の契約日とします。
- (4) 主約款の契約日から前各号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づいて死亡給付金の支払事由が生じたときは、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

第14条（医療保障保険（個人型）に付加した場合の特則）

第4条（保険料率）第1項の規定にかかわらず、この特約を付加した医療保障保険（個人型）契約の保険料率は普通保険料率とします。

第15条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合の特則）

この特約を変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合には、第2条（責任開始日および契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定を適用せず、つぎの取扱を行ないます。

- (1) 第1回保険料から口座振替を適用する場合には、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を責任開始日とし、責任開始日の属する月の翌月1日を契約日とします。
- (2) 第2回以後の保険料から口座振替を行なう場合には、主約款の規定によるものとします。

第16条（年齢群団別がん保険に付加した場合の特則）

この特約を年齢群団別がん保険に付加した場合には、第2条（責任開始日および契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定を適用せず、つぎの取扱をします。

- (1) この特約が適用され、第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。）から口座振替を行なう場合には、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日始をこの保険契約の保険期間の始期とし、この保険期間の始期の属する日を契約日とします。ただし、月払契約の場合は、この保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とします。
- (2) 月払契約においてこの特約が適用され、第2回以後の保険料から口座振替を行なう場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とします。
- (3) 保険期間および契約年齢は前2号に定める契約日を基準として計算します。また、その日を基準として計算した場合、契約年齢が1歳上がる保険契約の契約日は前2号に定める保険期間の始期の属する日とします。

第17条（責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則）

この特約を責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合には、次のとおり取り扱

います。

- (1) 責任開始の日、保険期間の始期、契約日および契約日前の事故については、責任開始期に関する特約の規定によるものとし、第2条（責任開始日および契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定は適用しません。
- (2) 第1回保険料は、責任開始期に関する特約第3条（第1回保険料の払込、猶予期間および第2回保険料の払込期月の延長）の規定にかかわらず、契約日の属する月の翌月（責任開始期の属する日の翌月1日を契約日とした月払契約の場合は契約日の属する月）の保険料振替日に口座振替を行ないます。なお、責任開始期の属する日を契約日とした月払契約の場合、第1回保険料および第2回保険料の振替日は同日となります。このとき、口座振替可能な回数分の口座振替を行ない、第1回保険料から順に払い込まれたものとします。
- (3) 第1回保険料の振替日に口座振替が不能となったとき（取扱金融機関等に対して第1回保険料の口座振替請求が行なわれなかつた場合を含みます。以下同じ。）は、第6条（保険料の口座振替が不能な場合の取扱）第1項および前号の規定にかかわらず、次の(ア)から(イ)のとおり取り扱います。
- (ア) 年払契約または半年払契約の場合、会社は、契約日の属する月の翌々月の保険料振替日に再度保険料の口座振替を行ないます。
- (イ) 月払契約の場合（責任開始期の属する日を契約日とした月払契約を除きます。）、会社は、契約日の属する月の翌月の保険料振替日に第1回保険料と第2回保険料を合わせて2か月分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に満たない場合、口座振替可能な回数分の口座振替を行ない、第1回保険料から順に払い込まれたものとします。
- (ウ) 責任開始期の属する日を契約日とした月払契約の場合、保険契約者は、契約日の属する月の翌々月末日までに、第1回保険料から第3回保険料まで合わせて3か月分の保険料を会社に払い込んでください。
- (イ) 前(ア)または(イ)の規定による口座振替が不能な場合、または前(ウ)の規定による払込がない場合には、保険契約者は、責任開始期に関する特約に定める第1回保険料の猶予期間満了日までに、第1回保険料および払込期月が到来している第2回以後の保険料を会社に払い込んでください。

預金口座振替特約（団体・特別団体・集団扱用）

第1条（特約の適用範囲）

- この特約は、会社と団体扱特約、特別団体扱特約または集団扱特約を締結した団体または集団（以下「団体等」といいます。）に属する全保険契約者が、団体等の指定する金融機関に口座をもち、かつその口座から団体等が定める方法により、団体等の金融機関口座へ振替により保険料を払い込むことができる場合に適用します。
- 保険契約者は、前項により保険料の振替を行なう口座を指定するものとし、その指定された口座を、以下「指定口座」といいます。

第2条（保険料の払込）

- この特約を付加した保険契約の保険料は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および特約の規定にかかわらず、団体等が定める保険料振替日に口座振替により払い込むものとします。
- 前項の規定により振替を行なった保険料については、会社は、保険契約者の指定口座から引き落とされた日に保険料の払い込みがあったものとします。ただし、指定口座から引き落とされた保険料が、実際に会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者の申し出によりその保険料の引き落としが取り消された場合には、本項の規定による引き落としがなかったものとし、その保険料について、会社は、保険契約上の責任を負いません。

第3条（特約の失効）

- 保険契約者が、団体等の指定する金融機関の指定口座を解約したときは、その保険契約についてこの特約は効力を失います。
- 団体扱特約、特別団体扱特約または集団扱特約が効力を失ったときはこの特約も効力を失います。

第4条（主約款および特約の規定の準用）

この特約に別段定めのない場合には、主約款および団体扱特約、特別団体扱特約または集団扱特約の規定を準用します。

第5条（退職者に関する特則）

保険契約者が団体を退職した後も、引き続き団体扱特約が適用される保険契約については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- 第1条（特約の適用範囲）第1項中、「団体扱特約、特別団体扱特約または集団扱特約を締結した団体または集団（以下「団体等」といいます。）に属する全保険契約者」とあるのは「団体扱特約を締結した団体を退職した保険契約者」と読み替えます。
- 第1条第1項、第2条（保険料の払込）第1項および第3条（特約の失効）第1項中、「団体等」とあるのは「団体」と読み替えます。
- 第3条第2項、第4条（主約款および特約の規定の準用）中、「団体扱特約、特別団体扱特約または集団扱特約」とあるのは、「団体扱特約」と読み替えます。

保険料クレジットカード払特約

第1条（特約の適用）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法〈経路〉にかえて、会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限ります。
- 会社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行なうものとします。

第2条（契約日の特則）

- 主契約締結の際にこの特約を付加する場合、この特約が適用される月払保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始日（年齢群団別がん保険、がん保険(01)またはがん保険(2010)に付加した場合は、保険期間の始期。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、この日を基準として計算します。ただし、契約日を基準とした場合、契約年齢が1歳上がる契約の契約日は、会社の責任開始日とします。
- 会社の責任開始日から契約日の前日までの間に、会社が主約款および特約の規定に基づく保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、会社の責任開始日を契約日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、その日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と精算します。

第3条（保険料率）

この特約を適用する月払保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

第4条（保険料の払込）

- 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）をクレジットカードにより払い込む場合は、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なったうえで、クレジットカードによる保険料の払込を承諾したとき（会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社がクレジットカード利用票を作成したとき）に、会社が第1回保険料を受け取ったものとします。
- 前項の場合、会社が、保険契約の申込を承諾したときは、会社の責任開始日を保険契約者に通知します。ただし、会社所定のクレジット利用票を使用した場合を除きます。
- 第2回以後の保険料をクレジットカードにより払い込む場合は、その保険料は、主約款の規定にかかわらず、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なったうえで、払込期月中の会社の定めた日に、会社に払い込まれるものとします。
- この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。
- 保険契約者は、カード会社の会員規約等に従い、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
- 会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なった後でも、つぎのすべてを満たす場合には、その払込期月中の保険料（第1回保険料を含みます。）については、第3項（第1回保険料の場合は第1項）の規定は適用しません。
 - 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき
 - 保険契約者がカード会社に対して、保険料相当額を支払っていないとき

7 前項の場合、会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。

第5条（クレジットカード等の変更）

- 1 保険契約者は、クレジットカードを同一のカード会社が発行する他のクレジットカードに変更することができます。また、クレジットカードを発行しているカード会社とは別のカード会社が発行しているクレジットカードに変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。
- 2 保険契約者は、あらかじめ会社に申し出ることにより、クレジットカードによる保険料の払込を中止して、他の保険料の払込方法〈経路〉に変更することができます。
- 3 提携カード会社が保険料のクレジットカード支払の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、クレジットカードを別のカード会社の発行するクレジットカードに変更するか、他の保険料の払込方法〈経路〉を選択してください。

第6条（特約の消滅）

- 1 つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 保険契約が消滅または失効したとき
 - (2) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (3) 他の保険料の払込方法〈経路〉に変更したとき
 - (4) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき
 - (5) 会社がクレジットカードの有効性等を確認できなかったとき
 - (6) カード会社がクレジットカードによる保険料払込の取扱を停止したとき
- 2 前項第4号ないし第6号の場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、他の保険料の払込方法〈経路〉への変更を行なってください。

第7条（主契約の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第8条（がん保険へ付加した場合の特則）

- 1 この特約をがん保険に付加した場合には、第2条（契約日の特則）の規定を適用せずにつぎの取扱をします。
 - (1) この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の契約日の属する翌月1日とし、保険期間および契約年齢はその日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款の契約日を基準に計算するものとします。
 - (2) 主約款の契約日から前号の契約日の前日までの間に、主たる被保険者が、がん以外の事由で死亡したときは、主約款の死亡給付金の支払事由に該当したものとして取り扱います。
- 2 この特約をがん保険に付加した場合には、第4条（保険料の払込）の規定中「責任開始日」とあるのは「主約款の契約日」と読み替えます。

責任開始期に関する特約

(この特約の趣旨)

この特約は、第1回保険料（第1回保険料充当金を含みます。以下同じ。）の払込を責任開始期の要件とせず、会社が保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負うことを目的としたものです。

第1条（特約の適用）

- 1 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者から申し出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に主契約に付加して適用します。
- 2 この特約を付加した主契約が更新された場合、更新後の主契約にはこの特約は付加されません。

第2条（責任開始期および契約日）

主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時を主契約の責任開始期（会社の保険契約上の責任が開始する時をいいます。ただし、がん保険(01)またはがん保険(2010)に付加した場合は、この時を保険期間の始期とします。以下同じ。）とし、その時の属する日を契約日とします。
- (2) 前号にかかわらず、月払契約の場合は、責任開始期の属する日の翌月1日を契約日とします。ただし、契約日を基準とした場合、契約年齢が1歳上がる契約はこの限りではありません。
- (3) 契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、本条第1号または第2号に定める契約日を基準として計算します。ただし、責任開始期の属する日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて保険金、給付金もしくは年金（名称の如何を問いません。以下「保険金等」といいます。）の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生したときは、責任開始期の属する日を契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として再計算します。
- (4) 前号ただし書に定める再計算の結果、保険料に超過分があるときは、会社はその超過分を保険契約者に払い戻します。また、保険料に不足分があるときは、保険契約者はその不足分を会社に払い込んでください。ただし、支払うべき保険金等があるときは、保険料の不足分をその保険金等から差し引きます。

第3条（第1回保険料の払込、猶予期間および第2回保険料の払込期月の延長）

- 1 保険契約者は、第1回保険料を、つぎに定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
第1回保険料の払込期月は、責任開始期の属する日からその日の属する月の翌々月末日までとします。
- 2 第1回保険料の払込については、第1回保険料の払込期月の翌月初日から末日までの猶予期間があります。
- 3 第2条（責任開始期および契約日）第2号ただし書または第3号ただし書の規定により月払契約の責任開始期の属する日を契約日としたときは、主約款の規定にかかわらず、第2回保険料の払込期月は、第1回保険料の払込期月まで延長されるものとします。

第4条（第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合）

- 1 第1回保険料が払い込まれないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに主約款および特約の規定に基づいて保険金等の支払事由が生じた場合には、会社は、第1回保険料を支払うべき保

険金等から差し引きます。ただし、第2回以後の保険料について、主約款および特約の規定に基づいて差し引くべき未払込保険料がある場合は、第1回保険料と合わせて支払うべき保険金等から差し引きます。

- 2 前項の場合、支払うべき保険金等が第1回保険料（前項ただし書に定める未払込保険料を含みます。以下本項において同じ。）に不足するときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料を払い込んでください。第1回保険料の払込がない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき保険金等を支払いません。
- 3 第1回保険料が払い込まれないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに主約款および特約の規定に基づいて保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（主約款および特約の規定に基づいて払い込むべき第2回以後の未払込保険料がある場合は、その未払込保険料を含みます。以下本項において同じ。）を払い込んでください。第1回保険料の払込がない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

第5条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）

- 1 第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料の払込がないときは、主契約およびこれに付加された特約を無効とします。ただし、前条第1項に該当し、かつ、前条第2項に該当しない場合を除きます。
- 2 本条の規定によって主契約およびこれに付加された特約を無効とした場合、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。

第6条（特約の解約）

この特約のみの解約は取り扱いません。

第7条（第1回保険料の払込前の保険契約の解約返戻金）

第1回保険料の払込前の主契約およびこれに付加された特約には解約返戻金はありません。

第8条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第9条（5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合には、第2条（責任開始期および契約日）中、「被保険者」とあるのは「被保険者および保険契約者」と読み替えます。

第10条（連生終身保険（自由設計型）に付加した場合の特則）

この特約を連生終身保険（自由設計型）に付加した場合には、第2条（責任開始期および契約日）中、「被保険者」とあるのは「第一被保険者および第二被保険者」と読み替えます。

第11条（無選択加入特則が付加された5年ごと利差配当付個人年金保険または無選択型終身保険に付加した場合の特則）

この特約を無選択加入特則が付加された5年ごと利差配当付個人年金保険または無選択型終身保険に付加した場合には、第2条（責任開始期および契約日）中、「保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時」とあるのは「保険契約の申込を受けた時」と読み替えます。

情報端末による保険契約の申込等に関する特約

この特約の趣旨

この特約は、会社の定める携帯端末等の情報処理機器（以下「情報端末」といいます。）を利用して保険契約の申込手続を行なうことを目的としたものです。

第1条（特約の適用）

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者から申し出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- この特約を付加した主契約が更新された場合、更新後の主契約にはこの特約は付加されません。

第2条（保険契約の申込に関する事項）

保険契約者は、保険契約申込書への記載にかえて、情報端末に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、会社に送信することによって、保険契約の申込をすることができるものとします。

第3条（告知義務）

主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主契約に付加された特約の特約条項の告知義務の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者は、書面による告知にかえて、情報端末に表示され、会社が告知を求めた事項について、情報端末に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社に送信することによって、告知することができるものとします。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で、会社が書面で質問した事項についてはその書面により、告知してください。

第4条（契約年齢または性別の誤りの処理）

この特約を適用した場合、主約款および特約条項の契約年齢または性別の誤りの処理の規定中「保険契約申込書に記載された」とあるのを「情報端末による保険契約の申込等に関する特約に定める情報端末の保険契約の申込画面に表示された」と読み替えます。

第5条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

特約

情報端末による保険契約の申込等に関する特約

MEMO

お問い合わせ・ご相談などについて

- ①生命保険のお手続きやご契約に関するお問い合わせ、ご意見・ご要望は各窓口までご連絡ください。
- 契約者ご本人様（保険金・給付金のご請求は受取人様）からお願いします。
 - 保険証券番号、契約者氏名、生年月日、住所、電話番号をお知らせください。
 - お手続きには保険証券は欠かせないものです。保険証券は大切に保管してください。
 - 各お問い合わせ窓口の営業日・受付時間につきましては、当社ホームページをご覧ください。

ご用件	お問い合わせ窓口								
■お手続き、お問い合わせ全般（保険金・給付金請求は除く） お手続き例 <table border="1"><tr><td>① 転居、町名変更、通信先変更</td><td>⑤ ご契約内容の変更、解約</td></tr><tr><td>② 名義変更、受取人変更、改姓</td><td>⑥ ご契約内容のお問い合わせ</td></tr><tr><td>③ 保険証券紛失</td><td>⑦ その他お手続き</td></tr><tr><td>④ 保険料振替口座の変更</td><td></td></tr></table>	① 転居、町名変更、通信先変更	⑤ ご契約内容の変更、解約	② 名義変更、受取人変更、改姓	⑥ ご契約内容のお問い合わせ	③ 保険証券紛失	⑦ その他お手続き	④ 保険料振替口座の変更		カスタマーセンター  携帯PHS OK® 0120-563-506
① 転居、町名変更、通信先変更	⑤ ご契約内容の変更、解約								
② 名義変更、受取人変更、改姓	⑥ ご契約内容のお問い合わせ								
③ 保険証券紛失	⑦ その他お手続き								
④ 保険料振替口座の変更									
■保険金・給付金請求のお手続きに関するお問い合わせ ・保険金・給付金などのご請求受付、お問い合わせ	カスタマーセンター (保険金・給付金請求ダイヤル)  0120-528-170								
・先進医療給付金のご請求手続きに関するお問い合わせ 先進医療関係の保障に加入され、先進医療の受療を検討されている方または先進医療をすでに受療された方がご利用いただけます。 ※医療相談や医療情報のご提供、医療機関のあっせんなどは行いません。	先進医療請求デスク  0120-665-780								
■ご意見・ご要望のあるお客さま	お客さま相談室  0120-273-211								

- ②当社のお手続きに関する事項や貸付利率などの諸利率、各種情報につきましては、当社ホームページをご覧ください。

<http://www.himawari-life.co.jp>

当社ホームページでは 24 時間 365 日いつでも以下の手順・ご契約内容照会等ができます。

- 住所変更、保険料控除証明書再発行
- ご契約内容照会、保険料振替口座の変更、改姓、受取人の変更に関する書類郵送（ホームページからあらかじめご登録が必要です）

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことを記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。
特に以下の項目の

○お申し込みの撤回（クーリング・オフ制度）について	12
○健康状態などの告知について	13
○保障の開始時期（責任開始期）について	14
○保険金などをお支払いできない場合	15
○保険料のお払込み、ご契約の失効・復活について	16
○解約と解約返戻金について	17
○現在のご契約の解約等を前提とするお申し込みについて	17

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことながらですので、告知および保険料の受領など募集代理店・営業社員の役割も含めて、ご説明の中でおわかりになりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

なお、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保管し、ご利用ください。

終身保険

お客さまのご契約に関する各種お手続きやお問い合わせ窓口

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命カスタマーセンター

お手続き、お問い合わせ全般
(保険金・給付金請求は除く)

保険金・給付金請求のお手続き

 0120-563-506  0120-528-170

受付時間／月～金 9：00～18：00、土 9：00～17：00

(日曜日、祝日および 12/31～1/3 は営業しておりません)

(平成 27 年 12 月 1 日現在)

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社

〒163-8626 東京都新宿区西新宿 6-13-1 新宿セントラルパークビル

Tel.03-6742-3111 (代表)

ホームページアドレス <http://www.himawari-life.co.jp>

お問い合わせ先